

# 東京国際大学論叢

## 人間科学・複合領域研究

### 第1号

#### 論 文

- 「股関節でとらえる」動作を探る …………… 奥田 功夫…… 1  
 ——ゴルフのダウンスイングにおける左足地面反力の分析——
- 体幹動作の自己コントロールが姿勢の安定性に及ぼす即時効果… 三好 英次…… 15  
 ——大学生女子スポーツ選手を対象として—— 岩田 真一
- 三島事件の心的機序の研究 …………… 安岡 真…… 25  
 ——「仮面の告白」の虚偽を中心にして——
- インターネット時代における児童ポルノの所持と  
 被害弁償（2・完） …………… 隅田 陽介…… 57  
 ——アメリカ合衆国の近時の状況及び 18 U.S.C. § 2259 の解釈を中心に——

#### 研究ノート

- 一般の人たちが地域で歴史を書くとき …………… 高田 知和…… 85  
 ——沖縄県の「字誌」編集者へのインタビュー——
- e-Learning による反転授業の試み …………… 河村 一樹…… 99  
 ——演習（1）のアカデミックスキル教育での適用——
- 長期間にわたるレジスタンストレーニングが、  
 一般中年男性の脂質プロフィールに与える影響 …………… 赤池 行平…… 119
- 「体づくり運動アプリ Episode 1」を用いた中学校1学年  
 体づくり運動の指導効果に関する実践事例研究 …………… 木原 慎介…… 133  
 ——運動習慣の形成・継続に着目して——

#### 資料（史料）紹介

- 大学スポーツ界におけるスカウト活動に関する研究 …………… 上代 圭子…… 141  
 持田紀与美  
 三科 真澄  
 城戸絵理沙  
 高木 彩圭  
 古葉 隆明



# 東京国際大学論叢

人間科学・複合領域研究

第1号



# 「股関節でとらえる」動作を探る

——ゴルフのダウンスイングにおける左足地面反力の分析——

奥 田 功 夫

## **A study of “Catching Weight Shift through the Hip Joint”: Analysis of the Changes for the Left Foot Ground Reaction Force during the Downswing Phase in Golf Swing**

OKUDA, Isao

### Abstract

The purpose of this study was to clarify the motion of “catching weight shift through the hip joint” during a golf swing. Six learner golfers (LG) and six skilled golfers (SG) who were claimed by an experienced professional coach to be “catching weight shift through the hip joint” participated in this study. A three dimensional motion analysis system including eight high-speed cameras and two force platforms was used for the data collection. Selected variables were analyzed during the downswing motion to reveal the differences between the two groups. The variables included 1) maximum left foot ground reaction force (LGRF) and timing of its appearance, 2) direction of LGRF vector relative to the hip joint, 3) velocity of LGRF vector dissecting onto the horizontal plane of the pelvis at the left hip joint level.

The results were as follows: 1) The SG showed earlier timing and higher magnitude of developing the maximum LGRF than the LG; 2) Most of the SG showed similar patterns for the LGRF vector dissecting onto the horizontal plane of the pelvis at the hip joint level. In particular, the LGRF vector moved an oval or a linear fashion with its longer axis parallel to the anterior-posterior direction of the pelvis; 3) The velocity of the LGRF vector dissecting onto the horizontal plane of the pelvis at the hip joint level that was faster than 8 cm/sec and slower than 4 cm/sec appeared significantly longer period of time in the late downswing motion in the SG than the LG.

Further investigation is needed to promote a better understanding of the motion of “catching weight shift through the hip joint” by utilizing advanced analytical methods and increasing the number of participants.

*Key words:* timing, kinematic chain, golf skill

キーワード：タイミング，運動連鎖，ゴルフスキル

## 目 次

- I. 諸言
- II. 方法
  - 1. 被験者
  - 2. 実験
    - 2.1 試技と測定方法
    - 2.2 スイングの局面分け
    - 2.3 データの算出項目と方法
      - 2.3.1 座標系の定義
      - 2.3.2 地面反力
      - 2.3.3 XYプロット図とその図上での速度変化
    - 2.4 統計処理とデータの表記
- III. 結果
  - 1. ダウンスイング時間と地面反力の最大値
  - 2. XYプロット図とその図上での速度変化
- IV. 考察
- V. まとめ

## I. 緒 言

身体動作のコツやその動作のよしあしを表現する言葉として腰にまつわる言語は多く、「腰を入れる」や「腰を切る」などは広く使われている。スポーツ界においても、運動における動作の力強さや速さを表す言葉として、それらの言葉は度々使われることがある。そのようなことから、腰の使い方はスポーツ運動中の身体動作の良し悪しを決定するひとつの要因であると言える。腰は解剖学的には、左右の寛骨と仙骨から形成される骨盤を指すが、骨盤そのものは剛体であり、腰が動くためには骨盤を下方より支えている大腿骨と骨盤との間にある股関節には動きが生じる。股関節は球関節であることから、屈曲・伸展、外転・内転、内旋・外旋と多方向への動きが可能であり、動きの方向性において自由度が高いことが特徴である。しかし、その反面そのような自由度が高いことや球関節であることがゆえに、スポーツ活動においては正確に動作をコントロールすることの難しさが伴うと考えられる。

これまでに、ゴルフスイング運動におけるスイングパフォーマンスの優劣を決定する要素の一つとして、下肢の動作を適切に行うことの重要性が多くの研究により報告されてきた。Bunn (1972) はスイング運動において、地面に近い下肢から運動を始動させること、そしてそこで得られた力を上肢やゴルフクラブに伝達することで、より速いスイングスピードが得られることを“Summation of speed principal theory”によって提唱した。ゴルフではティショット（そのホール

の一番初めに打つショット)で大きな飛距離を得ることは良いスコアを達成するための重要な要素であり、そのときに主に使われる1番ウッド(ドライバー)を使用した時のスイングスピードを高めるための先行研究は多い。下肢による仕事量の総和がゴルフスイングのクラブヘッドスピードを決定する重要な因子であることや (McNally *et al.*, 2014), ボールの飛距離を伸ばすには比較的大きな床反力を得ることが重要であること、そのためのスイングパワーの多くが下肢に由来することなどが明らかにされてきた (Hume *et al.*, 2005)。これらの研究からも、ゴルフスイング動作においては、下肢の動作方法がスイングパフォーマンスの優劣を決定する重要な要因であることがいえる。

そのように、スイング運動においては腰を含めた下肢の動きが重要であるにも関わらず、下肢と上肢をつなぐ股関節の動きや力の伝達に関する運動学および動力学的なデータは少ない。プロゴルファー(全員が右利き)を対象としたゴルフスイング中の下肢の動作特性では、ダウンスイング中の左膝関節の中心と左大転子の飛球方向への変位の大きさと速度はインパクト直前まで右側のそれらを先行していることや、左股関節におけるトルク発揮はダウンスイング前半では屈曲と外転であるが中期以降は伸展と内転へ変化しているとの報告がある(野澤むつこ他, 2009)。同様にプロゴルファーを対象とした研究報告では、スイング動作中の股関節と腰椎がスイングの回旋運動に果たす役割を明らかにしているが、股関節がダウンスイング中に果たす役割はバックスイング中のそれよりも大きいことが明らかにされた (Mun *et al.*, 2015)。

スイング運動中のバランスや体重移動の方法について、これまでの先行研究では、身体運動中のバランスを評価する方法として足圧中心を測定する方法が一般的に用いられてきた。足圧中心のスイング中における移動の速さとクラブヘッドスピードには相関性があることや (Ball and Best, 2007), スイング中の足圧中心と身体重心点の変化では、プロゴルファーとアマチュアゴルファーを比較した場合、プロゴルファーの動的バランスが優れていることが明らかにされている (Choi *et al.*, 2015)。これらの先行研究から、スイング技術の要素として身体重心を動かすタイミングと身体重心の支え方が重要であると考えられる。

ゴルフスイング中の身体重心は、基本的に、アドレス時に身体のほぼ中央にあり、バックスイング動作中に右足方向に移動し(右利きの場合)、そのままトップオブバックスイングをむかえ、ダウンスイング動作の開始に伴って左足方向に移動し、ボールインパクトを迎える。ゴルフスイングは両足を地面に着けたまま行う運動であるために、他のスイングスポーツと比較して大きくはないが、並進運動による重心の移動を運動エネルギーとして活用することによって大きな運動量を得ることができる。これについて宮下らは(1992)「並進運動を前足で止めるときに、体の重心を外れた力が地面から足に働き重心を減速させることで上肢を効率的に回転させている」と述べている。つまり、スイング動作の中で右足から左足へ移動する重心を左足で受け止める技術は、スイング運動の中で非常に重要な要素であるといえる。

スポーツの動作を習得する上で、指導者が運動中の動作感覚を言語で表すことは一般的である。その中のひとつとして、打撃動作においては、「身体の左側に壁を作る」という言葉がある。増田は、「身体の左側に壁を作る動作」を、質量のある道具と身体が同じ方向に動き、そののちに身体だけが動かない壁にぶつかると、運動量保存の法則から身体の運動量は道具へと転化されると説明している(増田正美, 1995)。つまり、スイング運動において身体の回旋運動を急激に止めることによって、道具のヘッドスピードは増すのである。

「身体の左側に壁を作る」と類似する言葉としてゴルフの指導書や雑誌等に度々見られる「股関節でとらえる」という表現もスイング動作における運動のコツを表す言葉の一つとして使われて

いる。これはスイングの指導において、股関節に焦点を当て、その使い方と体重移動の方法を伝えるときに使われる指導言語である。ゴルフスイング運動中の前足の役割として、宮下や増田が指摘するように後ろ足から前足へ重心が移動する並進運動を止める働きがある。そこで本研究では、「股関節でとらえる」という言葉が持つ意味を、股関節を基準として地面反力ベクトルの方向が変化する方向と速度を科学的手法によって分析し明らかにする。「股関節でとらえる」ことができていないゴルファーは、スイング動作のダウンスイング期において左足からの地面反力を効率的に運動エネルギーへと転換できていると考えられることから、地面反力ベクトルの方向が変化する方向と速度には「股関節でとらえる」ことができていないゴルファーと比較して違いがあると考えられる。本研究の仮説として、「股関節でとらえる」ことを習得している上級者では、ダウンスイングの前半では骨盤を素早く回旋運動させるために左足地面反力ベクトル方向の速度変化は早くなると考えた。また、ダウンスイングの後半では左足地面反力ベクトルの方向の速度変化は重心移動を受け止めるために左股関節回りで遅くなると考えた。

## Ⅱ. 方 法

### 1. 被験者

本研究の趣旨である「股関節でとらえる」技術をゴルファーが習得しているかについては、東京国際大学ゴルフ部コーチの判断を参考として実験参加者を2つのグループに分けた。2つのグループは、ゴルフスイングを習得中の男性ゴルフ初級者6名（以下初級者群とする）（年齢20.5歳±1.1歳、身長174.6 cm±2.7 cm、体重64.3 kg±8.7 kg、全員が右利き）と大学ゴルフ部に所属する男性ゴルフ上級者6名（以下上級者群とする）（年齢20.8歳±1.4歳、身長172.6 cm±6.0 cm、体重66.0 kg±8.5 kg、全員が右利き）である。初級者6名は、高校生までに野球やテニス等のスイングスポーツに部活動として参加をした経験がないこと、さらに大学体育実技のゴルフクラスを取得もしくは取得中であることを条件とした。研究の参加者には、研究の目的とその参加に伴うリスクについて十分説明し、同意が得られる場合に研究参加の同意書に署名・捺印した上で実験に参加してもらった。参加者には未成年者が含まれたことから、未成年に対する対応を含め、東京国際大学「学術研究倫理審査」（承認番号：H27-11）の承認を得て実施した。なお、本研究に用いた動作分析の測定手法は全て非接触型の測定であること、また、この測定への参加は強制ではなく一旦引き受けても、途中で辞退できる旨を説明した。なお、全ての参加者の身長、体重は、実験開始時に測定した。

### 2. 実験

#### 2.1 試技と測定方法

実験は、東京国際大学ゴルフサイエンスラボラトリーを使用した。実験設備のスイングエリアは床にマットが敷かれ、防護ネットで周囲が覆われていることから参加者が安全にスイングできる環境であった。実験で使用したゴルフクラブは、初級者グループは研究者によって準備されたドライバーとし、上級者では本人が普段使用しているドライバーとした。ボールはR&A（全英ゴルフ協会）の規格に合格したものを使用した。服装は、カメラがマーカをしっかりと捉えるために、身体にフィットする運動着を着用することで着衣によってマーカへの撮影を妨げないように配慮した。

実験を始める前には、ウォームアップとしてストレッチ運動と練習スイングの時間を20分設け、

実験参加者の準備が整ってから測定を行った。実験参加者にはゴルフスイングを5試行行わせ、その中で参加者の主観的な観点からスイング動作が最も良かったと思われる1試行を実験データとして選択した。

動作学的データを測定するために、リアルタイムモーションキャプチャシステム Oqus System (Qualisys AB社製) を使用し、8台のハイスピードカメラ (Qualisys AB 社製) によってサンプリング周波数500 Hzでスイングデータを収集した。なお、データの収集を行う前にはキャリブレーションを行い、モーションキャプチャシステムの座標位置の範囲の精度が全て1 mm以下であることを確認してから測定を行った。動作学的データを収集するうえで必要となる反射マーカーは、直径13 mmの球形反射マーカーをゴム製の台座に取り付けたものを両面テープで参加者の身体に貼り付けた。マーカーを貼り付けた身体部位は、解剖学モデルに倣い、以下の20点とした(左第1中足骨骨頭、右第1中足骨骨頭、左第5中足骨骨頭、右第5中足骨骨頭、左踵骨後面、右踵骨後面、左外果、右外果、左内果、右内果、左大腿骨内側上果、右大腿骨内側上果、左大腿骨外側上果、右大腿骨外側上果、左大転子、右大転子、左上前腸骨棘、右上前腸骨棘、左上腕骨外果、左橈骨茎状突起)。反射マーカーはその他にも、左右の脚の大腿部と下腿部にそれぞれ、クラスターマーカーセット(4つの反射マーカーをプラスチック板に貼り付けたもの)をゴムバンドによって巻きつけた(Fig. 1)。取り付け位置は大腿部では大腿骨の大転子と外果の中心点となる大腿部の外側、下腿部では大腿骨外果と踝外果の中心点となる下腿部の外側とした。さらに、ゴルフク



Fig. 1 Reflective marker placement for this study.

ラブのシャフト上で、グリップの最下部からから10 cmの位置と、クラブヘッド最上部からから10 cmの位置、クラブヘッドの上面の中心点にマーカーを取り付けた。本実験ではゴルフクラブのクラブヘッドとボールがスイング中に接触するタイミングを確認する必要があることから、ゴルフボール全体に反射シートを貼り付けてひとつのマーカーとして定義した。実験参加者に取り付けられたマーカーの合計は42個であった。

スイング運動中の力学的データの測定には2台のフォースプラットフォーム（ベルテック社製）を用い、サンプリング周波数2000Hzで右、左それぞれの脚からの地面反力データを収集した。なお、3次元座標と地面反力のデータはモーションキャプチャーシステムに付属するA/Dボードを介してQualisys Track Manager（QTM, Qualisys AB社製）ソフトを用いて同期した。

## 2.2 スイングの局面分け

本研究ではダウンスイング動作に焦点を当てて解析を行うことが目的であることから、ダウンスイング動作中のデータのみを分析した。ゴルフスイングでは、アドレスの静止位置からバックスイングの始動が行われ、その最終局面であるトップの位置が現れるが、クラブヘッドがバックスイング運動のトップの位置で切り返しをするときの静止位置からクラブヘッドがボールに接触した時点のボールインパクトまでをデータとして使用した。はじめに、記録された画像データをもとに統合分析ソフトSMARTAnalyzer（BTS社製）を用いて、ダウンスイング運動中のデータを取り出した。次に、それぞれの実験参加者がダウンスイングに要した時間について算出した。さらに、ダウンスイング動作に要した時間がそれぞれの参加者で異なることから、ダウンスイングに要した時間を100%としてデータを規格化し統計処理を行った。

## 2.3 データの算出項目と方法

### 2.3.1 座標系の定義

運動学的なデータは、モーションキャプチャーシステムで得られた画像データからQTMを用いて42箇所の反射マーカーに対する座標データの定義付けをおこなった。その後DLT（Direct linear transformation: 直接線形変換）法を用い、3次元座標データを算出した。QTMによって得られたデータはc3dファイルに置き換えられ、SMARTAnalyzerを用いて左足地面反力と左股関節との関係について分析を行った。動作分析をする際のセットアップにおいて、参加者の身体の前方向をX軸（前がプラス、後ろがマイナス）、打撃方向をY軸（打撃方向をプラス、打撃と反対方向をマイナス）、鉛直方向をZ軸（上方向をプラス、下方向をマイナス）するグローバル座標系を設定した。

測定された3次元座標値をもとに骨盤座標系を構築し、さらにその骨盤座標系をもとに以下のDavisプロトコルを用いて股関節の仮想マーカーを構築した（Vaughan *et al.*, 1999）（Fig. 2）。

$$P_{\text{Hip}} = P_{\text{Sacrum}} + (0.598)(\text{ASIS Breadth})U_{\text{Pelvis}} + / - (0.344)((\text{ASIS Breadth})V_{\text{Pelvis}} - (0.290)((\text{ASIS Breadth})W_{\text{Pelvis}})$$

Davisプロトコルにおける仙骨（Sacrum）マーカーを作成するために、本研究では左上後腸骨棘及び右上後腸骨棘を用いて、その中点を仙骨マーカーとした。さらに、骨盤座標系の水平面と平行かつ左股関節仮想マーカーの中心点と交差する面（以下、股関節XY面（XY plane at the hip joint）とする）をSMARTAnalyzer上で構築した（Fig 3）。SMARTAnalyzerにはフォースプラットフォームからの地面反力ベクトル上で任意に指定した距離に点を作成する機能を有していること

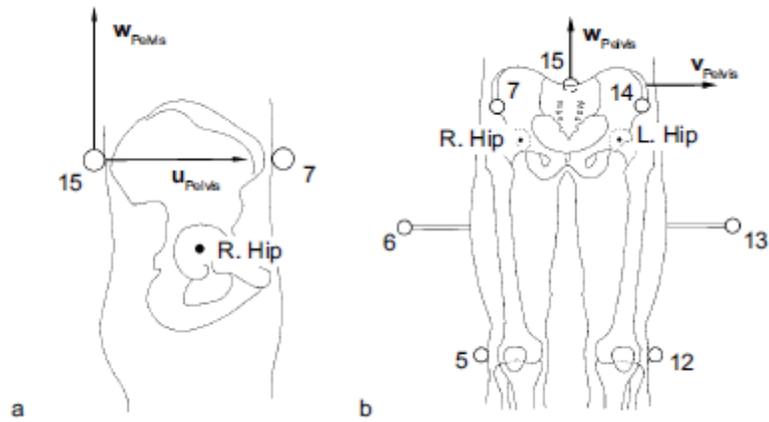


Fig. 2 The three makers (7: RASIS, 14: LASIS, 15: Sacrum) which define the position of the pelvis in 3-D space: (a) lateral view, (b) anterior view. The uvw reference system may be used to predict the position of the right and left hip. (Reproduced from Vaughan *et al.* 1999)

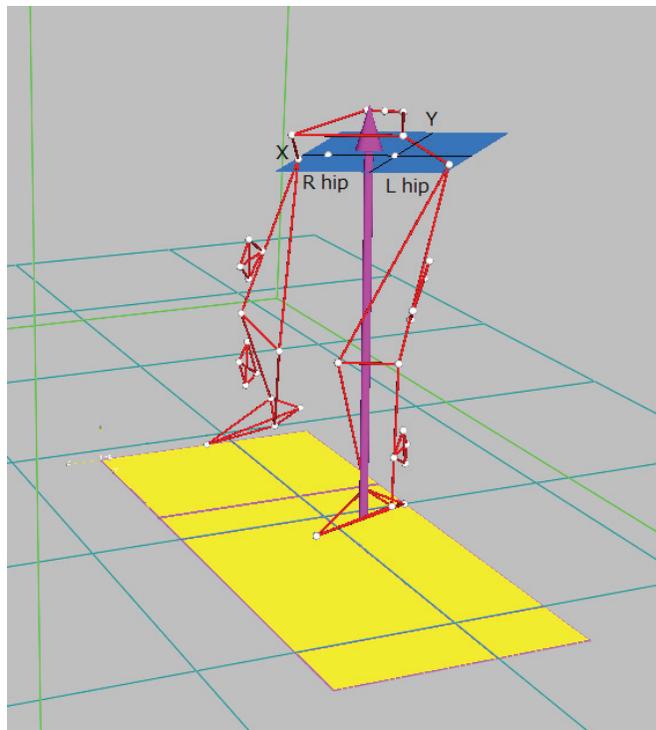


Fig. 3 Schematic representation of the XY plane at the hip joint (L hip: Virtual left hip joint, R hip: Virtual right hip joint)

から、まずフォースプラットフォームの足圧中心（点P0）から地面反力ベクトルの向きに2 mの距離の位置に点を作成した（点P1）。その後、点P0と点P1を骨盤座標系のXY面に投射し、点P0と点P1の座標を絶対座標系から骨盤座標系に座標変換を行った。骨盤座標系に於ける点P0および点P1のX座標とY座標は、それぞれZ座標を独立変数とした1次方程式で表せることから、点P0-1と点P1-1を通る直線の骨盤座標系に於ける傾きと切片を求めた。さらに、上記の1次方程式の独立変数（Z座標）に、Davis プロトコルから  $[-(0.290) \times (\text{左右のASIS間の距離})]$  切片を求めて代入し、股関節面上のXおよびY座標を算出した。データ処理の際には構築された股関節仮想マーカーの中心点を股関節中心として定義した。

### 2.3.2 地面反力

実験参加者には左右の足をそれぞれに対応したフォースプラットフォームの上でスイング動作を行わせ地面反力の測定をした。地面反力の大きさは測定値を体重で規格化した値とした。左足からの地面反力の値が最大を示した時を左足地面反力最大値とした。

### 2.3.3 XYプロット図とその図上での速度変化

ダウンスイング動作中における左足地面反力の方向の変化を分析するために、左足地面反力ベクトルが股関節XY面と交差する点の時系列変化を求めた。左足地面反力ベクトルが股関節XY面と交差する点を算出するように、SMARTAnalyzerを用いてプログラムを作成した。SMARTAnalyzerでは算出されたデータは、左股関節中心を原点として身体の左右方向をX軸（股関節から左方向つまり体の外側がマイナス、右方向つまり体の中心がプラス）、前後方向をY軸（前方向がプラス、後ろ方向がマイナス）とする座標上にスイングの時系列に従ってプロットした（以下、プロットした点をXYプロット点、プロットした図をXYプロット図とする）。骨盤座標系の基準となる骨盤は、ダウンスイング運動中には、前後、左右、及び上下方向へ動いていることから、この股関節XY面も骨盤の動きに同調して動いているが、本研究では左足地面反力の向きと股関節XY面との相対的な位置関係を分析した。それぞれの実験参加者において股関節XY面にプロットをした点は、ダウンスイングに要した時間を規格化したことから0から100の101点となった。

次に、ダウンスイング動作中における左足地面反力の方向の速度を分析するために、上述の101点を用いてダウンスイングを時間上で100の等分された区間に分けた。XYプロット図上の各点が次の点まで移動した距離（cm）をその移動に費やした時間（ダウンスイング時間の100分の1秒）で割ることによって、それぞれの区間の速度を求めた。それぞれの実験参加者における最大速度と最小速度、速度が毎秒8 cm以上になった区間の数と毎秒4 cm以下になった区間の数についてダウンスイングの前半（0～50%）と後半（51～100%）に分けて両群の間で比較した。

## 2.4 統計処理とデータの表記

初級者群と上級者群での違いを明らかにするために、測定されたデータはそれぞれの群で平均値を求めt検定法を行った。なお、統計学的有意水準は5%以下とし、統計処理には、IBM SPSS Statistics Version 23を用いた。

## Ⅲ. 結 果

### 1. ダウンスイング時間と地面反力の最大値

ダウンスイングに要した時間や最大地面反力の大きさとそれが現れるタイミングには両群間に有意な差が見られた（Table 1）。上級者群ではダウンスイングに要した時間が平均0.28秒であっ

Table 1 Downswing time and Maximum LGRF. (LGRF: Left Foot Ground Reaction Force)

	Learner (n=6)	Skilled(n=6)	P	SD
Downswing Time (sec)	0.47±0.05	0.28±0.03	0.001	*
Downswing Percent Time at Maximum LGRF (%)	89.7±0.09	68.9±0.06	0.001	*
Maximum LGRF by Body Weight (BW)	1.05±0.20	1.37±0.19	0.018	*

\* P &lt; 0.05

たのに対して、初級者群では平均0.48秒であった。また、ダウンスイングを開始して地面反力が最大値に達するタイミングでは、上級者群ではダウンスイング動作中の平均68.9%で現れるが、初級者群ではそのタイミングが遅れ89.7%で現れた。さらに、地面反力の最大値も、上級者群では体重比で平均1.37倍の力が発揮されているが、初級者群においては体重比1.05倍であった。

## 2. XYプロット図とその図上での速度変化

左足地面反力ベクトルが股関節XY面と交差する面の上で交わった点について、その時系列的変化をダウンスイング開始（図中：Top）からボールインパクト（図中：Im）までの時間を百分分してデータをプロットし、XYプロット図を作成した。XYプロット図の例を上級者群および初級者群から1例ずつ示す（Fig. 4, Fig. 5）。

実験参加者全員のプロット図を作成し両群の間で比較すると、それぞれの群にはいくつかの特徴があることが確認された。Fig. 4に上級者の1例を示す。そこでは、地面反力ベクトルの向きは股関節を基点として、ダウンスイング開始から、骨盤の後方（Y-）及びやや左外側方向（X-）に向かう。その後は急激なカーブを描いてY軸上で正負の成分が反転し、骨盤の前方（Y+）及び中心（X+）に向かう。さらにそのまま移動を続けて左股関節の中心点をかすめ、最後にボールインパクトを迎える。上級者群では、ベクトルの方向が変化するパターンは類似しており、Y軸方向に長くX軸方向に短い楕円形、もしくはY軸方向に長い直線的な図形となる。Y軸上で正負が転じる際のカーブの大きさやその方向が変わるタイミング等に違いはあるが、上級者群6名の中でFig. 3と同様のパターンを示したものは5名であった。

一方、初級者群のXYプロット図では6名に共通するパターンは見受けられなかった。Fig. 5に初級者のXYプロット図の1例を示す。地面反力ベクトルの向きはダウンスイング開始から上級者群と同様に骨盤の後方に向かうが（Y-）、上級者とは反対に（X+）中心に向かって移動する。その後は急激にカーブを描いてY軸での正負の成分が反転し、骨盤の前方（Y+）及び左外側方向（X-）に向かう。その後はX軸で骨盤の中心（X+）に向かい、そのまま進行を続けて股関節の中心点をかすめ、最後にボールインパクトを迎える。初級者群においても上級者群のXYプロット図例（Fig. 4）と同様のパターンを示す者が1名いたが、左足地面反力ベクトルが最大値に達するタイミングはダウンスイング中の103%、つまりボールインパクト後であった。

Fig. 6に、ダウンスイングの0%から100%におけるXYプロット図の速度の時系列な変化を示した。上級者群では、すべての実験参加者がダウンスイング前半で8 cm/sec以上に達し、その後に速度は低下する傾向を示した。また、ダウンスイングの後半では再びその移動速度は8 cm/sec以上に達し70%～90%付近で速度が減じている。一方、初級者群においては、ダウンスイング前半で8 cm/sec以上に達するものは1例だけであった。また、ダウンスイングの後半では8 cm/sec以上に達したあと速度は減じているが、そのタイミングは上級者群と異なり85%付近であった。全般的に速度の変化を観察しても、ダウンスイング後半での速度の変化はあまり見られず、上級者群の多くが示したような二峰性を示す者は1例のみであった。

XYプロット図上での速度に関する統計学的データをTable 2に示す。その最大速度および最小速度には両群の間には統計学的には有意な差が見られなかった。しかし、ダウンスイングの前半に、その速度が連続的に8 cm/sec以上になった区間の数は上級者群においては平均で16.5区間であったのに対して、初級者群では0.5区間であり、統計学的に有意な差を示した ( $p = 0.005$ )。ま

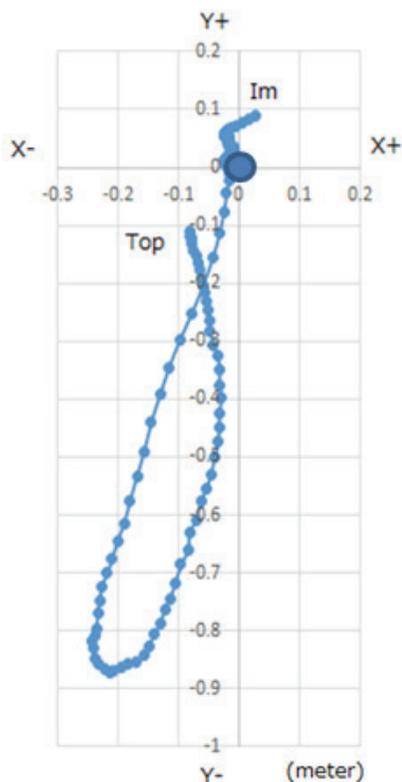


Fig. 4 An example of LGRF vector dissecting onto the horizontal plane of the pelvis at the hip joint level in a skilled golfer. (Top: Top of the back swing, Im: Ball impact, ●: Hip joint)

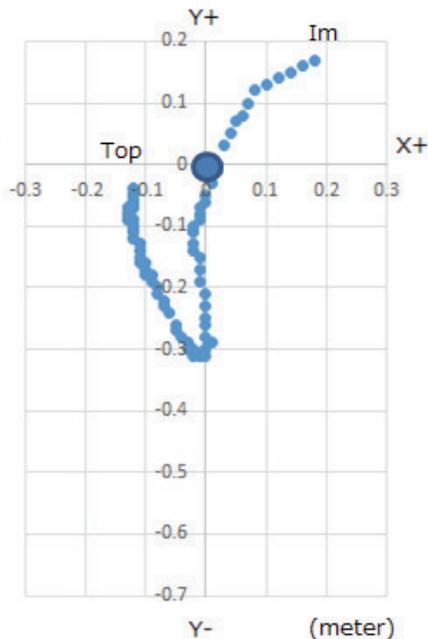


Fig. 5 An example of LGRF vector dissecting onto the horizontal plane of the pelvis at the hip joint level in a leaner golfer. (Top: Top of the back swing, Im: Ball impact, ●: Hip joint)

Table 2 Variables of the velocity on the XY plot diagram.

	Learner (n=6)	Skilled (n=6)	P	SD
Maximum Velocity on XY Plot (cm/s)	9.21±3.89	15.41±6.1	0.062	
Minimum Velocity on XY Plot (cm/s)	1.73±0.89	1.09±1.27	0.338	
Number of XY Plot Velocity Higher Than 8cm/sec before 50%	0.50±1.22	16.50±8.14	0.005	*
Number of XY Plot Velocity Higher Than 8cm/sec after 50%	4.33±5.39	13.16±4.91	0.014	*
Number of XY Plot Velocity Lower Than 4cm/sec after 50%	6.66±7.09	20.16±10.81	0.029	*

\* P< 0.05

た、ダウンスイングの後半に、その速度が連続的に8 cm/sec以上になった区間の数は上級者群においては平均で13.2区間であったのに対して、初級者群では4.3区間であり、統計学的に有意な差を示した ( $p = 0.014$ )。さらに、ダウンスイングの50%以降の時間帯において、その速度が連続的に4 cm/sec以下になった区間の数は上級者群においては20.2区間であったのに対して、初級者群では6.7区間であり統計学的に有意な差を示した ( $p = 0.029$ )。

#### IV. 考 察

はじめに、ダウンスイングの時間と左足地面反力ベクトルの最大値、及びそれが現れるタイミングにおいては、先行研究同様に上級者と初級者の間には違いがあるという結果を得た。スイングの技術と最大地面反力が現れるタイミングには関連性があること (Okuda *et al.*, 2010, Queen *et al.*, 2013) や、スイング中の足圧中心の移動の速さとクラブヘッドスピードには相関性があること (Ball and Best, 2007) が報告されているが、本研究結果からも左足地面反力の最大値と、それがダウンスイング動作の中で現れるタイミングがスイング動作における重要な一因であることが確認された。

次に、股関節XY面上において左足地面反力の方向が変化するパターンにおいて、上級者群の5名には一定の特徴があることが明らかにされた。地面反力ベクトルの方向は、上級者群ではダウンスイングを開始したあと、左足地面反力の方向は股関節XY面上で骨盤後方に大きく移動しながら骨盤の左外側に楕円を描くようにカーブをして骨盤前方へ向きを変えて股関節中心に向かう。上級者の1名については方向が変化するとき、楕円形ではなく直線的であったが、ダウンスイングの中期あたりでY軸の上で正負の成分が逆転をしていた。野沢らによると、プロゴルファーの左股関節におけるトルク発揮はダウンスイング前半では屈曲と外転であるが中期以降は伸展と内転へ変化していると報告されている (野澤むつこほか, 2009)。また、Lynn (2012) らはダウンスイング動作における地面反力のせん断力の前後および左右成分がゴルフのレベルによって違いがあることを指摘しており、上級者ではダウンスイングの前半にせん断力は身体の後方および左外側に向かいそのちに身体の内側に向かうと報告している。本研究の結果はこれらの報告と一致しており、ダウンスイングの前半と後半では左足地面反力は左股関節に対して骨盤の前後方向において正反対の力を与えていることが理解できる。これらのことからダウンスイング動作中の左足には、ダウンスイングの前半と後半では異なる役割があることが推察できる。

XYプロット図の速度の変化からは、上級者群では8 cm/sec以上の速度を連続的に記録した区間の数はダウンスイングの前半と後半ともに、また4 cm/sec以下の速度を連続的に記録した区間の数も後半においてその数が有意に多いことが明らかとなった。これは上級者群においては、ダウンスイング運動中に早く動く時期とゆっくり動く時期をコントロールしている結果であると考えられる。上級者では初級者と比較してダウンスイングの時間が短く、重心移動のタイミングも早く行われており (Queen *et al.*, 2013, Hume *et al.*, 2005), より短い時間の中でダウンスイング動作における並進運動や身体の回旋運動を行っていることが推測できる。本研究結果からも、上級者群ではダウンスイングの前半において地面反力の向きの変化は早く連続し、後半にゆっくりと連続しているという特徴を示した。一方、初級者群においてはダウンスイングの前半に速度が毎秒8 cm以上になる区間の数は少なかった (6名中5名は0区間)。

ダウンスイング後半に見られるXYプロット図上での速度の減少は、すべての実験参加者の結果に見られる特徴であった。しかし、上級者群においてはXYプロット図の速度が毎秒4 cm以下に

なった区間が有意に多いことや、Fig. 6にあるようにそれが主に70～90%の区間に見られた。一方、初級者群においてはXYプロット図の速度が毎秒4 cm以下になった区間が有意に少ないことや、Fig. 7にあるようにそれが主に85%の区間に見られた。これらのことから、ダウンスイング後半に地面反力ベクトルの向きの変化を安定させる時間の長さやタイミングにおいて違いがある

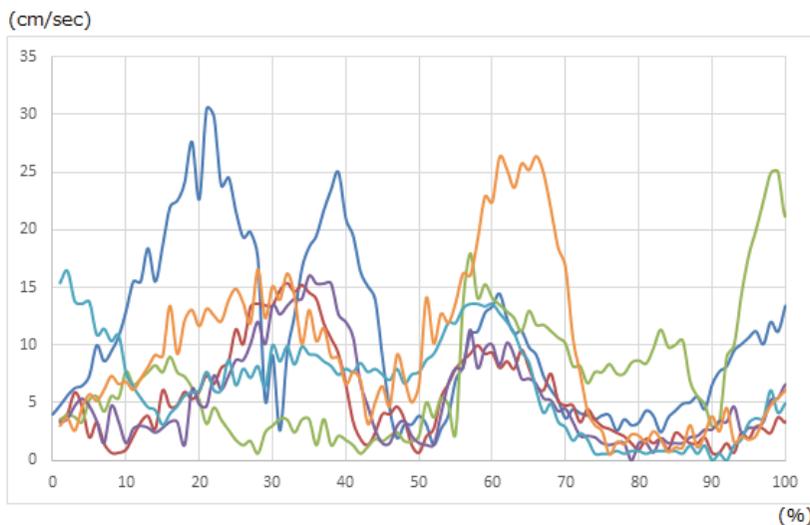


Fig. 6 Changes for the velocity of LGRF on the horizontal plane of the pelvis at the hip joint level in the skilled group.

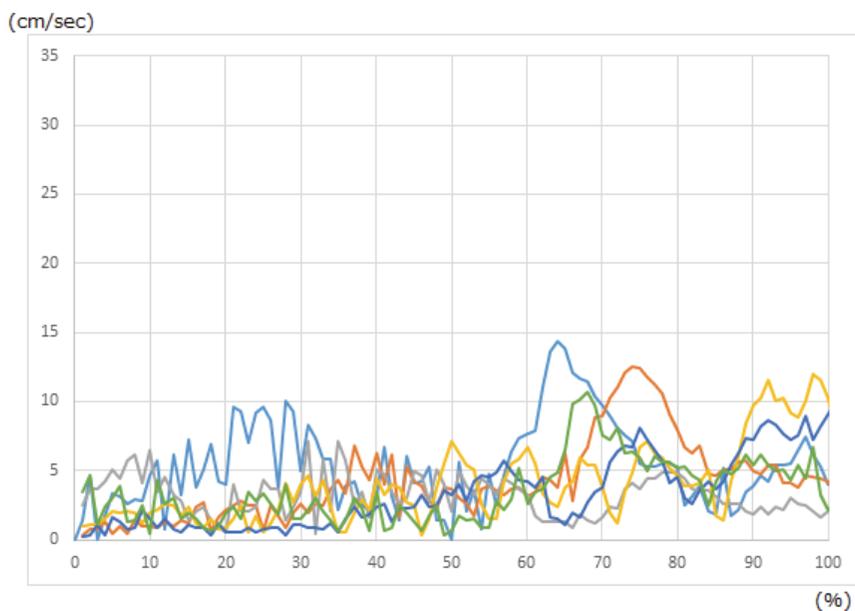


Fig. 7 Changes for the velocity of LGRF on the horizontal plane of the pelvis at the hip joint level in the learner group.

ことが明らかとなった。

ゴルフのダウンスイング動作中の左足には並進運動を止めることでスイング運動の運動効率を上げる役割があるが、骨盤とその上部に位置する上半身をスイング方向に回旋する動きにも左足の役割が大きく関与していると考えられる。ダウンスイングをはじめた直後に上級者は骨盤をスイング方向に回旋させるが、その時に股関節は屈曲位から伸展方向に動き、足関節の底屈と膝関節の伸展を伴いながら足部で地面を前方（つま先方向）に力を与える。それは、上級者群においてダウンスイング前半でのXYプロット図の速度が連続的に毎秒8 cmなる区間の長さに表示されていたと考えられる。さらに、ダウンスイング後半ではそのように骨盤の後方に向けられた力を短時間の間に股関節近辺に戻して並進運動による運動エネルギーを受け止めていたと考える。つまり、上級者において地面反力の方向はダウンスイングの前半で骨盤の後方に大きく離れるが（Fig. 4の例では90 cmほど）、その位置では並進運動による運動エネルギーを受け止めることはできず、股関節付近の力を受け止められる位置に戻さなければならない。これらの動きがXYプロット図上のダウンスイング後半における、早い速度の区間と遅い速度の区間の数の差に表れていたと考える。

「股関節でとらえる」動作を探求した本研究の結果は、その感覚的な言語を科学的に説明した証明のひとつではないかと考えられる。本研究では、モーションキャプチャーシステムを用いてゴルファーの股関節の高さに水平面を構築し、地面反力のベクトルがその面と交差する点からプロット図を作成するという新たな研究方法を用いた。これにより、ゴルファーが左足を使って力を向けた方向とその時間やスピードの変化、力の方向と左股関節の位置関係が明らかにされたことは「股関節でとらえる」という動作を理解する上で重要な記録であると考えられる。今後の研究課題として、本研究で用いたXYプロット図の速度の変化に加え、地面反力の大きさが股関節からの距離においてどのように変化するかについても、ダウンスイングの時間系列の中で分析をすることが必要であると考えられる。また、本研究では若年層の男性ゴルファーを被験者として用いたが、その年代のゴルファーと比較してスイングスピードに劣る他の年齢層や女性においても本研究と同様の結果が得られるかは未知であり、引き続き検証することが望まれる。

## V. まとめ

本研究においては「股関節でとらえる」動作を獲得しているゴルファー6名とそうでないゴルファー6名の動作分析を行った。その結果「股関節でとらえる」動作を獲得しているゴルファーには以下の3つの大きな特徴が明らかにされた。

- 1) ダウンスイング動作の中期から後期（63%～78%）にかけて左足からの地面反力が最大値を示し、体重比では1.1～1.5倍であった。
- 2) 左足からの地面反力ベクトルの向きの変化は特徴的であり、左股関節中心を基点として記録したプロット図上で、骨盤の前後方向と平行する楕円形または直線的な線を描く。
- 3) 左足地面反力ベクトルの方向が変化する速度は、ダウンスイングの前半では連続的に8 cm/sec以上になった区間の数が、また後半では連続的に8 cm/sec以上になった区間の数および連続的に4 cm/sec以下になった区間の数が有意的に多い。

## 謝 辞

本研究は、学校法人東京国際大学からの特別研究助成費を受けたものである。また、本研究のデータは、東洋大学理工学部准教授一川大輔氏の協力のもと収集された。東京国際大学ゴルフ部

監督の湯原信光氏及びゴルフ部コーチの淵脇常弘氏には、実験対象者の選定ならびにゴルフ技術論について多くの助言を頂きました。ここに記して感謝の意を申し上げます。

## 参考文献

- Ball, K.A. and Best R.J. (2007) Different centre of pressure patterns within the golf stroke II: group-based analysis. *J Sports Sci.* 25(7): 771-779.
- Bunn, J.W. (1972) *Scientific Principles of Coaching*, Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Choi, A., Sim, T., and Mun J.H. (2015) Improved determination of dynamic balance using the centre of mass and centre of pressure inclination variables in a complete golf swing cycle. *J Sports Sci.* Aug 12:1-9.
- Hume, P.A., Keogh J., and Reid D. (2005) The role of biomechanics in maximising distance and accuracy of golf shots. *Sports Med.* 35(5): 429-449.
- Lynn, S.K., Noffal, G.J., Wu, W. F.W., Vandervoort, A. (2012) Using principal components analysis to determined differences in 3D loading patterns between beginner and collegiate level golfers. *Int. J. of Golf Sci.* Aug (1): 25-41.
- 増田正美 (1995) ゴルフの物理, 裳華房, pp. 160-184.
- McNally, M.P., Yontz, N., and Chaudhari, A.M. (2014) Lower extremity work is associated with club head velocity during the golf swing in experienced golfers. *Int J Sports Med.* 35(9): 785-788.
- 宮下充正・平野祐一 (1992) 打つ科学, 大修館書店, pp. 27-32
- Mun, F., Suh, S.W., Park H.J., and Cho, A. (2015) Kinematic relationship between rotation of lumber spine and hip joints during golf swing in professional golfers. *BioMed Eng Online.* 14: 41.
- Myers, J., Lephart, S., Tsai, Y.S., Sell, T., Smoliga, J., and Jolly, J. (2008) The role of upper torso and pelvis rotation in driving performance during the golf swing. *J Sports Sci.* Jan 15;26(2):181-188.
- 野澤むつこ・吉田康行・丸山剛生・須田和裕 (2009) ゴルフスイングにおける下肢の動作特性, 日本機学会学術シンポジウム講演論文集, 23-27.
- Okuda, I., Grrible, P., and Armstrong, C. (2010) Trunk rotation and weight transfer patterns between skilled and low skilled golfers. *J Sports Sci Med.* 2010 Mar 1;9(1):127-133.
- Queen, R.M., Butler R.J., Dai, B., and Barnes, C.L. (2013) Difference in peak weight transfer and timing based on golf handicap. *J Strength Cond Res.* Sep;27(9): 2481-2486.
- 田中秀道 (1997) 田中秀道の強烈股関節打法—小さな飛ばし屋の秘密がここにある, 学研, pp. 1-58.
- Tinmark, F., Hellström, J., Halvorsen, K., and Thorstensson, A. (2010) Elite golfers' kinematic sequence in full-swing and partial-swing shots. *Sports Biomech.* Nov;9(4):236-244.
- Vaughan, C.L., Davis, B.L., and O'Connor, J.C. (1999) *Dynamic of human gait (second edition)*. Human Kinetics, pp. 29.

# 体幹動作の自己コントロールが 姿勢の安定性に及ぼす即時効果

——大学生女子スポーツ選手を対象として——

三 好 英 次  
岩 田 真 一

## **Immediate Effects of the Self-control Intervention of Trunk Movement on Postural Stability in College Female Athletes**

MIYOSHI, Eiji  
IWATA, Shinichi

### Abstract

The purpose of this study was to investigate the immediate effects after the self-control intervention of trunk movement on postural stability. Twenty-eight female college athletes participated in this study. Participants were divided into the trunk self-control group and a control group. Postural sway was assessed by the stability of center of foot pressure (COP) using a force platform. The participants were also asked to assess their stability subjectively with a visual analog scale. The trunk self-control group carried out anterior posterior pelvic tilt intervention using the Dohsa-method, while the control group just sat on a chair. A post-test was conducted immediately after the intervention. Results of an ANCOVA revealed that the trunk self-control group showed significant improvement on lateral maximum amplitude of the COP, however no significant improvement was found on total length, rectangular area, root mean square, and anteroposterior maximum amplitude of the COP. Subjective assessment on postural stability was significantly improved by the intervention. In conclusion, trunk self-control intervention with the Dohsa-method was effective in improving postural lateral stability of the COP and the subjectively assessed stability.

*Key words:* body sway, Dohsa-method, pelvic tilt

キーワード：重心動揺，動作法，骨盤傾斜

## 目 次

1. 緒言
2. 方法
3. 結果
4. 考察
5. 結語
6. 要約

## 1. 緒 言

スポーツの動作における姿勢の制御と安定はパフォーマンス向上ための普遍的なテーマと言える。そのための体幹筋力の必要性は古くから認識されているが、近年は体幹の特に深部の筋の重要性が指摘されており、スタビライゼーション(柳谷・安光, 2009)や、コアコンディショニング(平沼ほか, 2008)などの概念の提示と共にトレーニング方法が提唱されている。それらのエクササイズは、スタティックな姿勢を一定時間維持することにより体幹の特定の筋群の強化を狙ったものや、ストレッチボールやバランスボールを使用した不安定な状況下での姿勢維持課題によりバランス能力の向上を狙ったもの、またその両者を含むもの等がある(柳谷・安光, 2009; 平沼ら, 2008)。これらは体幹周囲の筋および神経系の適応により、姿勢の安定化を図る狙いがあるが、そのためには筋力や可動域などの身体的な適応だけではなく、基礎的な動作パターンの再学習や(Gray, 2011)、ボディコントロールの獲得を通じてコア機能の再学習を図る必要があるという指摘(平沼ほか, 2008)が見られる。しかし立位姿勢などの基礎的な動作においては、体幹の動作は自動化され、あるいは習慣化されているために知覚することが難しく、再学習は簡単ではない。また体幹部を構成する脊椎は約30個の骨が連結し、かつ多くの筋が関わるためにその動作は自由度が高く、体幹操作は複雑で難易度が高い。

姿勢を安定して制御するためには、自身の身体の状態を知覚し、かつ意図的に制御できることがカギとなるが、このような問題への対処法の一つとして動作法(成瀬, 1995)が挙げられる。成瀬(1995)は、“動作”の定義を、「意図→努力→身体運動」という図式で説明し、人が自分の身体を意図したとおりに動かそうとする主体的な心理活動としている。この方法では身体セルフリラクセーションや姿勢の軸づくりなどを動作課題とし、その練習を通じて、身体への気づきが高まると共に自己コントロールの改善が図られる。また動作法は脳性マヒなどの肢体不自由児を対象にしてきたことから、座位や立位姿勢の維持や安定を直接的な目的とする課題がある。具体的には脊柱の特定部位や、骨盤、股関節を別々に、あるいは連動して動かす動作課題がある。また肢体不自由、つまり“意図したとおりに身体を操作できない”人々に対処するため、セラピストによる徒手的な動作援助の技法が確立されている。この徒手的な動作援助によって、パターン化(自動化)された動作とは異なる動作が引き出されやすい。このような動作法の自己コントロールという特性は、身体に対する気づきを高め、身体軸を明確に知覚させ、姿勢を安定させる可能性があることから、スポーツ選手のコンディショニングの課題としての姿勢の安定性や体幹動作の再学習に有効と思われる。

三好(2012a)は、大学生を対象にこの動作法による7週間の姿勢改善プログラムを行なった。

この研究では姿勢の安定性の評価として重心動揺計測を、またこの時に知覚された姿勢の主観的な安定感を Visual analog scale によって評価している。その結果、プログラム実施後に立位姿勢の主観的な安定感が向上し、重心動揺の総軌跡長と矩形面積が減少した。また同様のプログラムを大学生スポーツ選手に実施しており、そこでは主観的な安定感は向上した一方で重心動揺指標には変化は認められなかった（三好, 2012b）。これら2つの研究は集団指導方式で行われ、参加者同士がペアとなってお互いの動作援助を行っていたために、被験者間の学習効果の差異が大きかったことが推測される。またこのプログラムは複数の動作課題により構成されており、どの部位の、どのような動作課題が姿勢の安定化に影響したかは特定できない。そのため、自分の身体を意図的に操作するという自己コントロールの方法が実際に姿勢を安定させるのかどうか、またその機序を明らかにするためには、実験的に検証する必要がある。

そこで本研究では、実験条件を統制しての再試を試みた。介入部位は、姿勢の安定性への寄与が大きい体幹部に限定した。介入方法は、動作法の援助技術を適用し、身体の自己コントロールを高めることを狙いとする。また介入効果をできるだけ統制するため、徒手的な動作援助は、動作法の技法に習熟した援助者に統一した。以上の条件により、スポーツ選手を対象に体幹動作の自己コントロール課題が立位姿勢の安定性に及ぼす効果を検証することを本研究の目的とした。

## 2. 方 法

### 2.1 対象者

大学生女子運動部員26名(年齢 $19.8 \pm 0.9$ 才, 身長 $161.02 \pm 5.72$  cm, 体重 $60.98 \pm 4.88$  kg)であった。対象者には、事前に研究の主旨とリスクについて説明した後、実験群と統制群に無作為に割り付けた。しかし実験群に同種目(ソフトボール部)の運動部員が偏ったこと、また統制群の被験者の中に運動部に所属はしているものの過去の運動経験の少ない学生が複数含まれていたことから、被験者を同種目の者のみに統制し、実験群18名、統制群8名とした。なお、本研究は東京国際大学倫理委員会の承認を得て行った。

### 2.2 手続き

両群に対してプレテストとして立位姿勢の重心動揺計測および主観的な安定感の計測を行った。引き続き実験群には動作法による体幹の自己コントロール課題を行った。動作課題は矢状面における骨盤の前傾および後傾動作とした。課題介入に要した時間は約40分であった。統制群に対しては特に課題を与えず40分間室内で安静に待機させた。課題終了後、直ちにポストテストを行った。

### 2.3 立位姿勢の重心動揺の計測

立位姿勢の重心動揺計測にはベルテック社製のポータブル式バランスプレートを使用した。計測条件は開眼で、足幅3 cmでの両脚立ちでの静止立位とした。足幅を被験者間で統一し、また再現性を確保させるために、幅3 cmの木片をバランスプレートの中心に置き、両足の内側が木片に触れるように足の位置を設定した。計測時間は30秒間とし、計測中は2 m前方の目の高さに合わせた視標を注視させた。測定に先立ち、実際の計測と同じ条件で静止立位の測定の練習を1回行ったのち、プレテスト、ポストテスト、それぞれ3試行を行った。

計測された足圧中心位置 (center of pressure 以下「COP」と略す) の時系列データをパーソナ

ルコンピューターに取り込み、総軌跡長、矩形面積、実効値、実効値面積、X方向動揺最大振幅、Y方向動揺最大振幅を算出した。

姿勢制御への運動の介入効果を検証した研究の多くでは、片脚立位や閉眼など不安定な姿勢条件でのCOP指標の変化によって効果が報告されている (Kaji *et al.*, 2010; 山崎ら, 2005)。しかし筆者らが動作法による介入を行った研究 (三好, 2012) では、両脚での静止立位において主観的な安定感の向上が報告されている。これは両脚立位時の姿勢の変化を被験者自身が実感として知覚しているということであり、このような気づきの背景には、その根拠となりうる何らかの姿勢制御の動態があることが推測される。このような理由により、あえて両脚立位条件で行った。

## 2.4 姿勢の主観的安定感の計測

プレテスト、ポストテストの各試行直後に、被験者が計測時に感じた姿勢の安定感を、Visual analog Scale (以下、「VAS」と略す) に記入させた。VASのスケール幅は10 cmとし、左隅の「0」から、被験者が記したマークまでの距離をmm単位ではかり、100点満点でスコア化した。

## 2.5 介入課題：体幹の自己コントロール

本研究では矢状面における骨盤の前傾及び後傾動作を介入課題とした。この動作は、動作法 (成瀬, 1995) においては姿勢の軸づくりの課題として繁用されている。またこの動作は理学療法やボバース法においても、腰痛患者や中枢神経疾患患者などに対する運動療法として適用されており、姿勢のアライメントの改善や立ち上がり動作等の学習に有効であることが報告されている (Day *et al.*, 1984; 弓岡ほか, 2012)。

本研究ではこの動作を、1. 座位 (あぐら座、または正座) 2. 両膝立ち、3. 片膝立ち、4. 立位 の4つの姿勢で行い、動作法の援助技法を適用することで、体幹操作の自己コントロールを高めることを目標とした。動作法の効果は動作の援助者の技量が影響する。介入効果をできるだけ統制するため、本研究においては第1筆者が援助者となり、第2筆者を補助者とした。両者とも日本臨床動作学会が主催する研修会に10年以上継続して参加しており、十分な援助技術を習得していた。動作課題の援助は原則的には被験者1名に対して援助者1名がマンツーマンで行った。具体的な方法は 大野・村田 (2003) を参考にした。

まず座位姿勢を真っ直ぐにつくり、骨盤を前傾または後傾する動作課題を行った (図1)。このとき援助者は被験者の後方に位置し、被験者の骨盤に掌で触れて動作を徒手的に援助する。被験者が骨盤を動かす感覚がよくわからずに動作が現れない場合や、現れた動作が小さい場合には、援助者がその運動の方向を徒手的に誘導し、適切な動作が行えるよう導いた。このときに骨盤の動作に伴って姿勢全体が前後に傾いたり、あるいは上部脊椎 (主に胸椎) の伸展あるいは屈曲など、骨盤以外の部分の動作 (代償動作) が顕著に現れた場合には、その動きを徒手的にブロックすることで被験者に不適切な動作をしていることをフィードバックした。このように援助者は被験者が行った動作に対して逐一その動作の適否を徒手的に伝え、被験者はその援助を受けながらそのつど動作を修正する。このような過程を繰り返すことで、被験者は徐々に骨盤を正確かつスムーズに操作することができるようになり、動作範囲が広がるにつれて代償動作も小さくなる。それに伴い、骨盤を主体的にコントロールしているという感覚が明確になってくる。このようなスキルの上達を確認された時点で、被験者自身に骨盤を前傾しすぎず後傾しすぎることのないニュートラルな状態を維持させ、かつ姿勢全体を垂直に保持させた。適正な姿勢のコントロールができたことと実験者が判断した時点で、次の課題に移った。

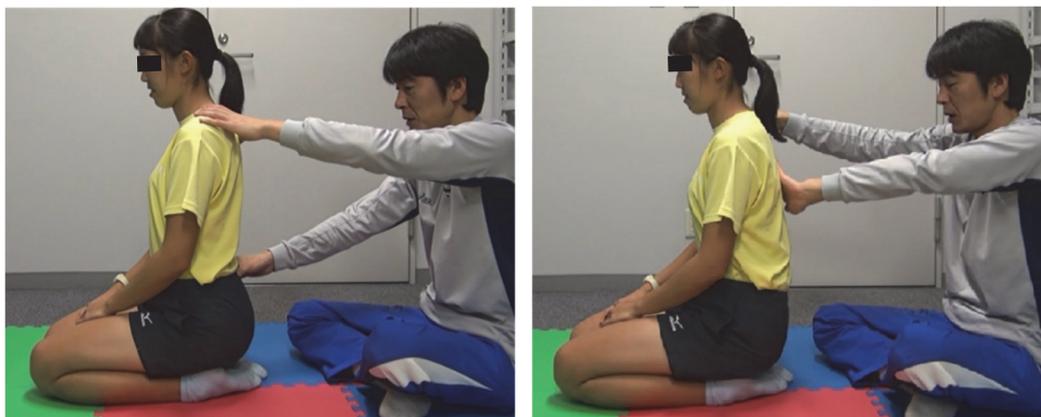


図1 体幹の自己コントロール課題：座位での骨盤の前傾と後傾

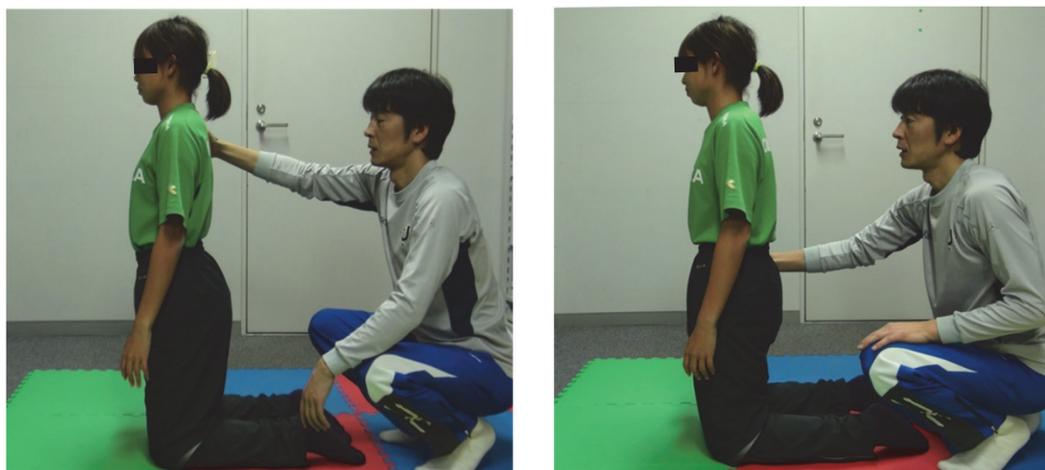


図2 体幹の自己コントロール課題：両膝立ちでの骨盤の前傾と後傾

以下、両膝立ち姿勢（図2）、片膝立ち姿勢、立位姿勢の順で行った。各姿勢においても座位と同様の方法で骨盤の動作課題を行った。膝立ちや立位では真っ直ぐな姿勢を維持したままの骨盤の操作は難易度が高く、前述した体幹に現れる代償動作に加え、骨盤の前後の移動や、骨盤後傾にともなう膝関節の屈曲や、前傾にともなう膝の過伸展などが観察されることが多い。これらの姿勢のアライメントを崩す動作についても徒手的にブロックすることで気づきを促し、姿勢全体のアライメントをできるだけ垂直に維持させたまま骨盤の自己コントロールを促した。

## 2.6 統計処理

COP指標、および主観的安定感のVASは、各被験者のプレテスト、ポストテストそれぞれ3試技の平均値を用いた。プレテストの群間の比較には対応のないt検定を行った。介入効果の検定には、介入前後の変化量（介入後－介入前）を目的変数、プレテストの値を共変量とし、共分散分

析を行った。共分散分析の前提条件を満たさなかった場合には、対応のないt検定を行った。有意水準は5%未満とした。統計的検定量の算出にはIBM SPSS statistics (ver 20.0 for Windows) を用いた。

### 3. 結 果

表1に、実験群と統制群の身体的特性を示した。両群の間に有意な差は認められなかった。表2に、重心動揺指標および主観的安定感の介入前後の値と共分散分析の結果を示した。介入前の重心動揺指標では、矩形面積、Y方向動揺最大振幅、実効値、実効値面積で両群に有意差が認められた。その他の項目では有意差は認められなかった。

介入前後の変化量(介入後-介入前)については、実験群においてCOPのX方向動揺最大振幅の有意な減少が認められた( $F = 4.676, p = 0.041$ )。そのほかのCOP指標では介入前後に有意な増減は認められなかった。また実験群において、介入前後に立位姿勢の主観的安定感(VAS)の有意な増加が認められた( $F = 9.347, p = 0.006$ )。

表1 被験者の身体的特性

		M	SD	p
年齢(歳)	実験群	19.8	0.9	0.12
	統制群	20.3	0.5	
身長(cm)	実験群	159.6	5.8	0.08
	統制群	164.2	4.3	
体重(kg)	実験群	60.4	4.9	0.33
	統制群	62.4	5.9	

表2 介入前後の重心動揺指標および主観的安定感の結果と変化量

		介入前			介入後		差分値(介入後-介入前)		
		M	SD	p <sup>注1)</sup>	M	SD	M	SD	p <sup>注2)</sup>
総軌跡長(cm)	実験群	30.5	7.1	0.273	29.3	8.9	-1.14	5.76	0.480
	統制群	27.5	5.0		27.9	6.5	0.48	3.01	
矩形面積(cm <sup>2</sup> )	実験群	3.88	2.34	0.017	3.45	2.02	-0.43	1.56	0.338
	統制群	2.55	0.85		3.15	1.37	0.59	0.67	
X方向動揺最大振幅(cm)	実験群	1.65	0.67	0.282	1.47	0.54	-0.19	0.30	0.041
	統制群	1.43	0.33		1.54	0.43	0.11	0.22	
Y方向動揺最大振幅(cm)	実験群	2.24	0.76	0.003	2.25	0.67	0.01	0.68	0.660
	統制群	1.76	0.36		1.98	0.48	0.21	0.30	
実効値面積(cm <sup>2</sup> )	実験群	1.35	1.20	0.017	1.22	0.86	-0.13	0.93	0.821
	統制群	0.75	0.32		1.06	0.60	0.30	0.38	
実効値	実験群	0.61	0.24	0.019	0.59	0.20	-0.02	0.21	0.709
	統制群	0.48	0.10		0.56	0.16	0.08	0.10	
主観的安定感(VAS)	実験群	55.0	20.7	0.665	76.2	16.6	20.5	12.6	0.006
	統制群	52.2	16.8		58.3	20.3	6.1	17.2	

実験群：n = 18 統制群：n = 8

注1) 対応のないt検定

注2) 介入前の値を共変量とした共分散分析(総軌跡長については、対応のないt検定)

#### 4. 考 察

本研究の結果は、COPの総軌跡長や面積など、重心動揺の代表的な指標には有意な介入効果は認められなかったが、実験群において介入前後でX方向動揺振幅の有意な減少が認められた。このことから、本研究の介入課題であった体幹の自己コントロールは、姿勢の左右方向のバランスを安定させる可能性が示唆された。

この結果は、骨盤の自己コントロール課題が立位姿勢の安定化に貢献する可能性を示すものであろう。立位では足関節と膝関節の前額面方向の可動性は低く、体幹部や股関節が安定性を維持するための主要な関節とならざるを得ない。立位姿勢の左右方向の制御においては股関節が主要な関節となることは複数の研究でも指摘されている (Day *et al.*, 1993; Winter *et al.*, 1996)。本研究における介入動作は、各姿勢における骨盤の前傾と後傾動作であった。股関節は、骨盤前傾時には屈曲し、逆に骨盤後傾時には伸展する。つまり骨盤を自己コントロールするということは、脊柱と股関節が連動する動作を自己コントロールしているのであり、そのプロセスを通じて股関節の操作スキルが上達したことが推測できる。そのことが介入直後の立位姿勢においても左右の股関節の操作性を高め、左右方向の安定化に影響を及ぼしたと考えられる。

体幹運動の介入効果を検証した研究のうち、運動機能障害者を対象に腹部引き込み運動や(橋本, 2012)、片マヒ患者を対象にストレッチポールを使用してのコアセラピーを行った研究(川野, 2011)など、臨床的な研究においては両脚立位の重心動揺に即時的な効果があったとする報告は多い。一方、健常者を被験者とした研究では、片脚立位のCOP動揺の減少を報告した研究は多いものの(曾田ら, 2010; 山崎ら, 2005; 今井ら, 2012)、両脚立位において効果が認められている研究はあまり見られない(Kaji *et al.*, 2010)。また本研究の対象者は大学生運動部員であったが、スポーツ選手の重心動揺が健常者に比べて安定していることが複数の研究で検証されており(新宅, 2001; 加藤, 1997)、元々動揺が小さいスポーツ選手では、天井効果による影響も考えられる。

また本研究と同様に運動実施時の身体感覚に意識を向けることが、その後の姿勢制御に及ぼす効果を検証した研究がある。安田ほか(2009)は、身体8部位の関節運動を積極的に意識させるという認知的介入を行い、その直後に、片脚立位および片脚立位不安定条件においては軌跡長および矩形面積が有意に減少したが、両脚立位では変化が見られなかった。また安田ほか(2011)は、足底への触圧刺激を認識させるという認知的介入を行っており、両脚立位では総軌跡長、矩形面積、実行値で介入効果が認められていない。これらの研究結果から、運動時の身体意識や身体感覚に働きかけるようなアプローチは、比較的難易度の高い姿勢条件では介入効果が現れるが、両脚立位のような安定度の高い条件においては、重心動揺指標には効果が現れにくいと考察している。

このように見てくると、本研究は姿勢の安定性が高いスポーツ選手が対象であったこと、また両脚立位という安定度の高い計測条件であったことから、重心動揺指標の変化は現れにくい条件であったと考えられる。総軌跡長や面積などの重心動揺の代表的な指標に変化が見られなかったことから、姿勢の学習効果が不十分であったことは否めない。しかし、COPの左右方向動揺範囲という一部の指標に、限定的ではあれ即時的な効果が認められたことは、体幹の自己コントロールという方法が姿勢の安定性を高める可能性を示唆するものといえよう。

三好(2012b)は、本研究と同様にスポーツ選手を対象とし、7週間(6回)におよぶ動作法のプログラムを行っている。そこでは体幹の姿勢操作に限らず、体幹のセルフリラクゼーションや肩

関節動作などの複数の動作課題が行われ、また動作の援助は参加者（初心者）のペアによる相互援助方式であったが、その結果は重心動揺指標に有意な効果は認められなかった。それと比較すると、本研究は1回のみでの介入ではあったが一部の指標に効果が認められたことは、動作課題を骨盤の操作に限定したこと、また動作法の援助技術に習熟した者が動作援助を行ったことが、体幹操作の学習効果を高めた要因となっていたと考えられる。

一方で姿勢の主観的な安定感が有意に向上したことから、体幹の自己コントロールという介入方法は主観的には姿勢の安定化をもたらしたといえる。静的な立位姿勢の安定性について主観的な指標を計測した研究は少なく（Schieppati *et al.*, 1999；望月, 2009）、さらに運動介入の効果について主観的な指標を計測した研究はほとんど見られない。本研究と同様に動作法による介入を行った研究では、主観的な姿勢の安定感や身体軸の知覚が向上したことは複数の研究で報告されているが、その運動学的な機序については言及されていない（今野, 2005；干川, 1998；三好・岩田, 2012）。本研究では左右方向の動揺振幅に有意な介入効果が認められていることから、主観的な安定感の向上を示した実験群の対象者らは、左右の安定性を知覚した可能性がある。いずれにしろ主観的な変化があったということは、姿勢制御の様態に何らかの変化が現れたと推測することができる。

先述した安田ほか（2011）の研究では、重心動揺軌跡長などの量的解析に加えて非線形時系列解析である Recurrence Quantification Analysis を行っており、複数の指標で両脚立位において有意な変化が認められている。この結果について、「多様な仕方で立位の安定を達成する姿勢制御の柔軟性を示すもの」と解釈されている。本研究のような体幹の自己コントロール課題は、体幹動作の学習を促進することで姿勢制御の多様性をもたらすという捉え方もできる。このような異なる解析手法に取り組む必要があるかもしれない。今後の課題としたい。

本研究の動作課題の介入プロセスは前述したとおりであるが、姿勢のアライメントを垂直に維持したまま骨盤の傾斜をコントロールすることは、多くの被験者にとっては難しい課題であった。骨盤が思うように動かさず、特に膝立ちや立位では姿勢全体のアライメントを崩す動きが多く観察された。そのような動作に対して援助者は徒手的なフィードバックにより動作の修正を求め、被験者は骨盤を含む体幹全体に意識を向け、求められた動作の実現に努める。そして適切な動作が引き出される過程で、身体に対する気づきが高められる。このようなプロセスは、骨盤を中心とする体幹の自己コントロールを通じて、姿勢のアライメントを新たに学習していると捉えることができる。Day *et al.*（1984）は、矢状面での骨盤を傾斜させる運動が、立位姿勢のアライメントを変化させたことを報告している。本研究においては姿勢のアライメントは計測していないが、主観的な安定感が向上した背景には、姿勢のアライメントへの影響があったかもしれない。また介入課題への取り組みを通じて体幹部位への気づきが高められたことが、被験者らに姿勢が安定したと知覚させたとも推測できる。

## 5. 結 語

本研究の結果、体幹動作の自己コントロールは立位姿勢の左右の安定性を改善する可能性があること、また主観的には安定性を高めることが示唆された。

体幹トレーニングなどのコンディショニングの各種の方法は、パフォーマンス発揮のためのレディネスをつくるという位置づけにあるといえるだろう。近年はその範疇で基本的な動作のスキルを扱うようになり、その効果についての知見も集積されつつあるが、その説明は解剖学的ある

いは生理学的な観点に偏っているように思う。しかしどのような方法であったとしても、基本的な動作の改善が見られたのであれば、そこではスキルの学習が生じているであろう。本研究の結果は、姿勢などの基本的な動作の学習効果を高めるためには、動作にともなう意図や気づきなど、主観的、知覚的な事象にも目を向ける必要性を示唆するものといえるだろう。

## 6. 要 約

本研究の目的は、体幹動作の自己コントロールがスポーツ選手の姿勢の安定性に及ぼす即時効果を検討することであった。対象者は大学生女子運動部員26名（実験群18名、統制群8名）であった。介入前後に両脚立位姿勢のCOP動揺指標および姿勢の主観的安定感の計測を行った。実験群には介入課題として、矢状面における骨盤の前傾および後傾動作課題を、座位、膝立ち、片膝立ち、立位の4つの姿勢で行った。介入効果の検定はプレテストの値を共変量、介入前後の差を目的変数とする共分散分析を行った。

(1) COP指標では、実験群において介入前後にX方向動揺最大振幅の有意な減少が認められた( $p < 0.05$ )。そのほかの総軌跡長、矩形面積、実効値、実効値面積、Y方向動揺最大振幅については有意な増減は認められなかった。

(2) 実験群において、介入前後に主観的安定感 (VAS) の有意な増加が認められた ( $p < 0.01$ )。

以上の結果から、体幹動作の自己コントロールは、スポーツ選手の姿勢の左右の安定性と主観的な安定感を改善させる可能性が示唆された。

## 付 記

本研究は平成25年度東京国際大学特別研究助成費の受託を受けて行われた。

## 参考文献

- Day JW, Smidt GL, Lehmann T. (1984) Effect of pelvic tilt on standing posture. *Phys Therapy*. 64(4): 510-516.
- Day BL, Steiger MJ Thompson PD, Marsden CD. (1993) Effect of vision and stance with on human body motion when standing: implications for afferent control of lateral sway. *J Physiol*. 469: 479-499.
- Gray Cook (2011) アスレチックボディ・イン・バランス. ブックハウスエイチディ: 東京.
- 橋本 翔・渡辺 進 (2012) 体幹深部筋群に対する運動介入が立位重心動揺に及ぼす影響. *理学療法科学* 27(1): 47-52.
- 平沼憲治・岩崎由純・蒲田和芳 (2008) コアコンディショニングとコアセラピー. 講談社: 東京.
- 今井 厚・金岡恒治・大久保雄・白木 仁 (2012) 異なる体幹エクササイズが静的バランスに及ぼす即時効果. *日本臨床スポーツ医学会誌*. 20-23: 469-474, 2012.
- Kaji A. *et al*, (2010) Transient effect of core stability exercises on postural sway during quiet standing. *J Strength Cond Res* 24(2): 382-388.
- 干川 隆 (1998) 傾く部屋によって惹起される身体動揺への身体操作性と注意の影響. *心理学研究*. 第69巻4号: 310-316.
- 加藤雅也・伊藤八次・水田啓介・久世文也・宮田英雄・山田剛寛 (1997) 視運動刺激負荷重心動揺検査による評価: 優れたスポーツマンを見いだすために. *Equilibrium Res Vol*. 56(4): 366-375.
- 川野義武・宮崎哲也・豊田孝信・堀 恵輔・竹島里香・林 良文 (2011) ストレッチボールを用いたコアセラピーが脳卒中片麻痺患者の立位制御機能に及ぼす影響. 第27回東海北陸理学療法学会大会: P-093.
- 今野義孝・吉川延代 (2005) 動作法による立位踏み締め感の変化と心理的体験の変化. *文教大学人間科学研究* 27: 93-101.

- 三好英次 (2012a) 動作法による姿勢改善プログラムが立位姿勢の安定性に及ぼす効果. 法政大学体育・スポーツ研究センター紀要30: 41-44.
- 三好英次 (2012b) 動作法がスポーツ選手の姿勢の安定性に及ぼす影響: 重心動揺と主観的な安定感の変化から. 東京国際大学論叢人間社会学部編18: 13-21.
- 三好英次・岩田真一 (2012) 大学生スポーツ選手に対する動作法の集団指導の効果: KJ法による内省レポートの分析から. 臨床動作学研究17: 35-48.
- 望月 久 (2009) 立位姿勢の安定感と重心動揺計によるバランス能力評価指標との関連性. 文京学院大学保健医療技術学部紀要第2巻: 55-60.
- 成瀬悟策 (1995) 臨床動作学基礎. 学苑社.
- 大野 清・村田 茂 (2003) 動作法ハンドブック基礎編. 慶応義塾大学出版会: 東京.
- Schieppati PB, *et al.* (1999) Subjective Perception of Postural Sway. *J. Neurol Neurosurg Psychiatry* 66:313-322.
- 新宅幸憲・溝畑 潤・白井永男・高島規郎・岡田龍司・赤塚 勲・竹内 宏 (2002) 大学女子運動部員の立位姿勢の安定性について: 重心動揺の観点から (加齢・性差). *体力科学*51 (6), 664: 2002-2012.
- 曾田直樹・池添冬芽・市橋則明 (2010) 股関節深部筋に対する股関節内旋トレーニングの即時効果: 姿勢制御能力および姿勢アライメントに及ぼす影響について. 日本理学療法学会大会2009 (0), C1Sh2.
- Winter DA, Prince F, Frank JS, Powell C, Zabjec KF (1996) Unified theory regarding A/P and M/L balance in quiet stance. *J Neurophysiology* 75: 2334-2343.
- 山崎 敦・原 洋也・久保下亮 (2005) 股関節外旋運動が片脚立位時の重心動揺に与える影響. *理学療法学*, 32 (Suppl2): 380.
- 柳谷登志雄・安光達雄 (2009). *Biomechanics stabilization official book*. 日本スタビライゼーション協会編. PCY: 東京.
- 安田和弘・樋口貴広・今中國泰 (2009) 身体状況の顕在化を促す運動が立位姿勢制御に与える影響. *理学療法科学*24 (6): 803-806.
- 安田和弘ほか (2011) 課題前の足底に対する触覚刺激の認識が立位姿勢制御に与える影響: 非線形時系列解析を用いた質的評価の検討. 第46回日本理学療法学会大会: PI2-021.
- 弓岡光徳・村田 伸・前田昭宏・鈴木伸洋・大田尾浩・木之下めぐみ・弓岡まみ・溝田勝彦 (2012) 最新のボバースアプローチの紹介: 立位から臥位への姿勢変換を中心に西九州リハビリテーション研究5: 67-77.

三島事件の心的機序の研究  
——「仮面の告白」の虚偽を中心にして——

安 岡 真

**A Study of the Psychological Mechanism of the  
'Mishima Incident': Focusing on the Falseness of  
his 'Confessions of a Mask'**

YASUOKA, Makoto

Abstract

Born on January 14, 1925, Yukio Mishima is esteemed as one of the greatest novelists of post-war Japan. However, his self-sacrificial death on November 25, 1970 continues to bewilder his readers in Japan and the rest of the world. What drove this great novelist to his horrific final act? The author of this critical essay hypothesizes that Mishima was tortured over his evading conscription into the Japanese Army for medical reasons. The author argues that a false diagnosis of early-stage tuberculosis was provided by a medical officer sympathetic to Mishima's apparent weakness. Mishima's right-wing activities are re-assessed in connection to these circumstances.

Reviewed by Ted Ribakowsky, Master of Arts, New York University

*Key words:* Yukio Mishima, Mishima Incident, Confessions of a Mask, November 25, 1970

キーワード：三島由紀夫，三島事件，入隊検査，肺湿潤，神聖喜劇，「仮面の告白」，昭和45年11月25日

目 次

- I. 発端
- II. 事件

檄  
楯の会  
憲法  
結審  
判決  
Ⅲ. 詩を書く少年  
検査  
軍医  
帰郷証明書  
神聖喜劇  
同情  
全員生還  
「仮面」の告白

## はじめに

作家三島由紀夫を理解すること、とりわけその壮烈とも言える最期を理解することは三島を読む者としての私が絶えず願い、求めていたことであった。1970年11月25日に三島が起こした事件は、あれから四十有余年を経た今でも、生々しい衝撃を伴って私にとっての日本を思い、天皇と恋關するとはどういうことかを理解するにあたって、どうあっても消化できない澱みとなって腹の底にうずくまっている。その答えは、三島の残した全文業を解釈することから追い求めるべきであろうが、かえって私は、彼の文章を疑うことから始めることもまた重要ではないかと考えた。これまでの経験から、作家の自己装飾は、それがどんな色を塗りたくっていても、まったく無であると切り切ることは出来ないことが分っていたからだ。

三島にあってとりわけ重要なのは、彼の出世作「仮面の告白」の検討である。なぜなら、一部の批評家によって、(注釈にも書いたように)当該書籍に盛られたエピソードの「基本的な枠組み」が「奇妙なほど事実そのまま」と理解されることがなお少なくないからだ。およそ小説の記述をめぐり諭えそれが私小説であっても鵜呑みにするなどは愚かである。だが三島にあっては、その生の花々しさと、死の衝撃、そしてそれらのもたらした「政治性」によって、容易に批評をゆるさない絶対主義が存在することもまた否めない事実である。

作家三島由紀夫の正当な理解のためにも、この硬直した批評の有り様を崩さなくてはならないと私は思った。

この小論は、以上のような問題意識のもと、主に「仮面の告白」の記述を中心に検討して、そこに映し出された虚偽が三島をあの事件に駆り立てた心的機序を論証しようとしたものである。この小論が、いささかでも、これからの三島の読みを広く解放してくれることを、私は三島を読む者として、心より願うものである。

## I. 発端

あの日、もしかしたら事件が失敗に終わるかもしれないことを、三島由紀夫は十分に考え抜いていた。

自衛隊市ヶ谷駐屯地に乱入し、出迎えた総監を縛り上げ、志を同じくする自衛官らに「クーデター」を呼びかけることは、すでにこの年の3月の時点で胸中深く決意していた。しかし、いざ

当日になっても「いかなる邪魔が入るか、成否不明」<sup>1)</sup>という懸念は、なおその心中にくすぶっていた。

もし事がならなかったら、三島は、「一切を中止して」彼の私兵、楯の会のメンバーたちが待つ「市ヶ谷会館へ帰って」—もともと、その場合でも警察の取り調べは免れなかったろうが—みずからの意図をまた別の形で遂げる方策を練ることに吝かではなかった。傍目には「狂気の沙汰」<sup>2)</sup>と映るこの事件、いま「三島事件」と語られるこの作家三島由紀夫らによる陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地乱入事件は、失敗に終わった右翼作家の直接行動として、例えば大阪万国博覧会の残り火に埋もれ、後は、戦後大衆の口の端に上ることも稀なある蹉跌として忘れ去られてしまったことだろう。世間とは、要するに、そういうものだ。

そのことを三島は誰よりも恐れていた。あくまで事件が「小事件にすぎ」ず、「あくまで小生（三島）らの個人プレイにすぎ」<sup>3)</sup>ないにせよ、自身の全人格を救済するために不可避であったこの事件が、意味のない歴史の綾として葬り去られることだけは何かあっても避けたかった。だからこそ半蔵門の東條写真館に赴くやドゴール風の制服姿で遺影を撮り、（上作とは言い難い）辞世の歌二首<sup>4)</sup>を詠み、NHKやサンデー毎日の記者に手紙を書いてまで、みずからの最期を演出する用意周到ぶりを見せたのだ。日本浪漫派の影響下にある中核的作家であった三島を思うと、その最期は、まさに散るという言葉がふさわしかった。作家が自決した11月25日は、三島が敬愛する思想家、吉田松陰の命日（安政6年10月27日＝太陽暦では1859年11月21日）から四日目にあたる。果たして松陰の死を自らのこととする想いがあったのかどうか。ともあれ、この時期に合わせて行動に出たのは、三島がみずからの死をどう捉えていたか、そのことをいまに伝える手がかりと言えるかも知れない。

「三島さんに早い老年がきた」、「老年とってあたらなければ一種の病気でしょう」批評家の江藤淳はそんな冷めたことを言ったが、「あなた、病気というけどな、日本の歴史を病気というか…、それなら吉田松陰は病気か」<sup>5)</sup>と嗜めたのは小林秀雄である。果たして、あの日、三島由紀夫は「病んで」いたのか。時の首相だった佐藤栄作をして「常軌を逸している」と言わせ、防衛庁長官だった中曽根康弘に「三島由紀夫という高名な作家が法秩序を乱して幻想にとりつかれたように人を殺傷したり、自衛隊に強要するのは迷惑千万」<sup>6)</sup>とまで言わせたあの事件におよんだ際、三島の胸中を占めていたのは果たしてどのような思いだったのか。ひとは、なんらかの行動におよぶ瞬間には、そこにいたった動因など忘れてしまうものだ。その「心的機序」などはもうどうでもよくなって、ただひたすら結果のみを追いかける。だが、激情に駆られておこなわれた激発的な犯罪でもない限り、ついにはその結果を導き出すにいたった原因をさぐり当てることは、おそらく不可能ではない。そこに文学の存在理由があるとも言える。三島を書く者としての私は、いくつかの事実をもって、三島由紀夫をあの事件に走らせたものは、ぬぐい去りがたい青年期の恥辱であったと考えている。向後の三島の生とは、すなわちそのぬぐい去りがたい恥辱との闘いであり、それがある沸点を超えたとき、それが世間の言う右翼思想に形を変えたのだ、と。本稿はそのことを論じたてようとするものである。

その証明を始める前に、いまとなつてはもう四十六年も彼方の出来事、ちょうどその時命を落とした作家の実年齢とおなじだけ以前の出来事となった、いわゆる「三島事件」について、ここで外形的事実をまとめておくことにしよう。当時の新聞記事を読み、識者やら友人の説を読むと、いかに三島が世間に一面的な形でしか理解されていなかったかということが分かる。いまそのことに触れておくのは、彼の精神の運動を知るためにも、おそらく有意義な作業であるだろう。

## Ⅱ. 事 件

作家、三島由紀夫（本名、平岡公威）が彼の私兵部隊、楯の会の会員四名とともに新宿区市ヶ谷本村町一番地にある陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地を訪れたのは、1970年11月25日のことである。東京地方検察庁が東京地方裁判所に提起した公訴事実には、その時間までは示されていないが、高名な作家で、しかも前日の24日に総監の益田（ました）兼利陸将との面談連絡を入れていたこともあり、三島らは、いくつかの資料によると、午前10時45分頃、受付で入場を許可された。その際、腰に差した軍刀を見とがめられたが、「指揮刀だ」と言って通り抜けている。三島と、もう一人の楯の会会員が事件において使用した「兼元関孫六三本杉」であった。<sup>7)</sup> 次いで、三等陸佐の案内で総監部のある一号館二階中央にある総監室に通された三島は、やおらソファに座るなり、こう口を切った。

「実は、今日このものたちを連れてきたのは、十一月の体験入隊の際、山で負傷したものを犠牲的に下まで背負って降りてくれたので、今日は市ヶ谷会館の例会で表彰しようと思い、一目総監にお目にかけていたいと考えて連れて参りました。」そして、「今日は例会があるので正装で参りました」と付け加えた。<sup>8)</sup> これが午前11時頃のこと。将来は幕僚長に上り詰めるとされながら、この事件のおかげで程なく退官することになる益田兼利総監（当時57歳）は、つとさきから気になっていたことを問うて見る気になった。「そのような軍刀をさげて警察に咎められませんか」<sup>9)</sup>

それを受けて三島は、「この軍刀は、関の孫六を軍刀づくりに直したものです。」と言い、「鑑定書をごらんになりますか」と言うなり刀を抜いて、「ハンカチ」と、そばに立っていたもう一人の楯の会会員に要求した。11時5分頃のこと、これがいざ総監めがけて殺到する合図となっていた符牒であった。

この時のことを、公判廷で、益田陸将はこう証言している。相對するのは、東京地方検察庁公判部の石井和男検事。

益田証人 三島さんは学生に「ハンカチを持ってこい」と言った。学生の一人が私のうしろを通って三島さんのほうへ行った。三島さんが刀をぬぐったあと、私は三島さんの横、バルコニーを背にした位置に座り直して刀を受け取った。「関孫六」は刃紋が三本杉と知っているのですが、よく見ましたが、油がついていて見えなかった。私は「いい刀ですね。やはり三本杉ですね」と言って返した。

石井検事 この間、執務室のほうに行ったことがあるか。

益田証人 三島さんが「ハンカチを……」と言ったとき、ハンカチでふくよりちり紙のほうがいいのではないかと思って机のほうへ数歩歩いた。しかし私は刀の手入用のものなどは持ち合わせていないし、「ちり紙ではどうかなあ」とつぶやきながら元の席へ戻った。三島さんはすでに刀をふいていた。

石井検事 そのあと何が起きたか。

益田証人 学生のうちだれかが私をつかまえ、首を絞め、口をふさぎ、両手を押さえられた。

石井検事 学生のうち残る三人はどうしたのか。

益田証人 うち二人が私のうしろに来て、細引で手足を縛り、日本手ぬぐいでさるぐつわをかまされた。「さるぐつわは、呼吸が止まるようにはしません」とことわって、少しは口が動く加減だった。手はうしろに回され、両手首を縛られた。足首、ヒザも縛られた。

石井検事 抵抗しなかったか。

益田証人 何をするのかと思った。レンジャー部隊の訓練か何かで「こんなに強くなりました」と、あとで笑い話にでもするのかも思っていた。「三島さん、冗談はよさない」と言ったが、三島さんが刀を抜いたまま私をにらんでいたの、ただごとではないと思った。<sup>10)</sup>

三島が関孫六の鐔を「パチン」と鳴らせて鞘に納めると同時の出来事だった。読売新聞1970年11月26日付朝刊掲載の「[11・25]ドキュメント」によると、三島は、「冗談はやめろ」と言う総監に「自衛隊員みんなに語りかけたんだ。心配しなさんな」と言ったという。

抜き身の刀を握りしめて総監を睨みつける三島の横では、楯の会の三人があつという間にバリケードを構築した。

外に待機してお茶を出すタイミングを待っていた陸自三佐がこの異変に気づいたのは、これとほぼ同時。すぐさま一佐がやって来て正面ドアに体当たりするが、中から「来るな、来るな」の叫び声が聞こえ、ドア下から要求書がすりと差し出された。一佐はすぐに幕僚らに非常呼集をかけ、直後、部下が警務隊と警視庁に通報。事件は急激に展開した。

警視庁機動隊一個中隊が総監室に着いたのはそれから12分後とされる。総監室両側にある幕僚長室からは幕僚ら五名がバリケードを壊して突入してきたが、これに対し三島は剣で応戦。さらに七名の幕僚らが突入し、楯の会会員と大乱闘になった。

一瞬、守勢に立たされた三島だったが、関孫六を幕僚二人に切りつけて、怪我を負わす。いつからか、総監は「横腹に短刀を突きつけられ」ていた。

益田証人の話。

益田証人 かけつけた部下が三島さんに「総監を釈放しろ」と迫り、逆に刀で切りつけられたりしてけが人が出た。私は横腹に短刀を突きつけられながら複雑な気持だった。これ以上犠牲者を出したくない、私も切られるかもしれないなど……。<sup>11)</sup>

三島は「きょうは自衛隊に最大の刺激を与えて奮起を促すために来た」などと言っていた。この時三島が自衛隊に突きつけた要求書は、次の通り。

一、省略

二、要求項目は左の通りである。

- (一) 十一時三十分までに全市ヶ谷駐屯地の自衛官を本館前に集合せしめること。
- (二) 左記次第の演説を静聴すること。
  - (イ) 三島の演説（檄の撒布）
  - (ロ) 参加学生の名乗り
  - (ハ) 楯の会残余会員に対する三島の訓示
- (三) 楯の会残余会員（本事件とは無関係）を急遽市ヶ谷会館より召集、参列せしむること。
- (四) 十一時十分より十三時十分にいる二時間の間、一切の攻撃妨害を行はざること。一切の攻撃妨害が行はれざる限り、当方よりは一切攻撃せず。
- (五) 右条件が完全に遵守せられて二時間を経過したときは、総監の身柄は安全に引渡す。その形式は、二名以上の護衛を当方より附し、拘束状態のまま（自決防止のため）、本館正面に於て引渡す。

(六) 右条件が守られず、あるひは守られざる恐れあるときは、三島は直ちに総監を殺害して自決する。

三、省略

四、省略

三島は、関係当局が「引延しその他を策したる場合、又は、(原文改行) 改変要求・質問・事項外要求に応ずることを逆条件として提示」するなど、自らの意に沿わない挙に出た場合は「直ちに要求項目(六)の行動に移る。」とし、その意思がなまなかでないことを強い調子で言明した。あたかも、剣にものを言わせて奸賊を払うといった、並々ならぬ決意のほどが窺われる。その時の心境を、右派精神史の類似の事案からひとつ挙げるとするなら、戦前の陸軍部内において路線の違いから統制派の永田鉄山軍務局長を斬殺した、皇道派の相沢三郎中佐の事件(相沢事件、1935年8月12日)を指摘することができるだろう。暗殺を前にして、伊勢神宮と明治神宮に参拝した相沢が、まさに永田局長に向かって軍刀を振り下ろす瞬間に感じた想念、「尊皇絶対」は、本稿の扱う三島事件とも通底する強烈な精神の傾きであった。

檄

「もう待てぬ」三島は、檄の中でそう言っている。

われわれは戦後の日本が経済的繁栄にうつつを抜かし、国の大本を忘れ、国民精神を失ひ、本を正さずして末に走り、その場しのぎと偽善に陥り、自ら魂の空白状態へ落ち込んでゆくを見た。政治は矛盾の糊塗、自己の保身、権力慾、偽善にのみ捧げられ、国家百年の大計は外国に委ね、敗戦の汚辱は払拭されずにただごまかされ、日本人自ら日本の歴史と伝統を潰してゆくのを、歯噛みをしながら見てゐなければならなかった。われわれは今や自衛隊にのみ、真の日本、真の日本人、真の武士の魂が残されてゐるのを夢みた。(中略)

楯の会の根本理念は、ひとへに自衛隊が目ざめる時、自衛隊を国軍、名誉ある国軍とするために、命を捨てようといふ決心にあった。憲法改正がもはや議会制度下ではむづかしければ、治安出動こそその唯一の好機であり、われわれは治安出動の前衛となって命を捨て、国軍の礎石たらんとした。国体を守るのは軍隊であり、政体を守るのは警察である。政体を警察力を以て守りきれない段階に来て、はじめて軍隊の出動によって国体が明らかになり、軍は建軍の本義を回復するであらう。日本の軍隊の建軍の本義とは、「天皇を中心とする日本の歴史・文化・伝統を守る」ことにしか存在しないのである。

我慢に我慢を重ねても、守るべき最後の一线をこえれば、決然立ち上がるのが男であり武士である。(中略)(原文改行)われわれは四年待った。最後の一年は熱烈に待った。もう待てぬ。自ら冒険する者を待つわけには行かぬ。しかしあと三十分、最後の三十分待たう。共に起って義のために共に死ぬのだ。

そして、

今こそわれわれは生命尊重以上の価値の所在を諸君の目にみせてやる。(中略)日本だ。われわれ

の愛する歴史と伝統の国、日本だ。これを骨抜きにしてしまつた憲法に体をぶつけて死ぬ奴はみないのか。もしれば、今からでも共に起ち、共に死なう。われわれは至純の魂を持つ諸君が、一個の男子、真の武士として蘇へることを熱望するあまり、この拳に出たのである。<sup>12)</sup>

強い焦燥に駆られている三島の姿がここにある。

ここで三島は、彼の言う「日本」の本義を「国体」という観念でとらえ、その「国体」が日本国憲法によって実体を欠く曖昧なものと化しているという、つまり「大本を忘れ、国民精神を失」つた現実がそこに醸成されている—といった認識を大きく示した上で、その現状を打破できるのは「名誉ある国軍」となった自衛隊なのだと言うレトリックを展開している。となると、自衛隊の存立基盤が日本国憲法（以下、憲法）にある以上、「国体」によって表象されるべき「日本」を「守る」ためには憲法によって存在を否定された自衛隊に期待せざるを得ない、といったロジックが生まれる。すなわち、矛盾である。三島がたどり着いた焦燥それ自体がここにある。三島の憲法改正論の原点も同様で、だから「国体を明らかに」し「日本」の本義を確たるものとするために自衛隊を「名誉ある国軍」にするという檄文の主張となるわけだ。三島はそれを実現する前衛として、「至純の魂を持つ」「男であり武士である」若い隊員に訴えかけて決起を呼びかけた。そして若い隊員らの冷やかな反応、嘲笑、罵声を浴びたのは、彼の予想を超えて日本がいまどのような現状に陥っているか痛感させられたことであつたらう。

同時代の作家で、国家観においてはおそらく三島と正反対の立場に立つと思われる司馬遼太郎は、事件に寄せて、こう言っている。

「文学論的なその死」と。「大衆には無力だった」と。

「思想というものは、本来、大虚構であることをわれわれは知るべきである。」と司馬は言う。「思想は思想自体として存在し、思想自体にして高度の論理的結晶化を遂げるところに思想の栄光があり、現実とはなんのかかわりもなく、現実とかかわりがないというところに繰り返しい思想の栄光がある。」

「ところが、思想は現実と結合すべきだというふしぎな考え方がつねにあり、とくに政治思想においてそれが濃厚であり、たとえば吉田松陰がそれであつた。

「松陰は日本人がもつた思想家のなかで、もっとも純度の高い人物であろう。松陰は「知行一致」という、中国人が書斎で考えた考え方（朱子学・陽明学）を、日本ふうには純粋にうけとり、自分の思想を現実世界のものにしようという、たとえば神のみがかろうじてできる大作業をやろうとした。虚構を現実化する方法はただひとつしかない。狂気を発すること」である。

そして、「狂気を触媒とする以外にない。要するに大狂気を発して、本来天にあるべきものを現実という大地にたたきつけるばかりか、大地を天に変化させようとする作業をした。」<sup>13)</sup>

司馬は、ひとつの観念の技としてそれが放つ光と影について言うのだが、そこにはおそらく当時三島が布置していた思想上の立ち位置がある。だからこそ三島は、別のところでこう言うのだ、「結局、太虚をテコにして認識から行動へ跳躍するその段階」に「陽明学の行動的な側面があらわになる」と。<sup>14)</sup> 現実から遠いところにこそ思想の栄光があると述べる司馬に対し、三島はその現状からの「跳躍」を試みた。

「二・二六事件を…私は躊躇なく肯定する立場に立つ」<sup>15)</sup>と公言する三島の、その行動の基層には、これまで多くの論者が指摘してきたように、知行合一を教える陽明学がある。だが、三島を書く私は、そうした説明を聞かされても「果たして、どうか」という立場に立つ者だ。むしろ、檄文全体の中に三島の強い思い込み（コンプレックス）が読み取れないだろうかと考えている。

檄文全体を見渡してあるきわめて特徴的な観念、すなわち「男」という観念に三島が異様なまでに寄り添ったことが、一連の事件を理解する鍵ではないかと思うものだ。「男」という言葉だけが浮いている。そこに三島という一つの人格を理解する手がかりがあるのではないか。

三島は自衛隊を「父」と言い「兄」と言う、「真の日本」「男の涙」「男の矜り」と言い、「去勢され」た自衛隊、「より深い自己欺瞞と自己冒瀆の道を歩もうとする自衛隊」に向かって、「武士の魂はどこへ行ったのだ」と憤激する。「自ら冒瀆する者を待つわけには行かぬ」と激する三島の言葉の、その憤激の向かう先に、事の本質が顔をのぞかせているのではないか。ここに、自衛隊を自身のアナロジーと見た三島の観念の所在がある。ここで言う自衛隊の再生は三島の再生そのものである。

「事件」の第一回公判が開かれたのは1971年3月23日のこと。場所は東京地方裁判所七〇一号法廷。そこで明かされたように、三島が最初に一連の事件（以下、単に事件と記す）の行動計画を構想したのは、事件のあった70年3月頃のことだった。その時点ではまだあの形を取ってはならず、単に、自衛隊と協力してクーデターを起こす、もって「日本の現状を打破する」といった曖昧なものだった。三島において、葬り去るべき仇敵は憲法だった。同年9月頃、クーデター論はさらに過剰さを増し、国会を占拠して憲法改正の発議をする、そのための方策として「自衛隊の第三十二連隊長を拘束して隊長室を占拠し、自衛隊を動かすという構想」<sup>16)</sup>を周辺に明かすようになった。11月25日を決行の日と決めたのは、やはり吉田松陰の絡みであったろうか、共に自刃することになる楯の会会員が、第三十二「連隊長は二十五日には不在」という報告を上げても、「盛り上がっているのだから、決行の日は変えられない」<sup>17)</sup>と取り合わなかったという。

事件前日、三島はじめ決行に加わる五人が丸の内のパレスホテル五一九号室に集まり、第三十二連隊長に代わって人質とされた総監をどう処置するか、リハーサルを行った。

これを司馬のごとく「大狂気を発し」たと見るか、「三島の行動こそ右翼の行くべき道」と見るか。事件直後アメリカ政府は「ネオナショナリズムの象徴的出来事」「日本軍国主義復活の恐れ」<sup>18)</sup>と懸念し、またソ連政府は、当時三島作品の翻訳がなかったこともあり、「芸術家としてではなく、右翼思想のピエロ」<sup>19)</sup>といった受け止めを示した。

そもそも三島由紀夫はいったい何をきっかけにして「日本主義」に「回帰」したのだろうか。その謎を解くことが本稿の目的なのだが、少なくとも檄文を読む限りは、どこか取って付けたような「借り物」の、と言って悪ければ悪い夢にでも浮かされて、力尽くで憤激の気魄をそこに塗り込めたような「無理」が感じ取れる。それがその時点での三島の本意であったことは疑いないが、何か「反転した自我」のような捻れた作為を感じるのだ。

私にそう感じさせるのは、すでに指摘したように、檄文において過剰に顔をのぞかせる「男」なる口吻である。このことは、おいおい、じっくりと検討することになるだろう。ともかく、公判記録から事件の外形的事実を拾っていくと、この一連の行動が自衛隊を焚きつけて国会を動かす憲法改正を発議させる「クーデター」計画に基づいていたことは確かである。

## 楯の会

楯の会が結成されたのは、公判で証言した元一期生によると、1968年9月のこと。が三島は、すでに前年の4月には陸上自衛隊にみずから体験入隊し、結成半年前（68年3月）には将来の楯の会会員二十三名を引き連れて自衛隊富士学校滝ヶ原駐屯地に体験入隊している。同年7月にはさらに三十名をやはり体験入隊させている。

楯の会という名称の由来は、万葉集四三七三「今日よりは顧みなくて大君の醜の御楯と出で立

つわれは」から取ったもの。その理論的ベースは1968年4月発表の「文化防衛論」と、そこから派生した祖国防衛構想にあった。これは天皇の存在を「日本文化の一般意志」, 「日本文化の窮極の価値自体」と捉え、その「伝統のエッセンス」の中に日本文化全体の「美」を見渡した上で、「言論の自由」という戦後の価値に「耐えて存立している天皇」こそが現下の「(日本)文化の空間的連続性」を規定している、とする言説のことである。そして三島は、こうした「フレキシビリティ」の中に「言論の自由の至りつく文化的無秩序と、美的テロリズムの内包するアナキズムと」を見、その二つをつなぎ合わせる接点を、「天皇において」見る。これは天皇制の内包する「おそらくもっとも危険な性質」であって、例えばその脆弱さゆえ「容共政権の成立」と同時に瓦解しかねない。

いっぽう三島は日本文化の本質を「菊と刀」(ルース・ベネディクト)の両方にあるとし、菊の危機には刀がそれを救けるべきであると考えた。こうして「いわゆるシヴィリアン・コントロールとは政府が軍事に対して財布のひもを締めるといだけの本旨にすぎないが、私(三島、筆者注)は日本本来の姿は、文化(天皇)を以て軍事に榮譽を与えつつこれをコントロールすることであると考えます」, 「天皇と軍隊を榮譽の絆でつないでおくことが急務」という、評論家橋川文三への回答となるのである。<sup>20)</sup>

天皇に榮譽大権を与えること、それが「文化概念としての天皇の復活を促す」最善の方途である。そのための前衛が楯の会であるという理論付けを三島は行った。

ここにあるのは若い日の三島が傾倒し最後までそこから離れることのなかった日本浪漫派の理想、いわば芸術至上主義の理想の1968年の表現、と見てよいだろう。「菊」と「刀」はこのようにして合一し、その最後の表れとして三島において、自衛隊を動かして憲法を改正するというクーデター計画となって結晶したのである。

「菊は菊であるからこそ菊」,<sup>21)</sup> 三島と行動を共にした楯の会隊員は公判において自らの天皇観をこう述べたが、これは、おそらく、何度も謀議を重ねるたびごとに事件の当事者たちによって確認された共通の観念であり、その意味では、おそらく、三島自身の言葉と違ってよい。菊はどうあっても解きほぐすことが出来ない日本文化の本質であって、「選挙やそれに類いするもので否定することはできない」。事件の当事者たる別の隊員は、「天皇への恋心」と述べた。おそらく、このあたりに、「仕方がなかったんだ」という言葉を残して自ら果てた三島の、事件へとつながる思想の核があると見てよいだろう。

ごく大きく言って、ひとには自らの信ずるものを「美」と捉える傾向がある。この美が剣という表現を得て市ヶ谷の駐屯地で大爆発したのが三島事件の「物語的表層」であった。

しかし、まだ謎は残る。楯の中でことさらに、それこそ自衛隊員をみずからの同士ととらえながらも、両者をつなぐ言葉として「武士」と言い「男」を連発した、三島の深層の心理である。このメカニズムの内奥に、事件の真相はいまだ深々と眠っているように見える。

三島が改正しようとした憲法は、三島らによってどのように認識されていたのだろうか。「占領憲法」という言葉があるように、それはまず「占領基本法」として時限立法のごときものとしてとらえられていた。

## 憲法

現行憲法は米軍占領期間中のみ効力を有する占領基本法であって、サンフランシスコ平和条約締結と同時に失効したものです。それが現在通用しているのは、慣習的に通用しているだけなので、本来無効なのであります。<sup>22)</sup>

公判は、現行憲法の制定の経過についても、突っこんだ検討をしている。それによると、マッカーサーが時の首相だった幣原喜重郎に憲法制定について最初に話を持ちかけたのは、幣原内閣成立の翌日、1945年10月11日のことだった。憲法の自由主義化が必要と述べるマッカーサーの言葉を受けて、幣原は、閣内に憲法問題調査会を発足させる。委員長に任命されたのは戦前に齋藤實内閣で商工大臣を務めた松本烝治。元東京帝国大学教授で関西大学学長を務めた人物だが、憲法ではなく商法の専門家である。松本委員長はいわゆる松本四原則—

- 一、天皇が統治権を総覧するという大日本帝国憲法の基本原則は変更しない、
- 一、議会の権限を拡大し、その反射として天皇大権に関わる事項をある程度制限する、
- 一、国務大臣の責任を国政全体に及ぼし、国務大臣は議会に対して責任を負う、
- 一、人民の自由および権利の保護を拡大し、十分な救済の方法を講じる——を基本方針として掲げた。<sup>23)</sup>

公判廷では、弁護側証人の佐藤巧上智大学法学部長が、このあたりの事情について証言している。

佐藤証人…この委員会は最初から改正の方向をとったわけではないが、その後、状況が変わって改正が避けられなくなり、民間でも改正案が発表されるようになった。(昭和)二十一年一月初旬、改正範囲が少ない「甲案」と改正点の多い「乙案」ができ、二月(八日)にマッカーサー司令部に「甲案」を提出した。日本政府はこれによってGHQの意向を知ろうとしたもので、一応の試案だった。<sup>24)</sup>

憲法改正要綱—松本試案—と呼ばれるものだが、しかし、その直前の2月1日、憲法問題調査委員だった宮沢俊義東京帝国大学教授作成の、いわゆる「宮沢甲案」が毎日新聞にすっぱ抜かれて、その内容が世間の知るところとなった。メディアは「保守的・現状維持的」と松本試案を批判。こうした世論の動向を分析したGHQは、日本政府による自主憲法制定に「見切りをつけ」独自の草案作成に踏み切ったのである。今まさに、極東委員会が活動を開始しようとしている時機でもあった。極東委員会が同年2月26日に活動開始すれば、GHQの権限は大幅に縮小される。<sup>25)</sup> 思い描く日本占領政策が、自らの主導で実現しないことを嫌ったマッカーサーが先手を打ったと言っ

てよい。

公判廷で、佐藤証人はこう述べている。  
「GHQはこれを全面的に受諾できないとして、マ元帥はGHQの政治局に命じて草案を起草させ、2月13日、この草案を日本政府に交付、これを改正の目標にするよう勧告するという形だった。松本委員会は重ねて「甲案」の説明書を提出したが、GHQは「新たなものを……」という意向で、マ元帥は、天皇を象徴とすること、戦争を放棄することの基本原則は変更できないとした。」<sup>26)</sup>

この頃、三島は、短編小説「煙草」の原稿を雑誌「人間」編集長の木村徳三に送っている。2月15日付川端康成「鎌倉文庫業務日誌」は、これについて、「三島由紀夫君 煙草 木村君読了 可」と記し、「煙草」は雑誌「人間」六月号に掲載されることになった。<sup>27)</sup> 作中で若い三島が「同性愛」への親和について匂わせた本作は、「成長してゆく」「悲劇」を友達との関係の中に濃密に塗りこめて、少年のエロスを漂わせた好短編である。

ここで作家の「愛」の対象は「運動部」の「上級生」だった。「成長」が「悲劇」であること、および、この「同性」への「愛」の持つ意味については、後段で検討したい。ともあれ「自由」と「民主化」が急激に広がる戦後であって、「エロス」と「文学」の時代を揚々と船出しつつあった三島である。

結局のところ、GHQ草案が新憲法には反映されることになった。先の佐藤証言によると「三月二日これ（GHQ草案）をもとにしたものができ、同四日GHQに持って行き、同六日政府とGHQが共同作業で改正案草稿をつくり、日本政府がみずから作成したという形で発表。これがもとになって帝国議会に改正案が提出され、（昭和）二十一年十月十日両院を通過、十一月三日公布、翌二十二年五月三日施行となった。」<sup>28)</sup>のは周知の通り。

いわゆる「押しつけ憲法」論について、佐藤証人は「事実の評価」という言い方をしている。これは70年代初頭にあつては、精一杯の憲法評であつたろう。が、先の松本試案の他、「近衛公案」や諸政党案、各団体案などいろいろな案が作成、発表され（中略）これらの中には現憲法に表れているような制度、思想を内容としたものもあつた。GHQがこれらを見ながら起草したということは、公けの報告書でも明らかになっている。<sup>29)</sup>そして佐藤証人は「必ずしも（GHQが）完全に日本国民の意思を無視して（新憲法を）強制したということはない。」<sup>30)</sup>との意見を附したのである。

ただ、GHQ草案は初めから第九条（戦争放棄）を含んでいた。その意味で、象徴天皇制と再軍備不可がGHQの憲法草案の絶対の条件であつた。楯の会隊長として、三島によってどうあつても黙過できない日本伝統の破壊とされた、事件の根本をなす蹉跎がここにある。

三島の憲法改正論の粋は、先に見た「文化防衛論」にある。三島にとって天皇は、国家や政治を超越した、「日本文化の価値の根源」であつた。日本に歴史があり、その歴史のよってくる伝統があるなら、それに血を注ぎ、背骨となってその伝統を支えているのは、他ならぬ天皇である。三島は「天皇は日本の歴史的伝統、文化を代表し、代表せらるべきもので、文化の保持者としての天皇の地位を明確にすべきだ」<sup>31)</sup>という意見を持っていた。しかし敗戦という現実を前にして、憲法改正を進める当事者らの胸の裡にあつたのは、「大方の改正意見は、国家の機関としての権限を拡大強化せよ」というものであり、「象徴」は不明確だから権限の強化に伴い「元首」にすべきだ（佐藤証人）という意見、大きく言って、いわゆる「天皇機関説」に立っていた。しかし三島はかえって天皇を「文化概念」として見、「軍事に榮譽を与えつつこれをコントロールする」その主体と見た。こうして、三島の改憲論は「天皇は文化の中心という改正論」であり、その下地にあつたのは国軍に譽れを注ぐ「榮譽大権」の具現者としての天皇であつた。

「軍事」に「榮譽」を与えそれを「コントロール」する主体であるところの天皇。この三島の実皇へ寄せる「恋」は、その底流（私流に言うなら、E.M. フォースターの言う「永遠の瞬間」）を、1944年9月9日のある瞬間に結びつけてもよいだろう。この日、三島は、学習院高等科を主席で卒業し、文科総代として父母を伴い宮中に参内、昭和天皇より恩賜の銀時計を拝受したのである。

こうして三島は榮譽なことに天皇に謁を賜り、この上ない名譽をじかに天皇から戴く「銀時計組」となつた。しかし目を太平洋戦争へと転じると、陸海軍の劣勢は明らかで、沖縄では神風特別攻撃隊による体当たり攻撃があつたと一歩のところまで迫つていた。人間魚雷「回天」も訓練を開始するなど、将兵の命はまさに風前の灯火であつた。

十九歳の三島（平岡公威）はこの状況をどのような思いで眺めていたのか。先にも引用した日録によると、三島は、その前日も、天皇より恩賜の銀時計を賜つたその当日も、新宿や新橋の演舞場で歌舞伎を観劇している。

10月1日には推薦で東京帝国大学法学部法律学科に入学した。天皇については、学友に、「でも天皇は自分の財産をたくさん持っていらっしゃいますよ」と語る三島であつた。

官吏の長男として戦時下の自由を満喫する三島には、まだ後年の武人の影は見られない。天皇制という官僚機構の末端にぶら下がるノンボリの、あるいは文弱の姿がそこにはあつた。

## 結審

三島事件の公判は、事件の主謀者たる三島の人物の検討を経て、審理のすべてを終了した。三島の人物について、私自身が心中に事件を定着させるきっかけとなった記憶をここで差し挟むことをご寛恕頂きたい。私は事件の発生した1970年当時、十四歳というおさまりの悪い時期を過ごしていた。東京の中学校に通ってはいたが、文学に親しんでいたわけでもなく、勉学に真剣に取り組んでいたわけでもなかった。むしろ、いよいよ近づいてくる大阪万博の方に気持は惹かれていた。三島の名前は知っていたが、その作品に手を伸ばすには、いまだ至ってはいなかった。外に目を転じると、若者らの真夏の季節が—頂点は過ぎていたものの—いまだぶすぶすと燻っていた。世間でどのような状況が進行中であったのか、佐藤訪米阻止や新宿騒乱やエンタープライズ寄港反対が私にとって、明日にとって、なにを意味するのか、うまくつかめなかった。暴れ回る若者の姿に何か遠いものを感じていた。

だが、三島の名前は知っていたといま書いたが、その意味するところは決して好意的なものではなかったことだけは、しかと記憶している。当時三島はピエロだった。軍服然とした制服を身にまとい、旧軍の将校さながらの、英雄ナポレオンもかくやといった空気をあたりに発散させた三島は、十四歳のおさまりの悪さに包まれていた私にとってさえ、物書きや軍人という以前に一彼のライヴァルとされる作家の用語を借りれば—「遅れてきた青年」といった趣を感じさせた。そう、三島は遅れてきた青年だった。大江健三郎の小説のように、赴くはずだった戦争に間に合わなかった己の弁解を、その人生を通して四方八方にわめき散らす、逃げたわけではないのだろうが（このことについては後述する）、そう取られても仕方のない自分を抱えて、呻吟する、遅れてきた青年だった。おそらく、同時代を体験した人の多くが、そうした私の三島観に共感されるのではないか。

あのころ私たちは、軍服を着たピエロ、行きそびれた青年将校といった印象で三島を見ていた。

作家のお遊び、当時よく言われた言説の意味するものは、要するにそういうことだ。だから、作家の死を聞かされたとき私たちは、ピエロがその内面では傍から推し量ることが出来ないほど巨大な思いにうちひしがれていたのだということを目の前に突きつけられた観客の驚きを、今まさに、驚くことになった。おさまりの悪い生活、万博というハレの日の後にやって来た、暗転の生。十四歳だった私にとって、あの日の夕刊に踊る活字は、まさにその日の記憶として永遠に定着している。

事件当時、防衛庁長官をつとめて生前の三島とも面識のあった中曽根康弘自民党代議士（当時）は、三島の人物について、こう証言している。「非常な愛国者」、「日本文学を世界的に高めた天才」、そして「人をいたわる愛情のある人」だと。<sup>32)</sup>三島は事件三週間前の11月3日、六本木の喫茶店アマンドで同時に決起することになる楯の会隊員たちに「死ぬことはやさしく、生きることはむずかしい。これに堪えなければならない」と言った<sup>33)</sup>と伝えられる。

「遅れてきた青年」としておそらくは戦後を生きた作家にとって、その心情が込められた言葉であった。私は、本稿の後半でこの言葉の持つ意味をさまざまに解釈していくつもりである。三島は「むずかしい生」を生きざるを得なかったがゆえに「死」へと誘引されていった。その三島の「むずかしい生」の中に事件の基層をなす彼の心理の綾がある。そう考えるからだが、その「死」への誘因は作家が本来持っていた死への衝動（タナトス）であるというよりはむしろ、「むずかしい生」を生きざるを得なかった彼の「心の綾」がもたらした「宿命」だったと言ってよい。

公判は、倫理家で、物事を理詰めにとらえる論理家でありながら情愛の深い、家族に重きを置く家庭人といった三島の人となりや殊更に強調している。複雑というよりかえって多面体であっ

た三島の印象もまた、このようなプリズムから投影されるひとりの人間の像である。とりわけ楯の会を結成して以来の作家の奇矯とも言える政治回帰を、あるいは（こう言ってよければ）メディアの好奇の目にあえて身をさらすピエロぶりの、その内側には、人気作家の気まぐれといった目で見ることの出来ない彼という人間の苦悶があった。天皇への恋闘はその結果である。

ともあれ、東京地方裁判所での論告求刑は、担当検事が、「憂国の至情に出た一見壮烈な義拳」として「若い世代に対しては大きな影響を与えずにはおかないであろう」と事件の影響を指摘し、こう結んだ。

「以上諸般の情状を勘案のうえ相当法条を適用し被告人ら三名を各懲役五年に処するのを相当とする。」<sup>34)</sup>

### 判決

三島事件は判決までに十八回の公判が開かれた。事件は、被告人三名、および同時に自刃した楯の会隊員を「法律的には共同正犯」とし、あくまで「三島が主謀的地位にあった」と認めた。1972年3月22日に開かれた第十七回公判で、弁護側は次のような最終弁論を展開した。

「経済の繁栄とともに日本人の大半は商人になった。三島は憂国の情やみがたく、行動に移った。死をもって国民を、政治家をいさめたのだ。尽忠の至情を見るべきだ」（野村佐太郎弁護人）。

「本件は道義心が退廃した現代社会に対する危機感から非常手段に訴えたもので、国家に対する緊急救助の法理が適用されるべきだ。従って違法性が阻却されて無罪になるか、軽減されるべきだ。いまの自衛隊は軍隊であり、憲法九条に違反している。自衛隊が違憲であれば、被告らが益田総監を監禁して自衛隊員を集合させたのは、自衛隊員が公務員でないのだから、職務強要には当たらない」（大越譲弁護人）。

もう一人の酒井亨弁護人は「三島氏は軍国主義者ではなく、民主主義者である。被告らの行動を“独断と自己陶醉”ときめつけ、責めるのはナンセンスだ。評価は公正の史家に任せるべきだ」<sup>35)</sup>と述べた。

草鹿浅之介主任弁護人はこう主張した。「事件直後、(時の)佐藤首相らは“狂気の沙汰”と酷評したが、一方では事件の底流をとらえようとする冷静な論調もあった。犯罪の外形だけみても意味がない。日本人の精神を失い、日本そのものが滅亡していこうとするのを、死をもって防ごうとしたのである。被告たちの情状には同情すべき点がある」。<sup>36)</sup>

判決公判は同年4月27日に開かれた。東京地方裁判所刑事十三部の榎淵理裁判長によって、「主文、被告人ら三名を懲役四年に処する」という判決が言い渡されると、三被告は「直立不動」で「顔色も変えずにじっと聞入っていた。傍聴席も静まり返ったままだった」と、本稿でたびたび引用した『裁判記録「三島由紀夫事件」』は伝えている。同書によると、三被告は「現憲法をささえる裁判所があのような判決を下すのは当然だと思う。刑が重いか軽いかははじめから考えていないし、今後のことはすべて弁護士にお任せしてある。最終的な判断は歴史が下すと思う」<sup>37)</sup>とコメントした。

## Ⅲ. 詩を書く少年

少年の頃の三島由紀夫には、いつの頃からか、「死への欲動」が兆していた。少年の夢をすっぽりのみ込んでしまったような「森」のイメージ、うつらうつらする幼い生の内部からひっそりと

顔を覗かせる「蟬」や「毛虫」や「蟋蟀」や「小鳥」の表情。12歳の、まだ三島由紀夫になる前の平岡公威の書く詩には、自然を觀照しつつそこに心地よくも包まれた幼い子供の初発の姿が認められる。

が、いまここで、

猫の喰べ残した鼠は、  
湿った枯葉の山にある。

其の上に、  
枯葉の落ち合ふ音は、  
——灰いろの挽歌のやうだ。

という詩編を見てみよう。「寂秋」と題された12歳の詩編からは幼い公威のまた別の精神が、その心の裡が、豊かな語彙と暗いイメージをともなって、はっきりと伝わってくる。12歳にしてはおどろおどろしいこの詩は幼い公威の詩心が、必ずしも心地よい少年の日の讃歌ではなく、むしろある種の残酷をたなごころにしていたことを思わせて、奇妙な思いを読むものに伝えてくる。

その全編を引くと、

不思議な淋しさの立ちこめる  
谷間から、  
炭焼く煙が昇つて来る。  
煙どもは、  
広大な孤空の片隅に、  
葬り去られるのを知らず、  
碧い絵絹を慕つて這い昇つてくる。

足に怪我した犬が  
びつこを引き々々径を歩いて行く。

猫の喰べ残した鼠は、  
湿った枯葉の山にある。

其の上に、  
枯葉の落ち合ふ音は、  
——灰いろの挽歌のやうだ。

嵐の兆（しらせ）か、  
山の間（はざま）から、  
黒い、巨人の様な雲が立ち上がる。<sup>38)</sup>

谷間から立ち上ってくる煙は、その後の「びつこを引く犬」「猫の喰べ残した鼠」のイメージと

呼応して、容易に葬儀を連想させるだろう。公威は「森」をよく詩に書いたが、ここに見えるのは「湿つた枯葉の山」という、不安定なとらえ難さであり、それを「不思議な淋しさの立ちこめる」「——灰いろの挽歌」という前後のトニックがまとめている。さらに「立ち上がる」「黒い、巨人の様な雲」という不吉な結句。これを「稚拙」と評するむきもあるが、むしろ私は、その豊かな語彙と明快なイメージ、そして何より言葉扱いの巧みさで、12歳としては飛び抜けた感受性の持ち主であったと感じずにはおれない。ましてや12歳だった頃の我が身を振りかえってみて、「淋しさの立ちこめる秋」などといった想念が、チラとも心中を掠めたことがあったろうか。そう思うと、幼い公威＝三島の感性はすでに抜きんでて深い省察の地平に降りていると思わざるを得ないのである。

目の前の自然をながめ、そこから詩（物語）を取りあげる才能は、早くも第一級の表れを見せている。そのことに驚くばかりだが、もっと驚くべきは、その感受性が、肝心要の瞬間に機能していなかったかに見える、この若い詩人のその後である。三島由紀夫という筆名を使い始め、自らも周囲もいっばしの「作家」を意識するようになった頃、時代の趨勢はかならずしもこの初発の書き手を祝福するものではなかった。

時代はいわゆる悪時代を迎えていた。三島の口述よりなる自叙伝「わが思春期」はその時代について、こう記している。「自分の思春期のことを話し出すと、今さらに時代の差というものを感じます。私は大正十四年生れですから、昭和十年代からあとが私の思春期といえるでしょうが、二・二六事件を初めとして、だんだん軍国主義の風潮が強まっていき、それとともにわれわれの前には戦争の固い壁が立ちふさがって、享樂は悪だと見なされ、性の問題も、国家目的とはまったく相反した暗い、しいたげられたものでしかありませんでした。」<sup>39)</sup>

代表作となる「金閣寺」を出版した直後のことで、その成功をもとに、自らの精神の来歴について語っておきたいという思いに駆られたのか。発表媒体が婦人雑誌の「明星」だったこともあって、恋の話、性の話、女性にまつわるエピソードなど、もっぱら身近な話題がリラックスした口話体で語られる。このとき三島は32歳の少壮作家。明らかに大衆作家としての顔を前面に出して、気負わずに速記者を前にして自分語りを楽しんでいる—そうした雰囲気伝わってくる。それだけに、少々の思い違いによる事実誤認は指摘するまでもないのかも知れないが、しかし、本書は他の三島の文章と同じように、この作家ならではの思い込み、おそらく知った上でのことではなからうが、事実を折り曲げた認識の誤りがそこここに読み取れるのだ。

自身の思春期を振り返って、気負わずに語った話の内容は、おそらく本人にとっての「真実」と言ってもよいだろう。

例えば、三島はこう言っている。「……急に玄関のベルが鳴って、赤紙の電報がやってきました。かねて覚悟していたことですから、さほど驚きもありませんでしたが、その赤紙の電報は、たちまち家中をシーンとさせました。」<sup>40)</sup> この先の描写は本稿の主題に関わる重要な箇所なので、長い、全文を引いておく。

「もう二日のうちに、私は兵庫の本籍地の軍隊へ入らなければなりません。ところが、何が幸いになるか分かりません。私はその晩から、どうもかぜ気味であったのが、だんだん熱が上がってきて、いよいよ入隊という日には、大変な高熱になってしまいました。入隊の前の日に、本籍地の親戚の家で、胸に湿布を当て、色々と手当を受けた後、ふらふらしながら、けれども、立ち上がって、みなに送られて隊へ急ぎました。

今でも覚えています、そこは実に山の中の、荒涼とした、非常に寒々とした聯隊でした。そ

ここで、私は立っているうちに、また寒けがし、せきが出て、目まいがしてきました。ところが、私の症状が、新米の軍医によって誤診されてしまいました。彼は、私のことを肺湿潤だと言うのです。いわゆる軍隊用語の胸膜炎です。私はラッセルが聞こえると言い出されて、ぎょっとしましたが、そのときの正直な気持は、軍隊へ入るよりも、病気になった方がいいという、助かったような気持でした。あとで聞くと、その隊は、みなフィリッピンへ連れていかれて、数多くの戦死者を出したそうであります。私はその誤診の胸膜炎のおかげで、また東京へ帰ってきましたが、帰りの夜汽車の中の寒さと高熱にあえいでいるつらさとは、今でも忘れることができません。ところが、東京へ帰って精密検査の後にも、私は何ら結核の症状は発見されませんでした。それでいて、私の徴兵は、もう来年延ばしにされていたのです。』<sup>41)</sup>

以上の文章は三島にとって、少なくとも語ったその時点においては、「真実」である。

## 検査

次に「仮面の告白」から右の記述に相当する箇所を引いてみる。

「たまたま休日にかえった自宅で、私は夜の十一時に召集令状をうけとった。二月十五日に入隊せよという電文だった。

私のようなひよわな体格は都会ではめずらしくないところから、本籍地の田舎の隊で検査を受けた方がひよわさが目立って採られないですむかもしれないという父の入知恵で、私は近畿地方の本籍地のH県で検査をうけていた。(中略)結果は第二乙種合格で、今令状をうけて田舎の粗暴な軍隊へ入隊せねばならないのであった。(中略)ところが工場で引きかけていた風邪が行きの汽車の中で募って来、祖父の倒産以来一坪の土地もない郷里の、昵懇な知人の家に到着すると、はげしい熱で立っていることも叶わなかった。しかしその家の手厚い看護と、なにかんづく多量に嚙んだ解熱剤が利目をあらわしたので、私は一応威勢よく人に送られて営門をくぐった。』<sup>42)</sup>

そして、

「薬で抑えられていた熱がまた頭をもたげた。入隊検査で獣のように丸裸にされてうろろしているうちに、私は何度もくしゃみをした。青二才の軍医が私の気管支のゼイゼイいう音をラッセルとまちがえ、あまつさえこの誤診が私の出たらめの病状報告で確認されたので、血沈がはからされた。風邪の高熱が高い血沈を示した。私は肺湿潤の名で即日帰郷を命ぜられた。』<sup>43)</sup>

この瞬間であった。公威＝三島を、微笑と羞恥、という二つの感情が捉えて放さなかったのは。若い軍医を前に、三島は懸命に嘘をついた。——もう半年も微熱が続いているんです、肩が凝ってどうしようもないのです、血痰が出ます、ゆうべだって寝汗がビッシヨリ出たのです…。<sup>44)</sup>「この中で肺の既往症がある者は手を挙げろ」と軍医に言われて、サッと手を挙げた三島<sup>45)</sup>の、生と死を賭けた演技だった。「ラッセルがひどく、結核の三期と思う」<sup>46)</sup>若い軍医はそう判断し、公威＝三島に入隊検査「不合格」の診断を与えたのである。その刹那「隠すのに骨がおれるほど頬をおして来る微笑の圧力を感じた」と三島は「仮面の告白」に書いている。

三島の父、平岡梓はこの時の様子をはるかに文飾の少ない、それだけに情味の伝わる表現で、こう書いた。

「それから別室で軍曹から、「諸君は不幸にして不合格となり、さぞ残念であろう。決して気を

落さず今後は銃後にあつて常に第一線に在る気魄をもって尽忠報国の誠を忘れてはならない」云々と長々とした訓示を受けました。

訓示がすむのを今やおそしと待ちかまえていた僕（梓，筆者註）は、すんだ途端に出口の兵隊さんのところに走り寄り、「もうこれで今すぐまっすぐ東京の家に帰っていいのですか」と馬鹿念を押して外に飛び出しました。そのときの空の高さ、空の明るさはまるで目がくらむようでした。（中略）門を一步踏み出るや倅（公威＝三島，同）の手を取るようにして一目散に駆け出しました。早いこと早いこと、実によく駆けました。<sup>47)</sup>

三島はこの頃、「一度だって死にたいなどと思ったことはなかった」<sup>48)</sup>と書いている。入隊検査不合格と聞かされて、わき起ころうとする微笑をやつとの思いで押し殺していた三島は、そのことを内心羞恥したが、突然ひらめいた「死にたいと思ったことはなかった」という言葉が「羞恥の縄目をほどいてみせた。」

そして次のような理會が襲いかかるのである。「私が軍隊に希ったものが死だけだというのは偽りだ。私は軍隊生活に何か官能的な期待を抱いていたのだと。」<sup>49)</sup>

三島の男色は、その真偽のほどは分からないが、この描写に限っては終戦直後の混迷を生きる読者への、目を引くためのサービスだったと私は理會している。

## 軍医

ここで三島の入隊検査を担当した「軍医」について一言しておくことにしよう。

この軍医は誰か。私が調べたところによると、この軍医は、本籍大阪、大正11年（1922年）3月4日生まれというから、三島の入隊検査のさいには若干22歳の若者だった別府彰という名前の医師である。私が東京・恵比寿の防衛省防衛研究所で調べたところ、別府彰医師は昭和19年7月9日に歩兵第百九十九聯隊（兵庫県姫路市編成）附になっている。その後、聯隊に伴って各地へ移動、昭和20年6月時点では第百九十九聯隊の第一大隊本部附として軍医少尉の地位にあった。別府彰軍医の名前は、以下の通り、昭和19年9月1日付「軍事行政停年名簿118 陸軍将校實役定年名簿第四卷」（写真1）と、昭和20年6月に発行された「歩兵第百九十九聯隊将校職員表」（写真2）に見ることが出来る。

公威がもし入隊検査に合格していたら入隊するはずだったのは、兵庫県姫路市で編成された、第八十四師団第百九十九聯隊であった。いっぽう別府彰軍医は三島＝公威が入隊検査を受けた昭和20年2月10日の時点で、おなじ部隊に所属していた。

もう少し詳しくこの辺の事情を見てみよう。

いま述べた通り、三島は昭和20年2月10日に入隊検査を受けている。その四ヶ月後の昭和20年6月に発行された「歩兵第百九十九聯隊将校職員表」には三名の軍医の名前が見える。——すなわち第一大隊附の別府医師、第二大隊附の新海敬之医師、第三大隊附の松永清医師である。うち、新海医師は調べてはみたもののその前年、昭和19年発行の「陸軍将校實役定年名簿」のどこにも名前がなかった。これは恐らく新海医師の入隊が昭和20年に入って後のことだったからであるだろう。かつ右の「将校職員表」は新海医師の地位が「衛見士」（衛生見習士官）とされていることから、この新海医師は、三島を検査した軍医候補として条件を満たしていない。このことから新海医師は「仮面の告白」における「青二才の軍医」候補からは除外してよいだろう。

もうひとり、本籍徳島、大正8年3月28日生まれの松永清医師は将校職員表によると、三島入隊検査のときはすれすれで満25歳である。とすると年齢的には「仮面の告白」に登場する「青二才の軍医」と条件が符号するかに見える。が、以下に示す理由から、私は松永清医師説は採らない。



その理由は「即日帰郷」を命じられた際公威に手交された「帰郷証明書」にある。少々の説明が必要だろう。

安藤武が編んだ「三島由紀夫「日録」」によると、公威のもとに入営通知（赤紙）が届いたのは昭和20年2月4日のことである。この日は日曜日だったので、公威は翌5日の月曜日には入隊検査を受けるため本籍地の兵庫県富合村へ出立している。この時すでに重い風邪の症状が出ていたのは何度も書いた通り。翌6日、父梓の知人である好田光伊宅に泊まり、家人の手厚い看護や大量に嚙んだ解熱剤のおかげで持ち直し、2月10日には、富合村高岡廠舎（今、陸上自衛隊青野ヶ原駐屯地がある辺り）で入隊検査を受ける。奇しくも紀元節の前日であった。「仮面の告白」にある通り、「青二才の軍医」に「肺の既往症がある者は手を挙げろ」と言われて「サッと手を挙げた」入隊検査である。

結果は不合格だった。もし合格した時に公威が所属することになったのは、突第一〇一三三部隊というもので、先にも書いたが、これが姫路で編成された第八十四師団第百九十九聯隊のことである。部隊長は、本籍兵庫、明治27年10月6日生の、栗栖晋大佐。

#### 帰郷証明書

実は、この時公威が受け取った「帰郷証明書」（きごうしょうめいしょ）は、山梨県山中湖村にある「三島由紀夫文学館」が、遺族の委嘱を受けて、収蔵している。この「帰郷証明書」には二つあって、公威に手交された和文タイプのオリジナル版と、オリジナル版を作るに当たって下書きとした手書き版であるが、ここで問題となるのは手書き版の方である。この手書き版には、昭和二十年二月十日/突第一〇一三三部隊長 栗栖 晋 と書かれたその左横に、「前田」なる朱印が押されてあるのだ。この「前田」印については新潮社版三島由紀夫全集の年譜にも記載されている。

当初私は、この「前田」こそ公威を入隊検査で「不合格」とした「青二才の軍医」ではないかと疑った。その人物を洗ってやろうとした。首尾良く正体が知れば、それをきっかけに「三島事件」の心的メカニズム——本稿の主題——に迫れるのではないかと考えたからだが、結果は空振りだった。防研で調べたところ、先述の「陸軍将校實役定年名簿」には「前田」名の軍医が四人いるが、三島の入隊検査にあたったと見られる「前田」軍医は、年齢や所属から推して、ひとりもいなかったのだ。

では、この「前田」とは誰なのか。部隊長の栗栖晋大佐の横に判をつくわけだから低い階級ではあるまい。この「前田」氏の正体がかめれば「仮面の告白」に登場する「青二才の軍医」の正体もおのずとはっきりするのではないか。

その正体は、郷土史家で静岡県熱海市立第一小学校校長をしておられる井上弘氏から戴いた、先述の「第百九十九聯隊将校職員表」を見たとき明らかになった。——見ると別府彰軍医が所属している第一大隊の第一歩兵砲小隊には、副官として前田實なる大尉が所属している。副官とは、防研の研究員（菅野直樹主任研究官）の話によると、隊長に直属してその任務を補佐する役目の将校であるという。そこで、こういう推理が成り立つ。このお世話係の前田大尉が、当日何らかの理由で入隊検査に欠席した栗栖晋大佐に代わって、公威の「帰郷証明書」下書きに自身の印を押したのだ、と。それでこの書類は部隊内で効力を発し、正式の、公威に手交された「帰郷証明書」の発行となったのだ、と。——以上は推測であるに過ぎないが、別府彰医師が「仮面の告白」に登場する「青二才の軍医」とすると、それと所属を同じくする前田實大尉こそ、「帰郷証明書」に判を付いた「前田」その人に他ならない、と考えてよいだろう。これを逆から言えば、このこ

とから、別府彰軍医が「仮面の告白」に出てくる「青二才の軍医」に違いないという推断が、かなり高い確率で、言いうるのである。

が、もうひとつ、この「前田」印を確定するに当たって問題があった。つまり、松永清軍医（入隊検査時点で満25歳）の所属する第三大隊にも、前田太郎という名前の将校が存在するのである。この人が件の「前田」印の主だということは言えないだろうか。その場合には、「青二才の軍医」はすなわち松永医師という可能性がぐっと高くなる。だが——である。

職員表をつぶさに見ると、この「前田太郎」は先の前田實大尉より二つ階級の落ちる少尉である。だからであろう、「副官」という職名も付いていない。となると、以上の事実からして、「前田太郎」が「前田」印の主であるという可能性は、かなり低いか、あるいは「ない」と言ってよいのではないかと思われる。

となると、やはり公威に手交された「帰郷証明書」の下書きにハンコを付いた「前田」は、第一大隊附の副官であった前田實大尉であると言ってよい。そしてここから、若い三島由紀夫＝平岡公威の入隊検査を担当したのは、同じ第一大隊に所属する別府彰軍医であったと考えるのが最も合理的であるという結論が導き出せるのである。

こうして、三島由紀夫「仮面の告白」に記された「青二才の軍医」は、第八十四師団第九十九聯隊に所属していた、本籍が大阪の、当時22歳だった別府彰軍医であると断定してよいだろう。

公威＝三島はこの時満20歳だった。ただの20歳ではない。詩を書き、小説を書く20歳である。公威は大正14年1月14日に生まれているから、大正11年3月4日生まれの別府彰軍医との歳の差はわずかに三歳。ひ弱な、美しい面立ちの少年であったが、すでに前年の10月15日には小石川にあった七丈書院（筑摩書房の前身）より処女小説集「花ざかりの森」（初版四〇〇〇部）を刊行している。新進作家として多忙の日々を過ごしていた。これは後年の三島の絢爛な著作の数々、高名な人士らとの人目を引く華麗な交際から推し量って言うのだが、若い三島の、ひとを見る目は鋭いものがあっただろう。

入隊検査のさい風邪に苦しんでいた公威は、若い22歳の別府彰軍医を前にして懸命の演技をしている。

「何だって私はあのようにむきになって軍医に嘘をついたのか？ 何だって私は微熱がここ半年つづいていると言ったり、肩が凝って仕方がないと言ったり、血痰が出ると言ったり、現にゆうべも寝汗がびっしょり出た（当たり前だ。アスピリンを嚥んだのだもの）と言ったりしたのか？」<sup>50)</sup>

別府軍医から即日帰郷を言い渡されて公威は「隠すのに骨が折れるほど頬を押して来る微笑の圧力を感じていた」。歳を経て、作家として大成した三島由紀夫は、この時感じた「微笑の圧力」を、それが自らの人生にどんな意味を持つに至ったかを、繰り返し反芻したに違いない。ヤレヤレ兵隊に採られなくて済んだ、という思いを。<sup>51)</sup>

### 神聖喜劇

新進作家としてこれからも小説を書き続ける自由を手にすることが出来た……それはまさに胸をなで下ろすような感覚であったろう。同時代の小説家、大西巨人に「神聖喜劇」という大作がある。その第一巻には、入隊直後の身体検査のさいに旧知の顔を見つけ出して、明らかに好意から「後輩」の私を即日帰郷処分にしようとした」軍医が登場する。これが事実に基づくエピソードかどうかはともかく、当時の入隊検査の実情を描いて公威の「即日帰郷」と響き合う描写であるため、以下引用しておく。

「一月十一日午前、入隊直後の身体検査を担当した軍医中尉は、「入隊兵名簿」における私の氏名の下方の「九大法卒」という四文字を読み、私の高等学校をたずね、さらに私の中学校をたずねた。それらに私が答えると、私より七、八歳年長かの軍医は、彼自身もおなじ中学・高校・大学の出身であると告げた上、「三塁手（サード）をやったただろう？ F校の香椎球場の大学高専リーグ戦や何かで何度かお前を見たようだ。それにおれもF校では野球部だった。お前より四、五年は先輩かな。大学では、止したがね。」とその場にあるまじく私に感ぜられたような私的な親しみをを見せて言った。そう言われてみれば、私も、なんだか相手に見覚えがあるような気もした。しかし私は、その「先輩」との偶然の出会いに別段感動しなかったため、ただ御座なりの肯定だけを返した。それでも軍医は、私の呼吸器になんらかの異常を認めたと称して、明らかに好意的に「後輩」の私を即日帰郷処分しようとした。」<sup>52)</sup>

みずからの従軍経験から旧陸軍に対してきわめて辛辣な反軍感情を持っていた大西は、この小説でも、軍隊内部の上下関係や上官から与えられる意味不明の命令の数々を、嗤い、貶めているが、同書の冒頭で披露されるこのエピソードは、旧軍内部にも、要所を担当する将校のなかにある種のいい加減さというか、自由裁量があったことを印象づけて、小説全体の主題と響き合っているように見える。

「神聖喜劇」では即日帰郷を言い渡された「私」は自分がじゅうぶん軍務に堪えられるだけ健康であると言いついて、結局、即日帰郷（除隊）をまぬかれる。

「私は、私の健康が軍務に耐え得るという「自信」を、おだやかに、しかし熱心に主張し、即日帰郷をまぬがれようと努めた。私よりも早く検査を受けた人人から、すでに十名ばかりが即日帰郷を決定せられたらしかった。中の一人が、その決定を日本男子の恥辱とし、泣いていたずらに取り消しを訴えた、といううわさを、私は聞いていた。この「軍国美談」の主と私とは、異質無縁の心情をもって、おなじような行為に出たのであろう。ふとその「軍国美談」を連想した私の身内に、一瞬苦い自嘲が動いた。」<sup>53)</sup>

「仮面の告白」の中で三島が描いた平岡公威の心情とこれはあまりにかけ離れた精神の動きではないか。大西は「私の入隊は、最終的に確定せられた。いまやそれは、私がみずから希望し選択した運命であった。」と書いている。<sup>54)</sup>

もしこの「神聖喜劇」の一シーンを三島が読んだら、どう反応しただろうか。三島がこの小説を読んだかどうか、知る術がない以上、推し量るしか方法がないのだが、同書は1960年から70年にかけて、つまり三島が日本回帰した時機と期を一にして、左翼系の「新日本文学」誌に連載されていた。評判くらいは耳に入っていただろう。即日帰郷について、三島は32歳のとき発表した「わが思春期」の中でこう書いている。「…ぎょっとしましたが、そのときの正直な気持は、軍隊へ入るよりも、病気になった方がいいという、助かったような気持でした。あとで聞くと、その隊は、みなフィリッピンへ連れていかれて、数多くの戦死者を出したそうであります。私はその誤診の胸膜炎のおかげで、また東京へ帰ってきましたが…」<sup>55)</sup>

## 同情

以上述べてきた通り三島＝公威の「即日帰郷」は別府彰軍医による「手ごころ」だった。このことは弟の平岡千之氏も認めている。人のこころに敏い別府軍医は、風邪をさも重病そうに言い

募る、このいかにもひ弱そうな東京帝国大学法学部生を前にして、内々こう思ったのだ。この青年をお国のために役立てる方策があるとすれば、それは兵隊に採るのではなく、法律の勉強を続けさせることだろう、と。

沖縄では、今まさに陸軍による神風特別攻撃隊の決死行が迫っていた。グラフ誌などは「大東亜戦局の焦点」「敵も苦しんでゐる」(アサヒグラフ昭和19年12月27日昭和20年1月3日合併号)などと煽り立てて、戦意の最後のひとしずくを絞り取ることに血道を上げていた。

いっぽう別府彰軍医は悪時代を生き延びて、復員後は軍籍を離れ、長く精神科の医師として関西の病院に勤務したことが、私の調査の結果、分かっている。

するどい感性に恵まれた、詩を書く少年としての三島=公威は、おそらく、みずから寄せられたこの「手ごころ」を、その刹那であったか、それとも後日ゆっくりとであったか、ともあれ正確に、理会した。アア自分は同情されたのだと、心中深く得心した。この「同情」をみずから深く「羞じた」からこそ、ここをきっかけにして、何らかの精神の運動が作家の裡に芽生えたのではなかったか。私はそう考える。

いっぽう別府彰医師は戦後、労災についての論文を同僚の医師と何本か発表する傍ら、とある関西の病院の精神科に担当医として勤務することになる。<sup>56)</sup> (写真3) なぜ別府彰医師は「希望者が少ない」と言われる精神科を自身の専門にしたのだろうか。なぜ、数ある領域のなかでも特に労働災害に関心を持ったのか。死地へと赴く大勢の将兵と共に生活するうち兵士らの心の裡に何か探究すべき主題を見つけたのか。あるいは兵隊を奴隷の如く使役する旧軍の所業から組織の悪行としての労災に目を転じるに至ったのか。別府医師は、復員して後、医学会で活発に労働災害

第12回日本バイオフィードバック学会学術総会発表演題

【一般演題】	
1. ハンドヘルド・マイコンによる携帯用BFB装置の試作と臨床適用	神奈川リハビリセンター 矢島 正晴 市原 信 群馬大学 児玉 昌久
2. ボディ・リズム・コントロール	新潟大学教育学部 永田 茂 大橋 正春 都立大学理学部 佐久間 春夫
3. 卓上型汎用バイオフィードバックシステムの臨床応用1	三菱電機(株)中央研究所 大須賀 美恵子 寺下 裕美 関西労災病院神経科 藤本 雄二 別府 彰 金子 仁郎
4. 卓上型汎用バイオフィードバックシステムの臨床応用2	三菱電機(株)中央研究所 寺下 裕美 大須賀 美恵子 関西労災病院神経科 藤本 雄二 別府 彰 金子 仁郎
5. 振動病におけるRaynaud現象の成因およびBiofeedback療法の適応について	東邦大学心療内科 野中 辰彦 簡井 未春 岩村診療所 中島 弘幸 河村 保男 河村 英博 神岡鉱山病院 富田 国男
6. エコグラムからみた慢性頭痛の治療法の選択：バイオフィードバック療法に関して	東邦大学心療内科 中川 保弘 徳久 芳樹 中野 弘一 坪井 康次 簡井 未春
7. 前頭筋と咀嚼筋のEMGバイオフィードバック効果に関する比較検討	岩手医科大学歯学部補綴学第二講座 土門 宏樹 深沢 太賀男 渡辺 秀宜 森岡 範之 石橋 寛二
8. Biofeedback療法にて長期軽快状態を続けている気管支喘息の一症例	日本大学心療内科 松野 俊夫 中谷 達広 児島 克美

写真3

の論文を発表し講演を行っている。

こうして、あたかも同じ根っ子から方々に枝が分かれ、そこここに色鮮やかな花を付けるようにして、それぞれ相応の果実を戦後は軍医と作家の双方にもたらしたのである。

太平洋戦争が二人の精神に影を落としたことは間違いあるまい。いっぽうは組織の悪行としての労働災害への関心へと、いっぽうは菊を救ける刀たらんとする私兵組織の結成へと。だが、ここで問うべきは軍医と作家の戦後だけではない。要するに、あの聯隊はどうなったのか。三島が所属するはずだった、あの姫路編成の第八十四師団第百九十九聯隊は果たしてどのような最後を迎えたのか。三島は「わが思春期」の中で、自分が所属するはずだった「その隊は、みなフィリピンへ連れていかれて、数多くの戦死者を出した」と語っている。この当時、フィリピンと言うと、日本軍はレイテ沖海戦（1944年10月23日～25日）、レイテ決戦（1944年10月20日～敗戦）に続けて敗北し、今は首都マニラを巡る戦いが頂点を迎えていた。しかしここでも後退を続け、にわかに「本土決戦」の声が大になっていた。大本営はこれを「決号作戦」と称し、一億玉砕を叫び、日本各地に築城陣地を構築、残り少なくなった兵力を本土防衛に備えつつあったのである。

#### 全員生還

防衛省防衛研究所戦史室による『戦史叢書 本土決戦準備 関東防衛』によると、昭和20年「三月下旬（日時不詳）、第八十四師団（第十五方面軍、姫路）が第十二方面軍司令官の指揮下に入れられた。第十二方面軍司令官は第八十四師団に対し、酒匂川以西の防衛担任を命じた」とある。<sup>57)</sup> 酒匂川とは富士山麓から小田原市へと注ぐ川である。また別の資料でも、昭和19年12月28日、第八十四師団は「沖縄からフィリピン方面への戦力投入として臺灣へ転身した第九師団（原守中将、金沢）の充当として沖縄への派遣が決定されますが、本土防衛強化、また海上輸送が困難なことから昭和二十（一九四五）年一月二十三日、第八十四師団の沖縄派遣は中止され、「四月八日、第八十四師団は（中略）神奈川県小田原市に移動します。（原文改行）（第百九十九）聯隊は小田原に配置され、敵上陸部隊迎撃のため陣地構築中に停戦を迎えます。」そして「八月三十日、姫路に帰還、復員完結します。」<sup>58)</sup>

この間の本土の戦況は先の『戦史叢書 本土決戦準備 関東防衛』によると、こうだ。「米軍の比島上陸によって南方との海上交通はほとんど途絶」し、この結果「大本営は二十年二月十六日、朝鮮海峡方面船舶地帯設定要領を指示」、「交通確保の特別処置を」取る。

三島の入隊検査の6日後である。

「米軍の硫黄島作戦に関連し、二十年二月十六、十七日の両日、米艦載機が関東方面に襲撃」する。「二月十九日午後、B-29約一〇〇機が関東地方に襲撃」し「主として東京市街地を無差別に爆撃」、「葛飾区および江戸川区に相当の被害」<sup>59)</sup>をもたらす。

大本営は迫り来る本土決戦を前に手持ちの兵力を慌ただしく編成し直す必要に迫られ、昭和20年2月6日、第八十四師団を第十五方面軍の戦闘序列に編入することを決定。さらに3月下旬には、相模湾・駿河湾の沿岸防備を任された第十二方面軍の指揮下へこれを取め、4月8日には第五十三軍の戦闘序列に編入すると発令、「相模湾及び駿河湾方面の確保と滅敵」（『戦史叢書』）を期して小田原市へと進出させた。

こうして築城陣地の構築に当たっていた最中に停戦を迎えた第百九十九聯隊は小田原で全員生還したのである。

すでに明らかだろう。三島は、「その隊は、みなフィリピンへ連れていかれて、数多くの戦死

者を出した」と書くが、その話はまったく作家の思い違いか、夢でも見た如くの、根拠のない幻想なのである。

入隊検査で「即日帰郷」を言い渡された三島はそれを「青二才の軍医」による「誤診」と書いた。この記述に生涯こだわりいっさい修正しようとしなかった。「仮面の告白」に書かれたこの「虚偽」が、作家の出世作となった書物の評判も手伝って、一人歩きを始め、三島をめぐる言説のある面を規定したのは事実だろう。

### 「仮面」の告白

三島の精神の奥には、何か旧軍に対する暗い幻想が潜んでいた。あるいは、旧軍から「拒絶された」自身への歪んだ思い、それこそ「羞恥」とでも呼ぶほかない暗い観念が横たわっていた。こうして事実を検証していくと、作家のずたずたにされた自我の亀裂を、いま三島を書く者としての私は、感じざるを得ないのである。

「即日帰郷」を言い渡されて、三島が心の底から安堵したことは事実であろう。紙のない時代に出版した「花ざかりの森」初版四〇〇〇部が「一週間で売り切れ」（「私の遍歴時代」）、「早熟の天才」ともてはやされた。作家としては、彼の属する国家とは裏腹に、前途は洋々だった。書くべき小説、書きたい主題は、それこそ山ほどあっただろう。

だが三島の心中にはひとつ引っかけがあった。つまり「銀時計組」として昭和天皇手ずから美しい贈り物を賜ったことから来る「負い目」が。

「などですめろぎは人間（ひと）となりたまひし」、『英霊の聲』で三島はそう書いた。これは、言うまでもなく2・26事件の青年将校にみずからをなぞらえた三島自身の叫びである。20歳の平岡公威を「救済」するために三島は兵士になることを——こう言ってよければ——痛切なまでに、夢見た。そして兵士となり、「百人隊長」となって、階段を上っていくにつれ、昭和天皇への恋闕の思いが嵩じてきたのは、彼の中で肥大していった自己のしからしむるところ、自我肥大と指摘するほかあるまい。なぜなら彼は、あの日、「即日帰郷」を言い渡されて「安堵」したのだから。そもそも三島の思想とは「あの日」をきっかけに肥大していったと言ってよい。

根っこにある原体験がいつか熟成して、それが芽を吹き、肥大して、あのような形を取ったのだ。

今一度、「仮面の告白」から引用しておく。

私のようなひよわな体格は都会ではめずらしくないところから、本籍地の田舎の隊で検査をうけた方がひよわさが目立って採られないですむかもしれないという父の入知恵で、私は近畿地方の本籍地のH県で検査をうけていた。農村青年たちがかるがると十回ももちあげる米俵を、私は胸までもちあげられずに、検査官の失笑を買ったにもかかわらず、結果は第二乙種合格で、今令状をうけて田舎の粗暴な軍隊へ入隊せねばならないのであった。（中略）令状が来てみるとさすがに私も気が進まなかったが、一方景気のよい死に方の期待があるので、あれもよしこれもよしという気持になった。ところが工場で引きかけていた風邪が行きの汽車の中で募って来、祖父の倒産以来一坪の土地もない郷里の、昵懇な知人の家に到着すると、はげしい熱で立っていることも叶わなかった。しかしその家の手厚い看護と、なにかんづく多量に嚙んだ解熱剤が利目をあらわしたので、私は一応威勢よく人に送られて営門をくぐった。

葉で抑えられていた熱がまた頭をもたげた。入隊検査で獣のように丸裸にされてうろうろして

いるうちに、私は何度もくしゃみをした。青二才の軍医が私の気管支のゼイゼイという音をラッセルとまちがえ、あまつさえこの誤診が私の出たらめの病状報告で確認されたので、血沈がはからされた。風邪の高熱が高い血沈を示した。私は肺湿潤の名で即日帰郷を命ぜられた。

営門をあとにすると私は駈け出した。……<sup>60)</sup>

「わが思春期」では、それが次のように記される。

……ところが、私の症状が、新米の軍医によって誤診されてしまいました。彼は、私のことを肺湿潤だと言うのです。いわゆる軍隊用語の胸膜炎です。私はラッセルが聞こえると言い出されて、ぎょっとしましたが、そのときの正直な気持は、軍隊へ入るよりも、病気になった方がいいという、助かったような気持でした。あとで聞くと、その隊は、みなフィリッピンへ連れていかれて、数多くの戦死者を出したそうであります。私はその誤診の胸膜炎のおかげで、また東京へ帰ってきました……<sup>61)</sup>

これらはいずれも虚偽である。三島の思想、と言うより想念が「生」＝「即日帰郷」と「死」＝「フィリッピン」と響き合い、自身の戦後を引き裂いていく契機をなした、作家の実存にそのまま繋がる「虚偽」である。この引き裂かれた実存が「肺湿潤」と「誤診」された自分、「フィリッピン」へ連れていかれて「数多くの戦死者」を出した第百九十九聯隊という、作家の戦後を形なす重要な偽りの原イメージをなしたと言ってよい。

が、しかし――。

三島を読む者としての私が、三島の言説に検証の手を加える必要を感じるのは、こうした明らかな「虚偽」が自身の「生」の再解釈を生み落とし、結果彼の実存が歪んでいくと思われるその心的機序を思う時である。例えば、即日帰郷前後の三島の様子が、「わが思春期」にはこう描かれているのだ。「戦争の最後の年、昭和二十年の春、それは奇妙にのんびりした春でした。というのは、大学が、それまでいた飛行機工場の幹部と意見の相違を来たし、学生が他の勤労働員先へ転ずる間を、しばらく大学へ戻るようにしてくれたからであります。」<sup>62)</sup>

三島はこの時、群馬県前橋市近郊、新田郡太田町の中島飛行機工場に学徒動員されていた——昭和20年1月から3月のことである。そして東京帝国大学は昭和20年「三月一ト月は講義を再開し、四月ははじめから又別の工場へ動員されるというスケジュールを組んだ。」<sup>63)</sup>

「学生が他の勤労働員先へ転ずる間」、「四月ははじめから又別の工場へ動員される」と言う右の記述は、三島事件の心的機序を考えるに当たって、ことのほか重要である。なぜなら「別の工場」、「他の勤労働員先」とは、今の江ノ島線大和駅の北西にあたる、神奈川県高座郡大和高座工廠のことだからだ。この場所は、昭和20年3月下旬、第百九十九聯隊が「相模湾・駿河湾の沿岸防備を任された第12方面軍の指揮下へ」入り、その後、4月8日に「相模湾及び駿河湾方面の確保と滅敵」を期して小田原市へと進出した、ほぼその膝下にあたる場所、15キロほど南に太平洋を臨む、まさに相模湾の目と鼻の先に他ならない。

三島＝平岡公威と、彼が所属するはずだった第八十四師団第百九十九聯隊は、昭和20年3月から、三島が学徒動員先から家族の待つ世田谷区豪徳寺へ帰宅する同8月7日（「広島」の翌日）まで、<sup>64)</sup> 同じ神奈川県の高座郡で本土防衛の任務に当たっていた。

神奈川県高座郡の相模台に陸軍士官学校があった。この間の事情に詳しい香川芳文著『小田原地方の本土決戦』によると、第八十四師団がその麾下に入った第五十三軍は、司令部をここに置

き、終戦間際にはそこからほど近い七沢温泉近くの、玉川国民学校（今の厚木市立玉川小学校）に司令部を移している。<sup>65</sup> いずれも三島の動員されていた大和高座工廠からほど近い。

三島は「肺湿潤」で「即日帰郷」を生涯、深く羞じていた。だが、第百九十九聯隊に仮に入隊したとしても、他の隊員らや「青二才の軍医」別府彰医師と共に小田原市で停戦を迎え、命永らえて、無事家族の元に復員していたのである。

フィリッピンで多数の死傷者、と三島は書いた。がこれは三島の想念が生んだ虚偽であった。

別府彰医師の下した「即日帰郷」はその弱さを見かねた軍医による手ごころだった。こうして検証してきたすべての事実がそのことを証たてているからだ。

1970年11月25日のあの日、持参した短刀を我が身に突き立てる三島の、決死の思いの奥まった暗闇に、果たしてそのことはどう過ぎただろうか。

## おわりに

私がこの小論の着想を得たのは、メディアに取りあげられる生前の三島を客として眺め、そして「仮面の告白」を初読したときに覚えた落差、この作家の本当の姿はいったいどこにあるのだろう、と言った奇妙な「違和感」をみずから意識したときであった。絢爛な文章の奥から立ちこめる、どこか空虚なそらぞらしさ、この三島特有の（と言って悪ければ作家の特異な）存在感の在処をさぐり当てて、何とかその落差、「違和感」に決着をつけたい、そういう思いがここ数年積み重なって、私にこの小論を書かせた。

そうして山中湖村にある三島由紀夫文学館を訪れ、旧陸軍軍医の親睦団体である「みどり会」の方々140名ほどにアンケートを送り、若い三島（平岡公威）が昭和20年に入隊検査をうけた高岡廠舎のあった辺り、現陸上自衛隊青野原駐屯地（兵庫県小野市）を訪れて、少しずつだが「仮面の告白」の言う「私は肺湿潤の名で即日帰郷を命じられた」の裏の意味が分かってきた。

果たして別府医師とは何者だったのか。医師の本籍が大阪府であることもあって、まだこの医師について、私はこれといった手がかりをつかんではいない。この小論は、その意味で、まだ論証の途上にある。

だがこの小論が明らかにした事実もいくらかはあるだろう。大方の叱正を待つとともに、今後の研究の進展をあらためて期して、小論を取りあえず公にする次第である。

## 注

- 1) 伊達宗克「裁判記録『三島事件』」（講談社、昭和47年）14。

三島の翻訳者であり、詳細な伝記を著したジョン・ネイスンは三島の自決をこう解釈している。「三島の切腹死は少年時代から身近に感じ、かつ断続的に脅かされていた死への切望に駆られたものであり生涯最後の十年間に公言した『愛国心』は憧れてやまぬ殉死への道筋を整えるものだったと私はなお確信している。」（『新版・三島由紀夫—ある評伝—』新版への序文より）

また「ただ三島の一生の物語から感知するかぎりでは、それが基本的に死へのエロティックな陶醉にかかわっているように見えるということだけである。私が言いたいのは、三島は生涯かけて情熱的に死を欲し、『愛国心』を、あらかじめ処方された一生の幻想たる苦痛に満ちた『英雄的な』死の手段として意識的に選択したように見えるということだ。（中略）私には、どうしても三島の自殺がその本質において社会的でなく私的であり、愛国主義的でなくエロティックであったように思われるのだ。私の解釈が真実のすべてだというつもりはない。ただそれが真実だろうと信じているまでのことである。」（同342-343）

思うに三島の死を「エロティック」と見る見方は、福島次郎「剣と寒紅」でも流布された通り一つの見方ではある。が、その自決をこの「エロス」という視点だけで割り切ることが出来ないのもまた確かなことである。むしろ本稿で著者が主張する通り、「作家のコンプレックスの窮極の昇華、自己救済」と見る方が、軍医による「誤診」との言説とも相まって、より真実に近いと思われる。

- 2) 同書, 15.
- 3) 同書, 15.
- 4) 三島由紀夫の辞世は次の二首である。

益荒男が たばさむ太刀の 鞘鳴りに  
幾とせ耐へて 今日の初霜

散るをいとふ 世にも人にも さきがけて  
散るこそ花と 吹く小夜嵐

これに関連して、三島と親交のあった評論家の佐伯彰一は、自著「評伝三島由紀夫」の中で、三島文学と死の親和についてこう述べている。

「なるほど三島文学を思い返してみれば、ほとんど一切の針が、死という極北を目ざしている。『岬にての物語』も『獣の戯れ』も『憂国』も『春の雪』も、ことごとくが、死に向かって収斂している。あの見事な少年小説『午後の曳航』までが、少年の偶像たる雄々しい海員の毒殺によって、円環が閉じられていた。」そして三島はある時、氏にむかってこう言ったという。「ぼく（三島、筆者註）は興味ないね、生きのびるなんて、不潔だね」と。

- 5) 宮崎正弘「三島由紀夫はいかにして日本回帰したのか」（清流出版、2000年）88.  
一説によると三島は、幕末の志士では思索家の吉田松陰より行動家の高杉晋作を評価していたという。ちなみに村松剛「三島由紀夫—その生と死」には「氏は諫死の執行の日に、吉田松陰の獄死の日を選んだ。十一月二十五日は、陰曆になおすとちょうどその日にあたる。」との記述があるが、松陰の命日を新曆（太陽曆）になおすと、1859年11月21日となるのであって、これは氏の思い違いである。
- 6) 「毎日新聞夕刊」1970年11月25日.
- 7) 「朝日新聞夕刊」1970年11月28日.
- 8) 伊達宗克、前掲書、75.
- 9) 同書、75.
- 10) 同書、87-88.
- 11) 同書、89.
- 12) 同書、90.  
村松の前掲書によると「小学校時代の三島氏は、『白っ子』とか『青びょうたん』とかいわれていたという。」との記述がある。続けて村松は「あれは子供に、世の中は不条理だと考えさせる病気だねえと、氏（三島、筆者註）が述べたことがある。病気というのは、自家中毒のことである。」と書いている。（63）
- 13) 「毎日新聞朝刊」1970年11月26日.
- 14) 三島由紀夫「行動学入門」（文藝春秋、昭和45年）.
- 15) 同「蘭陵王」（新潮社、1971年）100.
- 16) 伊達宗克、前掲書、50.
- 17) 同書、120.
- 18) 「毎日新聞朝刊」1970年11月26日.
- 19) 同紙.
- 20) 三島由紀夫「文化防衛論」（筑摩書房、2006年）81-86.
- 21) 伊達宗克、前掲書、128.
- 22) 同書、129.
- 23) <https://ja.wikipedia.org/wiki/松本試案>

- 24) 伊達宗克, 前掲書, 223.
- 25) Wikipedia, 前掲.
- 26) 伊達宗克, 前掲書, 223.
- 27) 安藤 武「三島由紀夫『日録』」(未知谷, 1996年) 87.
- 28) 伊達宗克, 前掲書, 223.
- 29) 同書, 224.
- 30) 同書, 224.
- 31) 同書, 225.
- 32) 同書, 229.
- 33) 同書, 120.

村松剛によると、「戦争中の『死の領域』から生へと、この小説によって跳躍したと、氏(三島, 筆者註)はいつている。」という。この小説とは「仮面の告白」のことである。死と生の往還が三島の裡にくすぶっていたことが、以上二つの言説からもうかがえる。

- 34) 同書, 270.
- 35) 同書, 273.
- 36) 同書, 274.
- 37) 同書, 307.
- 38) 小川和佑「三島由紀夫少年詩」(潮出版社, 昭和48年) 15.
- 39) 三島由紀夫「わが思春期」(集英社, 昭和48年) 5.
- 40) 同書, 77.
- 41) 同書, 77-79.
- 42) 三島由紀夫「仮面の告白」(新潮文庫, 昭和62年) 112.
- 43) 同書, 113.
- 44) 同書, 115.
- 45) 安藤 武, 前掲書, 73.
- 46) 同書, 73.

三島の実弟で元外交官の平岡千之は、この「誤診」について、前出のジョン・ネイスンの取材を受けてこう述べている。「千之の意見では、その軍医は症候を意図的に誤診したのだらうという。『軍医さんはたぶん兄をひとめ見て、こんな弱々しい身体では、兵営に入ったら二、三日しか生命がもたないと考えたんだと思いますよ。気の毒に思って放してくれたんでしょう。兄はその頃、死人みたいに蒼い顔をして瘦せていましたからね。だれが兵隊になんか取るもんですか。』」(前掲書, 77)

弟千之はやはり「誤診」を軍医の「手ごころ」と見ていた。兄と弟との間で兄の入隊検査の顛末について何らの会話もなかったとは考えにくい。

- 47) 平岡 梓「倅三島由紀夫」(文藝春秋, 昭和47年) 69.
- 48) 三島由紀夫「仮面の告白」115.
- 49) 同書, 115.
- 50) 同書, 114.
- 51) 同書, 114.
- 52) 大西巨人「神聖喜劇」(光文社, 1978年) 19-20.
- 53) 同書, 20.
- 54) 同書, 20.
- 55) 三島由紀夫「わが思春期」78.
- 56) 関西労災病院勤務医として、別府彰医師の名前が確認できる。写真3参照のこと。
- 57) 防衛省防衛研究所編「戦史叢書 本土決戦準備 関東防衛」275.
- 58) <http://shinkokunippon.blog122.fc2.com/blog-entry-882.html?sp>
- 59) 「戦史叢書」275.
- 60) 三島由紀夫「仮面の告白」112-113.

あくまで「誤診」と言い募る三島であるが、佐伯彰一は前掲書で三島について「あれほど俊敏明晰に

一切を見ぬく人、見えすぎる眼の持ち主」(22)と観察している。そしてこうも書く、「あるいは、あまりに強い落差の意識、見えすぎる眼そのものが、三島さんを逆にかり立て、追いつめることになったのだろうか。」(23)その三島が軍医の「真意」に果たして無頓着でいられたのだろうか。

61) 三島由紀夫「わが思春期」77-79.

また佐伯は別の箇所で「一つは、三島のあのひたと直視している眼の存在」について指摘する。「明晰に見ぬく眼、見ぬくことに憑かれた眼、いや正確には、見ぬこうという意思に憑かれた眼というべきかもしれない…」「まったく先くぐりすること、相手を出し抜いて一步でも先を見ぬくことが大好きな人物だった。…無意識や不透明は一切我慢がならぬらしかった。とにかく先くぐりして、自分流に見ぬいて、見ぬくことで対象にしかときまりをつけるまでは落ち着けぬらしかった。」(194-195)

いっぽう、やはり三島と親交のあった評論家、村松剛も同様の観察をしている。「頭脳の回転の速さにおいて、三島氏に匹敵する人物をほくは知らない。氏の会話はテンポがはやくてじつにたのしかったし、批評家としての氏は、明らかに一流だったろう。」(「三島由紀夫—その生と死」14)

またジョン・ネイスンによると「三島は文字どおり、だれの眼にも明らかな頭脳の冴えと機知、そして茶目っ気すらもまじえた活力を放散する電力源だった」と映っていた。

62) 同書、99-100.

生前の三島とも親交を結び、信頼に足る評伝作者でもある佐伯彰一の前掲書付録の「写真と年譜」(作成 山口基)を見ても、昭和二十年の記述には、「本籍地での入隊検査に際し軍医の誤診により即日帰郷を命じられる。」(252)とある。こうした年譜が一人歩きしていることが、三島の伝記的事実の追求をある意味でややこしくしている。

ジョン・ネイスン前掲書によると「昭和二十年五月、三島のクラスは、東京から四十キロほど西南にある神奈川県高座郡の海軍高座工廠に移動した。法科の学生たちは工廠の寮に寝泊りし、整備工としてはたらいだ。しかし三島は、健康不良という口実で、それはすべて嘘ではなかったのだが、再び肉体労働から免除されるようにし、『図書館』の管理を任せられた。」(81)そして「三島は師清水文雄に『和泉式部日記』、『古事記』、『室町時代小説集』などの古典、それに泉鏡花を読んでいると報告している。」という。

63) 三島由紀夫「仮面の告白」116.

もっとも佐伯は「『仮面の告白』を伝記の材料として読むのは、じつの所、危なっかしい作業である。」と述べている。「断るまでもないことながら、これは小説であって、自伝ではなかった。次いで「仮面の告白」は「『私』の総体的な神話化にあったといっていいたいだろう。」とも述べた。(108-109)が、その同じ筆で佐伯はこうも書く。「そこで、『仮面の告白』をそのまま作者の自伝、『告白』と受けとるのは、神話をそのまま事実的な歴史と取り違えるようなものであろう。(中略)その反面、『仮面の告白』は、基本的な枠組においては、これまた奇妙なほど事実そのままなのだ。」(110)

64) 安藤 武、前掲書、80.

65) 香川芳文「小田原地方の本土決戦」(夢工房、2008年)27.

### 引用文献 (引用順)

- 「裁判記録『三島事件』伊達宗克著、講談社、昭和47年。  
「三島由紀夫はいかにして日本回帰したのか」宮崎正弘著、清流出版、2000年。  
「行動学入門」三島由紀夫著、文藝春秋、昭和45年。  
「蘭陵王」三島由紀夫著、新潮社、1971年。  
「文化防衛論」三島由紀夫著、筑摩書房、2006年。  
「三島由紀夫『日録』」安藤 武編、未知谷、1996年。  
「三島由紀夫少年詩」小川和佑著、潮出版、昭和48年。  
「わが思春期」三島由紀夫著、集英社、昭和48年。  
「仮面の告白」三島由紀夫著、新潮文庫、昭和62年。  
「倅・三島由紀夫」平岡 粹著、文藝春秋、昭和47年。  
「神聖喜劇」大西巨人著、光文社、1978年。

「戦史叢書 本土決戦準備 関東防衛」防衛省防衛研究所編。  
「私の遍歴時代」三島由紀夫著、講談社、1964年。  
「英霊の聲 オリジナル版」三島由紀夫著、河出書房新社、2005年。  
「小田原地方の本土決戦」香川芳文著、夢工房、2008年。  
「評伝三島由紀夫」佐伯彰一著、新潮社、1978年。  
「三島由紀夫—その生と死」村松 剛著、文藝春秋、1971年。  
「新版・三島由紀夫—ある評伝—」ジョン・ネイスン著、野口武彦訳、新潮社、2000年。

\* その他「三島事件」を伝える1970年11月付「毎日新聞」「読売新聞」および「朝日新聞」の記事を適宜引用した。

\*\* 日本国憲法制定を巡るいわゆる「松本試案」についてはインターネット「Wikipedia」の記述から引用した。

### 参考文献（あいうえお順）

いいだ・もも「三島由紀夫 その死とその世界」都市出版社、1970年。  
石原慎太郎「石原慎太郎対話集 酒盃と真剣」参玄社、1973年。  
石原慎太郎「三島由紀夫の日蝕」新潮社、1991年。  
猪瀬直樹「ペルソナ 三島由紀夫伝」文藝春秋、1995年。  
大谷敬二郎「二・二六事件 流血の四日間」図書出版、1973年。  
梶谷哲男「パトグラフィ 双書⑦三島由紀夫 芸術と病理」金剛出版新社、昭和46年。  
軽部茂則「インパル ある従軍医の手記」徳間書店、1979年。  
佐渡谷重信「三島由紀夫における西洋」東京書籍、昭和56年。  
司馬遼太郎「世に棲む日々」文春文庫、2003年。  
澁澤龍彦「三島由紀夫おぼえがき」中公文庫、1986年。  
水津謙二「三島由紀夫の悲劇 病跡学的考察」都市出版社、1971年。  
杉原祐介・剛介「三島由紀夫と自衛隊 秘められた友情と信頼」並木書房、1997年。  
杉山隆男「兵士に告ぐ」小学館文庫、2014年。  
杉山隆男「兵士に聞け」新潮文庫、2013年。  
杉山隆男「『兵士』になれなかった三島由紀夫」小学館文庫、2010年。  
鈴木亜繪美「火群のゆくへ 元楯の会会員たちの心の軌跡」田村司監修、柏艸舎、2005年。  
戦時下の小田原地方を記録する会編「市民が語る小田原地方の戦争」、2000年。  
徳岡孝夫「五衰の人 三島由紀夫私記」文春文庫、2015年。  
中村彰彦「烈士と呼ばれる男」文藝春秋、2003年。  
日本学生新聞社編「回想の三島由紀夫」行政通信社、1971年。  
野坂昭如「赫奕たる逆光」文藝春秋、昭和62年。  
林 房雄、三島由紀夫「対話・日本人論」夏目書房、1966年。  
福島次郎「三島由紀夫 一剣と寒紅」文藝春秋、平成10年。  
藤井治夫「自衛隊クーデター戦略」三一書房、1974年。  
松本清張「昭和史発掘 9」文藝春秋、1978年。  
松本 徹編「年表作家読本 三島由紀夫」河出書房新社、1990年。  
松藤竹二郎「三島由紀夫 残された手帳」毎日ワンス、2007年。  
持丸 博、佐藤松男「三島由紀夫・福田恒存 たった一度の対決」文藝春秋、2010年。  
三島由紀夫、東大全学共闘会議駒場共闘焚祭委員会（代表 木村 修）「討論 三島由紀夫VS.全共闘〈美と共同体と東大闘争〉」新潮社、1969年。  
三島由紀夫「真夏の死—自選短編集—」新潮文庫、昭和45年。  
三島由紀夫「若きサムライのために」日本教文社、1969年。  
三島由紀夫「三島由紀夫語録」鷹書房、1975年。  
三島由紀夫「金閣寺」新潮文庫、2003年。

- 三島由紀夫「癡王のテラス」中央公論社，1969年。  
宮崎正弘「三島由紀夫『以後』」並木書房，1999年。  
宮崎正弘「三島由紀夫の現場」並木書房，2006年。  
村上建夫「君たちには分からない 『楯の会』 で見た三島由紀夫」新潮社，2011年。  
山崎正夫「三島由紀夫における男色と天皇制」グラフィック社，1978年。  
山本舜勝「自衛隊『影の部隊』 —三島由紀夫を殺した真実の告白」講談社，2001年。  
ラディゲ，レイモン「ドルジェル伯の舞踏会・肉体の悪魔」江口 清訳，三笠文庫，1952年。  
「三島由紀夫研究③三島由紀夫・仮面の告白」鼎書房，2006年。  
「三島由紀夫研究⑥三島由紀夫・金閣寺」鼎書房，2008年。

\* 発行年は，引用文献・参考文献とも，奥付の表記をそのまま使用した。

本稿は，平成26年度東京国際大学特別研究助成を受けて調査した成果報告書にあたる。



# インターネット時代における児童ポルノの所持と 被害弁償（2・完）

——アメリカ合衆国の近時の状況及び  
18 U.S.C. § 2259 の解釈を中心に——

隅 田 陽 介

## **Child Pornography Possession and Restitution in the Internet Age (2): Focusing on Recent Situation in the United States and Interpretation of 18 U.S.C. § 2259**

SUMITA, Yosuke

### Abstract

This Article is the latter half of “Child Pornography Possession and Restitution in the Internet Age: Focusing on Recent Situation in the United States and Interpretation of 18 U.S.C. § 2259,” published in *the Journal of Tokyo International University: the School of Economics*, No. 51, September, 2014. The purpose of this Article is to examine the relationship between a possession of child pornography downloaded through the Internet and the mandatory restitution prescribed in § 2259 of Title 18 of the United States Code (18 U.S.C. § 2259), which has been discussed extensively in the United States recently.

Part VII of this Article surveys some court decisions regarding restitution claims alleged by child pornography victims across the United States. In Part VIII, after considering the meaning and construction of the proximate cause language (i.e., *as a proximate result of the offense*) within 18 U.S.C. § 2259 (b)(3)(F), and whether or not the mandatory restitution is applied to child pornography victims, it is made clear that, first of all, if examined in great detail the legislative process in Congress, the proximate cause is required only to the last “catchall provision” (F) of § 2259

(b)(3). At least, according to the current statutory language and the grammatical structure of § 2259 (b)(3), it is thought that such interpretation is rational. And secondly, child pornography victims are entitled to mandatory restitution relief prescribed in that provision. Ensuring mandatory restitution to child pornography victims is perfectly consistent with the intent of Congress and the consensus of society as a whole, and such practice can lead to realizing the relief and recovery of child pornography victims.

Additionally, as a supplement, the last part of this Article presents a brief account about the United States Supreme Court Decision *Paroline v. United States*, 134 S. Ct. 1710 (2014), and “Amy and Vicky Child Pornography Victim Restitution Improvement Act of 2014,” proposed to Congress in order to amend 18 U.S.C. § 2259 after *Paroline*.

*Keyword:* 児童ポルノ (child pornography) ; 必要的被害弁償 (mandatory restitution) ; インターネット (internet) ; 近接原因 (proximate cause) ; アメリカ合衆国法典第18編2259条 (18 U.S.C. § 2259) ; パロライン対合衆国判決, 合衆国最高裁判所判例集134巻1710頁 (2014年) (*Paroline v. United States*, 134 S. Ct. 1710 (2014))

## 目 次

はじめに

- I. 児童ポルノの定義と現状
- II. 児童ポルノによる被害の内容及び特徴
- III. 児童ポルノ及び被害弁償に関する法制
- IV. 児童ポルノの規制に対する司法の見方
- V. 2人の被害者に関する事例
- VI. 18 U.S.C. § 2259 の解釈に関する問題 (以上, 『東京国際大学論叢 経済学部編』第51号)
- VII. 被害弁償に関する裁判所の判断 (以下, 本号)
- VIII. 若干の検討  
おわりに

## Ⅶ. 被害弁償に関する裁判所の判断

それでは、被害弁償を請求する被害者の主張に対して、裁判所はどのように判断しているのだろうか。裁判所の判断の分類の仕方としては、すでに述べたような18 U.S.C. § 2259にいう近接原因の要件の解釈を基準とすることも考えられるが、ここでは、被害弁償を命じるかどうかという点に第一の基準を置き、その中で、近接原因の要件の解釈を加味することにした。

### 1. 全体的な状況

V. で触れたような2人の被害者が提起した一連の事例をみると、次のような特徴があることを指摘できる。まず、東端のメイン州から西端のハワイ州に至るまで合衆国の全土に跨って訴えが提起されていること、そして、これらの事例においては、基本的な事情はほぼ共通しているということである。すなわち、①被告人は児童ポルノの所持について有罪と認定され、被害者から被害弁償の請求がなされている、ただし、②被害者は被告人とは面識はなく、その所持・閲覧とい

う行為についても認識していなかったという点である。そこで、同じ被害者が、同じ事実に関して、同じ証拠に基づいて、同じ法律を根拠にして、被害弁償を請求しているのであるから、裁判所が、同じ事実に関して、同じ証拠に基づいて、同じ法律を適用すれば、同じ判断が下されるはずであるが、実際には裁判所の判断は同じではなく、被害弁償を命じるものと否定するものに分かれているのである。<sup>119)</sup>そして、同じ裁判所でも事例によって判断が分かれるという状況にある。<sup>120)</sup>

判断内容や弁償額についても、例えば、将来に渡るセラピー費用等を含めて、請求額全額である326万3,758ドルの被害弁償を命じた*Freeman*や、近接原因については特に検討することなく、同じく請求額全額である368万153ドルを命じた*Staples*がある一方で、当該犯罪が損害の原因となっていることを示す証拠が欠けているとして、被害弁償を否定した*Covert*や*United States v. Simon*,<sup>121)</sup>また、被告人に対して一定額の被害弁償(a set amount of restitution)を命じた*United States v. Reynolds*,<sup>122)</sup>裁判官による判断を受けて検察官と被告人側弁護人との間で弁償額についての約定が行われた(stipulated) *United States v. Lubiewski*<sup>123)</sup>等がある。そして、弁償額も、100ドルというように極めて低額の弁償が命じられた*United States v. Church*<sup>124)</sup>の他、標準額(standard amount)という形で一定額の弁償が命じられている場合もある。例えば、カリフォルニア中部地区裁判所では*Brown*のように5,000ドルが、同東部地区同では*Reynolds*や*Ferenci*のように3,000ドルが一つの目安となっているようである。

## 2. 被害弁償が命じられた事例

被害弁償を命じた裁判所の判断は、次のような2つのものに分けることができよう。すなわち、(1) § 2259では近接原因の要件が求められているとした上で、当該事案ではその存在・証明が認められるとして、被害弁償を命じたものと、(2) 近接原因の要件についてはそもそも求められていないとして、被害弁償を命じたものである。ただし、後者の判断は第5巡回区裁判所等に限られ、それほど多くはないため、以下では主に前者を念頭に置くことにする。

これらの事例では、まず、① § 2259に規定されている被害弁償の性質について、近接原因の要件によって一定の限界があることを認めながらも、これを必要的な制度として導入するという議会の意思を強調し、<sup>125)</sup>次に、②被写体となった児童は本条が想定している被害者の範囲に含まれる、そして、③近接原因の要件についても、被告人は、被害者が受けた被害について合理的に予見することができた<sup>126)</sup>などとして被害弁償が命じられている。

例えば、*United States v. Aumais*<sup>127)</sup>は、近接原因の要件によってのみ制限されることはあり得るとしても、議会は、§ 2259に基づいて、被告人の行為によって引き起こされたすべての被害について被害者に対して全額の弁償を認めることを意図していたことは間違いないとする。また、*Kearney*<sup>128)</sup>は、§ 2259に関して、近接原因の要件は必要であるとした上で、①被告人が児童ポルノを所持した時点で被害については合理的に予見することはできたのであり、この要件は満たされている、また、② § 2259は § 3663等よりも被害者に対する補償を手厚くするという趣旨で規定されたものであり、近接原因の要件について厳格に解することは § 2259の立法趣旨に反する旨を判示している。

これらの事例は、近接原因の要件を必要としながらも、広く解釈する立場に立ち、被告人による児童ポルノの所持という行為が被害の近接原因になっているとして、被害弁償を命じるものである。<sup>129)</sup>そのため、この考え方を推し進めれば、被告人の行為と被害との間に特定のつながりがあることの証明までは求められないということになり、<sup>130)</sup>当該被告人がポルノを所持しているこ

とを認識していたことを示す証拠を被害者が提示していない場合でも近接原因は認められる<sup>131)</sup>ということになる。

また、被害の点についても、*Brunner*<sup>132)</sup>では、被害者が受けた一般的な被害に関する証拠のみが提出され、被害者が被告人のことを認識していたことを示す証拠は提出されていないのであるが、VI. 3. で触れたように、裁判所は、VIS や被害者の心理状態報告書によって、被告人が被害者に対して特定の被害を与えたということを認めている。<sup>133)</sup>

ところで、被害弁償が命じられた事例では、近接原因の要件についてはいくつかの視点から検討されている。<sup>134)</sup>一つは、被告人の行為が被害の実質的な要因となっているかどうかという点に着目したものである。例えば、*Hardy*<sup>135)</sup>は、真の問題は、被告人がAmyに被害を与えたかどうかではなく、被告人の行為が、彼女が受けた被害全体に対する実質的な要因となっているかどうかであるとしている。そして、*Aumais*<sup>136)</sup>も、①他にもその画像を所持している者がいるという事実をもってしても、当該被告人の所持という行為によって引き起こされた被害は取り除かれることはなく、減じられることもない、②他の者の行為とは関係なく、また、被害者が被告人の行為について認識しているかどうかにも関係なく、当該被告人の所持という行為によって被害が引き起こされていることは厳然たる事実であるとする。その上で、近接原因の要件というのは、当該行為が被害の唯一の又は最大の原因になっていることの証明は求めているが、代わりに、当該行為が被害の実質的な要因となっていることは求められているとするのである。もう一つは、児童ポルノ市場に被告人が参加しているという被告人の行為に着目したものである。例えば、*Brunner*<sup>137)</sup>は、被告人は、児童ポルノを所持するという行為によって継続的な虐待のサイクルに参加しており、よって被害者に精神的なトラウマを与えていると、また、*Hicks*<sup>138)</sup>は、被害者が虐待される画像の譲渡を求める行為は、§ 2259による被害弁償を認めるための必要な要件である継続的な被害に対して十分に近接したつながりを持っているとしている。

### 3. 被害弁償が否定された事例

次に、被害弁償を否定した裁判所の判断も2つに分けることができよう。すなわち、§ 2259では近接原因の要件が求められているとした上で、(1)被害のどの部分が被告人の行為によって生じたのか、政府は近接原因に関して証明していないとか、その証明が不十分であるとするものと、(2)そもそも被告人による児童ポルノの所持という行為は近接原因に該当しないとしたものである。これらの立場も、被写体となった児童が被害弁償の対象となる児童ポルノ所持の被害者であることは認めているが、専ら、被害者が受けた被害と被告人の行為との間に近接原因を見出すことができないとして、被害弁償を否定しているのである。<sup>139)</sup>すなわち、被害者であるかどうかという問題と、どのような被害が被告人の行為によって近接して生じたのかという近接原因の問題は別のものであると考えている<sup>140)</sup>ということになる。

(1)の考え方は、近接原因というのは、裁判所が審問において、特定の被告人によってその害悪が引き起こされたということを確認できた場合にのみ認められることができるという前提に立つものである。第2及び第9、第11等の巡回区裁判所がこの立場にあり、例えば、*Kennedy*<sup>141)</sup>では、政府は、被害者が被告人の行為を認識していたことを示す証拠を提示しておらず、被告人の行為と特定の被害との間の因果関係を証明していないとされ、*Aumais*<sup>142)</sup>では、Amyが被害を受けていることは認められたが、彼女が提出したVISや心理状態報告書は被告人が逮捕される前に作成されていると指摘され、彼女が受けた被害が、画像を所持するという被告人の行為によって近接して引き起こされたと考えることはできないとされた。

また、地方裁判所の事例として、*Paroline*<sup>143)</sup> は、①被告人の行為によって近接して被害を受けたことを示すことが困難であるからといって、それによって被害者が受けた被害に関する政府の立証責任が免除されることにはならない、②Amy が主張する被害というのは、彼女に対する最初の虐待に加え、その画像が存在し、出回っているということによって引き起こされたものであり、それが被告人の特定の行為によって引き起こされたものであるということを示す努力は示されていないとする。また、*Van Brackle*<sup>144)</sup> も、①被害のどの部分が当初の虐待とは別に当該被告人の行為によって近接して引き起こされたのかということが、提示された証拠によって合理的な確実性を持って確認されなければならない、②この区別がなされなければ、被告人はすべての行為者によって引き起こされたすべての被害について責任を負わされることになってしまうなどとしている。

これらの事例では、①被告人による所持という行為が被害者に対して特定の被害を引き起こしていることの証明がなければ、近接原因の要件は認められず、②被害者に対して一般的な害悪(*generalized harm*)が生じたことの証明だけでは合理的に被害弁償を認めるには不十分である<sup>145)</sup>ということが強調されている。

(2)の考え方は、被告人の行為によって、被害者がそれ以前に受けていた被害を超えた、特定の被害が引き起こされたとは認められないという前提に立つものである。例えば、*Berk*<sup>146)</sup> は、政府は、被告人の行為がなければ当該被害は生じなかったということ、そして、被告人の行為と被害との間の因果関係は、現実的にも又時間的にも極端に弱いものではないということを証明しなければならないとした上で、①被害者が主張する被害は、画像がインターネット上で一般に閲覧されていると認識することによって生じた一般的なものであり、特定の被告人が画像を閲覧しているという行為によって生じたものではない、そして、②被告人の行為を認識したことによって受けた被害については特に主張されておらず、すでに受けていた被害を超えて、新たな被害を受けていることを示す証拠はない、さらに、③Amy 及び Vicky 共に、被告人が彼女たちの画像を閲覧する前から、当初の虐待及び第三者が自分たちの画像を閲覧しているかもしれないと考えることによって被害を受けていたとする。<sup>147)</sup> また、*Faxon*<sup>148)</sup> は、被害者は、被告人の身元や前科、犯罪事実についても認識していないのであって、このことは、当該被告人が画像を所持しているかどうかなどに関係なく被害者は被害を受けていたということを示しているとする。

これらの事例では、被害者が受けた被害は、被告人以外の者によるものも含めた無数の閲覧行為によって生じた、区別することのできない被害の集合体であるということ、<sup>149)</sup>そして、特定の被告人がそれをダウンロードするかどうかに関係なく、また、被害者が被告人やその行為について認識しているかどうかに関係なく生じたものである<sup>150)</sup>ということが強調されている。

なお、*Burgess*<sup>151)</sup> は、被告人の所持という行為のみで近接原因を構成していることは肯定しながらも、それが被害者が受けたすべての被害を引き起こしたことの十分な原因となっているかどうかは疑わしいなどとして、被害の程度や弁償額について再度検討するよう求めて事案を差し戻している。<sup>152)</sup>

## VIII. 若干の検討

以下では、まず、18 U.S.C. § 2259 (b) (3) における近接原因の要件をどのように位置づけるか、すなわち、この要件は同 (b) (3) のどの部分に係っているのかという点について、次に、児童ポルノ所持の被害者に対しても被害弁償は適用されるべきなのかという点について若干の検討をし

てみたいと思う。

### 1. 18 U.S.C. § 2259 (b) (3) における近接原因の要件の位置づけ

VI. 3. で触れたように、裁判所は、§ 2259 (b) (3) の解釈として、被害者が受けた被害と被告人の行為との間の因果関係（近接原因）の証明を求めているのか、より具体的に言えば、近接原因の要件は同 (b) (3) (A) から (F) までに規定されている6項目すべてに求められているのかどうかという点で二分している。<sup>153)</sup> この点については、まず、被告人が負うべき責任の範囲との関係からは、*Staples*のように、近接原因の要件を問題としない立場は適切ではないと考えられる。この立場によれば、児童ポルノの所持によって何らかの被害が生じ、当該児童はその被害を受けていると判断されると、被害弁償が認められることになる。<sup>154)</sup> しかし、被害弁償というのは、被告人が有罪と認定された特定の行為によって引き起こされた損失を対象として、これに限定されなければならない<sup>155)</sup> と考えられる。

一方で、(A) から (E) までの項目に対しても (F) と同様に近接原因の要件が求められていると考えることにも若干の疑問を感じる。というのは、まず、被害弁償に関する一般法ともいえる § 3663 の (a) (2) では、被害者について、「被害弁償が命じられる犯罪が遂行された結果として、直接かつ近接して被害を受けた者」を意味すると規定されている。しかし、それから12年後に制定された § 2259 (c) では、近接原因についての文言はなく、代わりに「本章に規定された犯罪が遂行された結果として、被害を受けた個人」を意味すると規定されている。とするならば、被害者の定義に関する規定において近接原因の要件が削除されていることの解釈としては、議会は、被害弁償を広範なものに拡大して、すべての被害者にこれを認めようという趣旨から、被害者に対しては近接原因の要件を課す意図がないことを示そうとしたのではないかと考えられるのである。<sup>156)</sup> 換言すれば、議会は、被害者が被告人の所持という行為によって一般的な被害を受けたことを証明すれば、裁判所は被害弁償命令を発出しなければならないというように意図していた<sup>157)</sup> ということである。

次に、§ 2259 (b) (3) では、被害者が弁償を求めることができる項目のうち、明確に近接原因に言及されているのは最後の (F) のみである。この点については、すべての項目についてこの要件が求められているというように解釈することも不可能ではないのかもしれないが、より合理的な解釈の仕方は、(A) から (E) においては故意に近接原因に関する文言は削除され、最後の (F) についてのみ近接原因が求められている<sup>158)</sup> と考えることではないだろうか。ここでのポイントは条文の規定の仕方であるが、やはり、議会は、1994年に § 2259 を立法化した際には、意図的に近接原因の要件は (F) のみに係るように規定したのではないかと考えられるのである。すなわち、(b) (3) の内容については、まず (A) から (E) までは具体的な形で被害弁償の対象となるものが規定されており、こうしたものであれば、近接原因の要件を必要とせずとも児童ポルノの所持との間で因果関係を認めることはできる。ただし、弁償の対象となる被害を余すところなく盛り込むために規定された (F) については、この項目の内容自体がやや抽象的で、限界を設定しづらい内容になっているために、議会はあえて限界を設定するために近接原因の要件を付したのではないかと考えられるのである。<sup>159)</sup> また、近接原因の要件が (A) から (F) まですべての項目に適用されるとしたならば、被害者にとっては特定の被告人によって近接して被害を受けたということを実証するのは困難なことになり、被害弁償が認められる可能性は低くなってしまわないかと思われる。というのは、これまで被害者は当該被告人に会ったことはなく、被告人が被害者の画像を閲覧していることを知っていたわけでもないことはもちろん、他にも同様の行為をして

いる者が無数に存在しているということは認めざるを得ないからである。しかし、他にも同様の行為を行っている者が存在しているといったことを理由として、被告人が利益を受けるようなことは認められるべきではない<sup>160)</sup>と考えられる。

また、§ 2259と同時に立法化された、電話販売詐欺 (telemarketing fraud) の被害者に対する被害弁償について規定した § 2327の (b)(3) では、「『被害者が受けたすべての損害』という文言は、犯罪の近接した結果として、被害者が受けたすべての損害を意味する」とされている。そこで、もし、議会が、児童ポルノの被害者が受けた6項目すべての被害に対して近接原因の要件を課す意図があったとするならば、現在の § 2259のように、あえて個別に6項目を明記する必要はなかったのではないかと、そうではなく、§ 2327と同様の形で規定すればよかつたのではないかと<sup>161)</sup>と考えられるのである。

さらにいえば、そもそも被害者が所持人の行為によって近接して被害を受けたことを示すのは困難であるとされている (VII. 3. 参照) にも拘らず、議会は児童ポルノの所持を必要的被害弁償の対象犯罪に含めているのである。ここには、児童ポルノの被写体とされる児童というのは、特に被害を受けやすい立場にあるがために、煩瑣な手続を用意することによって被害弁償を困難なものにするのではなく、より広範な保護や救済を付与しようという意図を読み取ることもできる。<sup>162)</sup> とするならば、一方で、被害弁償の申立人が被告人の行為によって大きな被害を受け、被害弁償の対象となる被害者であることを認めておきながら、他方で、近接原因の要件を証明できないという理由で被害弁償が認められなくなるというような事態が生じる制度を議会が採用したとは俄かには考えられない。近接原因の要件を (A) から (E) にまで求めてしまつては、所持の場合には被害弁償はほとんど認められないことになり、立法の趣旨が実現されない本末転倒の結果となつてしまうのではないかと<sup>163)</sup>と考えられる。

## 2. 児童ポルノ所持の被害者と被害弁償

(1) 被害弁償を命じた裁判所については、次のように評価されている。すなわち、こうした裁判所は、被告人こそが被害者が受けた被害の一部又は全部の近接原因であると結論づけることを急ぎ過ぎたために、長年に渡って培われてきた因果関係に関する法的議論を無視している。そして、近接原因の要件と被害者が被害を受けたという要件とを一緒にし、因果関係に関する分析を省略してしまつているというのである。そのため、裁判所が一旦、何らかの被害が存在するという理由で因果関係が存在すると認定してしまうと、因果関係についてはそれ以上詳しく分析されることはなくなり、児童ポルノの所持人の責任は際限のないものになってしまう<sup>164)</sup>と危惧されている。例えば、*Brunner*に関して言えば、被告人が児童ポルノを所持していたことが、被害者が受けた被害にどのように影響したのかに特に言及することなく、法廷に提出されたVISや心理状態報告書に基づいて検討され、被害弁償が認められている。この報告書は、被害者が受けた被害の内容や程度についてまとめたものであるが、被告人と被害者との間の因果関係に関する隔たりを埋めるようなものではない。ここで被害者が主張している被害というのは、通常は、当該ポルノが人目に付く状態に置かれているという恐怖心によって生ずるもので、被告人個人の所持という行為によって生ずるものではない。この報告書は、裁判所に対して被害の内容を提示するだけで、被害について誰が責任を負うかについて示したものではないにも拘わらず、被告人と被害との間の因果関係を示すものとして認められている<sup>165)</sup>というのである。

そして、このように近接原因の要件について検討しないまま、画像が広く流通し、閲覧されていると認識することによって生ずる一般的な被害についてまで弁償するよう命じることは、§ 2259

を、児童ポルノについて有罪が認められると、被害者が主張する被害については自動的に責任を負わせる無過失責任法に変化させてしまうことになる<sup>166)</sup>とも指摘される。

また、Hardy等で採用されている実質的要因という考え方について、これは、被害の中には当初の性的虐待やその後のポルノの製造による被害が含まれることがあるとしても、所持という行為こそが被害の近接原因になっているとする考え方である。<sup>167)</sup>しかし、直接的な性的虐待及び元々のポルノの製造の方が、所持よりも被害者に与える被害は遥かに大きいと考えられるにも拘らず、この考え方はこれらの行為すべてを同等に被害の実質的な源になっていると評価しているところがあると、そして、こうした考え方によって、所持という行為の持つ意味が誤って強調される一方、当初の虐待者等によって引き起こされた被害の重大さが軽視され、被告人の責任はその行為を超えて拡大することになってしまう<sup>168)</sup>とされる。

(2) 一方で、被害弁償を否定した裁判所は、近接原因について、「当該結果を直接的に生み出し、それがなければ当該結果が生じなかったであろう原因行為」と位置づけている。<sup>169)</sup>このように、この立場は、特に個々の被告人の行為及びその行為から結果として生じる被害に焦点を当て、さらに、生じた被害が被告人の行為と密接に結びついていることを求めることによって、被害者に引き起こしてはいない被害については責めを負うことがないよう被告人の責任を構成しているのである。そして、検察官に対して、単に被害者は一般的な意味での被害を受けたということではなく、当該犯罪の結果として被害を受けたことを証明する責任を課している。したがって、この立場によると、個々の被告人に責任を負わせるためには、被害者が受けた一般的な被害を示す証拠では不十分であるということになる。<sup>170)</sup>そして、近接原因の要件を立証する証拠がないにも拘らず、裁判所がそれについて十分に検討することなく被害弁償を認めてしまうと、(1)でも触れたように、被告人の責任は際限のないものとなり、被害弁償は推測と憶測に基づいた恣意的な救済と化してしまう<sup>171)</sup>とする。こうして、この立場は、やはり被告人が有罪とされた行為と被害との間に因果関係があることを示す証拠が存在すること、そして、そうした事実を検察官が立証することを必要とする。<sup>172)</sup>そうすることによって、児童ポルノの所持人は、当初の虐待又はポルノの製造によって生じた被害については責任を課されることはなくなり、自らの行為によって生じた被害についてのみ責任を負うことになるというのである。

(3) 裁判所が児童ポルノ所持の被害者に対して被害弁償を命じる又は否定するというように二分しているのは、§ 2259 (b) (3)における近接原因の要件の位置づけに関する理解の相違に加え、特定の被害の内容に関する理解、あるいは、近接原因の内容そのものをどのように理解するか、その相違に起因するところが大きいと考えられる。すなわち、被害弁償を命じる立場は、被告人の行為によって特定の被害が生じたということを認めることが合理的であると評価し、同時に、そうした場合に被害者に対して補償を行うというのが議会の確固たる意思であるとするのに対して、これを否定する立場は、多くの事例においては、被告人の行為がなかったならば特定の被害は生じなかったであろうということが証拠の優越の原則に従って証明されていない<sup>173)</sup>とした上で、児童ポルノ所持の被害者に対して被害弁償を認めることは、被告人が実際にはその原因となる行為を行っていない被害に対してまで責任を負わせることになる危険があり、被害弁償の本質や目的、刑事責任の概念とも合致しないことになる<sup>174)</sup>とするのである。

因果関係ということを強調して、被害弁償を否定する後者の立場の主眼は、被告人の責任に関して合理的な限界を設定するという点にあると考えられる。これが刑事法においては重要な視点であることは言うまでもないことであるが、この立場に対しては、次のような指摘をすることもできよう。すなわち、合衆国最高裁判所の過去の判示内容や議会の意思、社会の基本的な考え方

によれば、児童ポルノの所持が当該児童に対して種々の被害、しかも、当初の虐待によるものとは異なった継続的な被害を与えていることは広く認められている。<sup>175)</sup>そして、被害弁償命令を児童ポルノ所持の場合にも認めることは立法が想定していることである。にも拘らず、自明であるともいえる被害を証明するよう求めることは、政府に対して必要以上に重い立証責任を課すことにはならないか、また、こうした場合に因果関係が認められないとして被告人に被害弁償の責任を認めないのであれば、この種の事例では、§ 2259の文言に反して、被告人は被害弁償を免除される一方、被害者は救済の対象の外に置かれてしまうのではないか<sup>176)</sup>ということである。また、画像の所持人が無数に存在する場合には、裁判所は、合理的な確実性を持って当該被害が特定の被告人によって引き起こされたということを認定することができなくなってしまい、<sup>177)</sup>被害者への救済は実現しなくなるのではないかと考えられる。後者の立場の主張は、裁判所は因果関係の問題を十分に検討していないのではないかという不信の念に基づくものではないだろうか。この点で、個々の事例においては、因果関係や近接原因の要件について十分に検討しておくことが重要な意味を持っていることは言うまでもない。

次に、後者の立場は、被害弁償の目的との関係では以下のように主張する。すなわち、被害弁償の目的にはいくつかのものが考えられるが、近接原因の存在を曖昧にしたままで被害弁償を認めても、どの目的も実現されることはない。被告人の行為と被害との間に十分な因果関係を見出せないにも拘らず被害弁償を命ずることは、被告人が引き起こしていない被害を根拠として被告人を罰することと同じであるし、こうした被害について被害者に補償したとしても、それは根拠のない誤ったものであり、いずれにしろ、被害弁償の目的には沿わない。これでは、被害弁償は、刑事司法におけるその本質的な存在価値を失うだけである<sup>178)</sup>というのである。しかし、この点も、被告人の行為と被害との間の因果関係に関する問題であり、被告人の行為は、被害弁償が命じられる対象となる被害の近接原因になっていなければならないという基本原則を堅持することによって対応することはできよう。<sup>179)</sup>むしろ、被害弁償には、被害者に救済を付与すると同時に被告人を処罰することもできるという重要な機能が認められる<sup>180)</sup>のであり、裁判所が近接原因の問題について十分に関心を払い、慎重に検討することで被害弁償の実効性は高まると考えられる。<sup>181)</sup>

なお、合衆国憲法第8修正との関係<sup>182)</sup>については、次のようにいわれる。すなわち、被告人の特定の行為によって被害が生じたということの証明がなされていないにも拘らず、近接原因について拡大解釈することによって、被告人の行為によるものではない被害についても責任を認め、被害弁償を命ずることは、法的に誤りであるだけでなく、同修正に違反する可能性がある<sup>183)</sup>というのである。しかし、児童ポルノの所持によって被害が生じていることは否定できない事実である。そして、例えば、*United States v. Dubose*<sup>184)</sup>は、MVRAに基づいて被害弁償命令を発出することは、被告人の違法な活動によって引き起こされた被害者の損害と直接関係しており、全額の被害弁償を認めたとしても過剰ではない、したがって、同修正に違反するものではないと、また、*Hardy*<sup>185)</sup>も、児童ポルノ所持の場合には、被告人の行為は近接原因を構成しているのであり、被害弁償を認めても同修正には違反しないとしている。もちろん、弁償額が余りにも高額に過ぎれば、それは被告人にとっては公正なものとして受け入れることはできず、被害弁償の役割を果たさないということになる。<sup>186)</sup>この点では、適切な弁償額を算出することが重要な意味を持っていると考えられる。

## おわりに

これまで合衆国の刑事司法においては、児童ポルノ関連犯罪に対しては、拘禁刑を採用し、犯罪者を長期間に渡って拘禁することによって抑止につなげるという手法が採られてきた。しかし、現在においても依然として児童ポルノ産業は増殖を続けている。そこで、こうした犯罪をより効果的に抑止し、被害者を救済するための手段として、現在では、ただ単に拘禁刑を重くするのみではなく、被告人に対して被害全体の補償を命じる被害弁償にも関心が寄せられている<sup>187)</sup>のである。その背景には、①拘禁刑を重くするだけでは、被害者の救済には直接的にはつながらず、また、②被害弁償によっても被害者が完全に元の状態に戻るといったことはないかもしれないが、被害回復への道のりを経済的な面から支援することはできるかもしれない<sup>188)</sup>といった考えがあるのであろう。

議会は、児童ポルノ等性的搾取に関連する犯罪の被害者に対しては、必要的に被害弁償を認めるという意味を明確にしている。そして、裁判所においても、法律上の要件との関係で被害弁償を認めることができない場合であっても、児童ポルノの被害者に対する同情や、本来であれば被害弁償が認められるべきである旨が判示されることは多い。言ってみれば、被害弁償というのは、児童ポルノの被害者に対して補償を行うに当たって熱望されていた必要不可欠の手段なのである。<sup>189)</sup> インターネットを利用した形態での所持であるため、所持人と被害者との間に直接的な接触はなく、また、他にも同様の行為を行っている者は無数に存在しているといったことを強調して、被害弁償を認めることはできないとすることが適切といえるかどうかは疑問である。また、裁判所に提出されたVISや被害者の心理状態報告書が、所持人が逮捕される前に作成されていたという理由で被害弁償を否定することについても、これは法廷での戦略上の不手際に基づくものであって、被害者が近接して被害を受けていないことは必ずしも結びつくものではない。

児童ポルノの被害者は、自らが性的に虐待される様子が記録された画像が誰でもが閲覧できる状態で広く流通しており、それを削除することができないということに怯えながら生きていかなければならないのである。これは他の性的虐待の被害者が受ける被害とは大きく異なったものである。こうした被害はやはり補償されなければならないと考えられるが、一方で、被害弁償命令に関しては、健全な法原則が維持されるべきも当然である。<sup>190)</sup> この点で、18 U.S.C. § 2259 (b) (3)の解釈は重要な意味を持っている。まず、被害弁償の範囲は、所持の事案であれば、被告人の所持という行為に基づくものに限られるべきであり、近接原因の要件そのものは求められなければならない。次に、確かに、*Porto Rico Railway*で示された考え方や*Hardy*で示された「同類解釈則」という考え方はある。そして、一つの条文の中で(A)から(F)まで複数の対象を列挙して、(A)から(E)までとこれとは別に(F)のみというように、異なった証明責任や因果関係を要求するのは不自然な印象も受けてしまう。しかし、「直前例示の原則 (rule of the last antecedent)」、すなわち、特に反対の理由がない限り、修飾語句は直前に例示されたものだけに係るとする考え方もある。<sup>191)</sup> 議会としては、裁判官が、医療費や逸失賃金といった形で被害者が受けたすべての損害を検討の対象に加えられるように同条を規定したのであり、現在の規定の仕方からは(強調は筆者)、(F)を除いて、これを制限するような近接原因の要件は求められていないとするのがその趣旨に沿った解釈なのではないかと考えられる。<sup>192)</sup>

最終的には、合衆国最高裁判所の判断によって、近接原因の要件に関する議論については終止符が打たれるかもしれない。<sup>193)</sup> しかし、§ 2259 (b) (3)の解釈について明確にするだけでは真の

問題解決には至らないと思われる。司法における判断を統一すると同時に、被害者に対して十分な被害回復を提供し、被告人に対しても公正を保障するためには、インターネット時代における児童ポルノ問題の特徴を踏まえた上での議会による同条の再検討が求められることになろう。<sup>194)</sup>

児童ポルノの所持人というのは、製造には関与しておらず、児童ポルノ・ネットワークの末端に位置しているに過ぎないが、被写体となった児童には明確かつ永続的な被害をもたらしている。にも拘らず、こうした所持人に被害弁償の責任を認めないのは、§2259の文言や議会の意思にも反する「明確かつ議論の余地のない誤りである」。<sup>195)</sup> そのために、被害者はさらに被害を受けることになる<sup>196)</sup>ということをおぼろげに忘れてはならない。

なお、児童ポルノ所持の被害者に対する被害弁償に関しては、仮にこれを認めるとしても、その弁償額をどのような形で算出し、命じるのか、また、繰り返し弁償を受けることは認められるのかといった問題もあるが、これらの点については他日、別稿で検討したいと思う。

※本稿脱稿後、*Paroline v. United States*, 134 S. Ct. 1710 (2014) に接した。本判決では、18 U.S.C. §2259の解釈を含めて、児童ポルノ所持の被害者と被害弁償を巡る問題について、合衆国最高裁判所の考え方が示されている。本稿(1)はすでに校正段階に入っていたために、本判決に触れることはしなかったが、(2・完)はまだ校正前の段階であったために、ここで補遺という形で触れておきたいと思う(本来であれば、本文の中で検討すべきものであるが、(1)の内容にも影響する可能性があると考えられたため、あえて本文とは別に、補遺という形をとることにした)。

### 補遺 *Paroline v. United States* について

VI. 及びVII. で触れたように、18 U.S.C. §2259の文言についてはどのように解釈すべきか、また、児童ポルノ所持の被害者に対しても被害弁償は適用されるべきなのかといった問題について、控訴裁判所等の判断は二分していたのであるが、合衆国最高裁判所は2014年4月23日、*Paroline v. United States*<sup>197)</sup>において、最高裁判所としての考え方を示した。

#### 1. 本件の概要及び経過

本件の簡単な概要及び経過は以下の通りである(各裁判所の判断の一部については、すでに本稿(1)の本文の中でも、それぞれの文脈と関連する範囲で触れている)。<sup>198)</sup>

本件被告人は、150枚から300枚に及ぶ児童ポルノ画像を所持していたために、2009年に児童ポルノ所持の罪で有罪判決を受けた。そして、この画像の中にAmyのものが2枚含まれていたために、Amyから約340万ドルの被害弁償の請求を受けていた<sup>199)</sup>のである。これに対して、テキサス東部地区連邦地方裁判所のLeonard E. Davis裁判官は、検察官は、Amyの画像2枚を所持するという被告人の行為によって、被害者に対してどのような損害が直接引き起こされたのかを証明する責任を果たしていないなどとして、被害弁償の請求を認めなかった。<sup>200)</sup>そこで、AmyがWMによる救済を求めて申立てを行ったところ、第5巡回区裁判所は、地方裁判所の判断には明確な裁量の濫用はないとして、一旦はこの申立てを却下した<sup>201)</sup>のであるが、後日、Amyが再度の審問を求めて申立てを行ったところ、第5巡回区裁判所の別の合議体によってこれは認められた。<sup>202)</sup>そして、審理が行われた後、同裁判所のEmilio M. Garza裁判官は、① §2259は、被害弁償の対象としている同(b)(3)(A)から(F)まですべての項目について、被告人の犯罪行為によって近接して引き起こされた損害に限定しているわけではない、②その損害が生じるに当たって、他の犯罪者も一

定の役割を果たしているとしても、画像を所持している被告人はそれぞれ、画像が取り引きされることによって被害者が受けたすべての損害に対して責任を負うべきであるなどとして、地方裁判所の判断を覆し、被害弁償を認めた<sup>203)</sup>のである。そこで、被告人が、上告受理の申立てを行ったところ、これが認容され、最高裁判所は、本年4月、以下のように判示した。その結果、第5巡回区裁判所の判断は覆され、差し戻されることとなったのである。

多数意見はKennedy裁判官が執筆し、これにGinsburg及びBreyer, Alito, Kagan各裁判官が参加している。また、Roberts首席裁判官が反対意見を述べ、これにScalia及びThomas各裁判官が参加し、Sotomayor裁判官も個別に反対意見を述べている。

## 2. Kennedy裁判官による多数意見

(1) 多数意見では、まず、§2259による被害弁償は被告人の犯罪行為によって近接して引き起こされた損害に限定されるのかどうか、換言すれば、近接原因の要件は同(b)(3)のどの項目に係るのかという問題について検討されている。そして、その前提として、近接原因の要件について、①これは、行為と結果との間の因果関係が余りにも弱いものであるために、その帰結が単なる偶然に、より類似したものになってしまうがちな状況において責任が生ずることを防止するためのものであり、同条が一般的な近接原因の要件を求めて被害弁償の範囲に制限を課していると解釈することは我々の良識とも一致する<sup>204)</sup>②近接原因というのは、刑事法及び不法行為法の分野において、因果関係について検討する際には当然の論点なのであり、仮に近接原因の要件について明確に言及されていない場合であっても、当裁判所は、裁判実務において近接原因の証明が求められるのもっともであると判断してきた<sup>205)</sup>などとして、その機能を積極的に位置づけている。その上で、本件の場合について考えてみると、同条では近接原因の要件が求められているのであるから、その解釈の仕方はそれほど困難ではないとし、さらに、*Porto Rico Railway*や*Seatrain*の判示内容にも触れた上で、この要件は同(b)(3)に規定されているすべての項目に適用される、よって、被害弁償は、被告人が被害者に対して近接して引き起こした損害の範囲に限定して適用されるのが適切である<sup>206)</sup>旨が判示された。

また、被害者が指摘している「直前例示の原則」について（なお、おわりに参照）は、この原則と雖も「必ずしも絶対的なものではなく、他の原則に優先されることは十分にあり得る」のであり、これまでも当裁判所はこの原則を機械的に適用することはしてこなかった<sup>207)</sup>とした。加えて、被害者が、もし、議会が、§2259によって弁償される損害について、当該犯罪行為によって近接して引き起こされたものに限定する意図を持っていたのであれば、議会は、電話販売詐欺に係る被害弁償に関する§2327と同様の規定の仕方をするのができたはずであると主張していることについて（なお、VIII. 1. 参照）も、被害者のこの主張は、もし、近接原因の要件が6項目すべてに適用されるのであれば、最初の5項目は無意味なものになってしまうのではないかという趣旨であろうが、これは説得力が欠ける主張である。なぜならば、最初の5項目というのは、地方裁判所に対して、議会が、第110章に規定されている犯罪の近接した結果として生ずることが多いと考えている損害の個別の種類を提示したものだからである<sup>208)</sup>などとして、その存在意義を積極的に認め、被害者の主張に反論している。

(2) 次に、本件においては、被告人にはどのような範囲で被害弁償が命じられるべきなのかという点を取り上げられ、ここでは、まず、因果関係に関する検討が行われている。すなわち、①合衆国における法の伝統としては、「前提となるある行為がなかったならば、何らかの結果は生じなかったであろうということが示されなければ、その行為が結果に対する事実上の原因になってい

ると評価することはできない」という「因果関係に関する『なかりせば理論』(but-for causation)」がよく知られている、そして、②児童ポルノの製造のような場合には、この理論を用いての因果関係の証明は容易にできるのであるが、本件の場合には、この点についての証明はなされていない。仮に被告人による画像の閲覧行為がなかったとしても、その他大勢の者が被害者の画像を閲覧しており、また、将来においても閲覧したであろうから、被告人の行為がなかったならば、被害者が受けた損害は全く異なったものになっていたはずであるということは証明されていないからである<sup>209)</sup>などと指摘している。

被害者の方では、本件のような児童ポルノ所持の事案においては、§2259はもう少し緩和された因果関係を要求していると裁判所は解釈すべきであると主張している。多数意見は、こうした主張については、まず、複数の行為者の結合した行為によって害悪が生じているような場合には、裁判所は「なかりせば理論」を適用してこなかったという点では被害者の主張にも一理ある<sup>210)</sup>として、一定の理解を示している。そして、実際に、被害者が主張している別の考え方に関心を寄せている。すなわち、画像の所持人はそれぞれが、被害者が継続的に受けているトラウマを生み出すのに十分な原因の一端を担っているのであるから、所持人それぞれが、画像が取り引きされていることの結果として生じているすべてのトラウマや損害の事実上の原因になっているとして扱われるべきであるという「集成的因果関係理論(aggregate causation theory)」である。<sup>211)</sup>しかし、多数意見は、この考え方に対しては消極的な評価をしている。すなわち、議会がこうした考え方を採用していることを明確に示す文言がないにも拘わらず、特に刑事法の解釈においてこの考え方を採用すると、被害者の画像の所持人それぞれが他の何千人もの所持人による行為の結果についても責任を負うことになるという「衝撃的な結果(striking outcome)」が生じてしまうがために、当裁判所はこの考え方とは距離を置いてきた<sup>212)</sup>というのである。他にも、問題点として、①被害者が受けた損害の原因となる因果の過程における被告人の寄与度(contribution)というのは、児童ポルノの製造者や分配人のそれに比べても微小なものであり、被害者が受けたすべての損害が、たった一人の所持人の犯罪行為による近接した結果であると理解することが理に適っているかどうかは疑わしいところがある、②議会は、§2259が、被害者が主張しているような広範な形、すなわち、被害弁償というのは被告人自身の行為による結果を反映したものでなければならず、地理的にも時間的にも離れたところで独立して行動し、被告人自身は接触したこともない犯罪者の行為による結果を反映したものであってはならないという根本原則に反するような形で適用されることを意図していたことを示すようなものもない<sup>213)</sup>といったことが指摘されている。

次に、多数意見は、被害者が、この点に関連して、自らが受けたすべての損害について個々の所持人に対して責任を負わせるとしても、これらの所持人は相互に求償権(contribution)を行使できるのであるから、こうした責任の認め方は公正であると主張していることに対して、次のように判示している。①そもそも被害者は、異なった法域の異なった手続において有罪と認定され、同一の被害者に対して被害弁償が命じられた場合であっても、被告人は相互に求償権を行使できるとする法的根拠を示していない、また、②被害者の主張では、法的には、あるいは、現実的には、求償権を行使することはできないにも拘わらず、彼女の画像を所持している個々の所持人に対して、独立して行動している他の何千人もの所持人や分配人による結果についても責任を負わせることにつながり、これでは——被害弁償と伝統的な罰金ということで若干の相違はあるものの——、過剰な罰金を禁止する合衆国憲法第8修正との関連で問題が生じよう、そして、③一人の画像の所持人に対して、他の何千人もの犯罪者によって集的に引き起こされた多額の損害の責任を負わせてしまっては均衡が図れないのではないかとといった疑問が生じるなどと指摘し、§2259

について、被害者が主張しているように解釈することはできない<sup>214)</sup> というのである。

(3) もっとも、このようにして、被害者が受けたすべての損害が、被告人の行為によって近接した結果として引き起こされたものであるという主張は却下されなければならないとしながらも、このことは、必ずしも被害者が主張する集合的因果関係理論の基本的な考え方が、本件のような場合に全く無関係であるということの意味するわけではない<sup>215)</sup> とする。というのは、被害者が受けた損害の原因は画像が取り引きされていることにあり、被告人はその画像の閲覧者の一人なのであるから、原因の一端を担っている。被害者が受けた損害のうち、被告人が引き起こした増加分を個別に確定することはできないが、その一部に被告人が関与していることは論を俟たない<sup>216)</sup> からである。そして、多数意見は、無数の人間によって自らの画像が閲覧されており、また、将来においても閲覧されるであろうということを認識した結果として、被害者が継続して筆舌に尽くし難い被害を受けていることは万人が認めるところであり、§2259が念頭に置いている救済目的との関連では、本件のような場合に被害弁償を認めないことが常軌に反した結論を導くことも疑問の余地はない。議会在、本件で生じているような害悪に関して被害者に被害弁償が認められることを望んでいるのは間違いなく、同条の文言は、被害者の苦悩の原因となっている行為者によって補償が行われることを議会在が意図していることを示している。児童ポルノに関連する犯罪を訴追するに当たって、同条について、その文言を死文 (dead letter) 化してしまうような形で適用することは、上記のような議会的考えを否定することにつながる<sup>217)</sup> としている。

(4) また、先に触れた「なかりせば理論」に対しては、まず、次のような基本的な疑問が提示されており、多数意見は必ずしもこの考え方に与しているというわけではない。すなわち、①本件のような場合に被害弁償を否定することは、絶対的な被害弁償を規定した§2259の刑罰目的 (penological purposes) に反する上に、②児童ポルノ画像の閲覧というのは、その一回の行為が児童虐待の繰り返しであるといえるが、本件のような犯罪に関して法が被害弁償を絶対的なものとしたのは、被告人に対して、自らの行為が実在する個々の被害者に対して破滅につながるような害悪をもたらすのだということを印象づけることにある、③にも拘らず、犯罪者に対して、児童ポルノの所持は被害者なき犯罪であるというような間違った印象を与えるような形で同条を適用するのはその立法趣旨に合致しないであろうというのである。このような点を指摘した上で、①もし、同条が厳格な「なかりせば理論」に基づいた因果関係の証明を要求していると解釈するのであれば、立法趣旨からは逸れてしまうことになる、②同条では、確かに、議会在は、被害弁償を被告人の行為による「近接した結果」である損害に限定しているが、それほど練られたとはいえないこの文言は「なかりせば理論」に基づいた証明までは要求していない、③因果関係についてこのような厳格な考え方を採用してしまうと、議会在が意図した目的は害されてしまうのであり、法の文言や伝統的な原則がこうした考え方を明確に求めているのであれば、それを採用することは受け入れられないといえよう<sup>218)</sup> というのである。

(5) 本件における多数意見の考え方は次のようにまとめることができる。被告人が被害者の画像を所持しており、被害者はその画像が継続的に取り引きされることによって大きな損害を受けていることは証明できる一方で、伝統的な意味での因果関係を求めてしまうと、特定の損害を個々の被告人の責めに帰すことができない場合には、§2259を適用するに当たって、裁判所は、被害者が受けた一般的な損害の原因となった因果の過程において被告人が果たした相対的な役割と釣り合った額の被害弁償を命じなければならない。そして、本件被告人による画像の所持という行為と、画像が取り引きされることによって被害者が受けた損害全体との間の因果関係の本質を考えると、本件のような場合には、被害弁償額は高くはならないはずである。しかし、また、

それは名ばかりの (token) 又は名目的な (nominal) 額になることもない。ここで求められる被害弁償額は、被害者が受けた損害の原因となった因果の過程において犯罪者が果たした役割を認識した上で算出される、合理的かつ制限的な範囲での (circumscribed)、さらに、因果の過程において犯罪者が果たした相対的な役割の大きさに適合した額になるはずである。こうした額であれば、被害者が受けたすべての損害に対する被害弁償を受けることに役立つと同時に、被告人に対して、児童ポルノに関連する犯罪というのは、たとえ単純な画像の所持に過ぎない場合であっても、実在する被害者に被害を与えるのだということを印象づける、こうした一対になった目的に貢献することができる<sup>219)</sup> ということである。

(6) それでは、実際に地方裁判所はどのようにして適切な弁償額の算出に当たるべきなのかという問題が残るが、この点についても言及はされている。すなわち、多数意見は、これは単なる数学的な操作 (precise mathematical inquiry) であるはずはなく、裁量の行使や確かな理論に基づいた判断が関わってくる問題である、ただし、これは、刑事裁判における量刑、あるいは、被害弁償という特定の領域においては、特に珍しいことではない<sup>220)</sup> とする。しかし、具体的な内容についてまで踏み込んだ解釈は示されず、今回の多数意見では、①地方裁判所が適切な弁償額を算出する際に考慮すべき要素<sup>221)</sup> は多岐に渡っており、そのため、現時点では、適切な弁償額を算出するための正確な計算方式 (algorithm) を提示する必要はないし、それを提示することは適切でもない、さらに、②これらの要素は、もし、それが弁償額を算出するための公式に盛り込まれた場合には、被害弁償命令は微々たる額のものになってしまうであろうから、何らかの公式に盛り込まれる必要はなく、犯罪に合致した額を算出するための大まかな指標として機能すべきである<sup>222)</sup> とされた。

これに対して、被害者の方では、自分たちが受けた損害というのは「分割して考えることはできないもの」であるから、被告人の役割の大きさを基準とした考え方は受け入れられないとしている。しかし、多数意見は、仮に被害者が受けた損害が完全に「分割して考えることはできないもの」であるとしても、被告人をその損害すべてに関する近接原因として扱うことは適切ではない。むしろ、被害者が受けた一般的な損害の背後にある、因果の全過程において被告人が果たした役割を考慮に入れて、被告人は被害者が受けた損害の一部についてのみ原因となっていると考える方が § 2259 の立法目的を達成することにつながる上に、被害者の請求を一切認めない (emptyhanded) というようなおかしな結果が生ずることを回避し、量刑における均衡の要求を満たすこともできる<sup>223)</sup> としている。

被害者としては、さらに、①多数意見のような考え方では、「僅かばかりの」被害弁償が認められるに過ぎず、「長期に渡って訴訟を提起しても、完全な被害の回復には至らない」、②「被害者に対する議会の約束は内容のない口約束 (empty gesture) にされてしまう」と主張している。こうした主張については、多数意見は、①議会は、如何なる犠牲を払ったとしても、被害者に対して完全かつ迅速な被害弁償を約束したわけではない、②確かに、§ 2259 は確固たる被害弁償の目的を規定しているが、その目的について、それは、被告人に対して、被害者が受けた損害に対する被告人個人の因果関係の範囲から大きく逸脱した弁償額を自動的に負担させることにありと曲解することはできない<sup>224)</sup> とする。続けて、①多数意見のような理解の仕方の方が、被告人に対して、自分たちの行為に被害者がいないわけではないということ的印象づけるのに効果的である、また、②被害者が受けたすべての損害を一握りの裕福な所持人に弁償させ、それ以外の者は弁償しなくてもよいとするのでは、刑事における被害弁償の重要な目的を害することになる、③もちろん、被害者はいつの日にか、児童ポルノ画像によって受けた損害のすべてに対して被害弁償を

受けるべきであるが、その支払いについては、それぞれの犯罪者が結果に対して果たした役割の程度やそれぞれの状況に、より正確に比例した額の支払い責任を、広範囲に及ぶ犯罪者に分散させることが重要である<sup>225)</sup> などとしている。

ただし、多数意見も、その考え方には裁量や推測が伴うことから、難点があることは認めている。しかし、①地方裁判所は日頃から、一般的な量刑判断においても、また、特定の被害弁償命令の発出においても、広範な裁量を行使して事案に対応している。そこで、地方裁判所が、こうした実務において最善を尽くすことによって、被害者には補償が行われなければならない、被告人は、他の行為者ではなく、自らが行った行為によって被害者に与えた損害に対して責任を負わなければならないという原則を維持することができる、また、②現時点において、より詳細な指針がなければ、多数意見で示された因果関係に関する基準が合理的に適用されないと考える理由は見当たらない、③この種の事例におけるこれまでの経験に鑑みれば、また、§3664 (e)の文言によれば、検察官に被害者が受けた損害を証明する責任があるのであるから、検察官であれば、他の事例で請求され、命じられた被害弁償額について、地方裁判所に伝えることができるはずである<sup>226)</sup> とされた。

このように判示して、因果関係について「なかりせば理論」に基づいた厳格な証明を求めた地方裁判所の判断には誤りがあると、同時に、§2259に関する第5巡回区裁判所の解釈も誤りであるとされたのである。

### 3. Roberts 首席裁判官による反対意見

一方、Roberts 首席裁判官は、以下のような反対意見を述べている。

まず、Amyが受けた損害は被害弁償を受けるに値するものであるとする点では多数意見に賛成するが、現在の被害弁償法は、本件のような場合に、Amyに被害弁償を認めることを困難なものにしてしまっている。本件被告人が行った行為について考えてみると、Amyが受けた「損害の額」については恣意的な判断をせざるを得なくなってしまうのであるが、刑事法の分野においては恣意的な判断というのは好ましいものではない。そこで、多数意見は、「被害者が受けた一般的な損害の原因となった因果の過程において被告人が果たした相対的な役割」に焦点を当てることによって、より一貫した被害弁償制度を構築しようとしているのであるが、これでは、議会が想定していたものとは異なった制度になってしまう<sup>227)</sup> というのである。

その後、具体的な検討に入り、まず、§2259が要求する近接原因の要件については、本件においては難無く認めることができるとする。被告人は、自らの行為が、将来における逸失賃金やカウンセリング費用等Amyが受けたと主張している様々な損害の原因となるであろうことは容易に予見できたはずであり、したがって、こうした損害と被告人の「有害な行為」との間には「直接的な関係」があるからである。<sup>228)</sup>

しかし、その一方で、被害弁償は、被告人以外の者による犯罪行為によって引き起こされた損害に対しては命じられてはならないとして、本件においては現実的な因果関係 (actual causation) を認めることができるのかという問題提起を行う。<sup>229)</sup> そして、まず、本件において有罪と認められたのは被告人がAmyの画像を2枚所持していたという行為であるが、この行為がAmyが受けた何百万ドルもの損害を現実には引き起こしたと考える者はいない<sup>230)</sup> として、現実的な因果関係の有無については否定的な評価をしている。続けて、①本件においては、§2259の規定上、被告人によって引き起こされたAmyの損害のうち、どの程度のものが被害弁償として認められるべきなのかを判断するのは非常に困難な問題であるが、議会はこの問題に対する解決の仕組みを用意し

ていないと、また、②同条では、被害弁償命令は § 3664 に基づいて発出されるべきであるとされているが、そもそも § 3664 は、詐欺や暴行のように、被告人によってもたらされた損害額を確定することがそれほど困難ではない犯罪に関する被害弁償を規定したものであるとして、§ 2259 と § 3664 の相違を指摘し、さらに、③無数の者による、互いに独立した行為によって徐々に形成されていったという、本件において Amy が受けている被害の特殊性等も強調して、<sup>231)</sup> 本件においては、Amy に被害弁償を認めることはできないとした。

多数意見については、次のように評価している。多数意見が採用している、「因果の過程において被告人が果たした相対的な役割」に基づいて評価を行うという手法について、§ 2259 では、被告人の行為によって生じた損害のみを基礎として被害弁償が求められているのであり、これは被告人の相対的な責任に基づいて求められているものではない。被告人を、Amy に損害を与えたその他の犯罪者と同列に位置づけようとする多数意見の考え方は、地方裁判所が、Amy が受けた損害額を算出しようとする際の役に立つものではない<sup>232)</sup> とする。続けて、多数意見の考え方では、Amy を原状に回復させることはできそうにないとも指摘する。裁判所が、被害に対する被告人の相対的な寄与度をどのようにして公正に評価するかというのは困難な作業だからである。<sup>233)</sup>

最後に、多数意見は、Amy は何も補償を付与されることなく帰ることになるわけではない旨を判示しているが、現在の法規定からは、本件においては Amy に対して被害弁償を否定することも許されているとする。その上で、当裁判所は、議会に対して法改正を行う機会を付与すべきである<sup>234)</sup> と結論づけている。

#### 4. Sotomayor 裁判官による反対意見

また、Sotomayor 裁判官は、以下のような反対意見を述べ、逆に、第5巡回区裁判所の判断を支持している。

まず、多数意見に対しては、次のように評価している。多数意見は、無数の者が参加したことによって生じた害悪に対して個々の所持人が果たした部分的な役割に合致しないと考えられる損害については被害弁償を否定する一方で、児童は被告人以外の無数の者によって被害を受けているから被害弁償は認められないというような奇妙な理由に基づいて被害弁償を否定する立場にも与していない。多数意見は、それが正当な結論であると考えているものを達成しようとしている<sup>235)</sup> などとして、この点については肯定的な評価をしている。<sup>236)</sup>

しかし、その一方で、§ 2259 の立法趣旨や内容との整合性にも着目している。すなわち、①議会は、「被害者が受けたすべての損害」に対する被害弁償を命じているのであり、本件被告人のような者に対しては、その故意の行為に基づいて生じた分割不可能な損害に対して連帯責任を認める (jointly and severally liable) という不法行為法の確立した原則に基づいた枠組みを用意している。また、②被害者が受けた損害に対して完全な補償を認めてしまうと、特定の被告人に対して不公正な取り扱いをすることになるという懸念が指摘されているが、この点についても、裁判所は、被告人に対して、その経済状態に基づいて必要があれば、「額の一部」を定期的に支払うよう命ずることができる。議会はこのような仕組みを用意しているとして、多数意見の考え方は法の内容に合致していない<sup>237)</sup> と指摘する。

具体的な検討としては、まず、本件においては、①被告人の行為は Amy が受けた害悪に対して十分な因果関係を有しているかどうか、②この因果関係の存在が認められた場合、被告人にはどのような被害弁償が命じられるべきかという2つの問題がある<sup>238)</sup> とする。

前者の問題については、多数意見同様、Amy が受けた損害は「児童ポルノに関連した犯罪と直

接関係しており、予見可能なものであった」のであり、論ずるまでもない<sup>239)</sup>として、これを肯定する。

後者の問題については、次のように述べている。まず、「なかりせば理論」に基づく、児童ポルノの被害者は、無数の者の行為によって被害を受けているからというおかしな理由によって被害弁償を受けることができなくなってしまう、「必要的」という法の文言とは逆の被害弁償になってしまう<sup>240)</sup>として、この理論については否定的に理解した上で、これに代わる考え方として、集合的因果関係理論をあげる。すなわち、① § 2259の文言は明確であり、犯罪者の数が多いから被告人が責任を免れるというような例外は認めていない、②集合的因果関係理論というのは正にこうした例外的な事態を避けるために存在するのであり、同条の文言や内容からは、むしろ、議会としては、同条にこの理論を導入しようとしていたと考える十分な理由がある<sup>241)</sup>というのである。このように、同裁判官は集合的因果関係理論の方を積極的に評価しているように見受けられる。

続けて、この理論に関する多数意見の考え方については、次のように評価する。すなわち、多数意見は、「なかりせば理論」に基づいて「伝統的な意味での因果関係を求めると」、画像の所持人たちは「被害者が受けた損害のうち、特定の部分」を引き起こしたと「いうことはできない」場合であっても、§ 2259は所持人たちに幾許かの被害弁償の支払いを求めていると解釈していることから、少なくとも一定の範囲では集合的因果関係理論を認めているとする。その一方で、集合的因果関係理論の「厳格な論法」については、これを採用してしまうと、個々の所持人に対して「集合的に生じたすべての損害の額に対して」支払いを求めるという「衝撃的な結果」を招く虞があることから、否定的に評価している。そこで、「§ 2259を適用するに当たって、裁判所は」、「被害者が受けた一般的な損害」に対して「被告人が果たした相対的な」寄与度と「釣り合った額の被害弁償を命じなければならない」と認めているとするのである。このように多数意見が採用している、被告人が果たした役割を基準とした比例分割という考え方 (apportionment approach<sup>242)</sup>) は、「量刑における均衡」という目的を達成することにもつながるし、「被害者の請求を一切認めない」というような事態を避けることができる、また、「支払い責任」を犯罪者たちに「分散させる」ことができるといった点では、理に適っているように見えるが、根本的な問題、すなわち、議会で制定された法の文言には合致しないという問題が残っているとす。同裁判官によれば、同条は、裁判所に対して「割合に応じた」又は「相対的な」額の被害弁償ではなく、「被害者が受けたすべての損害」に対する被害弁償を命ずるよう要求しているからである。同条では、「被害弁償命令は、被告人に対して、被害者が受けたすべての損害について補償するよう命じられなければならない」旨が規定されているが、命じられ「なければならない」という文言は「裁量を行使することのできない義務」を課すということを意味している。したがって、被害弁償の請求について審理する裁判所は、この法律上の義務から逸脱することは認められず、他の被告人が、当該被害者が受けた害悪と同じものを引き起こしたかどうかに関係なく、完全な被害弁償を命じなければならない<sup>243)</sup>というのである。

また、同裁判官は、§ 2259の立法の経緯にも着目している。すなわち、議会は、同条を他の法制度との関係を全く無視して起草したわけではなく、むしろ、すでに確立している不法行為法の伝統や基本原則を加味しながら起草したのであるとする。すなわち、児童ポルノ産業の特徴や、被害者が受けた損害は分割できないものであるという性質を踏まえているからこそ、同条には、伝統的な不法行為法の原則によって連帯責任が求められるという内容が盛り込まれることになるというのである。議会は、「被害者が受けたすべての損害」に対して被害弁償を求めることによって、この原則を放棄しようとしたのではなく、むしろ、包摂しようとしたのである<sup>244)</sup>という。そ

ここで、こうした考え方に立つのであれば、児童ポルノの所持人は、画像を取り引きするという共通の目的を達成しようとしている所持人や分配人等で構成される世界的な規模のネットワークの一部として活動しているのであるから、共同責任を負うことになる、なぜなら、被告人自身はこうした児童ポルノ産業の各構成員と関係があるということはないかもしれないが、自分たちの行為によって児童に害悪が生じることは避けられないという認識を持って活動していることは間違いないからである<sup>245)</sup>とする。

その上で、多数意見が採用した考え方を批判する。すなわち、多数意見は、§ 2259の文言や伝統的な不法行為法の理念を無視し、連帯責任という考え方を個々の被告人に対して適用すると不公平な結果が生ずるかもしれないという懸念の下に、比例分割という考え方を採用したのであるとする。換言すれば、多数意見は、現在の同条によれば、個々の被告人には他の犯罪者に対する求償権の行使が認められていないから、比例分割という考え方が必要であるとしているということである。しかし、同裁判官は、自身も、現行法上は求償権の行使が認められていないことには同意しながらも、そのこと故に、議会が、「被害者が受けたすべての損害」という文言を、それを否定する文脈で用いようとしているとは考えられないとする。そして、別に、議会がすでに用意している定期的な支払い予定制度（periodic payment schedules）（§ 3664（f）参照）を利用することによって、収入の少ない被告人に対して不公平な結果が生ずるのではないかという懸念は払拭されようし、同時に、裕福な被告人に対して被害者が受けた損害すべてに対する一括した被害弁償が命じられるというような不都合も避けることができる<sup>246)</sup>とする。

最後に、同裁判官も、法改正による解決を促している。すなわち、最終的な決定権を有しているのは議会であり、もし、議会が、完全な被害弁償を命ずるという制度を再度採用したいと考えるのであれば、現在の§ 2259の規定内容よりも明確な形で規定することができるし、集合的因果関係の考え方を盛り込むこともできよう、さらには、多数意見が採用した比例分割という考え方はなく、§ 2255を参考にして、最低限の固定弁償額制度（fixed minimum restitution amounts）を採用することもできよう<sup>247)</sup>としている。

## 5. 若干の検討

まず、本判決については、「5対4」で多数意見が導かれているとされている<sup>248)</sup>が、正確には、次のような3つの立場に分かれている。すなわち、①本件のように、児童ポルノ画像が所持されることによって被害を受けた被害者に対しては、制限的な範囲で、被告人の役割と釣り合った額の被害弁償が認められるべきであるとするKennedy裁判官他4名による多数意見の立場と、②現在の被害弁償法においては、被害弁償額を適切に算出するための仕組みがなく、被害者が受けた損害の額については「恣意的な判断」をせざるを得なくなってしまうために、これは認められないとするRoberts首席裁判官他2名の立場と、③被害者に対しては、「被害者が受けたすべての損害」に対する被害弁償が認められるべきであるとするSotomayor裁判官の立場である。

さて、多数意見に対しては、いくつかの批判的な評価がなされている。例えば、多数意見は、金銭的な責任を割り当てるための特別な公式を構築することを拒否し、代わりに、地方裁判所の裁判官に対して検討のための端緒となる僅かばかりの、そして、弁償額の算出にはほとんど役に立たないヒントを与えただけで「最善を尽くす」よう求めている<sup>249)</sup>というのである。言ってみれば、今回の多数意見では、被害者は被告人からどのようにして、どの程度の被害弁償を受けることになるのかについて明確な判断が示されていないということであろう。実際に、多数意見では、「もちろん、被害者はいつの日にか、児童ポルノ画像によって受けた損害のすべてに対して被害弁

償を受けるべきである」とか、被害弁償額は「名ばかりの又は名目的な額になることもない」と明言されている。しかし、被害者が受けるべき適切な被害弁償額がどれくらいなのかということについてはほとんど示されていない<sup>250)</sup>のである。確かに、多数意見によると、§2259の解釈及びその関連で被告人が負うべき被害弁償の範囲については明確にされたといえるかもしれない。しかし、具体的な弁償額の算出については、地方裁判所が日常的に被害弁償の請求に対応しており、また、検察官を通して適切な弁償額を知り得るといったことが強調され、必ずしも明確な基準は判示されないまま、事実審段階の実務にそのまま委ねられてしまった感は否めない。しかし、実際には、事実審裁判所等で言い渡される弁償額は一定しておらず、そのために混乱が生じて、合衆国最高裁判所の判断が求められていたのである。今回の多数意見がこうした期待に沿うものといえるかどうかは疑問である。

そして、多数意見は、被害者に対しては、そのすべての損害に対する被害弁償ではなく、制限的な範囲で被害弁償が認められるべきであり、「如何なる犠牲を払ったとしても」といった文言は付けながらも、「議会は」「被害者に対して完全かつ迅速な被害弁償を約束したわけではない」とまで述べている。しかし、議会の意思は、被害者には、児童ポルノに関連する犯罪によって有罪とされた者から、すべての損害に対して完全な被害弁償を認めるということにあったはずである。とするならば、多数意見の考え方は少なくとも立法趣旨には合致しないのではないと思われる。

また、§2259の解釈についても若干の疑問がある。本件では、1994年に議会が同条を制定した際の立法手続に参加した議員がまとめた法廷助言者による意見書面<sup>251)</sup>が提出されている。同書面では、①本条によって「被害者」としての資格を認められた者に対しては、裁判所は被害弁償を認めなければならず、言ってみれば、「被害者」として認められるだけで、同 (b) (3) (A) から (E) までに規定されている5つの項目について補償を受けるために必要な因果関係が認められる。ただし、6番目の項目は、まだ確定していない、そして、予測することができない可能性のある費用を含めた包括的なカテゴリーを意味している。そこで、議会は、予測することが困難なカテゴリーに含まれる費用についてのみ（強調は筆者）、近接原因の要件を制限的に付加したのである。この趣旨は明白であり、そのまま理解されるべきである。<sup>252)</sup> また、②1994年法の起草段階においては、当初は同条は含まれておらず、別に、特定の性犯罪や家庭内暴力事件における被害弁償について規定した§2248及び§2264が含まれていた。そして、これらの条文では、被害弁償の対象となる項目として、(A) から (E) までの5つの規定があり、そのうちの (C) と (E) (後者は、その後、改正されて、現在は (F) になっている) という2カ所で近接原因の要件が付加されていた。これはつまり、議会としては、特定の項目についてのみ個別に (同) 近接原因の要件を付加するという意図を持っていたことを意味しており、もし、最後の (E) に付加されているこの要件を暗黙のうちに (implicitly) 他のすべての項目にまで適用するという意図を持っていたのであれば、あえて (C) でもこの要件を付加し、二度も盛り込むようなことはしなかったはずである。その後、§2248及び§2264の (C) からは近接原因の要件は削除されているのであるが、§2259というのはこれら2つの条文をモデルとしたものであり、同条が規定される前に2つの条文の (C) から近接原因の要件が削除されていたために、同条にはもともと1カ所でしかこの要件は規定されなかったのである<sup>253)</sup> といったことが指摘されている。こうした§2259の立法の経緯に鑑みるならば、議会は、あえて (F) のみに (同) 近接原因の要件を付加する一方、他の項目にはこれを付加しないという決断をしたと考えられるのである (なお、VIII. 1. 参照)。この点は看過することはできないと思われるが、多数意見ではこうした経緯については特に検討されている様子が見られないのである。

なお、Roberts 首席裁判官による反対意見に関しても、仮に現実的な因果関係を認めることができないということを理由として、あるいは、現行法制度のまま被害者に対して被害弁償を認めてしまうと恣意的なものになってしまうというような理由を挙げてこれを否定するとしても、本件のように、被害者が虐待されている画像を所持することで有罪とされた被告人による被害弁償を否定してしまうのは、やはり § 2259 の立法趣旨とは合致せず、むしろ、その方が不当ではないかと思われる。<sup>254)</sup>

多数意見による限り、Amy や Vicky その他の被害者は完全な被害弁償を受けるまでどれくらい待てばよいのかという疑問が生ずる<sup>255)</sup> のは致し方ないと思われる。しかし、児童ポルノの被害者は、遠い将来の「いつの日にか」ではなく、可能な限り迅速に、有罪を認められた犯罪者から完全な被害弁償を受けることが保障されるべきであろう。<sup>256)</sup> 多数意見のような考え方によって、Amy に代表される児童ポルノの被害者が、児童ポルノ犯罪によって受けた計り知れない害悪から回復する可能性が不当に奪い取られてしまってはならない。<sup>257)</sup>

## 6. 議会におけるその後の対応

最高裁判所による *Paroline* において、児童ポルノとの関連では現在の被害弁償法による限り、被害者に完全な被害弁償を認めることは困難であると指摘され、また、明確に法改正を促す意見もあったことから、合衆国では、その後、18 U.S.C. § 2259 を改正するために、本年の第 113 議会に「2014 年児童ポルノの被害者 Amy 及び Vicky に対する被害者弁償改善法 (Amy and Vicky Child Pornography Victim Restitution Improvement Act of 2014) 案」<sup>258)</sup> が提出されている。

本法案では、まず、近接原因の要件に関する改正が行われようとしていることが注目される。すなわち、被害弁償の対象となる項目として、これまでの (A) から (E) までの 5 項目が明記され (その一部に「生涯に渡る (lifetime)」という文言が付加されている)、これとは別の項において、被害弁償の対象項目を補充する文言の中で近接原因の要件について言及されている (法案 Sec. 3 (1) 参照) のである。そのため、上記 5 項目については近接原因の要件は求められないことが明確にされたといえよう。

次に、被害弁償の仕組みについて場合分けがされ、やや詳細に規定されるようになった。すなわち、被害者が、一人の被告人による児童ポルノに関連した犯罪行為の結果として被害を受けている場合には、裁判所は、被告人が引き起こしたすべての損害を確定して、当該被告人に対して、少なくとも被害者が受けたすべての損害に該当する額の被害弁償を命じなければならない (同 Sec. 3 (3) 参照) と、一方で、被害者が、訴追されている者か有罪判決を受けた者かなどに関係なく、一人以上の者による児童ポルノに関連した犯罪行為の結果として被害を受けている場合には、裁判所は、それら複数の者が引き起こしたすべての損害、又は、それらの者が引き起こしたと合理的に考えられる損害を確定して、以下のうち、被害者の利益になるような形で被害弁償を命じなければならないとされた。すなわち、①被害者が受けたすべての損害に該当する額、又は、②命じられる額が、①の被害者が受けたすべての損害に該当する額に満たない場合には、その額に加え、製造の事案においては少なくとも 25 万ドル、頒布の事案においては同 15 万ドル、所持の事案においては同 2 万 5,000 ドルの被害弁償を命じなければならない (同) ということである。また、弁償額の上限について規定され、被害者が受けたすべての損害を超える額の被害弁償命令を発出することはできない (同) とされた。さらに、被告人相互間の責任の所在と求償権についても規定され、まず、前者については、前述した①の被害弁償命令を受けた被告人は、同様の命令を受けた他のすべての被告人との間で連帯責任を負わなければならない (同) とされた。そして、

後者については、同①の被害弁償命令を受けた被告人や、同②の場合に、法の規定に従って命じられた額に等しい額の、又は、それ以上の額の弁償を行った被告人は、同①の命令を受けた他の被告人に対して求償権を行使することができる（同）旨が規定された。

本法案は、児童ポルノが与える害悪の特質に着目して実用的な手法を取り入れたものであり、①当初の性的虐待から最終的な児童ポルノ画像の所持に至るまで、被害者が長期間に渡って受けるすべての害悪に焦点を当てている、②被害者に対する効果的かつ迅速な被害弁償を目指している、③複数の被告人が同じ被害者に対して害悪を与えている場合には、被告人相互間で被害弁償額を分担することを認めているといったところに特色がある<sup>259)</sup>とされている。

なお、本法案は当初は本年秋にも採決されることが期待されていた<sup>260)</sup>が、現在は委員会における審議が続いている状態にある。<sup>261)</sup>

## 注

- 119) Kaplan, *supra* note 3, at 550-551; Mcleod, *supra* note 4, at 1332-1333; Giannini, *supra* note 65, at 25; Giblin, *supra* note 83, at 1119.
- 120) Jacques, *supra* note 17, at 1188. 例えば、フロリダ南部地区裁判所の場合、*Staples*では命じられているが、*Faxson*では否定されている。また、ノースカロライナ西部地区同でも、*Brunner*では命じられているが、*United States v. Rowe*, Civil No.1: 09cr80, 2010 WL 3522257, at 6 (W.D. N.C. Sept. 7, 2010)では否定されている。
- 121) No. CR-08-0907 DLJ, 2009 WL 2424673, at 7 (N.D. Cal. Aug. 7, 2009).
- 122) No. 1: 09-CR-00476 AWI, 2011 WL 1897781, at 5-6 (E.D. Cal. May 18, 2011). 他に、*United States v. Brown*, Case No. CR 08-01435-RGK, 2009 U.S. Dist. LEXIS 113942, at 1 (C.D. Cal. Oct. 5, 2009) や *United States v. Ferenci*, No. 1: 08-CR-0414 AWI, 2009 WL 2579102, at 6-7 (E.D. Cal. Aug. 19, 2009) 等がある。
- 123) No.09-cr-447 (E.D. Mo. filed Feb. 18, 2010); Reid, *supra* note 45, at 658 and *Ibid.* & note 26.
- 124) 701 F. Supp. 2d 814, 834-835 (W.D. Va. 2010).
- 125) See *Brunner*, 2010 WL 148433, at 1.
- 126) See *Morris*, *supra* note 15, at 409; Jacques, *supra* note 17, at 1187.
- 127) No. 08-CR-711 (GLS), 2010 WL 3033821, at 4 (N.D. N.Y. Jan. 13, 2010).
- 128) 672 F. 3d at 95-100. 本件を判示したこの第1巡回区裁判所は、合衆国の巡回区裁判所の中でも、初めて、児童ポルノの所持という被告人の行為が被害の近接原因になっているということのみならず、地方裁判所によって算出された弁償額が適切であるということまでを明確に肯定した裁判所であるとされる。See O'Roark, Evan M., "First Circuit Upholds Restitution Order without Requiring Evidence of Defendant's Causal Contribution to Victim's Losses—*United States v. Kearney*, 672 F. 3d 81 (1st Cir. 2012)," *Suffolk University Law Review*, Vol. 46, 2013, p. 294. なお、本件については、Giannini, *supra* note 65, at 57-59 も参照。
- 129) *McDaniel*, 631 F. 3d at 1208-1209; Giblin, *supra* note 83, at 1124.
- 130) See O'Roark, *supra* note 128, at 293-294.
- 131) *Hagerman*, 827 F. Supp. 2d at 117-124 も、①被害者が当該被告人と接触したことがないとしても、また、当該被告人の行為を認識していないとしても、身元の分からない第三者が画像をダウンロードし続けていることを認識していたということを被害者が証明すれば、近接原因を認めることはできる、② § 2259 に関して、被害者は被告人の行為について認識している必要があるというように解釈することは、救済の付与を困難なものにしてしまうことになるなどとしており、これは、被害者が被告人の行為について認識していない場合であったとしても、被害弁償が認められる可能性を残したものと評価されている。See *Sheldon-Sherman*, *supra* note 80, at 251 & note 216. 他に、*United States v. Thompson*, No. 5: 08CR53-RLV, 2011 WL 3438864, at 3 (W.D. N.C. Aug. 5, 2011) も、画像がインターネット上で増えていることを被害者が認識することによって、近接原因の要件は満たされるとしている。

- 132) 2010 WL 148433, at 2.
- 133) ただし, DiBari, *supra* note 5, at 312 & note 106 は, この報告書と同じものが, 別の被告人に対する訴訟でも度々証拠として提出されていることから, これは特定の被告人の行為に特に焦点を当てたものであるということとはできないとする.
- 134) Giblin, *supra* note 83, at 1125-1126.
- 135) 707 F. Supp. 2d at 613-614.
- 136) 2010 WL 3033821, at 5-7.
- 137) 2010 WL 148433, at 2.
- 138) 2009 WL 4110260, at 4.
- 139) *See Paroline*, 672 F. Supp. 2d at 791-793; *Berk*, 666 F. Supp. 2d at 186 and 192-193; *Simon*, 2009 WL 2424673, at 7. なお, 児童ポルノ所持の事例においては, 被害者に生じた被害のうち被告人の責めに帰すことができるのはどの範囲までなのかを明確にすることは困難であり, このことによって, 裁判所は近接原因の要件が満たされていないと判断する傾向があるともいわれる. *See Sheldon-Sherman*, *supra* note 80, at 261.
- 140) *See Paroline*, 672 F. Supp. 2d at 791.
- 141) 643 F. 3d at 1263-1265.
- 142) 656 F. 3d at 155.
- 143) 672 F. Supp. 2d at 791-793.
- 144) 2009 WL 4928050, at 4-5.
- 145) *See Giannini*, *supra* note 67, at 1742 and 1764; *Sheldon-Sherman*, *supra* note 80, at 247; *O'Roark*, *supra* note 128, at 291-292.
- 146) 666 F. Supp. 2d at 190-193.
- 147) もっとも, *Ibid.* at 192は, 被告人の行為に起因して, さらに別のカウンセリングを受けざるを得なくなったということを示す証拠があれば, 被害弁償を認めることもできたであろうとも指摘する.
- 148) 689 F. Supp. 2d at 1356-1357.
- 149) *United States v. Plachy*, No. 4: 12CR3049, 2013 WL 1914613, at 12 (D. Neb. May 8, 2013) も, 被害者が精神的な被害を受けていることは認めながらも, これについては, 無数に存在する他の者にも責任が認められるべきであるとして, 被害弁償を否定している.
- 150) Giblin, *supra* note 83, at 1131-1132.
- 151) 684 F. 3d at 459-460.
- 152) 他に, *United States v. Veazie*, No. 2: 11-cr-00202-GZS, 2012 WL 1430540, at 3-7 (D. Me. Apr. 25, 2012) も, 近接原因の存在は認めながらも, 弁償額を合理的に算出する証拠が不十分であるなどとして, 被害弁償を否定している.
- 153) そこで, *Rothman*, *supra* note 25, at 356は, このような現状に鑑みると, 議会は, その意思として, 近接原因の証明は被害弁償を主張するための要件ではないということを明確にすべきであるとする. 近接原因の要件については, 今回参考にした文献においても様々な評価がなされている. 例えば, DiBari, *supra* note 5, at 307 は, これは, 種々の裁判所によって色々な形で定義されている, 内容も区々な理解しづらい法的概念であるとする. また, *Morris*, *supra* note 15, at 410も, これは, ①そもそも児童ポルノとは全く異なった法分野において発展してきたものであり, 児童ポルノとの関係においては不適切な要件となっている, ②不法行為法の分野においてさえ, その理解の仕方に混乱や誤解が生じているということから, それほど重視されなくなっているとする. 一方で, *Cassell*, *supra* note 1, at 64は, 被害者が受けた被害について, 誰が, どの程度, 責任を負っているのかを認定するという点で, 近接原因の要件というのは大きな意味を持っているとする.
- 154) *Giannini*, *supra* note 67, at 1734-1735.
- 155) *See Hughey v. United States*, 495 U.S. 411, 412-413 (1990); *United States v. Tencer*, 107 F. 3d 1120, 1135-1136 (5th Cir. 1997). この点, *In re Amy Unknown*において, 第5巡回区裁判所も, § 2259 では近接原因の要件は求められていないとしながらも, すべての項目について不要としているのではなく, 最後の (F) については求められるとしている (本文VI. 3. 参照).

- 156) See Rothman, *supra* note 25, at 355.
- 157) Joffee, *supra* note 11, at 218.
- 158) Rothman, *supra* note 25, at 355.
- 159) See Joffee, *supra* note 11, at 219.
- 160) Reiss, *supra* note at 9, 1637-1638.
- 161) Cassell, *supra* note 1, at 86-88.
- 162) *Ibid.* at 89.
- 163) See Joffee, *supra* note 11, at 220-221. Boe, *supra* note 41, at 220-221 も、議会が (A) から (E) には近接原因に関する文言を盛り込まない一方、(F) には明確に盛り込むというように異なった形で規定しているのは、意図するところ、目的があつてのことであると考えられるとする。なお、Cassell, *supra* note 1, at 77-78 and 81-89 は、多くの上訴裁判所が採用している、①申立人は § 2259 にいう被害者であり、②被告人の行為は被害の近接原因になっているという2点の証明を求めるといふ基準とは異なり、条文の構造や議会の意思等を根拠として、申立人が自らが被害者であるということを実証すれば、被害弁償は認められるという、「一段階のみの因果関係基準 (single-step causation standard)」を提示しながらも、同時に、*Ibid.* at 81 は、§ 2259 では、(F) のみに近接原因の要件が求められていることは認めている (その上で、Amy にしろ Vicky にしろ共に (F) を対象とした被害弁償は求めていないとする)。
- 164) DiBari, *supra* note 5, at 311. また、O'Roark, *supra* note 128, at 296 も、*Kearney* を取り上げ、本件によって、近接原因に関する伝統的な理解が放棄されたのみならず、推測に基づいて被害弁償が命じられることになったとする。
- 165) DiBari, *supra* note 5, at 312.
- 166) *Ibid.*; O'Roark, *supra* note 128, at 294. なお、本文 VI. 3. 参照。
- 167) DiBari, *supra* note 5, at 313.
- 168) *Ibid.* at 313-314.
- 169) *Paroline*, 672 F. Supp. 2d at 791. なお、*Black's Law Dictionary* (9th ed.), 2009, p. 250 参照。
- 170) DiBari, *supra* note 5, at 316-317.
- 171) *Ibid.* at 318; Giblin, *supra* note 83, at 1124.
- 172) See Lewis, *supra* note 5, at 429.
- 173) See Jacques, *supra* note 17, at 1185-1186 and 1187.
- 174) DiBari, *supra* note 5, at 299-300.
- 175) See *Ibid.* at 299. 一方で、Lollar, *supra* note 41, at 366-368 は、児童ポルノによって児童が被害を受けるといふ、これまで *Ferber* 以降の多くの事例で当然と考えられてきた前提そのものに疑問を提起している。
- 176) See Morris, *supra* note 15, at 411; Boe, *supra* note 41, at 223-226; Giblin, *supra* note 83, at 1132-1133.
- 177) *Solsbury*, 727 F. Supp. 2d at 795-796; Giblin, *supra* note 83, at 1124.
- 178) DiBari, *supra* note 5, at 309 and 328. また、Minarcik, Michelle, "The Proper Remedy for Possession of Child Pornography: Shifting from Restitution to a Victims Compensation Program," *New York Law School Law Review*, Vol. 57, 2012/13, p. 951 は、同じ児童ポルノの画像を所持していても、法域によって被害弁償が命じられたり、否定されたりするというのでは、行為者にはどのような場合に被害弁償が命じられるのかが事前に判断できず、被害弁償に認められているとされる犯罪抑止の機能は働かないとする。
- 179) DiBari, *supra* note 5, at 328.
- 180) Giannini, *supra* note 65, at 30.
- 181) See DiBari, *supra* note 5, at 327 and 329.
- 182) この点について検討するためには、§ 2259 に基づく被害弁償が刑罰であるという前提に立つ必要があると考えられるが、被害弁償は実際に被告人に対する刑罰の一部を構成しているものであり、刑罰としての側面があるという理解は必ずしも誤りではないと思われる。See *Ibid.* at 325. 一方で、*In re Amy Unknown*, 701 F. 3d at 771-772 は、被害弁償の目的は被害者を救済することにあり、犯罪者を処罰することではないから、同修正が禁止の対象としている刑罰には該当しないとする。
- 183) *Van Brackle*, 2009 WL 4928050, at 3 and 5, *Paroline*, 672 F. Supp. 2d at 788-789; DiBari, *supra* note 5, at

- 324 and 327.
- 184) 146 F. 3d 1141, 1144-1147 (9th Cir. 1998).
- 185) 707 F. Supp. 2d at 616.
- 186) *See Reid, supra* note 45, at 660-661. なお、複数の事例において、具体的な事情は類似しているにも拘らず、一方の被告人は高額な被害弁償を命じられるが、他方の被告人は被害弁償を命じられないというのであれば、この点も問題となろう。
- 187) *Joffee, supra* note 11, at 203; *Rothman, supra* note 25, at 339; *Schwartz, supra* note 56, at A19.
- 188) *Joffee, supra* note 11, at 203; *Giblin, supra* note 83, at 1140.
- 189) *Sheldon-Sherman, supra* note 80, at 276.
- 190) *O'Roark, supra* note 128, at 296.
- 191) *Cassell, supra* note 1, at 82. 続けて、*Ibid.* at 85 は、§ 2259 の文脈や構造を悉に検討すれば、*Porto Rico Railway* が採用した考え方——ここでは「連続限定詞規準 ('series-qualifier' canon)」とされている——は「直前例示の原則」に優先されるべきであるとする。
- 192) *See Reid, supra* note 45, at 673-674.
- 193) なお、本文 VI. 3. でも触れたように、§ 2259 (b)(3) の解釈としては、すべての項目について近接原因の要件が求められていると解釈するのが多くの裁判所の立場であるといえる。ただし、そうであるとしても、この点は、被害弁償を命じられた被告人が、同様に被害に責任を負っている他の被告人に対して求償権 (right to contribution) を行使し得るかどうかという別の問題とも関連している。 *See Hornok, Jonathan R., "A Right to Contribution and Federal Restitution Orders," Utah Law Review, Vol. 2013, 2013, pp. 667-668.* というのは、求償権を行使して責任を分担することを認めないとしたならば、特定の被告人に対して巨額の被害弁償が命じられることになってしまう可能性を考えて、裁判所は近接原因の要件が幅広く適用されるように緩やかに解釈して、被告人の責任を制限する方向に傾きがちだからである。 *See Ibid.* at 669. そこで、*Ibid.* at 662 は、裁判所は、§ 2259 及び § 3664 に関して、被告人が求償権を行使することを認めるべきであるとする。こうすることによって、被害者はより迅速に被害弁償を受けることが、被告人の間では適切に責任を分担することが保障されるようになるというのである。
- 194) *See United States v. Chow, 760 F. Supp. 2d 335, 344-345 (S.D. N.Y. 2010); Burgess, 684 F. 3d at 460; Kennedy, 643 F. 3d 1266.* *Giannini, supra* note 67, at 1730 and 1734 も、裁判所の判断が二分しているというのは、正に被害弁償は児童ポルノの被害者に対して救済を付与するための適切な手段とはなっていないことの現れであるとし、これとは異なった別の救済制度が検討されるべきであるとする。さらに、*Giannini, supra* note 65, at 24, 34 and 70 は、このように裁判所が混乱している原因として、議会が同条を制定する際には、被告人は自らが行った特定の行為の結果として生じた被害についてのみ責任を負うという伝統的な被害弁償の原則を重視する一方、将来に渡っても継続するという児童ポルノ所持の被害者が受ける被害の特質については十分に検討していなかったからではないかと指摘する。その上で、議会は、これまでの被害弁償の枠組みを越えた、児童ポルノ所持の場合に特有の被害の継続性という点に着目した救済方法を考えるべきであるとする。また、*Posner, Eric, The Puzzle of Paying Amy: Congress Has to Fix the Problem with Restitution for Child Pornography Victims That Stumped the Supreme Court, [http://www.slate.com/articles/news\\_and\\_politics/view\\_from\\_chicago/2014/04/the-supreme-court\\_and\\_restitution\\_for\\_child\\_pornography\\_victims\\_like\\_amy.html](http://www.slate.com/articles/news_and_politics/view_from_chicago/2014/04/the-supreme-court_and_restitution_for_child_pornography_victims_like_amy.html) (2014年10月26日.* 以下、同じ) も、本件のような児童ポルノ所持の被害者に対する被害弁償を巡る問題というのは、議会が、「1994年女性に対する暴力法」(1994年法)を制定した際に、被害者が受ける被害については伝統的な考え方、すなわち、一人の犯罪者が直接一人の被害者に与えるものである——これは、児童ポルノの場合のような集合的な被害 (collective injury) とは異なる——という考え方に立っていたことに起因するものであるとする。なお、現在の § 2259 の改正に関して、例えば、*Joffee, supra* note 11, at 223-224 は、①同 (b)(3)(F) から「犯罪の近接した結果として」という文言を削除し、代わりに「犯罪の結果として」という文言を追加する、あるいは、②同 (F) に、「犯罪の近接した結果として」という文言は (F) のみに適用され、(A) から (E) には適用されない旨の一文を追加するなどの案を提示する。また、*Morris, supra* note 15, at 410-414 も、近接原因の要件は現在の児童ポルノ所持の事案においては削除されるべきであるとする。他に、*Boe, supra* note 41, at 226-227 や *Sheldon-Sherman, supra* note 80, at

276-277も、近接原因の要件に着目した同条の改正を主張する。なお、Lamparello, Adam and Charles E. MacLean, “Paroline, Restitution, and Transferred Scientist: Child Pornography Possessors and Restitution Based on a Commerce Clause-Derived, Aggregate Proximate Cause Theory,” *University of Pennsylvania Journal of Constitutional Law Heightened Scrutiny*, Vol. 16, 2014, p. 48やO’Roark, *supra* note 128, at 296参照。一方で、Weiskittle, *supra* note 27, at 302は、議会は同 (b) (3) を改正して、「本条において、『被害者が受けたすべての損害』という文言は、有罪が認められた被告人の行為によって近接して引き起こされ、被害者が負ったすべての損失を含む」という文言を挿入し、近接原因の要件が必要であることを明確にすべきであるとする。同条の改正については、本文補遺6. も参照。

195) *See In re Amy Unknown*, 636 F. 3d at 201.

196) *See Hornok, supra* note 193, at 678. なお、近時は、§ 2259に基づいた被害弁償を否定されたり、十分な補償を認められなかった場合であっても、§ 3771 (d) (3) に規定されている職務執行状 (writ of mandamus: WM) による救済を求めて申立てを行う被害者がおり、これを認める裁判所が増えているということである。*See Asner, Marcus A. and Gillian L. Thompson, “Restitution from the Victim’s Perspective—Recent Developments and Future Trends,” Federal Sentencing Reporter*, Vol. 26, 2013, p. 63. 本文で触れた *Monzel*, 641 F. 3d 528や *In re Amy*, 710 F. 3d 985 (9th Cir. 2013) は、このケースに属するものである。

(以下、補遺分)

197) 134 S. Ct. 1710 (2014). *See* “United States Supreme Court Cases: Defendant Owes Restitution to Child Pornography Victim Only to Extent That He Proximately Caused Her Losses. *Paroline v. U.S.*,” 134 S. Ct. 1710 (2014) [CLD § 38: 46],” *Criminal Law Bulletin*, Vol. 50, 2014, p. 989. また、本判決について伝える邦文記事として、井樋三枝子「短信【アメリカ】インターネット上の児童ポルノ被害の賠償に関する最高裁判決」『外国の立法 立法情報・翻訳・解説』260-1号(2014年)25頁参照。

198) 本件の簡単な経過に関しては、Paulose, Rachel K., “What Nexus between the Defendant’s Acts and the Victim’s Harm Must the Government Show in a Child Pornography Restitution Case?,” *Preview of United States Supreme Court Cases*, Vol. 41, 2014, pp. 150-155やGiannini, *supra* note 65, at 46-51でも紹介されている。

199) *Paroline*, 134 S. Ct. at 1716-1718. また、Liptak, Adam, “Justices Rule Child Pornography Restitution Is Too High,” *The New York Times*, April 24, 2014, at A21 参照。

200) *Paroline*, 672 F. Supp. 2d at 791-793. なお、本文VI. 3. 及びVII. 3. 参照。

201) *In re Amy*, 591 F. 3d at 795.

202) *In re Amy Unknown*, 636 F. 3d at 201-202.

203) *In re Amy Unknown*, 701 F. 3d at 772-774. なお、本文VI. 3. 参照。

204) *Paroline*, 134 S. Ct. at 1719 and 1721.

205) *Ibid.* at 1720.

206) *Ibid.* at 1720-1722.

207) *Ibid.* at 1721.

208) *Ibid.*

209) *Ibid.* at 1722-1723.

210) *Ibid.* at 1723.

211) *Ibid.* at 1723-1724.

212) *Ibid.* at 1724.

213) *Ibid.* at 1725.

214) *Ibid.* at 1725-1726.

215) *Ibid.* at 1726.

216) *Ibid.*

217) *Ibid.* at 1726-1727.

218) *Ibid.* at 1727.

- 219) *Ibid.*
- 220) *Ibid.* at 1728.
- 221) ここでいう要素というのは、例えば、①被害者が受けた損害の一因になっていると判断された、これまでの被告人の数、②被告人は初回の画像の製造に何らかの関係を有していたのか、③被告人は被害者の画像を何枚所持していたのかといったことである。 *See Ibid.*
- 222) *Ibid.*
- 223) *Ibid.* at 1728-1729.
- 224) *Ibid.* at 1729.
- 225) *Ibid.*
- 226) *Ibid.*
- 227) *Ibid.* at 1730 (Roberts, C. J., dissenting).
- 228) *Ibid.* at 1731.
- 229) *Ibid.*
- 230) *Ibid.* at 1732.
- 231) *Ibid.* at 1732-1733.
- 232) *Ibid.* at 1733-1734.
- 233) *Ibid.* at 1734.
- 234) *Ibid.* at 1734-1735. また、Richey, Warren, “US Supreme Court Limits Restitution Payments to Child Pornography Victims; The Supreme Court Said Federal Law Does Not Require a Defendant to Pay the Entire Amount of a Multimillion-Dollar Restitution Award Owed to a Child Pornography Victim Whose Abuse Is Depicted in Images Widely Distributed on the Internet,” *The Christian Science Monitor*, April 23, 2014, at USA 参照.
- 235) *Paroline*, 134 S. Ct. at 1735 (Sotomayor, J., dissenting).
- 236) また、反対意見の末尾では、多数意見が、地方裁判所によって「名ばかりの又は名目的な額」の被害弁償命令が発出される可能性を明確に拒否していることについても肯定的に評価している。 *See Ibid.* at 1743-1744.
- 237) *Ibid.* at 1735.
- 238) *Ibid.* at 1735-1736.
- 239) *Ibid.* at 1736.
- 240) *Ibid.*
- 241) *Ibid.* at 1737-1738.
- 242) ただし、多数意見の中ではこの文言自体は用いられてはいない。
- 243) *Ibid.* at 1739-1740.
- 244) *Ibid.* at 1740.
- 245) *Ibid.* at 1741.
- 246) *Ibid.* at 1742-1743.
- 247) *Ibid.* at 1744.
- 248) Barnes, Robert, “Court Limits Payment in Child Porn Case,” *The Washington Post*, April 24, 2014, at A04; Wolf, Richard, “Justices Limit Restitution to Victims of Child Porn; 5-4 Ruling Says Users Must Pay ‘Fair Share,’” *USA Today*, April 24, 2014, at 4A; Denniston, Lyle, *Opinion Analysis: Dividing the Duty to Pay for Child Porn*, SCOTUSBLOG (Apr. 23, 2014, 12:07PM), <http://www.scotusblog.com/2014/04/opinion-analysis-dividing-the-duty-to-pay-for-child-porn/> (同)、井樋、前掲注197) 記事 (2014年)、25頁。
- 249) *See* “Courts Struggle with Child Pornography Restitution Following Supreme Court Ruling,” *Prison Legal News*, Vol. 25, No. 9, 2014, p. 46; Denniston, *supra* note 248.
- 250) Cassell, Paul, “The Supreme Court Promises Child Pornography Victims Full Restitution ‘Someday.’ How Long Is That?,” *The Washington Post*, April 23, 2014, <http://www.washingtonpost.com/news/volokh-conspiracy/wp/2014/04/23/the-supreme-court-promises-child-pornography-victims-full-restitution-someday-how-long-is-that/> (同)。

- 251) Brief for United States Senators Orrin G. Hatch, Dianne Feinstein, Charles E. Grassley, Edward J. Markey, John McCain, Patty Murray, and Charles E. Schumer as Amici Curiae in Support of Amy Unknown, *Paroline v. United States*, No. 12-8561 (Nov. 20, 2013), 2013 WL 6156513.
- 252) *Ibid.* at 2-3 and 4-5.
- 253) *Ibid.* at 3 and 7-9.
- 254) See Denniston, Lyle, *Argument Preview: Paying a Price for Child Porn*, SCOTUSBLOG (Jan. 21, 2014, 4:49PM), <http://www.scotusblog.com/2014/01/argument-preview-paying-a-price-for-child-porn/> (同).
- 255) See Cassell, *supra* note 250.
- 256) *Ibid.*
- 257) See *Paroline*, 134 S. Ct. at 1744 (Sotomayor, J., dissenting).
- 258) S. 2301 (May 7, 2014); H.R. 4981 (June 26, 2014). 本法案に対しては、党派を超えて100人以上の議員が賛意を示し、また、NCMEC等の団体による支持も集まっているということである。See Marsh, James R., *Congress Proposes to Fix Restitution for Child Pornography Victims*, [http://www.huffingtonpost.com/james-r-marsh/congress-proposes-to-fix\\_b\\_5619206.html](http://www.huffingtonpost.com/james-r-marsh/congress-proposes-to-fix_b_5619206.html) (同)。
- 259) See *Ibid.* ③の点については、児童ポルノに関連した被害弁償法制に求償権という形で連帯責任の概念を持ち込むことで、*Paroline*の多数意見や反対意見の中で言及された問題を解決することができると考えられたからであると思われる。See Marsh, James R., *How and Why Congress Must Fix Restitution for Victims of Child Pornography*, [http://www.huffingtonpost.com/james-r-marsh/how-and-why-congress-must\\_b\\_5270409.html](http://www.huffingtonpost.com/james-r-marsh/how-and-why-congress-must_b_5270409.html) (同)。
- 260) Marsh, *supra* note 258.
- 261) その後、2015年1月28日、第114議会に本法案と同じ内容の「Amy and Vicky Child Pornography Victim Restitution Improvement Act of 2015」(S. 295 (Jan. 28, 2015); H.R. 595 (Jan. 28, 2015))が提出され、一部が修正された後、2月11日に上院を通過し、翌12日には下院に送付されている。

研究ノート

一般の人たちが地域で歴史を書くとき  
——沖縄県の「字誌」編集者へのインタビュー——

高 田 知 和

**How the Local Residents Describe Their Local History?: The Interview of the Editor of *Azashi* in Okinawa Prefecture**

TAKADA, Tomokazu

Abstract

The aim of this paper is to clarify how the local residents experience and describe the history of their local community. In this endeavor, we focus on the *Azashi*, the book of local history edited in the community in Okinawa prefecture. We clarified the method and theory of writing *Azashi* by conducting the interview of the editor of *Azashi*, who wrote the history of Tokeshi district in Yomitan village. We found a crucial gap between the descriptions of local history written by the local residents and by the professional historians; i.e., there were much more diversity in the contexts of historical description in local residents. These findings stressed the importance of re-examining historical context (historical consciousness) in the present day. Further reviewing of the books of local history including *Azashi* should cast more light on this issue.

*Keywords:* CHIIKI-SHISHI (BOOK of LOCAL HISTORY), AZASHI, JICHITAI-SHI, HISTORICAL CONSCIOUSNESS

## 目 次

1. はじめに
2. 自治体史から地域史誌へ
3. 地域史誌を編集する——ある字誌編集者へのインタビュー——
4. 今後の課題

### 1. はじめに

本稿は、表題の示す如く、地域社会で暮らしている一般の人たちが自分たちの地域の歴史を書くとき、具体的にどうしているのかを紹介するものである。素材は沖縄県で広く編纂されているいわゆる「字誌」であり、同県の一地区で「字誌」を編纂したときの中心人物へのインタビューを検討する。

沖縄県に在住して「字誌」について調べて来た中村誠司によれば、「字誌」とは「小さな地域社会（沖縄でいうシマ社会＝字＝行政区＝部落）が主体となって、つまり字の公的事業としてとりくむ地域の記録（史誌）づくり。「住民による住民のための地域史誌」のことである（中村、1995、45頁）。「字誌」というこの呼び名は沖縄県独特のものであるが、しかしこの定義に従えば、中村自身も指摘しているように、「字誌」はなにも沖縄県だけのものではないことになる（中村、2000、91頁）。事実、一般の人たちが自分の暮らす地域の歴史を綴ったこの種の本は、これまで郷土史などの名称で全国どこでも作られてきた。この点に着目して、筆者は「字誌」という語を用いると、どうしても沖縄県のイメージに引きずられてしまうため、別に「大字誌」という語を用いて、全国の動向（といっても主に近畿以东と沖縄県）について明らかにしたことがある（高田、2015a、65-82頁）。呼び方は違っていても、こうした刊行物の共通するところは、①「狭い地域社会」の、②「歴史」を、③「専門家ではない一般の人たち」がまとめている点にある。歴史学専攻ではなく社会学専攻である筆者が、こうした地域史誌に注目することにはそれなりの理由があつてのことだが、具体的にインタビューを紹介していく前に、まずこの課題の意義について簡単に説明しておきたい。

### 2. 自治体史から地域史誌へ

筆者は、地域の歴史がどのように書かれてきたかということに、これまで関心を持って調べて来た。その際、最初は市町村史など、いわゆる自治体史を研究対象にした。というのは、筆者自身が2000年前後に関東近県のある市史編纂に参加した時に、このように大部であるばかりか内容も高度な市史をいったい誰が読むのか、市史自体を当該自治体の市民はどのように認知しているのか、いや、そもそも自治体史とは何なのかということに疑問を感じたからであった。その後、各地の自治体史を具体的に調べていくなかで、自治体史には次のような課題があることを認識して、幾つか論考を明らかにした（高田、2005、2009、2010など）。

自治体史を作るにあたっては、今日では多くの場合、専門家である歴史家を中心にして編纂委員会を組織して作るようになっている。その際、当然ながら歴史家たちにとってはどのような歴史を叙述するかが大きな課題となる。近年では、従来の政治史・経済史中心の歴史から社会史的

な叙述が多くなっており、なかでもこれまでの通史からは抜け落ちていた人たちの歴史も、意識的に書かれるようになった。しかし自治体史の場合、そうした歴史の叙述の仕方とは別に、本来であれば自治体史と市民との関係性も問われなければならない。なぜなら、自治体史は公費で作られるのであるから、小なりとはいえ公共事業である。したがって、せつかく公費で作ったのに、市民の誰も読まないし利用しないというのでは本来何にもならない。そのため、自治体史と市民との関係性を問うことも、大きな課題の筈なのである。

そして、実際に自治体史を編纂している歴史家たちにとっても、この課題はある程度自覚されてきた。つまり、これまでの自治体史が、地元住民たちからいわば遊離したものになってしまっていたことへの批判と反省から、幾つかの試みがなされるようになったのである。そうした動きは、具体的には市民とともに作る自治体史や、市民が要望するかたちに沿った自治体史を作ろうという努力となって表われており、例としては（時期はややずれるが）千葉県我孫子市、<sup>1)</sup> 埼玉県草加市、<sup>2)</sup> 兵庫県尼崎市、<sup>3)</sup> 兵庫県香寺町（現姫路市香寺町）<sup>4)</sup> などが挙げられる。また沖縄県では名護市、那覇市、糸満市、石垣市、竹富町、読谷村などのように、何十年にも渡って編纂事業を続けているところもあり、そのなかで地区の全戸を調査対象にした戦災実態調査を行うなど、市民に還元し得る成果を出して来た。<sup>5)</sup>

ただ筆者には、自治体史の編纂にあたって歴史家たちがどんなに努力をしても、市民との距離を縮めるには限界があるように思われる。というのは、一つには自治体の範囲がそもそも広すぎるからである。現在の自治体では、同じ管内に住んでいても知らない場所が大半であり、恐らくそうした知らない土地の歴史が書かれていても、住民たちにとってはピンと来ないであろう。また「平成の大合併」でさらに広域になった自治体の歴史を、一つの歴史書でまとめていくのも地域史として限界がある。

しかし筆者は、より根本的に、自治体史を書く専門家たる歴史家と、非専門家とはいいいながらその地に暮らしている地域住民との違いが大きいとも考えている。つまり、その地に住んでいないのに専門家として歴史編纂を委嘱された歴史家が書こうとする歴史と、たとえ歴史学的なトレーニングを受けていなくても住民たちが日々実感している歴史とは、おのずから異なってくるだろうからである。

実は、もともと地域の歴史をまとめたという動機からして、両者では違っている。歴史家がある地域を調べるのは、多くの場合、そこが歴史学というディシプリンのなかで、重要な意義や特色を持っているからである（もちろん、これは筆者が専攻する社会学でも変わらない。例えば、近年の社会学では東日本大震災の被災地を調査する研究者が非常に多いが、それはそうした被災地研究が、現代社会や研究史全体のなかで重要な意義と特色を持つと考えるからであることは間違いない）。だが、その地区の住民たちが地域史をまとめた다고考えるのは、研究上有意義だからではない。それは、単純に自分たちの地域の歴史を知りたいという気持ちからのこともあれば、地域づくりの基盤としてまず歴史を明らかにしておきたいということもある。また、今、記録しておかなければ分からなくなってしまうからという動機もある。このように、地域の歴史を編纂するにあたっては、専門家と非専門家、地域住民とそうでない人では、最初から違っているのである。<sup>6)</sup>

この違いに関連して、かつて信濃史学会で活躍した郷土史家の一志茂樹が、いわゆる地方史研究には、「学者が一つのテーマ研究をするために、問題意識をもって、その研究を進むべく地方へ出て必要とする文献史料を集め、その史料を駆使し、その上につかかって研究を展開する」場合と、「地方における在地研究者」が、「一地方なり一地域社会なりの実態とか、性格とか、ありかた

とかを研究する」場合では、大きく異なっていると指摘していたことが思い出されよう（一志、1976、38頁）。この場合、明らかに一志は、前者を東京などの都市部の大学で歴史的トレーニングを受けた専門家としての歴史家、後者を地元で地域史を調べている郷土史家たちを想定して論じている。この指摘は非常に重要であり、かつ筆者自身でも別稿を立ててこの論点については詳しく論じたいと考えているが、本稿に限って言えば、後者で一志が郷土史家を念頭に置いていた点にはいささか不満が残る。

というのは、筆者としてはさらに一歩進んで、郷土史家ですらない、一般の人たちが編纂する地域史誌に着目しているからであり、それが冒頭に述べた「字誌」「大字誌」などになるからである。

これらの地域史誌は、先に見た沖縄県以外でも、北海道、山形県、新潟県、長野県、福井県、滋賀県、兵庫県などで盛んに作られてきた（高田、2015b、12-13頁）。またここに名前を挙げた以外の各都府県でも、恐らく筆者の知らないだけで夥しい数が編まれてきたと思われる。

ところで別のところでも述べたことだが、こうした地域史誌についての先行研究は少なく、そのほとんどは沖縄県の「字誌」に限られてきた（高田、2015a、66頁）。それは具体的には中村誠司と末本誠によるものであり、前者は沖縄県内で「字誌」がどのくらい編纂されてきたのか、それはどのようにして作られてきたのかという研究<sup>7)</sup>、後者は社会教育の立場からのものであり、「字誌」の編纂が地域の社会教育とどのように関係づけることが出来るかを、現場での聞き取りを通じて明らかにした研究であった（末本、2013）。

これらに対して、筆者はやや異なる視角から、地域史誌を検討したいと考えている。それは「地域の歴史は誰が書くのか」という問いかけからである。この問いかけについては、筆者は不完全ながらもこれまで各地で地域史誌を調べ、その編纂者にインタビューを行ってきたが、本稿では、上記二者と同じく沖縄県の「字誌」を素材にして、実際の地域史誌編纂者のインタビューを紹介していくことにしたい。

具体的には同県読谷村渡慶次区を取り上げるが、これは、同地区が比較的近年に「字誌」をまとめたこと、その「字誌」は上下二巻に渡っているうえに、DVDの製作や区のウェブサイト上で「字誌」を公開するなど先進性も有していること、これが初めての「字誌」編纂ではなくて二度目の編纂であること、渡慶次区を含めた読谷村では各区の諸活動が非常に活発であることなどのため、事例の紹介として堪えられるだろうと考えたからである。ただし、「字誌」の作り方は非常に多様であり、場所によってそれぞれ異なっている。したがって、渡慶次区の事例が沖縄県の「字誌」編纂の代表例とか典型という意味で提示するのでは決してないことは、あらかじめ記しておきたい。

なお、同県名護市では、前掲の中村誠司が中心になって既に1991年に『字誌づくり入門』を出し、「字誌」を作る際の手順などについてイラスト入りでわかり易く説明している（名護市史編さん室、1991）。<sup>8)</sup> 本稿で紹介するのは、いわば同書で書かれていた「字誌づくり」の具体的な事例であり、「地域の歴史は誰が書くのか」を考えるための素材である（以下では煩雑を避けるため、「字誌」「大字誌」「地域史誌」のカッコをはずす）。

### 3. 地域史誌を編集する——ある字誌編集者へのインタビュー——<sup>9)</sup>

#### 3.1 沖縄県読谷村渡慶次区

本稿で見えていくのは、読谷村渡慶次区で『続 渡慶次の歩み（上・下）』を、2000年に刊行した際

に編集委員長を務めたY氏からの聞き取りの記録である。

沖縄県読谷村は、本島中部の西海岸にある。村とはいえ、同村は人口が4万人を超えており、2015年10月時点で日本国内で最も多くの人口を有する村となっている（読谷村公式サイトによれば、2016年1月末現在で、40,740人）。

読谷村は、先の大戦時、1945年4月1日に米軍が沖縄本島に上陸した際の上陸地点として知られ、その後の地上戦で文字通り村中を蹂躪された。そのため村民のなかからも多数の犠牲者を出し、助かった者もことごとく避難を余儀なくされ、戦争終結後も米軍によってすぐに村に戻ることが許されなかった。その後、村域に人びとが戻って村を立て直してからも、米軍基地が村の多くの面積を占め、また米軍による事故や事件も少なくなかった。

しかし、1974年に山内徳信が村長に就任して以降、基地用地の返還や文化の育成など強力なむらづくりが推進された。なかでも1975年から始められて毎年11月初旬に催される読谷まつりは、村全域を包み込む一大イベントとして読谷村を象徴するものとなっている。また、伝統工芸品の育成・保護も手厚く行ってきたので、読谷山花織ややちむんの焼き物など、沖縄を代表する工芸文化も育っている。同村では、「読谷村史」の編集も30年以上にわたって継続しており、このことは、先の大戦によって多くを失った村の歴史を再現する作業が行われ続けていることを意味するといつてよい。

読谷村はまた、字誌づくりも盛んである。村内は24の字に分かれているが（このうち横田区は2014年に設立されたばかり）、そのほとんどで既に字誌が作られているか、または現在編集集中である。なかには、一度作られたものの何十年か後に今一度編集しているという地区も幾つかある。ここでみる渡慶次区もその一つである。

渡慶次区は読谷村のなかでも北西部に位置しており、戦前まではもちろん農村地帯であったが、沖縄県内の他の地域と同様に、戦後は軍作業が主な収入源になった。今日では既に軍作業が主な産業ではなくなったが、専業農家もほとんど無くなっており、多くが那覇市などに勤務先を持つ俸給生活を送っている。

先に読谷村がむらづくりに熱心であるといったが、なかでも渡慶次区は地域づくりが盛んなところである。例えば、読谷まつりの少し前の10月中下旬に、毎年渡慶次まつりが開かれており、地区全体の大きなイベントとして、同区を象徴するものとなっている。また、毎年開催される読谷村総合体育大会でも、区を挙げてほとんどの種目に参加して優秀な成績を収めているなど、種々の団体活動も極めて盛んである。<sup>10)</sup>

こうした渡慶次区の字誌の編集者を、筆者は読谷村史編集室の職員（当時）を通じて紹介してもらった。インタビューは渡慶次区公民館で、前後3回にわたって行った。2012年9月6日、2013年8月23日、2015年3月18日である。またそれ以外でも公民館で区長たちから補足的な聞き取りをした。

### 3.2 読谷村渡慶次区の編集委員長へのインタビュー

#### ①1971年刊行の『渡慶次の歩み』

渡慶次区では、1971年に既に一度字誌を刊行していた。『渡慶次の歩み』というタイトルであり、字の公民館建築15周年記念としてのものであった。とはいえ、字誌刊行の要望はそれよりかなり早く、1964年頃には出ていたという（同書287頁の「経過」によると、「一九六四年 この頃より沿革作成の必要性が強調される」とある）。それは、沖縄戦後の復興過程を含めて、公民館建築10周年記念として出そうとの企画であったが、実現できなかった（同じく「経過」では、「沿革編集委

員が纏まらず資料収集が不可能となり、選定された編集委員は自然解散の形となる」とある)。そういう経緯の後に、公民館建築15周年にはぜひということを出されたものであった(「経過」では、「一九六七年 行政委員で沿革編集委員会の再編成が行われる。……公民館十五周年までに完成を見るようにする」と)。

今回の『続 渡慶次の歩み』で編集委員長を務めたY氏によれば、この『渡慶次の歩み』の存在が非常に強くY氏を刺激したということであった。

というのは、同書は非常に貴重な文献・記録であり、字の先輩たちが作っておいてくれたことがとても有難かったのだが、その一方で、字の歴史である以上、このことは書き入れておいて欲しいということが書かれていないものがあつたことと、同書刊行から既に30年以上が経過しているため、その間の変化についても記録として残したいという思いが、Y氏にはあつたからである。また同書の「編集後記」で、「さらに今後何年かの後には秀れた陣容によつて、もつと価値ある渡慶次誌ができることを望んでいる」と書かれていたことも、新たな字誌編集へとY氏を後押しすることになった。

今回のY氏を中心とした字誌の編集では、このようなことから『渡慶次の歩み』の続編という意味で『続渡慶次の歩み』と名づけられた。

## ②編集の契機

今回の字誌づくりの発案者はこのY氏であり、以後の編集もすべてY氏を中心になった。Y氏は1936年に渡慶次区で生まれ、その後も今に至るまでずっと(戦中戦後の一時期を除いて)渡慶次区で暮らして来た元中学校教員である(教頭職だった時、校長試験には通って赴任校も決まっていたが、体調を崩したためにそこで退職されたという)。

字誌を編集したいということを、Y氏はまず区長に話した。そして字の先輩たち4人に話を持って行き、素案を作った。これはいわば準備委員会のようなものであつたが、それほど格式ばつたものではなく、むしろ私的に相談したと言って良いので、委員会というほどのものではなかつた。この4人はいずれも1920年代の生まれで、当時70代から80代であつた。

この後、Y氏は区長を通じて、字誌の件を「行政委員会」に提案した。「行政委員会」は区の審議機関で、毎月1回定例会が開かれており、「行政委員会」にY氏は2～3回呼ばれて説明した。<sup>11)</sup> その際、「字誌は今作らなければならない」という説明の仕方をした。この「行政委員会」で了承されると、次には「総会」の認証を得た。「総会」は世帯主からなる戸主会で、毎年2回開かれ、渡慶次区ではいつも120～130人ほどが出席していた。

字誌編集という案に対して、「行政委員会」でも「総会」でも反対意見はなく、全会一致で認められた。いずれの場合も、「あんたが元気なうちにぜひやってくれ」と、Y氏は激励を受けたということである。

区では、「総会」で認めた後で、字誌編集のために毎年予算を組んだ。それは主に人件費であつた。人件費は後述のように囑託のための給金で、毎月15万円(賞与などはなし)、15万×12ヶ月なので年間で180万円であつた。

人件費以外には、1年目に業務用のパソコンを始め、いろいろな文具購入の必要があつたが、これらは通常の前算の雑費のなかで買われたので、字誌のために雑費を別途予算化したということではなかつた。

(ちなみに字誌編集のための費用として、上記の他に大きいのが印刷・製本費である。これについては、結果的に渡慶次区では、印刷・製本・DVD作成・ウェブサイト上での公開などの諸作業として、一括して某印刷会社に依頼している。

もっとも、読谷村には「ノーベル平和賞を夢見る村民基金」(「ノーベル基金」)という制度があって、申請して認められれば字誌編集に対してそこから助成を受けることができる。これまで幾つかの区で字誌編集のために「ノーベル基金」を受けており、渡慶次区でも申請したところ100万円の助成が認められた(上限が100万円)。これは印刷費としての助成であった。<sup>12)</sup>

Y氏は、こうした経費について、次の点を幾度も強調していた。

渡慶次区には相当の資産がある。区の年間収入を見ても、そうした資産からの収入、すなわち「財政積立基金会計」が50%以上を占めている(「沖縄県読谷村渡慶次 人を思いやる心づくり・むらづくり」より)。こうした資産があることを見越して、Y氏は字誌の編集も提案したのだということであった。

とはいっても、Y氏は渡慶次区に資産があることを自慢しているのではない。そうではなくて、渡慶次区に資産が形成された経緯には、人びとの渡慶次区に対する思い入れの強さ、自ら犠牲を払った人の存在があったことなど、渡慶次のこれまでの成り立ちに感動があることを、むしろ強調したいのである。渡慶次区の資産形成には次のような経緯があったという。

明治期、琉球王国が大日本帝国の沖縄県になって、土地制度の改変も行われた。その際に読谷村域でも山林の解放があり、それらが村内各字に振り分けられた。つまり山林が各字の資産になったのであったが、その後多くの字で財政が苦しくなり、山林を売却してしまった。

渡慶次区でも財政がどんどん苦しくなり、とうとう1920年頃には売却することが決定された。しかし当時の青年会のメンバーがこのことに強く反発し、他に何か良い案があったわけではないのだが、とにかく自分たちの資産を手放すことには大反対だと主張して、売却案を撤回させた。そうした青年たちの意気を感じて、字財政の負債を、ある有力者が肩代わりしたのだという。そうしたわけで山林の資産が渡慶次区には残った。

これが、戦後にアメリカが沖縄を基地化したことで軍用地となり、地代収入が渡慶次区に入ることとなった。そして軍用地の地代はその後上がったため、今では上記のように、かなりの資産が渡慶次区にもたらされることになったのである。

Y氏はこのように述べ、当時の青年会員たちの字を思う心意気や、負債の肩代わりをした有力者を慕っているのである。そして、Y氏の念頭には、この資産があることで財源的には字誌編集の予算化は大丈夫という思いがあったのだということである。

### ③編集の方針

一般に自治体史でもそうだが、地域史誌の編集刊行にあたっては、地域の歴史を書きたい、まとめたいという気持ちが幾ら先走っても、編集のための事務処理が必要であるし、さまざまな資料や情報の整理も必要になる。そのため囑託を頼むことが多々あるので、渡慶次区でも囑託を置くことにした。そして前述のように、そのための人件費を予算に組んだ。囑託は、「パソコンを使うことができ、まとめる力に秀でた人で、月酬15万円」という条件で区内で公募したところ、男2人、女1人の計3人の青年が応募し、面接の結果、Xさん(20代・女)が囑託に選ばれた。

ところでY氏が言うには、「字誌の編集には2つのやり方があると思う」ということである。

1つは、最初に目次を作って、それに見合う必要なもの／不必要なものを取捨選択していくやり方である。しかし渡慶次区ではこの方法は採らず、次の方法を取った。

すなわち、まず編集委員を決めて編集委員会を毎月2～3回の頻度で開いて、6～7ヶ月間くらい検討する。そして、字誌のなかに〇〇を書く／書かないということ話し合い、項目を立てる。そして委員会でも検討して、〇〇は必要／××は不要という議論をした。例えば、「前の字誌になかったのは〇〇だ」ということを列挙したり、「前の字誌から40年近く立ったのでその間のものを

書くことは必要なことだ」といったことなどを議論して、どんな構成にするか、具体的に決めていった。

その際、Y氏は、「何よりもまず地域に何を残しておくべきかを考えよう」ということを念頭に置いていたという。そして結果的には予定よりも1年遅れてしまったが、「50年後、100年後を考えよう」という方針で刊行できたということであった。

#### ④編集の進め方——編集委員会について

字誌編集のためには、その実際の行動部隊というべき編集委員会が必要となる。したがって渡慶次区ではまず編集委員会を組織し、Y氏自身が編集委員長になった。これは、Y氏が字誌編集の発案者だったということに加えて、元教員でいわば区の有識者だったからでもあろう（Y氏は、2015年3月時点では村の老人会長を務めてもいた）。

編集委員会の人選については、Y氏が行ったという。その際、男女比、年齢比も考え、意図的に若い人や女の人にも委員になって貰った。編集委員として8人を選定し、Y氏自身と先に挙げた囑託を合わせて合計10人が、編集委員会のメンバーとなった。当時の年代等は次の通りである。

Y氏——60代（男） 編集委員長

Aさん——60代（男）

Bさん——70代（男）

Cさん——50代（女）

Dさん——50代（女）

Eさん——50代（女）

Fさん——40代（男）

Gさん——20代（男）

Hさん——40代（男）村職員として村史編集の経験あり。

Xさん——20代（女）囑託

このうち、C、D、Eの3人には主に婦人会等をやってもらった。

Gさんはまだ若かったが、「後輩の面倒見が良いし、地域の歴史や文化のことを私によく質問して来たから、そうしたことに興味が有るのだろうと思って声をかけたら、ふたつ返事で喜んで引き受けてくれた」という。

それと実際の編集時に大きな力を発揮したのはHさんで、彼は現に村役場に勤務していて村史編集の経験も知識も豊富で、こうした刊行物の編集のノウハウを熟知していたからであった。囑託のXさんは若いだけにパソコン技術に習熟していて、また非常によく整理・提案をしてくれたので、事務方としてとても助かったという。

このような編集委員会のメンバーについて、Y氏は、「主力は60代、70代だったが、40代のような比較的若い人もおり、また囑託も含めて女の人が4人加わっているなど、バランスが取れたものだったと思う」と評している。

さて実際の編集委員会であるが、地区によっては「毎月第二・第四月曜日」などというように決めるところも少なくないが、渡慶次区では定期的に開くということではなかったという。そのため次回の日程は、そのつど決めていたということである。

また、先にも少し触れたように、目次や章立ては、編集委員会で話し合いながら決めた。そして、「次回までに子ども会についての資料を収集しておこう」とか、「今度は婦人会、老人会について集めよう」というようにテーマを課して、次回までに準備して備えたという。このような方式であったため、目次を作ったのはいちばん最後になった。そして書けるところからどんどん書

いていったところ分量が増え、上下本になってしまった。当初は2冊本にすることは考えておらず、結果的に2冊になったということである。

編集作業はたんと進めていったが、刊行予定が延び、「今年中には何とかまとめないとならない」という年には、編集委員のなかから3人ほど選んで、編集委員長のY氏と合わせて4人くらいの「小委員会」を開いて進めて行った。

また、出来上がった字誌のなかに、誰がどこを書いたかという執筆分担は記載しなかった。字誌や自治体史でも末尾には「執筆分担」欄があって、「第〇章 誰それ」と書かれることが多いのだが、渡慶次区では、「みんなで書いたからそうした「執筆分担」欄は設けなかった」ということである。というのは、編集委員就任時に、例えば「〇〇さんは教育・文化担当」とか「××さんは年中行事」といったように、あらかじめ各自の分担を決めず、編集委員会の議論のなかで執筆分担が図られていったからであった。

なお、実際の執筆には渡慶次小学校百年史とか婦人会何十年史といった、既存の本やパンフレット、『広報よみたん』や『公民館だより』など既刊の刊行物から関連する記事を拾い上げ、それをまとめていった。その際、囑託のXさんがあらかじめ調べて、「〇〇についてはここにこんな資料がありますよ」ということを教えてくれたことが有難かったという。

また、原稿が出来てから後の校正は、先にも少し書いたように村史編集の経験があるHさんと、やはり囑託のXさんが行った。写真や全体のレイアウトは、先の「小委員会」でやったということである。

以上のような字誌編集の取り組みであったが、渡慶次区で特徴的なのは、区民のために「編集だより」を出したことであった。これは現在字誌を編集していることを区民に熟知してもらうために出したもので、区内の全世帯に無料で配布した。毎号の「編集だより」は大変に評判が良く、情報、写真などの収集には大いに役立った。また「これこれのことがあるので、話をぜひ聞きに来てもらいたい」という声も幾度もあり、反響の大きさを思い知ったという。このように、「編集だより」は非常に評判が良かったので、「今思い返しても見事だったと思う」、「区民に「編集だより」を通じて知らせることが出来た意義は大きかった」と、Y氏は語っていた。そして最終的には、「編集だより」自体を記録として残すために字誌のなかにぜひ入れてくれという要望が区民から起こったので、字誌の末尾に附録的に入れたのだが、ページの都合上最終号までは入れることができなかった。

渡慶次区の今一つの特徴は、書籍としての刊行だけでなく、DVDも製作したことと、字のウェブサイトを通じてインターネット上で見られるようにしたことである。こうした試みは沖縄県内の字誌ではほとんど無かったし、同じ読谷村内で同時期に字誌編集を進めていた高志保区や座喜味区でも作っていない。

このうち、DVDの製作は、編集当初から念頭に置かれていた。エイサーや組踊りなどの伝統芸能についてはどうしても写真と文章だけでは限界があり、映像が必要だと考えていたからであり、そうした視覚的なもので伝統芸能などは映像として残したいという動機からのことだった。

他方で、インターネット上での公開については、Y氏は想定していなかったという。これは村史編集の経験が豊かにあったHさんの提案になるものだったということである。ただ実際に字誌が出来上がった後で、インターネット上での字誌を見て、全国からの反響があったということで、このことにはY氏も満足している。

そして、このようにして出来上がった字誌は全部で千部刷った。県内の各公共図書館や小中学校、諸機関に配ったということである。

### ⑤字誌には書かないこと

そもそも字誌の編集をY氏が思いついたことの背景には、次のような経験もあったという。

まだY氏が若かった頃、区の老人会である「渡慶次青洋会」が5年ごとに周年誌を作っていたので、それを手伝ったことがあった。その際、「5年ごとに作るの早い、10年ごとにしましょう」と言った。そうしたら、「あなたは若いから分からないだろうが、10年も経つうちにわれわれ老人は死んでしまう」と老人たちから叱られてしまい、それ以後も「青洋会」では5年ごとに周年誌を作った。

また、区の運動場を1987年に作ったが、これも大変だったという。「運動場のために土地を譲ってくれ」とお願いして幾軒ものお宅に何遍も出掛けて行って断られた先輩たちが多かったが、そうした苦難を経てようやく運動場が出来た時にも、『渡慶次運動広場竣工記念誌』という記念誌を作った。

こうした経験があったので、Y氏は、ぜひ字誌を作りたいと考えていたという。

こうしたY氏は、筆者からのインタビューに先立って、「なぜ地域誌か」という文書をあらかじめ作って来てくれていたが、そこには次のようなことが書かれていた。

- i. 「渡慶次青洋会」の老人たちの話のなかで、「地域」に対する先輩たちの愛着を強く感じた。
- ii. 『渡慶次運動広場竣工記念誌』の冒頭の挨拶のなかで、「渡慶次の歩みのなかでこれほど困難をきわめ、難渋を重ねた事業はほかに例がありません」と書かれていて、「先輩たちの心意気」、「先輩たちの「地域」を愛する気持ちが溢れている」と強く感じた。
- iii. 「先輩たちの足跡をそのまま残していくことが大切と思う。」それに、「こうした地域誌づくりが「地域力」につながって行くのであり、「地域力」は皆で高めていこう」と思った。

Y氏が字誌を提案したのは、以上のようなことが背景としてあったということである。

ただし、「先輩たちの足跡をそのまま残していくことが大切」とはいつても、字誌では何でも書いてよいわけではなく、書けないこともある。『続 渡慶次の歩み』の編集委員会でも、その葛藤と議論があった。Y氏によれば、そうした書けないことは、特に終戦直後に彼らが経験したことに多かったということである。

そうした経験を字誌に書くかどうかについてはY氏も迷ったが、現にある編集委員は書いてきた。これに対して、編集委員会内ではそれを載せるかどうか、かなりの議論となった。それは、こうしたことを書くべきか否かということでもあるが、何か一つ書いたらそうした類いのことはそれこそたくさんあるからで、全部を書き出したら字誌として収拾がつかなくなりかねないからだった。

そのため、さんざん議論をした挙句、結局その編集委員が書いて来た原稿はボツにすることにした。字誌の主旨とは違うという理由からだ。もちろん、委員の中には「1971年に出された『渡慶次の歩み』には過去の困窮の歴史についてはまったく触れられていなかった。だから今回のものには、それを書くことによって我々の生活がいかに困窮していたかを歴史として残すことになる」とはいえ、本当の「生の歴史」として書き残しても良いではないか」という意見もあったが、結局、掲載せずということになった。

書けなかった内容について、筆者は具体的にインタビュー時に聞いている。しかし、書けないこととして字誌にも載せなかったのであるから、本稿でも詳細は書くわけにいかない。が、字誌編集の中心がY氏ではなくて、渡慶次区では暮らしていない専門家たる歴史家が担当していたら、

「たとえ困窮の歴史であったとしても、それは歴史として正確に書き残すべきである、歴史を直視してこそ未来の地域づくりにも役立つのだ」という意見が多くを占めて掲載されるに至ったであろうことは想像に難くない。というのも、ボツになった原稿の内容を聞いてみると、いずれも部外者ならびに専門家から見れば、一種の社会史として貴重な体験談といえるものばかりだからである。しかしY氏としては、「終戦直後の私たちの生活は、衣食住に事欠くような状況の中で、米兵たちに弄ばれていたように思う」と語っており、そうした惨めな思いを記録として子孫に書き残したくないため、字誌への掲載を見合わせたということであった。

このように、字誌の編集には葛藤や議論の分岐もしばしばあったが、最後に筆者が、「そもそも字誌がなぜ沖縄で盛んに作られていると思いますか」と聞くと、Y氏は、「ゆいまーる、ゆいの精神、お互いに助け合うことが根底にある」と答えていた。

#### 4. 今後の課題

前章の沖縄県読谷村渡慶次区の事例から、地域社会で暮らす一般の人たちが編む歴史について、その一端を見ることが出来たと思う。実際の執筆時に、既刊の『広報よみたん』や『公民館だより』などから関連記事を集めてきて、それらをまとめるということからも分かるように、そもそも字誌は必ずしも一次史料に依拠して歴史を書いていくものではない。またそこでは書いて良いことと良くないことを意図的に識別していた。このように、Y氏が語る字誌編集の過程は、専門家である歴史家が叙述する歴史とは異なる面が少なくないのである。

そこで次に、Y氏が語った編集事業から何が言えるのか、また実際に刊行された字誌の内容を具体的に検討していくことで何が言えるのかが課題となる。しかし、本稿は研究ノート、インタビュー紹介という性質上、これらについては論文の形にして改めて別稿で展開することにしたい。そこで、最後にこうした地域史誌について語り得ることの可能性を示唆することで、本稿を閉じることとしたい。

実は、本稿ではこれまで無前提に歴史という語を使ってきたが、Y氏の語りからも分かるように、字誌や大字誌など地域史誌で書かれていることは、厳密にはいわゆる「歴史」だけではない。ここでいう「歴史」とは、出来事(事件)の起こったことを時系列的に書いていくものを想定しているのであるが、地域史誌で書かれていることにはそうした「歴史」だけでなく、むしろ衣食住や寺社、祭りなども含む「民俗・生活」に関する記事も多い。さらに、婦人会や青年団のような地区内の組織や集団の「記録」という側面も持っている。そのため、地域史誌の「まえがき」や「あとがき」では、「当初は地域の歴史を書くことを意識して「〇〇史」というタイトルを想定していたが、書き進めているうちにこれは単なる歴史ではなくてむしろ生活全般を記録したものであるから、「〇〇誌」と、タイトルを変えました」という主旨の文章に出会うことが非常に多い。

これは、出来事(事件)を時系列的に叙述した「歴史」と、そうした「歴史」を取り巻いている「民俗・生活」、さらには種々の「記録」の諸側面が別々に存在しているということではなく、地域で暮らす一般の人たちにとっては、これらを併せ持ったものとして歴史が実感されていることを意味しているからだと思う。つまり、これらすべてが混然一体したものが彼らにとっての歴史なのである。

先に挙げた郷土史家の一志茂樹は、歴史家の家永三郎が、「歴史研究の尊さは時を究明することにある、時を問題にしていないものは歴史研究じゃない」と書いていることを批判し、「人民の歴史には特定の時のないのが普通であり」、「事件でも起こさない限り、限定した時は出てこないの

であります。……坦々とした日が続くわけであります。必ずしも日々好日ではありませんが。その間に時折大きな起伏があるというのが村の生活であります」と語っている（一志, 1976, 20頁）。家永が述べたように、出来事（事件）の時間を確定すること（「時を究明すること」）が、歴史家にとって基本的な重要課題であることはいうまでもない。しかし「村の生活」の歴史を考える場合には、一志が述べるように「特定の時のないのが普通であり」「坦々とした日が続く」ものであることも事実であり、それが先に見た「民俗・生活」に相当するのである。そうであればこそ、地域史誌では出来事（事件）の歴史と、それを取り巻く「民俗・生活」、それに加えて「記録」という要素のすべてを含んで書かれることになるのであり、だから名称も「〇〇史」から「〇〇誌」へと変更される事例が多く見られるのである。

このような点から見て、筆者は、非専門家である一般の人たちが書く地域の歴史が、専門家たる歴史家の描く歴史とどのような点で異っているのかを見据えたうえで、改めて人びとの歴史意識を問う必要があると考えている。<sup>13)</sup>

というのは、歴史家がこれまでまとめてきた史学史では、本稿で検討してきたような地域史誌はもちろんのこと、いわゆる郷土史家たちの業績すら入って来なかったからである。例えば、2003年に刊行されてから10年経った時点でも、「この間これを超える日本近代史学史の通史的研究はでていない」（今井, 2013, 90頁）と高く評価された永原慶二『20世紀日本の歴史学』でも、郷土史家はほとんど出てこない。<sup>14)</sup>ましてや一般の人たちがどのような歴史を描いて来たかはまるで触れられなかった。その意味で、「地域の歴史は誰が書くのか」という問いかけを通じて、一般の人たちが書く歴史について再検討の要を説き、その一例として読谷村渡慶次区の事例を取り上げたのが、本稿であるということができよう。<sup>15)</sup>

また、社会学者の佐藤健二は、歴史学とは異なって、「民俗学や社会学がとらえようとする歴史は、現在の心意や行動のありように、無意識なままに作用している過去の構造である」と指摘している（佐藤, 2011, 22頁）。つまり、ここよりすれば、「構造」としての歴史を検討することが問われているのであるが、地域史誌もこうした指摘に沿うかたちで改めて検討する必要があると思われる。そしてこの点を、今後の筆者の課題として考えていくこととしたい。<sup>16)</sup>

## 付 記

本稿は、平成27～29年度科学研究費補助金基盤研究（C）「地域社会における歴史意識の展開—地域史誌編纂に関する社会学からの検討—」（課題番号15K03861, 研究代表者：高田知和）の研究成果の一部である。

## 謝 辞

本稿作成にあたり、御多忙のなかをインタビューに御協力いただいた読谷村渡慶次区のY氏の他、同区の区長と字誌編纂委員の一人であったH氏には感謝に堪えない。ここに謝意を表したい。

## 注

- 1) 千葉県我孫子市の事例については、高木（1994）、『齊藤博史学集成Ⅱ 地域社会史と庶民金融』（2002）を参照。
- 2) 埼玉県草加市の事例については、前掲『齊藤博史学集成Ⅱ 地域社会史と庶民金融』を参照。
- 3) 兵庫県尼崎市の事例については、辻川（2000, 2010）を参照。
- 4) 兵庫県香寺町（現姫路市香寺町）の事例については、大槻（2006）、大山（2006）を参照。

- 5) 沖縄県内の自治体史編纂については、沖縄県地域史協議会(2011)の他、同協議会が毎年出している『あしびな』各号を参照。
- 6) ヘイドン・ホワイトが「歴史学的過去」と「実用的な過去」とに分けて考察していることがこの点に関連していると思われるが(ヘイドン・ホワイト, 2010, 24-25頁), 筆者自身はホワイトの説を現時点では消化し切れていないので, ここでは指摘のみにとどめておく。
- 7) 中村誠司には「字誌」についての論稿が多数あるが, さしあたり, 中村(1999, 2000, 2005)を参照のこと。
- 8) なお, 前掲中村はこの時期, 「字誌」づくりの推奨のためにさまざまな研修会で啓蒙活動を行っていたと語っている(「沖縄・やんばる40年——地域史づくりに関わって 中村誠司さんを囲む」(2003, 197-198頁)。
- 9) 本章で扱う読谷村渡慶次区では, 編纂という語ではなく, 編集という語を用いていた(編集委員, 編集委員会, 編集委員長など)。そのため, 以下では同区のことを扱う際には, 編纂ではなくて編集という語を用いることにする。
- 10) 渡慶次区の区長はまだ30代前半と若いですが, 渡慶次区内のこのような団体の活動が若い世代にとっても楽しいものであり, 「区の役員になるのが面白いんです」と語っていた(2015年8月5日聞き取り)。
- 11) 「行政委員会」は字の審議機関であり, 2015年8月時点では15名からなっている。この15名はいずれも各種団体長の務めを終えた「有識者たち」だという(2015年8月5日区長からの聞き取り)。
- 12) この部分, つまり雑費と印刷・製本などの費用については, 区長と、『続 渡慶次の歩み』編集委員の一人だったH氏からの聞き取りによる(2015年8月5日, 6日)。
- 13) なお, 歴史の書き手として歴史家以外についても検討する必要性は, 前掲ヘイドン・ホワイトや, ホワイトによる影響もあって成田(2010)や岡本(2013)などでも指摘されている。
- 14) 同書に出てくる郷土史家としては, 一志茂樹(同書, 186頁)と, 必ずしも郷土史家とはいえないが, 民俗学の宮本常一(206-207頁)について触れられている程度である。なお, 永原のようにディシプリンとしての歴史学を対象にした史学史では郷土史家は出てこないが, 民俗学や郷土教育史研究の地平では正面から考察されている。例えば, 伊藤(2004)を参照。
- 15) 越前大野藩の城下町大野の研究者であるドイツ人のマーレス・エーラスは, 本稿とは異なる観点から「地域史は誰のものか」を問題にしている(マーレス・エーラス, 2010, 104-106頁)。また彼女の指摘については, 塚田(2015, 28-30頁)も参照のこと。
- 16) なお, 北海道平取町でアイヌ民族の視点から貝澤正が中心になって作られた地域史誌『二風谷』について検討したものと, 新井(2012)がある。同稿は, 本稿とは異なる視点であるが, 同じように地域史誌のあり方を問うたものといってよい。筆者は, 本稿では沖縄の「字誌」についてしか検討を加えなかったもので, 北海道の地域史誌については別稿として立てて改めて検討したいと考えている。

## 参考文献

- 新井かおり 2012「アイヌの集落が自らの歴史を語り始めること——貝澤正が編集する『二風谷』の到達——」『応用社会学研究』第54号。
- 一志茂樹 1976『地方史の道——日本史考究の更新に關聯して——』信濃史学会。
- 伊藤純郎 2004『柳田国男と信州地方史——「白足袋史学」と「わらじ史学」』刀水書房。
- 今井 修 2013「歴史の思想」『岩波講座 日本の思想 第一巻「日本」と日本思想』岩波書店。
- 大槻 守 2006「住民がつくる地域史の試み:『香寺町史 村の記憶』地域編を編纂して」『歴史科学』第186号。
- 大山喬平 2006「ムラの歴史を考える——香寺町史『村の記憶・地域篇』のこと」『歴史科学』第185号。
- 沖縄県地域史協議会編集・発行 2011『琉球・沖縄の地域史研究——沖縄県地域史協議会の30年——』。
- 2007「沖縄県読谷村渡慶次 人を思いやる心づくり・むらづくり」渡慶次公民館。
- 2003「沖縄・やんばる40年——地域史づくりに関わって 中村誠司さんを囲む」『東アジア社会教育研究』第18号。
- 岡本充弘 2013『開かれた歴史へ——脱構築のかなたにあるもの——』御茶の水書房。
- 2002『齊藤博史学集成Ⅱ 地域社会史と庶民金融』藤原書店。
- 佐藤健二 2011「近代日本民俗学史の構築について／覚書」『国立歴史民俗博物館研究報告』第165集。

- 末本 誠 2013『沖縄のシマ社会の社会教育的アプローチ——暮らしと学び空間のナラティブ——』福村出版.
- 高木繁吉 1994「市民参加の自治体史——我孫子市史の編纂」『岩波講座 日本通史 別巻2』岩波書店.
- 高田知和 2005「『自治体史誌の社会学』序説——地域の歴史を書くこと／読むこと——」『社会学が開く人間科学の地平——人間を考える学問のかたち——』五絃舎.
- 同上 2009「自治体史の社会学——地域の歴史を書く・読む・見る——」『年報社会学論集』第22号
- 同上 2010「マージナルな立場からみた自治体史」『地域史研究』第39巻第2号.
- 同上 2015a「地域で地域の歴史を書く——大字誌論の試み——」野上 元・小林多寿子編著『歴史と向きあう社会学——資料・表象・経験——』ミネルヴァ書房.
- 同上 2015b「地域で地域を書く「大字誌」」『年報 香寺町の歴史』第9号.
- 塚田 孝 2015「地域史認識の深化——大阪歴科協と和泉市史での経験から——」『歴史科学』第220号・221号合併号, 大阪歴史科学協議会.
- 辻川 敦 2000「自治体史編さんの再検討——尼崎の事例から——」『歴史評論』第598号.
- 同上 2010「尼崎市の史料館事業と編集事業」地域史惣寄合呼びかけ人編『第一回地域史惣寄合報告集 地域史の現在』飯田市歴史研究所.
- 渡慶次字誌編集委員会編 2010『続 渡慶次の歩み 上巻・下巻』沖縄県読谷村字渡慶次区 渡慶次公民館.
- 永原慶二 2003『20世紀日本の歴史学』吉川弘文館.
- 中村誠司 1999「沖縄の字誌づくりと地域史研究」『東アジア社会教育研究』第4号.
- 同上 2000「沖縄の字誌づくり」新妻二男・内田 司編著『都市・農村関係の地域社会論——再生産論・生活文化論・自治体論——』創風社.
- 同上 2005「沖縄の字誌づくり——既刊字誌等の目録情報のデータベース化から——」『東アジア社会教育研究』第10号.
- 名護市史編さん室編 1991『字誌づくり入門』名護市教育委員会.
- 成田龍一 2010「三つの「鳥島」——史学史のなかの「民衆史研究」」『思想』第1036号.
- ヘイドン・ホワイト (佐藤啓介訳) 2010「実用的な過去」『思想』第1036号.
- マーレス・エーラス 2010「地域史惣寄合に参加して」『第一回地域史惣寄合報告集 地域史の現在』.
- 山城吾助編 1971『渡慶次の歩み』渡慶次公民館.

研究ノート

e-Learning による反転授業の試み  
——演習（1）のアカデミックスキル教育での適用——

河 村 一 樹

**The Implementation of the Flipped Classroom  
Using an e-Learning System: —Application for  
Academic Skill Education in “Practice (1)”—**

KAWAMURA, Kazuki

Abstract

In the Flipped Classroom, we give a video lecture to students, which they watch as out-of-class preparation by using an e-Learning system called SeLPS (Strategic e-Learning Professional Service), followed by practical exercises in the classroom. This is a new class style that has drawn the attention of educational practitioners. In our university, we have introduced the acquisition of academic skills—note-taking, reading and writing, information search, and presentations—into the curriculum of the first-year education since the academic year of 2013. This paper reports the implementation of the “Flipped Classroom” using the e-Learning system and its educational outcomes including the students’ successful mastery of those academic skills.

*Key words:* Flipped Classroom, e-Learning, Academic Skill, first-year experience

目 次

- はじめに  
1. 反転授業

- 1.1 反転授業とは
- 1.2 e-Learningによる反転授業
2. 演習(1)の授業デザイン
  - 2.1 アカデミックスキル教育
  - 2.2 演習(1)のシラバス
  - 2.3 教育支援システム
    - 2.3.1 e-LearningシステムとしてのSeLPS
    - 2.3.2 グループウェアシステムとしてのサイボウズLive
  - 2.4 教材コンテンツ
    - 2.4.1 開発経過
    - 2.4.2 教材の概要
3. 演習(1)における実証実験と評価
  - 3.1 反転授業の内容
  - 3.2 実施結果と考察
    - 3.2.1 e-Learningによる学習結果
    - 3.2.2 アンケートによる評価結果
4. おわりに

## はじめに

東京国際大学(以下、本学と略す)では、2013年度から全学共通の演習(1)において、アカデミックスキル習得のための初年次教育を実施している。これに合わせて、筆者の研究室では、e-Learning向けのアカデミックスキル教育のための教材コンテンツ(教材とテスト問題)を開発した。

取り上げたアカデミックスキルとしては、ノートテイキング、リーディング、情報検索、ライティング、プレゼンテーションとした。また、新入生向けのガイダンスとして、学内施設の案内とICT関連の設備利用(利用規定やFAQを含む)も含めることにした。

e-Learningは、ファカルタス社のSeLPSをクラウドサービスとして利用することにした。SeLPSは、パソコンだけでなく、モバイル端末(スマートフォン、タブレット)にも対応していることから、m-Learningと言うこともできる。

教材については、PowerPointのスライドベースで作成することができ、スライド毎のノート部に記載したテキスト文を音声で録音したものを再生することもできる。テスト問題については、Excelのスプレッドシートベースで作成することができ、GUIウィジェットを組み込むことができる。これによって、四者択一(ラジオボタン)、複数選択(チェックボタン)、自由記述(テキストボックス)といったスタイルの問題を作成することができる。また、問題毎の採点や合否判定も自動的に実施する機能が用意されている。

開発した教材コンテンツ一式をSeLPSに実装した上で、2014年度前期の筆者が担当した演習(1)において、e-Learningによる反転授業を試みた。被験者は、商学部経営学科の1年生15名(うち、留学生は中国・ベトナム・バングラデッシュの5名)となった。

実証実験としては、毎週の授業前までに、e-Learningに実装した教材コンテンツを予習として自学自習するとともに、授業では予習で取り上げたスキルを使った演習や実習を個人あるいはグループで行った。

前期の14回で、e-Learningによる反転授業を試みた結果、予習修了率は80%以上であったこと、

パソコンよりスマートフォンによる e-Learning 利用が多かったこと、学生のアカデミックスキルが確実に習得されたこと、学生のほとんどが反転授業に対して賛同したこと、などが明らかになった。

## 1. 反転授業

ここでは、反転授業とは如何なるものなのかについて論じる。また、多くの反転授業はインターネット上のデジタル教材を使った予習が前提になることが多いが、本研究では e-Learning による反転授業を試みた。

### 1.1 反転授業とは

反転授業は、米国において、2000年頃からそのアイデアが実践されるようになった。<sup>1)</sup> 米国では、比較的早い時期から、学校だけでなく自宅での ICT 環境が整備されてきたことが、反転授業の普及を促進してきたといえる。インターネット上でデジタル教材を共有することができるようになり、それらは OCW (Open Course Ware) と呼ばれるようになった。その代表的なものが、Web サイトでさまざまな分野のビデオ教材を無償で公開しているカーン・アカデミーである。<sup>2)</sup> これらのデジタル教材を、反転授業における予習で利用することができる。また、最近では、大規模公開オンライン講座 MOOC (Massive Open Online Course) なども普及しつつある。

このような中で、2010年頃から、米国の初中等教育においてバークマンとサムズが“Flipped Classroom” (反転授業と訳す) という言葉を提唱した。<sup>3)</sup> 彼らの反転授業としての教育実践をメディアが取り上げたことで一般に知られるようになるとともに、その後普及が進んでいった。<sup>4)</sup>

もともと学校では、常に一斉授業が行われてきた。つまり、教室では、教員が黒板を背にして、目の前にいる学習者 (児童・生徒・学生) に対して一方的に講義を行うという授業パターンである。もちろん、授業中に、学習者に質問をしたり、ドリル問題やテスト問題を課したり、相互に討論することもあるが、その大半は教員の喋りが続く。このため、授業の進捗は教員主導になり、学習者はただ追従することになりやすい。また、学習者個々人の理解度を授業途中に確認することもないため、落ちこぼれた学習者をフォローすることもできないままとなる。

このような一斉授業に対して、現場の教員から疑問視する声があがり、別のアプローチが求められることになった。そんな中で、反転授業が注目を浴びるようになったといえる。

具体的には、教室で行ってきた講義の部分を授業外の予習に切り替えること、および、教室では予習で得た知識を定着させたり応用力を育成するために、個別指導やグループ討論あるいは演習や実習を繰り返すことを前提とした授業パターンである。つまり、授業内での講義および復習としての自学自習といった授業の流れ (授業での講義→復習としての自学自習) を、授業前の自学自習による予習および授業中のアクティブラーニングに変える (予習としての自学自習→授業での演習・実習) ことで、授業パターンの反転を図る試みである。

また、その際に、できるだけ ICT を利活用することを前提としている。具体的には、インターネット上に公開されたデジタル教材 (スライド画像やビデオ動画など) を、パソコンやタブレット端末、あるいは、スマートフォンを用いて授業外にアクセスすることで、予習としての自学自習を行うことを推奨している。

以上のような反転授業によって、学習の進捗は教員主導ではなく学習者主導になるとともに、予習においてわからないことが生じた場合でも教室で指導を受けることができる。この結果、教

育現場においてより主体的な学びが実現できるとともに、落ちこぼれる学習者が少なくなり、学習の動機づけも高くなることが明らかになった。

我が国でも、初・中等教育および高等教育で反転授業の試みが報告されている。小学校での試みとしては、宮城県富谷町立東向陽台小学校の事例<sup>5)</sup>や佐賀県武雄市市立小学校11校での事例<sup>6)</sup>などがあげられる。高等学校での試みとしては、近畿大学附属高等学校での事例<sup>7)</sup>などがあげられる。大学での試みとしては、山梨大学、<sup>8)</sup>千歳科学技術大学、<sup>9)</sup>北海道大学、<sup>10)</sup>香川大学<sup>11)</sup>の事例などがあげられる。<sup>12)</sup>

## 1.2 e-Learningによる反転授業

MOOCだけでなく我が国でのJMOOCの活動<sup>13)</sup>にもより、OCWが普及しつつある。このため、反転授業でも、OCWによる動画コンテンツを教材として利用することが多い。しかし、この場合、学習者がどの程度自学自習しているのか、学習時間や学習回数、あるいは、理解度レベルなどについて詳細に把握することが難しい。このため、動画コンテンツを視聴した上で、何らかの課題を与え、それを後日提出させことで学習状況をチェックするなどの方策が別途必要になる。

これらの問題に対しては、e-Learningによる反転授業を実施することで回避できる。通常、e-Learningは、インターネットによる通信基盤とLCMS (Learning Contents Management System) およびLMS (Learning Management System) で構成されている。前者は教材コンテンツを統合的に管理するためのシステムであり、後者は学習管理システムである。

e-Learningの特長の一つには、このLMSによる学習履歴データの自動収集機能があげられる。学習者があるクラスを選択し、その中にある教材コンテンツで学習をしている間、学習時間や学習回数、ドリル問題の回答状況やテスト問題の点数などを、すべてログデータとしてCSVファイル形式で集積する。それらを、e-Learningのチュートあるいはメンターに、適宜編集して提供することができる。例えば、SeLPSの進捗管理画面を、図1に掲載する。

The screenshot shows the SeLPS progress management interface. At the top, it displays the user's name 'e-Learning全体進捗管理者(河村 一樹)さん' and navigation links like 'トップ', 'e-Learning管理', 'コミュニケーション管理', 'ナレッジルーム管理', and 'Myメニュー'. The main content area is titled 'e-Learning管理 > 進捗管理 > 教材一覧 > ユーザー一覧'. It shows a summary for the 'プレゼンテーション【規定学習時間:15分】' module, with 28 total users, 23 completed, 2 not completed, 3 non-completers, and an average completion rate of 98%. Below this is a table with columns for user ID, status, completion rate, score, total time, ID number, login count, login deadline, last login time, start date, end date, and progress status for various chapters (Chapter 1, 2, 3, 4, confirmation test, and post-lecture questionnaire). The table shows that all listed users have completed the module.

ユーザ名	状態	進捗率	点数	合計時間	認定番号	ログイン回数	ログイン期限	最終ログイン日時	公開開始日	公開終了日	進捗状況					
											第一章 PowerPoint を知ろう	第二章 PowerPoint を使ってみよう	第三章 プレゼン テーション の準備 をしよう	第四章 プレゼン テーション をやっ てみよう	確認テス ト(10問)	受講後アン ケート(9 問)
中野	修了	100%	80点	0000:26:23	00015192	12	2015/03/31	2014/09/08 02:03:11		2014/07/21	修了	修了	修了	修了	修了	修了
宮城	修了	100%	70点	0000:09:12	00015193	21	2015/03/31	2014/07/22 10:59:26		2014/07/21	修了	修了	修了	修了	修了	修了
尾花	修了	100%	80点	0000:03:33	54012111	23	2015/03/31	2014/07/22 11:12:13		2014/07/21	修了	修了	修了	修了	修了	修了
香川	修了	100%	70点	0000:05:55	00015195	8	2015/03/31	2014/07/22 11:03:43		2014/07/21	修了	修了	修了	修了	修了	修了
日野	修了	100%	80点	0000:04:05	00015196	5	2015/03/31	2014/07/22 11:19:14		2014/07/21	修了	修了	修了	修了	修了	修了
小島	修了	100%	100点	0000:04:49	00017673	5	2015/03/31	2014/07/22 11:01:39		2014/07/21	修了	修了	修了	修了	修了	修了

図1 SeLPSでの進捗管理画面の例

これによって、学習者の学習状況を、詳細に把握することができる。また、学習者にとっても、一人で予習している自分の学習状況が常に把握されているという意識が生じ、学習へのモチベーション維持にもつながることが多い。反転授業では、学習者の予習を前提とする。その予習がどの程度行われているのかを e-Learning の LMS における学習履歴データによって把握できることが有益となり得る。

## 2. 演習 (1) の授業デザイン

本学では、2013年度から全学共通で、演習 (1) においてアカデミックスキル教育を実施することになった。これに合わせて、シラバスも共通化され、教員には指定教科書<sup>14)</sup>も配布された。ここでは、そのアカデミックスキル教育の内容、および、演習 (1) の共通シラバス、演習 (1) を進める上での教育支援システムについて取り上げる。

### 2.1 アカデミックスキル教育

アカデミックスキルは、大学における初年次教育として注目を集めるようになるとともに、各大学での導入が進んでいる。初年次教育の取組状況については、新入生向けプログラムである初年次教育を実施している大学は、平成20年に595大学(82%)であったが、平成21年には617大学(84%)に増加した。主な取組内容は、「レポート・論文の書き方等文章冊封関連」が533大学、「プレゼンテーションやディスカッション等の口頭発表の技法関連」が488大学、「学問や大学教育全般に対する動機・方向付け関連」が470大学となっている。<sup>15)</sup>

高等学校から入学してきた新入生にとっては、それまでの教育環境とは異なる場面(たとえば、履修登録、時間割作成、出席手続き、単位取得など)に遭遇することが多くなる。それだけでなく、大学での授業の受け方についても多くの新入生がギャップを感じることになる。

具体的には、受動的学習から能動的学習への変容に伴うギャップである。高等学校まではほとんどが一斉授業であり、生徒は教員の教授内容を受動的に習得することが多い。これに対して、大学では、アクティブラーニングをはじめとして、チュートリアルやゼミナールといった学生自身が能動的に学ぶ機会が常時設定されている。このため、自ら「考え」「調べ」「読み」「書き」、他と「話し・聴く」ための技能であるアカデミックスキルの習得が必要とされるわけである。

アカデミックスキルには、

- 1) 「書き」としてのノートテイキング：オリジナルなノートのとり方
- 2) 「調べ」としての情報検索：図書館利用、インターネットによる閲覧方法
- 3) 「読み」としてのクリティカルリーディング：文書を論理的に読み解く方法
- 4) 「考え」としてのクリティカルシンキング：物事に対する批判的な考え方
- 5) 「書き」としてのテクニカルライティング：要約の仕方や技術レポートの書き方
- 6) 「話し・聴く」としてのディベート：批判的な見方をベースにした討論の仕方
- 7) 「話し・聴く」としてのプレゼンテーション：自分のまとめたことを的確に発表などがあげられる。

### 2.2 演習 (1) のシラバス

大学で策定した共通シラバスにおいて、筆者の演習 (1) の前期における「授業計画」は、図2(東京国際大学ポータルサイトPOTIのシラバス一覧)のようになっている。<sup>16)</sup>

これより、共通シラバスでは、前期はおもにノートテイキングと図書館見学（情報検索）を中心にしたスタディスキル習得と地域社会との連携に関する検討、および、アクティブラーニングとしての意見交換やグループ学習を交えた演習を取り上げている。これに対して、筆者の演習（1）では、地域社会との連携については後期に扱うこととして、前期ではアカデミックスキル教育を中心に、e-Learningによる反転授業で実践することとした。

## 2.3 教育支援システム

演習（1）を実施する上で、いくつか教育支援システムの利用を試みた。一つがe-Learningシステムであり、もう一つがグループウェアシステムである。

### 2.3.1 e-LearningシステムとしてのSeLPS

SeLPS(Strategic e-Learning Professional Service)は、ファカルタス社のe-Learning製品であり<sup>17)</sup>これをクラウド学習サービスとして利用することにした。

SeLPSに実装するコンテンツは、PowerPointベースのスライド教材とExcelベースのスプレッドシートテストから構成される。スライド教材では、ノートに記載したテキストがスライドの右欄に表示できるとともに、音声データ（ノート部に記載した説明文を音読）を組み込むこともでき

<b>授業計画</b> <b>Course Outline</b>	<p>前期の演習は、次のような内容を中心に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. オリエンテーションとチームビルディング:演習の連帯感を醸成する</li> <li>2. 大学生としての生活:タイムマネジメントと4年間の学びを考える</li> <li>3. スタディスキル(1):図書館ツアー等により大学の活用法を知る</li> <li>4. スタディスキル(2):ノート・テイキングと意見交換 &lt;地域の特徴&gt;</li> <li>5. スタディスキル(3):ノート・テイキングと意見交換 &lt;地域の課題&gt;</li> <li>6. スタディスキル(4):ノート・テイキングと意見交換 &lt;地域の活性化&gt;</li> <li>7. 発表とグループでの意見交換(1):各自で関心のあるテーマを選び発表する</li> <li>8. 発表とグループでの意見交換(2):各自で関心のあるテーマを選び発表する</li> <li>9. 発表とグループでの意見交換(3):各自で関心のあるテーマを選び発表する</li> <li>10. 社会に目を向ける(1):グループ学習法(LTD)&lt;日本と世界を知る&gt;</li> <li>11. 社会に目を向ける(2):グループ学習法(LTD)&lt;日本と世界を知る&gt;</li> <li>12. 社会に目を向ける(3):グループ学習法(LTD)&lt;日本と世界を知る&gt;</li> <li>13. 社会に目を向ける(4):グループ学習法(LTD)&lt;日本と世界を知る&gt;</li> <li>14. 前期の振り返りと夏休みの計画:自分の目標にどれだけ近づけたか</li> <li>15. 前期のまとめ</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>16. オリエンテーション後期の履修を考える</li> <li>17. 夏休みの課題レポートの発表(1):地域の問題を考える</li> <li>18. 夏休みの課題レポートの発表(2):地域の問題を考える</li> <li>19. 夏休みの課題レポートの発表(3):地域の問題を考える</li> <li>20. 2年次からのコースの研究(合同または個別)</li> <li>21. 2年次からのコースの研究(合同または個別)</li> <li>22. LTDによるテーマ学習(1):地域と社会を考える</li> <li>23. LTDによるテーマ学習(2):地域と社会を考える</li> <li>24. LTDによるテーマ学習(3):地域と社会を考える</li> <li>25. LTDによるテーマ学習(4):地域と社会を考える</li> <li>26. LTDによるテーマ学習(5):地域と社会を考える</li> <li>27. LTDによるテーマ学習(6):地域と社会を考える</li> <li>28. LTDによるテーマ学習(7):地域と社会を考える</li> <li>29. グループ・ディスカッション、1年間のふりかえり</li> <li>30. まとめ</li> </ol> <p>※ LTDとは、Learning through Discussionを言い、グループで実施する協同学習法で</p>
--------------------------------------	---

図2 演習（1）のシラバス

る。スプレッドシートテストでは、GUIウィジェットであるラジオボタンやチェックボタンあるいはテキストボックスなどで画面デザインができるとともに、自動採点機能も装備している。なお、SeLPSは、パソコンだけでなく、タブレット端末およびスマートフォンにも対応している。

### 2.3.2 グループウェアシステムとしてのサイボウズLive

グループウェアとは、イントラネットを活用した情報の交換や情報を共有するための専用ソフトウェアである。

サイボウズLiveは、サイボウズ社のグループウェア製品であり、無料で利用できる。装備している機能としては、グループ管理（1グループ300人まで登録可、共有フォルダ、掲示板、イベント、ToDoリスト、リンク集）、チャット、ホーム、マイカレンダー、新着情報のメール通知、スマートフォンアプリなどが含まれる。この中のスマートフォンアプリ機能により、iPhoneあるいはAndroidの専用アプリとして利用することができる。

前期の演習（1）では、学生が使っているメールアドレスを学生のログインIDとして登録した。その上で、“2014年「演習（1）」”というグループを作成し、ここに演習（1）の全学生をメンバーとして登録した（図3）。

グループ内の「イベント」では、月単位の演習（1）で行う内容について掲載した。グループ内の「ToDoリスト」では、学生に指示したい課題について掲載した。グループ内の「掲示板」では、全学生への連絡事項について掲載した。グループ内の「共有フォルダ」では、こちらから学生全員に提供したいファイルをアップロードしたり、アップロードされた学生からの提出ファイルをこちらでダウンロードすることで取得するといった形でファイルの共有利用を行った。なお、これら以外にも、トップページにある「チャット」機能を使って検索クイズを実施した。

## 2.4 教材コンテンツ

2.1で取り上げたように、アカデミックスキル教育の範囲は広いが、筆者の演習（1）では、図2のシラバスを見据えた上で、学部として必要になるであろうアカデミックスキルを取り上げることにした。ここでは、これらの教材コンテンツの開発と概要について取り上げる。



図3 サイボウズLiveの画面例

#### 2.4.1 開発経過

e-Learningの教材コンテンツ開発は、筆者の研究室において、2012年度から開始した。具体的には、2012年度の演習(3)において、ゼミ生15名で、経済産業省の国家試験であるITパスポート試験に関する教材コンテンツを合同で開発した。開発期間は、2012年4月から10月までとなり、教材のスライド数は306枚およびテスト問題(すべて過去問)は435問となった。<sup>18)</sup>

このときのe-LearningはSATT社のsmart FORCEを用いていたが、2014年度にはe-Learningをファカルタス社のSeLPSに変更した。これに伴い、ITパスポート試験の教材コンテンツ一式をSeLPSに移植した。いずれのe-LearningのLCMSもSCORM対応なので、コンテンツの移植は問題なく行うことができた。

2013年度の演習(4)では、ゼミ生15名の中から5名を指名して、e-Learning向けのアカデミックスキル教育のための教材コンテンツを開発することにした。開発期間は、2013年4月から2013年10月までとなり、2013年12月から2014年1月にかけて演習(1)で短期の実証実験を行った。その上で、本格的なe-Learningによる反転授業の実証実験を2014年度の前期の演習(1)において実施した。

#### 2.4.2 教材の概要

アカデミックスキルに関する教材コンテンツについては、次のようになった。

##### (1) 施設案内と設備利用

本学では、ポータルサイトであるPOTIにより、シラバス検索や履修登録、あるいは、出欠状況や掲示板の閲覧ができるようになっている。このため、アカデミックスキルとは直接関係しないが、新入生に向けてのオリエンテーションという意味で取り入れた。

ここでは、「共用パソコン室」「CALL教室」「その他施設案内」「授業での出席と欠席管理」「履修登録」「成績」「ユーザIDとパスワード」を取り上げた。この中の「その他施設案内」では、無線LANの利用方法、学生支援室、保健室、学生相談室の説明を行った。また、「履修登録」では、POTIにおける履修科目のエントリー方法についても補足した。「ユーザIDとパスワード」については、情報システム課のサイトで公開しているFAQを中心に説明を行った。テスト問題は、10問分用意した。

##### (2) ノートテイキングとリーディング

ここでは、ノートテイキングスキルとリーディングスキルの習得ということで、「ノートテイキングとは何か」「実際にノートをとるためには」「講義ノートの完成」「リーディングとは何か」「テキストについて」「分析読み」「要約について」を取り上げた。この中の「分析読み」では、二度読み方式、下読み、分析読みについての説明を行った。テスト問題は、10問分用意した。

##### (3) 情報検索(図書館とインターネット)

ここでは、情報検索スキルの習得ということで、「インターネット検索をする際に」「図書館の利用について」「東京国際大学web OPACについて」を取り上げた。この中の「インターネット検索をする際に」では、インターネット検索時の注意事項、ブラウザの種類(Internet Explorer, Google Chrome, Firefox, Opera, Safari)、検索エンジンの紹介(Google, Bing, CiNii, Google Scholar)、閲覧時の検索条件(AND/OR/NOT)についての説明を行った。テスト問題は、10問分用意した。

##### (4) アカデミックライティング

ここでは、ライティングスキルの習得ということで、「レポート・論文とは何かを学ぼう」「レポートを作成しよう」「レポート・論文での構成方法」「レポート・論文のわかりやすい表現」「卒

スマートeラーニング

tiu001  
川越 一郎さん

新着メッセージ  
[2013/03/28]タイトル: 定期メンテナンスのお知らせ  
サーバの安定稼働のため、以下の通り定期メンテナンスを行います。 [more...](#)

学習

施設案内と設備利用 【想定学習時間 19分】

ノートテイキングとリーディング 【想定学習時間 15分】

情報検索(図書館とインターネット) 【想定学習時間 18分】

アカデミック・ライティング 【想定学習時間 20分】

プレゼンテーション 【想定学習時間 15分】

メニュー

ナレッジルーム

Copyright(c)2012 Lightworks Corporation. Facultas Corporation. All Rights Reserved.

図4 トップページの画面

業論文について」を取り上げた。この中の「卒業論文について」では、学内で規定されている文書作成規定(ページレイアウト、ヘッダー、フッター、フォント、ポイント数など)や執筆要項(表紙、目次、章立て、図、表、脚注、参考文献、謝辞、付録)についての説明を行った。テスト問題は、9問分用意した。

#### (5) プレゼンテーション

ここでは、プレゼンテーションスキルの習得ということで、「PowerPointを知ろう」「PowerPointを使ってみよう」「プレゼンテーションの準備をしよう」「プレゼンテーションをやってみよう」を取り上げた。ここでは、PowerPointの操作だけでなく、見やすくわかりやすいスライドのデザインについても取り上げた。また、効果的なプレゼンテーションのやり方などについてもアドバイスした。テスト問題は、10問分用意した。

以上の教材コンテンツをSeLPSに実装した。そのトップ画面(パソコン用)は、図4のようになる。

### 3. 演習(1)における実証実験と評価

2014年度演習(1)の前期において、e-Learningによる反転授業を試みた。具体的には、図4の各学習教材を、前週までに各人でe-Learningあるいはm-Learningにより自学自習をしてくること

を課題として義務づけた。その上で、教室では、個人あるいはグループによる演習・実習課題を行い、相互に評価を行った。その結果、学生のアカデミックスキルのレベルが向上するという学習効果が見られるとともに、学生にとっても反転授業の体験はよかったという反応が得られた。

### 3.1 反転授業の内容

2014年度前期の4月14日から7月21日にかけて、演習(1)の15名の学生を被験者として反転授業の実証実験を行った。実際に行った反転授業の内容をまとめたものが、表1である。表中の「概要」で、「e-Learning教材「○…○」の予習を指示」の箇所(下線で表示)が反転授業の予習に相当する。

なお、サイボウズLiveの“反転授業によるアカデミックスキル演習”グループの共有フォルダに、各回の授業毎に、授業の進め方・授業プログラム・副教材などを一式用意した。<sup>20)</sup>

これによって、教材パッケージとして、他の先生方の演習(1)でも参照できるようにした。

以下からは、具体的な授業の内容について取り上げる。

#### (1) 科目ガイダンス(第1回目)

2014年度の1年生からは、大学のドメイン名付きアドレス(@tiu.ac.jp)が付与されていない。このため、学生が個人で契約しているインターネットプロバイダが提供するメールアドレス、あるいは、携帯電話のキャリアが提供するメールアドレスを、SeLPSのユーザ登録とサイボウズLiveのグループメンバー登録にそれぞれ用いることにした。

それらを登録した上で、SeLPSの使い方についてレクチャーを行った。その際に、SeLPSそのものを各人のスマートフォンのアプリとして登録させた。これによって、パソコンだけでなく、タブレット端末あるいはスマートフォンでも自学自習できることを体験させた。

サイボウズLiveについても、一通りの操作についてレクチャーを行った。ここでは、グループ内での「イベント」を使って授業計画を常時確認すること、「ToDoリスト」を使って指示した課題をやること、「掲示板」を使ってさまざまな連絡と相互コミュニケーションを図ること、「共有フォルダ」を使ってファイルの共有利用をすることなどについて説明した。

次に、反転授業がどのようなものであるかについてレクチャーした。演習(1)では反転授業を前提としていること、その予習ではSeLPSを用いて自学自習を行うこと、パソコンだけでなくタブレット端末あるいはスマートフォンでもできること、すき間時間を見つけて積極的に学習すること、各人の学習状況はすべてLMSに蓄積されること、予習をしないとその後の教室で演習や実習に支障をきたすこと、などについて説明した。

#### (2) ICT学内利用(第2～3回目)

アカデミックスキルとは直接関係しないが、新入生向けのオリエンテーションということで、学内の施設案内と設備利用について取り上げた。設備利用については、「オンラインマニュアル・FAQ」<sup>19)</sup>をもとに、学内のICT利用に関する利用方法と利用規定を扱うこととした。

授業の進め方については、予習教材を参考にした上で、グループ毎に施設案内あるいは設備利用をPowerPointのスライド1～2枚にまとめて紹介するという実習を行った。グループ編成は、2～3人/グループとし、全7グループ(共用パソコン室、CALL教室、学生支援室、保健室、学生相談室、オンラインマニュアル(A)、オンラインマニュアル(B))とした。オンラインマニュアル以外のグループは、実際にその場所に出向いて、スマートフォンで写真撮影を行うとともに、可能ならば職員にインタビューをして情報収集を行うことを課した。それらの画像を貼り付けたり、箇条書きの文書にまとめることでスライドの作成を行った。最後に、グループ毎にスライド

表1 演習(1)での実施結果

回数	実施日	演習タイトル	概要	進め方
1	2014/4/14	科目ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイボウズLiveの登録</li> <li>・e-Learningの受講方法(アプリ登録)</li> <li>・反転授業に関するレクチャー</li> <li>・<b>e-Learning教材「施設案内と設備利用」の予習を指示</b></li> </ul>	個人
2	2014/4/21	ICT学内利用(1/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームを無作為に編成(2-3名/チーム)</li> <li>・チーム毎に、学内施設を取材か、オンラインマニュアル・FAQの閲覧</li> <li>・予習教材よりも利用意向を促すような形でPowerPointスライドを1-2枚に作成</li> </ul>	グループ
3	2014/4/28	ICT学内利用(2/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PowerPointスライドの作成</li> <li>・作成意図や工夫した表現を、1チーム3分以内で発表</li> <li>・聴講者は評価シートに記入しながら発表を聞く</li> <li>・<b>e-Learning教材「ノートテイキングとリーディング」の予習を指示</b></li> </ul>	グループ
4	2014/5/12	ノートテイキング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルマン・カーンの「ビデオによる教育の再発明」をノートテイキングしながら視聴</li> <li>・数名を指名し、1人3分以内で発表</li> <li>・聴講者は評価シートに記入しながら発表を聞く</li> </ul>	個人
5	2014/5/19	リーディング(1/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内田樹「学ぶ力」を講読し、400字以内で要約</li> <li>・優れた学生数名に要約文を音読</li> <li>・チームを無作為に編成(3-4名/チーム)</li> <li>・チーム毎に、課題文についての意見交換</li> <li>・チーム毎に意見交換した内容をまとめて発表</li> </ul>	チーム
6	2014/5/26	リーディング(2/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平田オリザ「対話の時代に向けて」を講読し、800字以内で要約</li> <li>・優れた学生数名に要約文を音読</li> <li>・<b>e-Learning教材「情報検索(図書館とインターネット)」の予習を指示</b></li> </ul>	個人
7	2014/6/2	情報検索(図書館見学)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館司書による館内案内</li> <li>・OPACによる蔵書検索の実習</li> </ul>	個人
8	2014/6/9	情報検索(インターネット検索)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらで指定した形でチーム編成(3名/チーム)</li> <li>・チーム対抗で「インターネット情報検索クイズ」を実施</li> <li>・7問用意し、それぞれの検索結果をサイボウズLiveのチャットでアップ</li> <li>・アップの早さをチーム毎に競争、優勝チームは表彰</li> <li>・<b>e-Learning教材「アカデミックライティング」の予習を指示</b></li> </ul>	グループ
9	2014/6/16	アカデミックライティング(1/3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームを無作為に編成(2名/チーム)</li> <li>・Wordで作成したレポートの見本を忠実に再現</li> <li>・1名が手順書で指示、もう1名がWordで編集</li> </ul>	グループ
10	2014/6/23	アカデミックライティング(2/3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レポート課題「アカデミックスキル習得を目的とした授業のアイデア」を、Wordで作成</li> </ul>	個人
11	2014/6/30	アカデミックライティング(3/3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6/23からの続き</li> <li>・出来上がったらサイボウズLiveの共有フォルダにアップロード</li> <li>・<b>e-Learning教材「プレゼンテーション」の予習を指示</b></li> </ul>	個人
12	2014/7/7	プレゼンテーション(1/3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PowerPointで作成したスライドの見本を忠実に再現</li> <li>・手順書に従い、PowerPointで編集</li> </ul>	個人
13	2014/7/14	プレゼンテーション(2/3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レポート課題「アカデミックスキル習得を目的とした授業のアイデア」を、PowerPointで作成</li> </ul>	個人
14	2014/7/21	プレゼンテーション(3/3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員で、1人3分以内で発表</li> <li>・聴講者は評価シートに記入しながら発表を聞く</li> </ul>	個人

を投影して口頭発表をさせるとともに、評価表を用いて相互評価を行った。

### (3) ノートテイキング (第4回目)

ノートテイキングでは、実際の授業で講義を受けながらノートを取るようになるが、今回はビデオを聴講してノートを取るという実習を行った。ビデオについては、サルマン・カーンの「ビデオによる教育の再発明」を採択した。<sup>21)</sup> サルマン・カーンは、カーンアカデミーという非営利の教育Webサイトを設立した教育者である。また、このビデオは、ビデオ教材を用いることで教育を変革できることを示唆したものであり、反転授業にも通じるテーマである。

ビデオは20分間程度なので、聴講が終わってから、1人3分以内で書画カメラを用いて自筆のノートを映しながら口頭発表をさせるとともに、評価表を用いて相互評価を行った。

### (4) リーディング (第5～6回目)

初回は、Web上で公開されている文書<sup>22)</sup>をリーディングの教材として選んだ。これは、中学二年生用の国語の教科書のために書き下ろしたものであり、4,000字弱の分量である。これを、授業中に個々人で講読した上で、Wordを使って400字以内でまとめるという課題を与えた。その後、3～4名/グループとし、グループ内で各人の要約をもとにディスカッションを行い、その議事録をまとめて提出させた。

2回目は、初回よりも長い文書(A4版で29枚分)<sup>23)</sup>を、リーディングの教材として選んだ。これは、演劇の世界でのコミュニケーションのあり方を例示しながら、対話の言葉の必要性について説いた論説である。これを、授業中に個々人で講読した上で、Wordを使って600～800字でまとめるという課題を与えた。

### (5) 情報検索 (第7～8回目)

初回は、司書による図書館の見学を行った。これは、毎年図書館が企画している見学会に演習単位にエントリーすることで実施できる。今回も、図書館内での書籍閲覧だけでなく、図書検索システムWeb OPACによる文献検索まで、一通りを実体験するプランを依頼した。

2回目は、インターネットを用いた情報検索の実習を行った。実習では、何らかのキーワードを与えそれについて検索してまとめるという授業パターンが考えられるが、今回はクイズ形式を採択した。3名/グループとし、グループ対抗で7問のキーワードを検索し、見つけたグループからチャットに検索結果をアップするという課題を与えた。チャットについては、サイボウズLiveのチャット機能を利用した。これによって、チャットへのアップ時刻と検索結果が記録されることから、検索の速さと検索結果の正しさをチェックすることができる。

### (6) アカデミックライティング (第9～11回目)

初回は、1グループ2名により、Wordによるレポートライティングの実習を行った。これについては、あらかじめ見本となるレポート(表紙と本文、ヘッダーとフッター、タイトル、段落、箇条書き、脚注、図と表、参考文献)を用意しておき、グループ毎にWordを使って同じものを作るという課題を与えた。その際に、本文はテキストファイル、図はJPEGファイル、表はExcelファイルで用意しておき、それらをサイボウズLiveからダウンロードして使うように指示した。また、作成したWordのレポートは、今後自分のレポートのテンプレートとして利用するように助言した。

2回目は、いままで取り組んできたアカデミックスキル教育に関して、「アカデミックスキル習得を目的とした授業のアイデア」という課題について、個々人で、Wordを使ってレポートを作成するように指示した。その際に、字数や枚数は自由としたが、初回で使ったレポートのテンプレートを用いることとした。

## (7) プレゼンテーション (第12～14回目)

初回は、個人により、PowerPointによるスライド作成の実習を行った。これについても、あらかじめ見本となるスライド(表紙と本文、ヘッダーとフッター、サブタイトル、箇条書き、図、表、ノート)を用意しておき、PowerPointを使って同じものを作るという課題を与えた。

2回目は、アカデミックライティングの課題と同じテーマに関して、個々人で、PowerPointを使ってスライドを作成するように指示した。その際に、字数や枚数は自由としたが、初回で使ったスライドのテンプレートを用いることとした。

3回目(前期最終回)は、個々人で、スライドを投影しながらプレゼンテーションを行う課題を与えた。また、聴講している学生全員で、発表内容をもとに評価表を記入するように指示した。そして、最優秀書を決定して授業の最後に表彰を行った。

## 3.2 実施結果と考察

ここでは、演習(1)で実施した結果についてまとめる。

## 3.2.1 e-Learningによる学習結果

全14回の中の1回目・3回目・6回目・8回目・11回目において、e-Learningによる自学自習を義務づけた。その結果については、表2のようになった。

## (1) 予習の修了率

反転授業の成功不成功は、自学自習による予習の有無に大きく左右される。本来ならば、予習をしないことと教室での演習や実習に支障をきたすような授業展開が望ましいところである。また、そのような演習や実習課題を与える必要があるといえる。そうしないと、予習をしようとする学生の動機付けが低下してしまい、授業が効率よく進まないという事態に陥る可能性がある。

今回は、全体としての予習修了率は88%となった。この数値は、e-LearningのLMSが自動算出したものである。教材毎の全スライドの閲覧、テスト問題の回答、アンケートの回答をすべて実施した場合を100%として計算した結果である。また、前期通しての授業の出席状況は、表3のようになった。

表2 e-Learningによる学習状況

回数	教材名	修了率	確認テスト正解率	平均受講回数	平均予習時間	受講機(スマホ)	受講機(PC)	受講機(タブレット)
1	科目ガイダンス	-	-	-	-	-	-	-
2	ICT学内利用(1/2)	66.7%	85.8%	2.3	17:59	76.9%	30.8%	7.7%
3	ICT学内利用(2/2)	80.0%						
4	ノートテイキング	80.0%	78.6%	2.4	19:43	85.7%	21.4%	14.3%
5	リーディング(1/2)	86.7%						
6	リーディング(2/2)							
7	情報検索(図書館見学)	80.0%	86.4%	1.6	14:44	92.9%	14.3%	14.3%
8	情報検索(インターネット検索)	93.3%						
9	アカデミックライティング(1/3)	60.0%	88.5%	1.9	19:06	92.3%	15.4%	7.7%
10	アカデミックライティング(2/3)	86.7%						
11	アカデミックライティング(3/3)	93.3%						
12	プレゼンテーション(1/3)	60.0%	86.2%	2.0	13:59	81.8%	27.3%	9.1%
13	プレゼンテーション(2/3)	86.7%						
14	プレゼンテーション(3/3)	86.7%						
	平均	88.0%	85.1%	2.0	17:11	86.2%	21.5%	10.8%

表3 前期の出席率

日付前半	1回(4/17)	2回(4/21)	3回(4/28)	4回(5/12)	5回(5/19)	6回(5/26)	7回(6/2)
出席率	100%	93%	100%	100%	93%	100%	100%
日付後半	8回(6/9)	9回(6/16)	10回(6/23)	11回(6/30)	12回(7/7)	13回(7/14)	14回(7/21)
出席率	87%	93%	93%	60%	80%	73%	80%

修了率が最も低かった12回目(60.0%)については、11回目の授業出席率が低かったことに起因しているといつてよい。このことから、予習の告示を事前に行うことが、予習の修了率の上昇に結びつくといつてよい。また、いずれの教材についても、修了率が100%に達しなかったのは、授業を欠席した学生がいたことによる。

学生には、毎回、各人の予習状況を公開し見せたことで、すべて修了している学生や逆に遅れている学生が明らかとなった。このため、グループで行う演習や実習において、学生同士がお互いに牽制しあう場面が見られた。このことが、予習の動機付けを維持する要因となり得たといつてよい。

教材毎の予習状況についてまとめたのが、図5である。

教材毎に、予習期間に幅があるが、これは毎回教員から予習をすべて済ませるようにと指示を繰り返したことによる。また、「情報検索」以降の教材については、予習の期間が長くなっているが、これは早めに残りの教材を予習したいという学生(おもに、留学生)がいたためである。

(2) 学習状況

教材毎に用意した確認テストの結果は85%であったことから、教材の中身を理解した上での演習や実習が行われたといえる。

予習における平均受講回数は2回であったことから、予習にはそれほど時間をかけずに、自分のすき間時間を利用しながらの予習状況であったことが伺える。また、平均予習時間については、教材毎にスライドの枚数を勘案して想定学習時間とそれほど変わらない値となった。

予習の際に用いた機器は、スマートフォン、パソコン、タブレット端末の順になった。今回の被験者は、全員スマートフォンを持っていたこともあり、m-Learningを実体験したことになる。世界における携帯電話とスマートフォンの販売台数の推移を見ると、2015年以降にスマートフォ

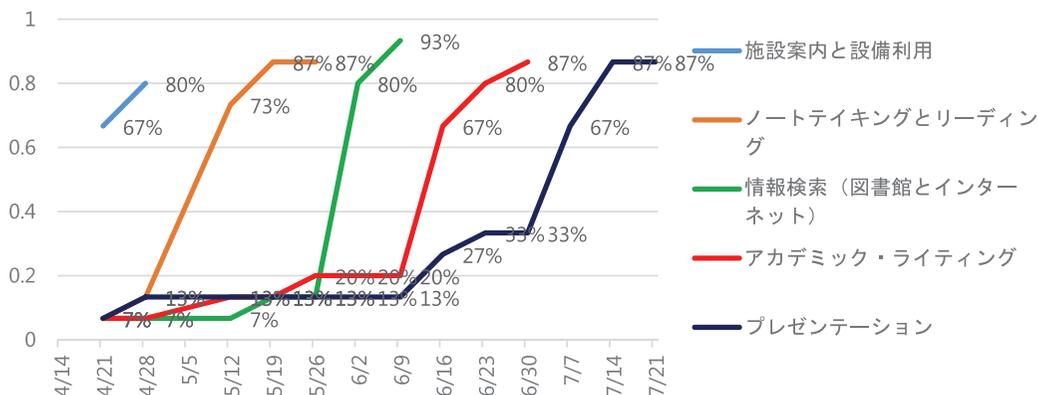


図5 教材毎の予習状況

ンの方が多くなるという予測が打ち出されている。<sup>24)</sup> このことから、今後はますますとスマートフォンの利用率が高まることになり、e-Learning から m-Learning へ移行することが予想される。

(3) プレゼンテーションでの評価

14回目（前期最終回）の実習が、演習（1）の前期における集大成としての取り組みとなった。アカデミックスキル教育としてのプレゼンテーションを取り上げ、大学の初年次教育としてどのような授業のアイデアがあげられるかについて、自分の演習体験を含めてプレゼンするという課題を与えた。

その課題に対して、PowerPointによるスライドを作成させ、一人5分間という時間枠でプレゼンテーションを行わせた。そのときに、評価表を用いた他己評価を実施した。その評価表が、図6である。

通常、知識の理解度や定着度を図るための評価手段としては、筆記試験が用いられることが多い。出題の難易度によって点数づけをし、すべて正解の場合を100満点として定量的に評価することができる。

これに対して、スキルの習得を判定する手段については、ルーブリック評価を用いることになる。ルーブリックとは、本来複数の評価項目と各到達度を示す評価値や言葉で構成された表のことである。達成度については、評価対象者が、対象とする項目に関する行為や行動についてどのレベルに達しているかを示したものであり、できるだけ詳細に区分けて選択できるようにすべきである。

評価表を用いての評価結果は、表4のようになった。

評価者1・2は筆者と共同研究者であり、学生は11名分の平均としている。これより、評価者1・2の評価と学生全員の評価において、上位および下位にランクされたた学生がほとんど同じである

**河村ゼミ 演習(1)**

**個人発表評価シート**

学籍番号： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

評価対象： 川越 一部		低評価 ←-----→ 高評価			
区分	評価項目				
1	文字の視認性	<input type="checkbox"/> 大半の文字が奥にくい	<input type="checkbox"/> 奥にくい文字が一部ある	<input checked="" type="checkbox"/> とても見やすい	
2	投影資料	文章表現	<input type="checkbox"/> 読んだ使い方が多い	<input checked="" type="checkbox"/> 一部、読んで使っている	<input type="checkbox"/> 完璧である
3	図解表現	<input type="checkbox"/> 図解表現がない	<input type="checkbox"/> わかりにくい	<input checked="" type="checkbox"/> わかりやすい	
4	発声	<input checked="" type="checkbox"/> ほとんど聞き取れない	<input type="checkbox"/> 少し聞き取りにくい	<input type="checkbox"/> よく聞き取れる	
5	テンポ、スピード	<input type="checkbox"/> 速すぎる、または遅すぎる	<input type="checkbox"/> 若干速すぎたり、遅すぎたりする	<input checked="" type="checkbox"/> 適切なテンポ、スピードである	
6	聞き手の反応の把握	<input type="checkbox"/> ほとんど聞き手を見ていない	<input checked="" type="checkbox"/> 聞き手を見ていないときがある	<input type="checkbox"/> 聞き手の反応を常に把握している	
7	主張の明解さ	<input type="checkbox"/> 言いたいことがまったくわからない	<input type="checkbox"/> 言いたいことが一部わからない	<input checked="" type="checkbox"/> 言いたいことがよくわかる	
8	総合評価	<input type="checkbox"/> まったく感心できない	<input type="checkbox"/> あまり感心できない	<input type="checkbox"/> 平均的なレベル	<input type="checkbox"/> なかなか感心している <input checked="" type="checkbox"/> とても感心している

【フリーコメント】

- ・ 投影資料1ページ目に誤字あり。“不変的な能力”→“普遍的な能力”
- ・ アカデミックスキルの概念図が非常にわかりやすかった
- ・ 「アカデミックスキル」を「サバイバルスキル」に言い換えるべきと言う主張に共感

**全員分、8項目もれなくチェックする**

**誤字脱字の指摘や感想をできるだけ記す**

図6 評価表

表4 プレゼンテーションの他己評価

学籍番号	評価者1				評価者2				学生11名平均					
	資料	発表	合計	順位	資料	発表	合計	順位	資料	順位	発表	順位	合計	順位
14****7	30	25	75	3	25	30	75	2	29.1	1	35.0	3	87.7	2
14****6	30	40	90	1	15	40	75	2	26.4	5	36.4	2	86.4	3
14****3	30	15	50	7	20	15	40	7	24.1	6	22.3	8	55.9	8
14****2	5	15	20	11	0	15	15	11	16.8	11	19.1	10	43.6	11
14****0	15	20	40	8	15	20	40	7	23.6	7	33.2	4	75.0	4
14****7	20	40	90	1	30	40	100	1	28.2	2	40.0	1	96.4	1
14****1	20	20	40	8	10	15	25	9	17.7	10	21.8	9	46.4	10
14****6	20	15	40	8	5	15	20	10	20.0	9	18.6	11	46.8	9
14****5	25	30	75	3	25	25	55	5	22.3	8	29.5	6	67.3	6
14****2	30	25	65	5	25	25	60	4	27.7	3	30.5	5	74.5	5
14****7	20	25	55	6	15	20	45	6	27.3	4	26.8	7	66.8	7
平均	22.3	24.5	58.2		16.8	23.6	50.0		23.9		28.5		67.9	

ことが明らかになった。プレゼンテーションの評価では、資料としてのスライドの品質、および、発表の仕方（喋り方、声の大きさや抑揚、わかりやすさ、印象、態度や動作）の両面のスキルを対象にしている。これらについては、教員と学生の評価レベルにほとんど差がなかったといえる。

### 3.2.2 アンケートによる評価結果

前期の最終回に、無記名方式のアンケート調査を行った。

#### (1) 授業の印象について

Q1では「演習(1)前期で最も印象に残っている授業を一つ選んでください」について、Q2では「演習(1)前期で2番目に印象に残っている授業を1つ選んでください」について、それぞれ質問した。その結果をまとめたのが、表5である。

これより、インターネットでの情報検索の授業が、一番印象が高かったことが明らかになった。この授業では、グループ対抗による実習としたこと、サイボウズLiveのチャット機能を用いてグループ毎の検索結果をアップした時刻順にスクリーンに表示したこと、などを実施したことから、ゲーム感覚で競い合うといった雰囲気が進んだ。このことが、楽しい印象として残ったといえる。また、2番目に印象が高かったプレゼンテーションについては、アクティブラーニングの一環として個人によるプレゼンを実体験させるとともに、全員による他己評価を行わせたことから、授業での参加意識が高揚したといえる。

逆に、印象に残らなかった授業には、リーディングの要約およびアプリケーションソフト(MS-WordとPowerPoint)を用いた再現実習であった。これらについては、いずれもアプリケーションソフトの操作学習が中心になっており、教員の指示に従って実習を進めたことから、学生の方も印象にはあまり残らなかったといえる。

#### (2) 授業を受講した感想について

続けて、反転授業に関する質問を行った結果は、表6のようになった。

Q3では、予習で得た知識に関して役だったと答えた学生が7名、役に立たないと答えた学生が6名という結果となった。半分弱の学生があまり役立たないということから、教材の見直しが必要といえる。

反転授業では、予習をきちんとしてこない、教室での演習や実習に支障をきたすような場面想定している。そういった意味では、アカデミックスキル習得のために必要となるであろう知識体系と取り上げるべき知識項目を、より明確にした上で教材化する必要があるといえる。これ

表5 アンケート：授業を受けた印象の度合い

授業概要	1番の印象	次の印象
【4/21・28】大学の各施設についてチームで発表したプレゼンテーション	1	1
【5/12】サルマン・カーン「ビデオによる教育の再発明」を見た時のノートテイキング	2	1
【5/19】内田樹「学ぶ力」を400字以内に要約したリーディング	0	0
【5/26】平田オリザ「対話の時代に向けて」を800字以内に要約したリーディング	0	1
【6/2】図書館の見学、蔵書検索の演習	2	2
【6/9】チーム対抗で得点を競ったインターネット検索クイズの演習	5	0
【6/16】レポート見本「少子高齢化について」を再現したMS-Wordの演習	0	0
【6/23・30】「アカデミックスキル習得を目的とした授業のアイデア」をテーマにしたライティング	1	1
【7/7】スライド見本「霞ヶ関駅の比較」を再現したPowerPointの演習	0	1
【7/14・21】「アカデミックスキル習得を目的とした授業のアイデア」をテーマにしたプレゼンテーション	2	5
印象に残っている授業はない	0	1

表6 アンケート：反転授業に関する質問と回答

<b>Q3. 予習用e-Learningで得た知識は、授業で演習を行うとき役立ったか？</b>	人数
全然役に立たなかった	1
あまり役に立たなかった	5
結構役に立った	4
とても役に立った	3
よくわからない	0
<b>Q4. 授業に出席する意欲は、前期を通して高かったか？</b>	人数
ほぼ毎回低かった	0
低いときの方が多かった	1
とくに低いとも高いとも思わない	1
高いときの方が多かった	7
まぼ毎回高かった	4
<b>Q5. 演習(1)を履修して満足したか？</b>	人数
とても不満だ	0
どちらかといえば不満だ	1
とくに満足でも不満でもない	3
結構満足した	4
とても満足した	5

については、2014年度の演習(3)で、e-Learning教材の改善という形で取り組んだ。

Q4とQ5は反転授業そのものに関する感想といえるが、ほとんどの学生は反転授業のやり方については賛成しており、個々人の学習意欲も高かったことが明らかになった。多くの学生は、初・中等教育において教室での講義による一斉授業に慣れ親しんできたわけだが、今回初めて反転授業による学びを体験したことで学習意欲がより向上したという意識を持ったことになる。

また、履修の満足度も高いことから、多くの学生は反転授業による学習効果を認めていること

になる。これより、アカデミックスキル教育のようなスキル習得のための学習には、反転授業が適していると言ってよいであろう。

#### 4. おわりに

以上、筆者の担当する演習(1)において、2014年度前期に試みたe-Learningによる反転授業について述べてきた。

現在、学校現場で実施されている反転授業の多くは動画を用いた予習をしているが、本実証実験ではe-Learningによる予習を試みた。そのために、筆者の研究室において、e-Learningに実装するためのアカデミックスキル教育用教材の開発をゼミナール指導の一環として実施した。

e-Learningによる反転授業では、学習者の予習状況が学習履歴データとしてLMSに蓄積され、それらを管理者が閲覧することができる。これによって、どの学習者がどの程度の時間をかけて予習してきたか、一つの教材に対して何回繰り返して学習したか、学習の理解度合いはどの程度か、といったことを事前に把握でき、教室での演習や実習を効率よく進めることが可能になる。また、これらの学習履歴データを一緒に予習している学生全員に公開することによって、学習に対するインセンティブを与えることもできる。

今回実施した学生全員は、反転授業の経験はなく、当初は多少戸惑っていたように見えた。しかし、予習回数が増えるに従い、e-Learningあるいはm-Learningでの学習にも慣れてきたようで、その結果、こちらで指示した通りに学習進捗が保たれた。

本稿で紹介した演習(1)の前期におけるアカデミックスキル教育を、e-Learningによる反転授業で実施するための内容一式を、筆者の方ですべてパッケージ化して用意した。それには、全14回分のシラバスと詳細な授業プラン、毎回の指導方略(指導上の留意点も含む)、演習や実習で使用する課題や評価表、などが含まれる。これらを参照することで、反転授業に関心を持った先生方が、ご自分の演習(1)で実践して頂くことを計画している。また、そのための学内講習会も予定している。

これを機会に、本学においてもさまざまな科目において、反転授業の試みが広がることを期待したい。アクティブラーニングを始め、反転授業も、従来型の一斉授業に対する課題を克服するための新しい教授スタイルとして認知され始めている。反転授業によって、学生の学習成果が上がったり、学生の予習への取組みが恒常化されたり、学生の学ぶ意識が改革されたり、教員の教授法に対する新たな認知になることなどを期待したい。

#### 謝 辞

本研究を実施するにあたり、いろいろと助言を頂きました(株)ハンテンシャの加藤大氏に感謝の意を表します。また、本研究は、「地(知)の拠点整備事業(COC事業)」の平成26年度研究助成を得て実施しました。

#### 参考文献

- 1) 重田勝介：反転授業ICTによる教育改革の進展，情報管理，Vol. 56, No. 10, pp. 677-683, 2014年.
- 2) Khan Academy: "You only have to know one thing: You can learn anything" <http://www.khanacademy.org/>
- 3) Bergmann, J., Sams, A.: Flip your classroom: Reach every student in every class every day. International society for technology in education, 2012.

- 4) ジョナサン・バーグマン, アーロン・サムズ, 山内祐平・大浦弘樹監修, 上原裕美子訳: 反転授業, オデッセイコミュニケーションズ, 2014年.
- 5) 稲垣 忠: 国内初, 小学校での「反転授業」が子供にもたらしたもの, 教育とICT Online, 日経パソコン2013年12月3日. <http://pc.nikkeibp.co.jp/article/column/20131203/1113963/>
- 6) 佐賀県武雄市の小学校で「反転授業」はじまる, 月間私塾界, 全国私塾情報センター. <http://www.shijyukukai.jp/2013/09/1415>
- 7) 近畿大学附属高等学校が進めるIT活用の今, 生徒が先生, 教員は見守り訳——「iPad×反転授業」で見えた“ちょっと先の授業”, TechTarget Japan. <http://techtarget.itmedia.co.jp/tt/news/1406/18/news02.html>
- 8) 埜 雅典, 田丸恵理子, 森澤正之, 安藤英俊, 日永龍彦, 伊藤亜希子, 平野敦資, 永峯猛志: 音声同期スクリーンキャプチャ技術による講義ネット配信を用いた工学教育におけるフリップトクラスルームの試行, 日本教育工学会第29回全国大会, 2013年.
- 9) 林 康弘, 深町賢一, 小松川浩: eラーニング利用による反転授業を取り入れたプログラミング教育の実践, 私立大学情報教育協会ICT活用教育方法研究, 2013年.
- 10) 重田勝介, 布施 泉, 岡部成玄: オープン教材を用いた反転授業の実践と分析, 日本教育工学会第29回全国大会, 2013年.
- 11) 西屋克己, 岡田宏基: 医学部医学科における反転授業トライアル, 第8回医療系e-ラーニング全国交流会, 2014年.
- 12) 加藤 大, 河村一樹: 反転授業によるアカデミックスキルの初年次教育, 日本教育工学会第30回全国大会, 1p-02B-05, 2014年.
- 13) 日本オープンオンライン教育推進協議会: JMOOC (Japan Massive Open Online Courses) をはじめよう. <http://www.jmooc.jp/>
- 14) 学習技術研究会編: 知へのステップ第3版, くろしお出版, 2011年.
- 15) 文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室: 大学における教育内容等の改革状況について(概要), 文部科学省, 2011年.
- 16) 河村一樹: 東京国際大学Webシラバス商学部演習 (1). <https://tiu-op-pt1.tiu.ac.jp/syllabusL40/syllabus/search/SyllabusInfo.do?nendo=2014&kogikey=10110S>
- 17) ㈱ファカルタス: 商品紹介SeLPS. <http://facultas.jp/product/index.php?eid=00011>
- 18) 河村一樹: e-Learningを用いたゼミナールにおける指導方略, 東京国際大学論叢商学部編, 第88号, pp. 83-104, 2013年.
- 19) 東京国際大学ITシステム課: オンラインマニュアル・FAQ. <http://www.tiu.ac.jp/cc/manual/index.html>
- 20) “反転授業によるアカデミックスキル演習” グループ: 共有フォルダ. [https://cybozulive.com/2\\_168861/gwCabinet/list?currentFolderId=850222](https://cybozulive.com/2_168861/gwCabinet/list?currentFolderId=850222)
- 21) サルマン・カーン: ビデオによる教育の再発明, TED2011・2027. [http://www.ted.com/talks/salman\\_khan\\_let\\_s\\_use\\_video\\_to\\_reinvent\\_education?language=ja](http://www.ted.com/talks/salman_khan_let_s_use_video_to_reinvent_education?language=ja)
- 22) 内田樹の研究室: 学ぶ力. [http://blog.tatsuru.com/2011/09/02\\_1151.php](http://blog.tatsuru.com/2011/09/02_1151.php)
- 23) 平田オリザ, 竹中弥生: 対話の時代に向けて (2004年度教養文化研究所第2回公開講演会報告), 駿河大学論叢第30号, pp. 148-176, 2005年.
- 24) 総務省: スマートフォン等の急速な普及と端末市場の変化, 情報通信白書, 2014年. <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc122110.html>



研究ノート

## 長期間にわたるレジスタンストレーニングが、 一般中年男性の脂質プロフィールに与える影響

赤 池 行 平

### **The Effect of Long-term Resistance Training on the Lipoprotein-Lipid Profile in Middle Age Men**

AKAIKE, Kohei

#### Abstract

Continuous Resistance Training (RT) had been done by a middle-aged man for two years from August 2013 to July 2015 to investigate the question of whether RT using firm body composition is effective in improving lipid-profile levels or not. During this research, 5 periods had been scheduled, Introduction-period (From August 2013 to November 2013), Muscle-hypertrophy-period (From December 2013 to March 2014), Weight-reduction-period-1(From June 2014 to July 2014), Weight-reduction-period-2 (From August 2014 to February 2015), Maintenance-period (From March 2015 to July 2015). Following RT, body composition had improved and High-density lipoprotein cholesterol (HDL-Cho) had increased after 2 years. Low-density lipoprotein cholesterol (LDL-Cho) had increased and the ratio of LDL-Cho/HDL-Cho got temporarily worse after Muscle-hypertrophy-period. But the ratio of LDL-Cho/HDL-Cho slightly improved at the end of this research.

People who have difficulty with dyslipidemia do not have clear information about the effect of RT on improving the lipid profile levels even now. Dyslipidemia is supposed to be one of the factors which induce hardening of the arteries. This research suggests the potential of RT on improving lipid-profile levels.

*Key Word:* Resistance Training (筋力トレーニング)・Lipid Profile (脂質プロフィール)・High-density lipoprotein cholesterol (HDL-Cho) (高比重リポ蛋白質)・Low-density

lipoprotein cholesterol (LDL-Cho) (低比重リポ蛋白質)・The ratio of LDL-Cho/  
HDL-Cho (LDLコレステロール/HDLコレステロール比)

## 目 次

1. 緒言
2. 目的
3. 方法
4. 結果
5. 考察

### 1. 緒 言

近年、メタボリックシンドロームという言葉とともに、人々の健康に対する意識が高まってきている。毎日の生活が便利になり欧米流の豊かな食生活と引き換えに、成人層ばかりか子供たちをも蝕みつつある肥満、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の広がりには、決して他人事ではない。「自分の身体は自分で守る」という意識は、これから社会問題となることも予想される上記の問題から、自分を守るために避けて通れないだろう。

健康に対する意識の高まりは、人々の運動に対する意識の向上にも繋がっている。正しいトレーニングでシェイプアップされた身体、バランスのとれた食生活、ストレスの少ないリラックスした心、これらは健康な生活を送る上で欠かせない要素と考えられている。<sup>6)</sup> そのための指南書は、巷の書店で溢れかえるほど売られ、インターネットなどでも健康運動のための情報はいくらかでも手に入る時代になった。全く運動をやったことが無くても、その類の方法論だけなら頭に入っているという人も少なくないのではないだろうか。

年齢が若いうちから規則正しい生活と健康的な食生活を継続し、無理のない適度な運動を重ね、ストレスの少ない心の状態を継続できれば、理論的には健康を維持できることになる。しかし社会生活を営むうえで、ストレスが無く、規則正しい食生活を継続することは実際に難しい。止むを得ない事情で夜遅くまで仕事をしなくてはならなかったり、食事をする時間がなかったり、逆に食べたくもない食事を強制させられたり、身の回りの様々な出来事が絡み合っただけで人々は生活している。風邪をひく、胃腸の調子を崩すといった、健康ではない状態をたびたび経験しながら生活しているというのが現実なのではないだろうか。

「体脂肪を減らすためには食生活を見直し、適度な有酸素運動を継続することが必要」なことや、「脂質改善のためには継続的な有酸素運動を行うことは有効」など、具体的な目的に沿った方法論も明らかにされてきている。<sup>7)</sup> しかしこういった方法論の中に、「体脂肪を減らすためには食生活を見直し、適度なレジスタンストレーニングを継続することが必要」というものや、「脂質改善のために継続的なレジスタンストレーニングを行うことは有効」というように、レジスタンストレーニング (RT) を提唱する場面は少なくない。しかしRTがテストステロン値 (TTL) を上昇させること、TTLがメタボリックシンドロームの危険因子を抑制する可能性があることが研究で示されている。<sup>4) 7) 13)</sup> ここでいうRTとは、筋肉に負荷抵抗をかけて鍛える方法のこと全般を指す。<sup>8)</sup> 自体重のみで負荷をかけるやり方、バーベルや重量物を負荷抵抗として用いるやり方、空気圧や油圧などの流体抵抗を用いるやり方、これらをすべてまとめてRTとする。

メタボリックシンドロームに対する運動療法の中心は、強度が中等度以下の有酸素運動が推奨

されているが、<sup>8)</sup> 綿密に計画されたRTも効果をもたらす可能性がある。<sup>2) 4) 13)</sup> 内臓脂肪型肥満、耐糖能異常、脂質異常症、高血圧など動脈硬化性疾患の要因となるこれらの症状に対して、米国ストレングス&コンディショニング協会 (NSCA) のポジションステイトメントでは、「RTは血圧、耐糖能、脂質プロフィール、体脂肪量に対して好影響を与える可能性があり、その過程を経ることで心臓疾患系疾患に関する危険を軽減させる可能性がある」と記している。しかし、その中で脂質プロフィールに関しては、RTの効果に対して決定的な結論が導かれていない。<sup>2)</sup> トレーニングの様式、量、または強度、食事、身体組成の基準値などがコントロールされていない研究が多く含まれているために解釈に注意を要するようだ。

最近では教育されたトレーニング指導者が増え、RTは多くの一般成人が取り組める環境にある。そういった環境を人々の健康増進に活かすためにも、RTが健康増進に与える効果を社会的に広く認知させていくべきである。条件をコントロールしたうえでの調査を行い、RTが脂質プロフィールに与える影響について研究を重ねる必要がある。

## 2. 目 的

RTは、一般に「筋力を高める」、「筋肉量を増やす」という目的で行われる。<sup>3)</sup> RTを敬遠する人からは、「ボディービルダーのようになりたくない」、「そんなに筋肉つけても意味がない」といった声をきく。しかしそういう人の多くは、筋肉がつき過ぎて困った経験は無く、RTを敬遠することに明確な根拠は無い。RTの経験があったとしても、自己流の方法で行った結果、筋肉を痛めたことや柔軟性を一時的に低下させてしまったことが、RTを否定的に捉えてしまう要因と考えられる。ところが実際では、RTは筋力向上のためだけでなく、高齢者の身体機能改善目的や、事故や傷害からの復帰に向けたリハビリにも取り入れられている。ジョギングやウォーキングなどの有酸素運動の方が一般人にとって手軽に行えることや、正しい方法を知らない、またはバーベルやその他の道具を必要するため簡単にできないことが、RTを敬遠してしまう要因ではないかと考える。

しかし最近ではRTによって筋力を高めたり、筋量を増やしたりすることは、一般人の健康増進にとっても非常に有益であることが示されてきている。<sup>12)</sup> RTによって筋肉量を増やすことにより代謝が向上し、脂肪燃焼効率が高まる可能性、体脂肪率が減少し体組成の改善を図ることなど、健康増進に貢献する要因がもたらされる。メタボリックシンドロームの危険因子の軽減の観点からも、内臓脂肪型肥満、高血圧、脂質異常、耐糖能異常に対する運動を考える場合は、まずは有酸素運動の処方第一と考えられているが、RTがもたらす要因も貢献すると考えられている。<sup>2) 7) 11)</sup>

このように様々な研究がRTの効果を謳っているが、はたして一般成人にとってどのような効果をもたらすのか。しかも、数週間ではなく、さらに長期にわたるRTの効果はあるのだろうか。本稿では、一般人の中でもメタボリックシンドロームの危険に最も直面している中年男性に焦点をあて、目的に沿って計画されたRTは脂質プロフィールの改善に影響を与えるのかどうか、検証していく。

## 3. 方 法

被験者は非喫煙者で過去に心臓疾患歴が無い、46歳の男性1名、2013年8月から2015年7月まで(24ヶ月間) RTを継続し、体組成の変化と脂質プロフィールの変化を記録した。

24ヶ月間をRTの内容によって次のように期分けした。

①2013年8月から2013年10月（3ヶ月間）…「導入期」

「導入期」のRTは、1回のセッションにおいて部位別ではなく全身を刺激するプロトコルを用いて、RTに身体を順応させるようにした。トレーニング強度は疲労困憊させるようなものではなく、余力を残して終了するようにした。RT実施頻度は週2回を予定した。

②2013年11月から2014年5月（7ヶ月間）…「筋量増量期」

「筋量増量期」では上半身と下半身に二分割し、それぞれに強い刺激が入るようなRTプロトコルを用いた。体組成の改善とは、脂肪量の減少と筋肉量の増大である。<sup>11)</sup> そのためにまずは、筋肉量の増大を図った。呼吸をしたり、食べ物を消化したり、外気温から身体を守るために体脂肪を維持したり、生きるための最低限の活動に使うエネルギーがあり、さらに余ったエネルギーが筋肉量を増やすために使われる。脂肪を全くつけずに筋肉だけ増やす試みは相当な困難が伴う。そのため「筋量増量期」を設けて、多少の脂肪がつき体重が増えてしまうことを見越したうえで、筋肉量（除脂肪体重）の増加を図る方法をとった。トレーニング内容は中負荷高回数の設定にし、各セッションで疲労困憊まで追い込めるようなものにした。それにより筋量増大を促すことを図った。<sup>12)</sup> RT実施頻度は各部位、週2回を予定した。

③2014年6月から7月（2ヶ月間）…「減量期-1」

「減量期-1」は、2か月かけて徐々に体脂肪を落としていき、2014年8月の健康診断までに目標の体組成範囲にもっていくことを目的として体組成改善を行った。目標とした体組成は、「体格指数（BMI）18.5～24.9以内」（日本肥満学会2011）、「体脂肪率23%以下」（表4）とした。（各健診時での値から、被験者の身長を174.5 cmとし、BMIの基準値の体重は56.3 kgから75.8 kgの間とした。）トレーニング内容は、前期の筋量増量期よりも負荷を減らし、回数を増やした。この期間の目的は体重を減らすことであるため、筋肉を肥大させるというよりも筋持久力を高める内容にした。<sup>12)</sup> RT実施頻度は各部位、週2回を予定した。

④2014年8月から2015年2月（7ヶ月間）…「減量期-2」

「減量期-2」は、減量期-1で基準値まで減らせなかった体重を減らし、それを維持することを目的とした。基準とした数値は、前期から引き続き「BMI18.5～24.9以内（体重56.3 kg～75.8 kg）」、「体脂肪率23%以下」とした。トレーニング内容は、基本的に前の期の減量期-1に用いたものをベースにした。体調によっては、②の筋量増量期のものを用いて、筋肉量は減るのを抑えるような方法も用いた日もあった。RT実施頻度は各部位、週2回を予定した。

⑤2015年3月から2015年7月（5ヶ月間）…「維持期」

「維持期」は、それまでに改善した体組成を維持することを目的とした。トレーニング内容は、減量期-2に用いたものを継続した。食事は特に制限を設けなかったが、栄養のバランスを考慮しながら、暴飲暴食は完全に避けるように配慮した。

なお、各期に用いたトレーニングプロトコルを表1から表3に示す。

②以降の期では、トレーニングを上半身（UB）・下半身（LB）に分けて別の日に行うようにし、目的の部位に対する効果を高めるようにした。UB、LBそれぞれ2パターンのやり方を設定した（表2、表3）。UB-②はUB-①よりも、補助エクササイズ（トライセプスプレスダウン、ダンベルアームカール）を省いた分だけ消耗度は軽く、疲労度によって行うトレーニング内容を変えるようにした。LB-②も、LB-①から比べると補助エクササイズ（レッグエクステンション、レッグカール）を省いた分だけ消耗度は軽く設定してある。

本研究は、単に体組成を改善したあとの短期的な脂質プロフィールを調べるだけにとどまらず、

表1 導入期のRTの内容(2013年8月~2013年10月)

全身の大筋群のトレーニング	
・スクワット(SQ)	12RM × 3set
・プルアップ(PU)	All out × 1set
・ラットプルダウン(LPD)	10~12RM × 3set
・ベンチプレス(BP)	12RM × 3set
・クランチ(CR)	30~50回 × 3セット

表2 筋量増量期のRTのパターン別内容(2013年11月~2014年5月)

上半身 UB-①	
・ラットプルダウン(LPD)	20RM × 2set、UBのアップとして
・プルアップ(PU)	All out × 1set
・ラットプルダウン(LPD)	10~12RM × 4~6set
・DBラテラルレイズ(DLR)	6kgダンベルで15回、SPのアップとして
・ショルダープレス(SP)	10~12RM × 4set
・ベントオーバーロウ(BOR)	10~12RM × 2~3set SPとBPの拮抗種目として
・ベンチプレス(BP)	10~12RM × 4~6set
・トライセプスプレスダウン(TPD)	10RM × 2~3set
・DBアームカール(DAC)	10RM × 2~3set

※UB-①…UpperBodyのパターン①  
DB…ダンベル(Dumbell)

上半身 UB-②	
※UB-①から補助エクササイズを除いた内容	
・ラットプルダウン(LPD)	20RM × 2set、UBのアップとして
・プルアップ(PU)	All out × 1set
・ラットプルダウン(LPD)	10~12RM × 4~6set
・DBラテラルレイズ(DLR)	6kgダンベルで15回、ショルダープレスのアップとして
・ショルダープレス(SP)	10~12RM × 4set
・ベントオーバーロウ(BOR)	10~12RM × 2~3set SPとBPの拮抗種目として
・ベンチプレス(BP)	10~12RM × 4~6set

※UB-②…UpperBodyのパターン②  
DB…ダンベル(Dumbell)

下半身 LB-①	
・スクワット(SQ)	10~12RM × 4~6set (アップは含まず)
・レッグプレス(LP)	10~12RM × 4~6set
・デッドリフト(DL)	70kg~80kg 10~12回 × 3set
・レッグエクステンション(LE)	10RM × 2~3set
・レッグカール(LC)	10RM × 2~3set

※LB-①…LowerBodyのパターン①  
DLでは余力を残すように

下半身 LB-②	
※LB-①から補助エクササイズを除いた内容	
・スクワット(SQ)	10~12RM × 4~6set (アップは含まず)
・レッグプレス(LP)	10~12RM × 4~6set
・デッドリフト(DL)	70kg~80kg 10~12回 × 3set

※LB-②…LowerBodyのパターン②  
DLでは余力を残すように

表3 減量期-1, 減量期-2, 維持期のRTの内容(2014年6月~2014年7月)

上半身 UB-③	
・ラットプルダウン(LPD)	20RM × 2set、UBのアップとして
・プルアップ(PU)	10回 × 3set
・ラットプルダウン(LPD)	15RM × 3~4set
・DBラテラルレイズ(DLR)	6kgダンベルで15回、ショルダープレスのアップとして
・ショルダープレス(SP)	10~12RM × 4set
・ベントオーバーロウ(BOR)	10~12RM × 2~3set SPとBPの拮抗種目として
・ベンチプレス(BP)	10~12RM × 4~6set

※UB-③…UpperBodyのパターン③

DB…ダンベル(Dumbell)

SPはダンベルで行う場合もある

下半身 LB-③	
・スクワット(SQ)	40kg 20回×4set、50kg 10回×2~3set
・フロントランジ(FL)	10~15kgダンベル保持 20回×5set
・デッドリフト(DL)	40kg~50kg 10~12回 × 3set

※LB-③…LowerBodyのパターン③

DLでは余力を残すように

表4 年齢別の体脂肪率基準値

男性の場合	30歳未満	14~20%	適正值
		25%以上	肥満
	30歳以上	17~23%	適正值
		25%以上	肥満
女性の場合	30歳未満	17~24%	適正值
		30%以上	肥満
	30歳以上	20~27%	適正值
		30%以上	肥満

※東京慈恵医科大学の判定基準

今回は体組成を改善し一定期間それを維持したあとの値も調べた。短期的な効果だけではなく長期的な効果を調べるために、⑤の維持期を5カ月間設けた。

体組成計測にはT社製BC-600家庭用体脂肪計(インピーダンス法)を使用した。誤差を出来るだけ少なくするために、毎週1回(火曜日から水曜日)、朝食後、排便をした後の午前中で、仕事前の発汗していない時間に、場所も毎回同じ場所で計測し、条件を統一した。また、体脂肪計で計測された体脂肪率から除脂肪体重を算出し、その値の変化も調べた。(除脂肪体重とは、筋、骨、臓器、および結合組織などの、脂肪を含まない組織のこと。)

食事に関しての規定事項は以下の通りにした。調査期間中を通して食事回数は1日3回に統一。導入期では、ホエイプロテインを就寝前に1回摂取。筋量増量期間には、間食を午後1回摂取、ホエイプロテインを朝・午後・就寝前の3回摂取、総摂取エネルギーを大体1日3,000~4,000 kcalになるように考慮した。減量期-1の間は、プロテインの摂取を中止し、間食も避けた。週に2日

間は総摂取エネルギーを1,000 kcal以内に抑える日を設定し、それ以外の日の総摂取エネルギーは3,000 kcal以下になるように考慮した。減量期-2と維持期においては、1日の総摂取エネルギーを3,000 kcal以内に抑え、特に摂取を厳しく制限する日は設けなかった。間食は引き続き摂らなかった。

脂質プロフィールは、検査による総コレステロール値 (T-Cho)、高比重リポ蛋白コレステロール値 (HDL-Cho)、低比重リポ蛋白コレステロール値 (LDL-Cho)、中性脂肪値 (TG) の4つの値を用いた。また、LDL-Cho/HDL-Cho比 (以下L/H比) が冠状動脈疾患の新たな指標として有用であるという説も発表されていることから、<sup>10)</sup> 検査値からL/H比を計算して比較した。2013年8月健診の値が、その後のRTと食事による体組成の改善で、1年後の2014年8月健診、1年半後の2015年2月健診、2年後の2015年7月健診でどのように変化したか調べた。

以上のように、RTの内容・実施頻度・食事を規定し、予定に沿うように実施した。精密な機器が揃っている施設でトレーニングを行い、エネルギーコントロールされた食事を2年間にわたり継続して摂取することは、困難を伴う。仕事を持ち多忙な一般中年男性を、多くの人数を被験者とするのは、今回の研究では行えなかった。トレーニングは民間のジムで行い、自らが調べられる範囲で栄養摂取をする方法は、一般の人々が簡便に行うことができる。また、脂質プロフィールの改善には、至適な運動強度で継続しても、数ヶ月程度では改善は見込めず、半年から1年、さらには何年か継続することが必要だと考えられている。<sup>8)</sup> それだけ長期にわたって調査を継続するには、本稿での研究のように簡便に行うことができる内容でなくてはならない。上記のように規定された状態で、体組成がどのように変化し、健診の結果の値がどのように変化したかについては「4. 結果」の項に記す。

## 4. 結 果

導入期 (2013年8月から2013年10月) のトレーニングプロトコル (表1) は、疲労困憊まで追い込む内容ではなかったため、週2回の頻度を保つことは容易であった。導入期の期間中は、予定した内容を週2回の頻度で完全に実施できた。

続く筋量増量期 (2013年11月から2014年5月) におけるプロトコルは表2に、実際のRT実施頻度を表5に示す。筋肥大を促すプロトコルは、各セッションで筋肉を疲労困憊まで追い込むことが求められ、前回までのトレーニングの疲労が抜けきらないことも多くあった。被験者の職業が大学運動部の指導者ということもあり、日中の仕事の運動量も多いため、各部位週2回のトレーニング頻度を厳密に守ると仕事にも支障が出てしまうくらい疲労することもあった。なんとか予定した頻度に近づけようと努力したが、予定した通りに遂行できない週が多かった。しかし、実施日には筋肉に強い負荷をかけて追い込む方法を取り、その疲労が取れてからは直ちに次のセッションを行うように努めた。よって実際に行った頻度は、回復が長過ぎたりしないものであり、頻度としては問題がなかったと言える。この筋量増量期の間は、強度の高い有酸素運動は一切行わなかった。ウォーミングアップや疲労回復目的で20分前後の軽いジョギングは行った日もあるが、RTの遂行や効果を抑制してしまうような有酸素運動は行わなかった。理由としては、強度の高い有酸素運動はRTのような無酸素性運動の効果を抑制してしまうとされており、<sup>12)</sup> RTの効果を最大限に引き出すためであった。

減量期-1 (2014年6月から2014年7月) におけるRTの実施頻度を表6に示す。最初の3週間は、筋量増量期でのトレーニングの疲労から体調を崩し、当初予定したプロトコル (表3) は行えなかつ

表5 筋量増量期における週当たりのRTの実施回数(2013年11月~2014年5月)

Week No.	W1	W2	W3	W4	W5	W6	W7	W8	W9
	24nov~30nov	01dec~07dec	08dec~14dec	15dec~21dec	22dec~dec23	dec29~04jan	05jan~11jan	12jan~18jan	19jan~25jan
UB	①-2	①-1	②-2	②-2	①-1	0	①-2	①-2	①-1
LB	①-1	①-2	②-2	②-1	①-2	0	①-2	①-1	①-2

Week No.	W10	W11	W12	W13	W14	W15	W16	W17	W18
	26jan~01feb	02feb~08feb	09feb~15feb	16feb~22feb	23feb~01mar	02mar~08mar	09mar~15mar	16mar~22mar	23mar~29mar
UB	①-2	①-1	②-2	②-2	②-1	①-1	①-2	②-2	②-1
LB	①-2	①-1	②-2	①-1	②-2	0	①-1	②-2	②-1

Week No.	W19	W20	W21	W22	W23	W24	W25	W26	W27
	30mar~05apr	06apr~12apr	13apr~19apr	20apr~26apr	27apr~03may	04may~10may	11may~17may	18may~24may	25may~31may
UB	①-2	①-1	②-1	②-2	②-1	②-1	①-2	②-1	②-2
LB	①-2	①-1	②-2	②-2	②-1	②-1	①-2	②-2	②-1

※UB…UpperBody(上半身)、LB…LowerBody(下半身)

※回数の方:①-2…パターン①を週2回実施

:②-1…パターン②を週1回実施

表6 減量期-1におけるRTの週当たりの実施回数(2014年6月~2014年7月)

Week No.	W28	W29	W30	W31	W32	W33	W34	W35	W36
	01jun~07jun	08jun~14jun	15jun~21jun	22jun~28jun	29jun~05jul	06jul~12jul	13jul~19jul	20jul~26jul	27jul~02aug
UB	0	0	0	③-2	0	③-1	③-1	③-2	③-2
LB	②-1	0	0	③-1	0	③-1	③-1	③-1	③-2

※UB…UpperBody(上半身)、LB…LowerBody(下半身)

※回数の方:②-2…パターン②を週2回実施

:③-1…パターン③を週1回実施

た。軽い腰痛を発症し、さらには重量負荷に対する気持ちも落ちてしまった結果、第28週から第30週までの3週間で、実施したのは下半身のトレーニングが1回だけである。しかしその後は回復し、2014年8月健診までトレーニングを継続できた。筋量増量期同様、各部位週2回を厳密に遂行することは体力的に困難であったが、回復の時間が長くなりすぎないように注意して遂行できた。

減量期-2(2014年8月から2015年2月)も同様、各部位週2~1回の範囲で実施された(表7)。トレーニング内容は減量期-1の内容を引き継ぎ、筋持久力を高める内容だったが、負荷が多少軽くなっても回数を多くしたので、筋肉に対する刺激強度は適切であった。

維持期(2015年3月から2015年7月)では、全体の期間を通して予定した頻度よりは少ないが、各セッション後の疲労が抜けた後にただちにトレーニングを行うことができた(表8)。筋肉への刺激が抜けきらないように、長期間トレーニングを休んでしまうことがないように配慮できた。

次に体組成の推移について述べていく。導入期から筋量増量期にかけての体組成の推移を表9・表10に示す。

導入期では、食事内容は変えず、RTも身体を馴れさせるための内容であったため、体組成に関して大きな変化は見られなかった。筋量増量期では約6か月間で、体重は約3kg、除脂肪体重は約2kg増えた。体重はBMIの基準値(18.5~24.9)の範囲を外れ、体重がやや多めになった。体脂肪率に関しては年齢別の基準値の範囲内であった。

表7 減量期-2における週当たりのRTの実施回数(2014年8月~2015年2月)

Week No.	W37	W38	W39	W40	W41	W42	W43	W44	W45
	03aug~09aug	10aug~16aug	17aug~23aug	24aug~30aug	31aug~06sep	07sep~13sep	14sep~20sep	21sep~27sep	28sep~04oct
UB	③-1	③-2	0	③-1	③-1	③-1	③-1	③-1	③-2
LB	③-1	③-1	③-1	③-2	③-1	③-1	③-2	③-1	③-1

Week No.	W46	W47	W48	W49	W50	W51	W52	W53	W54
	05oct~11oct	12oct~18oct	19oct~25oct	26oct~01nov	02nov~08nov	09nov~15nov	16nov~22nov	23nov~29nov	30nov~06dec
UB	③-1	③-1	③-2	③-1	③-2	③-2	③-1	③-2	③-2
LB	③-1	③-2	③-1	③-1	③-1	③-1	③-1	③-1	③-1

Week No.	W55	W56	W57	W58	W59	W60	W61	W62	W63
	07dec~13dec	14dec~20dec	21dec~27dec	28dec~03jan	04jan~10jan	11jan~17jan	18jan~24jan	25jan~31jan	01feb~07feb
UB	0	③-2	③-1	0	③-2	③-1	③-2	0	③-1
LB	③-1	③-1	③-1	0	③-2	③-2	③-1	0	0

Week No.	W64	W65(*1)
	08feb~14feb	15feb~17feb
UB	③-1	③-1
LB	③-2	③-2

※UB・・・Upper Body(上半身)、LB・・・Lower Body(下半身)

※回数の見方:②-2・・・パターン②を週2回実施

:③-1・・・パターン③を週1回実施

\*1...健診日が2月18日のため、W 65は15feb~17febの3日間のみ。

表8 維持期における週当たりのRTの実施回数(2015年3月~2015年7月)

Week No.	W66	W67	W68	W69	W70	W71	W72	W73	W74
	22feb~28feb	01mar~07mar	08mar~14mar	15mar~21mar	22mar~28mar	29mar~04apr	05apr~11apr	12apr~18apr	19apr~25apr
UB	③-1	③-1	③-1	0	③-1	0	③-1	③-1	③-1
LB	③-1	③-2	③-1	0	③-1	③-1	③-1	③-1	③-1

Week No.	W75	W76	W77	W78	W79	W80	W81	W82	W83
	26apr~02may	03may~09may	10may~16may	17may~23may	24may~30may	31may~06jun	07jun~13jun	14jun~20jun	21jun~27jun
UB	③-2	③-1	③-2	③-2	③-1	③-2	③-1	③-1	③-2
LB	③-2	③-1	③-1	③-2	③-2	③-1	③-1	③-2	③-2

Week No.	W84	W85	W86	W87	W88
	28jun~04jul	05jul~11jul	12jul~18jul	19jul~25jul	26jul~31jul
UB	0	③-2	③-1	③-3	③-1
LB	0	③-1	③-2	③-1	③-1

※UB・・・Upper Body(上半身)、LB・・・Lower Body(下半身)

※回数の見方:②-2・・・パターン②を週2回実施

:③-1・・・パターン③を週1回実施

表9 導入期の体組成の推移 (2013年8月～2013年10月)

	02-Aug-13	06-Aug-13	13-Aug-13	20-Aug-13	27-Aug-13	03-Sep-13	10-Sep-13
BW(kg)	77.2	77.2	77.5	77.7	78.0	78.1	77.9
LBM(kg)	63.99	64.07	64.32	64.33	64.35	64.19	64.03
BFP(kg)	17.1	17.0	17.0	17.2	17.5	17.8	17.8
	17-Sep-13	24-Sep-13	01-Oct-13	08-Oct-13	15-Oct-13	22-Oct-13	29-Oct-13
BW(kg)	77.6	77.9	78.0	77.8	77.5	77.8	78.0
LBM(kg)	64.02	64.50	64.35	64.57	64.32	64.65	64.81
BFP(kg)	17.5	17.2	17.5	17.0	17.0	16.9	16.9

表10 筋量増量期の体組成の変化 (2013年11月～2014年5月)

	05-Nov-13	12-Nov-13	19-Nov-13	05-Nov-13	27-Nov-13	06-Dec-13	11-Dec-13
BW(kg)	77.8	77.5	77.4	77.7	77.7	78.0	77.6
LBM(kg)	64.72	64.48	64.24	64.64	64.64	64.74	64.79
BFP(kg)	16.8	16.8	17.0	16.8	16.8	17.0	16.5
	16-Dec-13	24-Dec-13	06-Jan-14	14-Jan-14	21-Jan-14	28-Jan-14	04-Feb-14
BW(kg)	77.6	78.6	80.1	79.8	80.3	80.3	79.6
LBM(kg)	64.56	65.55	65.84	65.91	66.08	65.84	65.82
BFP(kg)	16.8	16.6	17.8	17.4	17.7	18.0	17.3
	11-Feb-14	18-Feb-14	25-Feb-14	04-Mar-14	11-Mar-14	18-Mar-14	25-Mar-14
BW(kg)	80.2	79.5	80.0	80.5	79.6	79.5	80.4
LBM(kg)	65.92	65.26	65.52	66.01	65.27	65.82	65.92
BFP(kg)	17.8	17.9	18.1	18.0	18.0	17.2	18.0
	01-Apr-14	08-Apr-14	15-Apr-14	22-Apr-14	29-Apr-14	06-May-14	13-May-14
BW(kg)	80.1	79.6	80.9	80.4	80.8	79.7	80.6
LBM(kg)	65.84	65.35	66.25	66.00	66.41	65.51	66.17
BFP(kg)	17.8	17.9	18.1	17.9	17.8	17.8	17.9
	20-May-14	27-May-14					
BW(kg)	80.8	80.4					
LBM(kg)	66.41	66.24					
BFP(kg)	17.8	17.6					

続く減量期-1の体組成の推移を表11に示す。表11から、体重減量期の2か月間で体重は3.4 kg、除脂肪体重は約2 kg減量した。BMIは25.2で、基準値範囲内(24.9以下)まで体重減少が出来なかった。

減量期-2ではまず、BMIを基準値範囲内にするように体重を落とし、体脂肪率と両方とも基準値内を維持することを目標とした。この期に入ったあとの2014年9月には、BMI基準値内である体重75.8 kg以下に減った。途中増減はあったものの、概ねBMIの基準値内にとどめておくことができた。減量期-2での体組成の推移を表12に示す。

維持期では、BMIと体脂肪率ともに期間をとおして基準値内を外すことなく、維持することができた(表13)。

このように、目的に沿った適切な刺激のRTを定期的を実施し、食事コントロールした結果、体組成も目的に沿って変化をした。BMIが目標値の範囲内には届かない時期もあったが、RTと食事によって体組成は改善していった。

表 11 減量期-1の体組成の変化(2014年6月~2014年7月)

	10-Jun-14	18-Jun-14	24-Jun-14	01-Jul-14	08-Jul-14	16-Jul-14	31-Jul-14
BW(kg)	80.4	79.7	78.9	78.6	78.3	77.3	77.0
LBM(kg)	66.00	65.59	65.40	65.08	64.98	64.23	64.29
BFP(kg)	17.9	17.7	17.1	17.2	17.0	16.9	16.5

表 12 減量期-2の体組成の変化(2014年8月~2015年2月)

	6-Aug-14	11-Aug-14	18-Aug-14	26-Aug-14	2-Sep-14	9-Sep-14	16-Sep-14
BW(kg)	76.4	76.1	75.3	76.9	75.9	76.6	76.4
LBM(kg)	63.94	63.46	62.95	63.98	63.22	63.50	64.02
BFP(kg)	16.3	16.6	16.4	16.8	16.7	17.1	16.2
	23-Sep-14	30-Sep-14	8-Oct-14	14-Oct-14	21-Oct-14	29-Oct-14	3-Nov-14
BW(kg)	77.3	76.5	75.9	75.4	75.0	74.4	75.3
LBM(kg)	64.08	63.80	63.52	63.33	63.22	63.46	63.40
BFP(kg)	17.1	16.6	16.3	16.0	15.7	14.7	15.8
	11-Nov-14	18-Nov-14	25-Nov-14	2-Dec-14	9-Dec-14	16-Dec-14	26-Dec-14
BW(kg)	75.8	75.5	75.2	75.7	75.5	75.1	75.5
LBM(kg)	64.12	63.19	63.69	64.42	63.72	63.91	63.72
BFP(kg)	15.4	16.3	15.3	14.9	15.6	14.9	15.6
	6-Jan-15	12-Jan-15	21-Jan-15	27-Jan-15	3-Feb-15	10-Feb-15	17-Feb-15
BW(kg)	76.6	76.5	75.8	75.9	74.8	75.6	75.2
LBM(kg)	64.34	63.80	63.44	63.37	62.90	62.89	62.94
BFP(kg)	16.0	16.6	16.3	16.5	15.9	16.8	16.3

表 13 維持期の体組成の変化(2015年3月~2015年7月)

	25-Feb-15	10-Mar-15	19-Mar-15	24-Mar-15	31-Mar-15	8-Apr-15	14-Apr-15
BW(kg)	74.4	73.8	73.7	73.3	73.7	73.0	73.9
LBM(kg)	62.71	62.21	62.42	61.86	62.35	62.05	62.74
BFP(kg)	15.7	15.7	15.3	15.6	15.4	15.0	15.1
	21-Apr-15	28-Apr-15	4-May-15	12-May-15	18-May-15	26-May-15	2-Jun-15
BW(kg)	74.2	73.9	73.5	73.9	73.6	74.6	74.4
LBM(kg)	62.92	62.88	62.98	62.88	62.85	63.11	63.46
BFP(kg)	15.2	14.9	14.3	14.9	14.6	15.4	14.7
	9-Jun-15	16-Jun-15	23-Jun-15	30-Jun-15	6-Jul-15	14-Jul-15	27-Jul-15
BW(kg)	74.2	75.1	73.7	73.1	73.1	74.3	74.6
LBM(kg)	63.07	63.83	63.01	62.13	62.28	63.45	63.41
BFP(kg)	15.0	15.0	14.5	15.0	14.8	14.6	15.0

脂質プロフィールの推移を表14に示す。

2013年8月健診時から1年を通して導入期、筋量増量期、減量期-1を過ごし、そして2014年8月に再度健診を行った。その結果、TGが低下、HDL-Choがわずかに増加、T-ChoとLDL-Choが大幅に増加、L/H比は高くなった。

表 14 脂質プロファイルの推移 (健康診断での結果)

	2013/8月2日	2014/8月1日	2015/2月18日	2015/7月31日
T-Cho	207	219	202	233
HDL-Cho	44	46	49	52
LDL-Cho	139	155	142	154
TG	133	102	57	126
L/H比	3.15	3.36	2.89	2.96
身長(cm)	174.2	174.8	174.7	174.5
体重(kg)	77.2	77.0	75.2	73.5
BMI	25.44	25.20	24.61	24.13
体脂肪率(%)	17.1	16.5	16.3	15.0
除脂肪体重(kg)	63.99	64.29	62.94	62.47

(注)

T-Cho...総コレステロール値(基準値150~219mg/dl)

HDL-Cho...高比重リポタンパクコレステロール値(基準値40~86mg/dl)

LDL-Cho...低比重リポタンパクコレステロール値(基準値70~139mg/dl)

TG...中性脂肪値(基準値50~149mg/dl)

L/H比...LDL-Cho値とHDL-Cho値の比率

その後の減量期-2では体重をさらに減少し、BMIの基準値の範囲内に留めるように努め、2015年2月健診時までの時期を過ごした。その結果、TGが大幅に減少、T-Cho、LDL-Choがわずかに減少、HDL-Choが増加し、L/H比が減少した。

さらに7ヶ月間の維持期を経たあとの健診では、T-Cho、HDL-Cho、LDL-Cho、TGすべてが、増加した。HDLも増加したがL/H比はわずかに増加した。

期間を通じてL/H比は3.0を超える期間が長く、冠状動脈疾患に対する指標として考えた場合、非常に憂慮しなくてはならない結果であった。2015年2月健診では、L/H比は2.89と下がったが、2015年7月検診では2.96と再度増加した。

## 5. 考 察

適切な負荷強度によるRTの定期的な実施とコントロールされた食事の摂取により、体組成を改善させることができた。しかしそれが脂質プロファイル改善に、即時に効果をもたらしたとは断定できない。脂質プロファイルの改善には、最低でも1年間を通して運動を継続しなくてはならないという研究もある。<sup>7)</sup>

2014年8月健診において脂質プロファイルが悪化したことの原因として考えられることは、筋量増量期において摂取エネルギーを増やし、筋肥大を促すために体重をBMIの基準を超えて増やしたこと(表9)がLDL-Cho増加、L/H比の悪化につながったということである。また、RT後の急性的な効果としてHDL-Cho値、LDL-Cho値、T-Cho値が増加するという研究結果もあり、<sup>1)</sup> こういった急性的な影響の繰り返しも、LDL-Cho増加、L/H比悪化の原因の一つになった可能性もある。

減量期-2の約7か月間を経た2015年2月健診では、T-Cho、LDL-Choが減少してHDL-Choが増加、L/H比が改善した。脂質プロファイルを改善するには、少なくとも半年から1年にわたる継続的な運動が必要と言われているが、<sup>7) 8)</sup> だとすると本稿の結果は、今後の改善にむけた一歩である可能性がある。表12に減量期-2の体組成の推移を示した。期間中は体重もBMI基準値

内に保てた期間が長く、食事も摂取エネルギーに注意を払った。しかし有酸素運動は行わず、運動はRTに限定した。先行研究では、RTにはHDL-Cho増加とTG減少の効果がある可能性が示されており、<sup>5)</sup> 脂質プロフィールの改善に対する方法として、RTも有酸素運動と同様に効果があった可能性はあると言える。

しかしその後の維持期では、BMIを基準値内から外れることなく5ヶ月間経過したが、2015年7月健診時では、HDL-Choの数値が改善したのみで、他の数値は増加（悪化）した。LDL-Choは一旦増加すると減らすことが困難であると言われていたが、そのとおりとなった。<sup>8)</sup> 脂質プロフィールの改善には、今後HDL-Choの増加を継続し、L/H比の改善をすることが求められる。この維持期を経たからの結果から、脂質プロフィールの改善には、RT単独では強制的な改善因子には成り得ないことが推察される。また、筋量増量期後の2014年8月健診時では数値が悪化したことをふまえると、いくらRTを行ったとしても、目的と実施方法によっては脂質プロフィールを悪化させる可能性がある。これは上述した先行研究の結果とも類似しており、今後のさらなる研究が必要である。

本稿の研究では、計画したエクササイズ中に有酸素運動を一切行なわなかったが、被験者の職業は大学の運動部の指導者であり、仕事上歩いたり軽く走ったりすることが多い。仕事上の動作が、自然と有酸素運動になっていた可能性は否定できない。また被験者が1名のみで行ったが、このように厳密に計画されたRTと食事コントロールを行うには、被験者の数が多くなると管理・監督が困難になるため、あえて1名で行った。研究成果としては因果関係を証明するには至らないが、予定した計画をこのように厳密に実行できる調査を重ねていくことは、RTと脂質プロフィールに関する研究には欠かせない。RTは、負荷強度によっては有酸素運動にも無酸素運動にもなるため、実施内容には注意を払わなくてはならない。また疲労困憊まで行う内容のRTには多少の危険が伴う。全く運動経験がない者がRTの調査を行うことは困難を伴う上、一般中年男性でこのような調査に長期にわたって参加できる人は多くないことから、このような個々の調査の積み重ねも問題の解決に必要なと思われる。

有酸素運動が脂質プロフィールの改善に有効であるとされている一方、このように綿密に計画されたRTの効果も、可能性として排除できないことが理解される。

## 6. まとめ

本研究の成果をまとめると以下ようになった。

- 1) RTと食事をコントロールすることによって体組成は改善する。
- 2) 筋肥大を目的とするRTを行い、筋量を増大させると、脂質プロフィールを悪化させる可能性がある。
- 3) RTと食事コントロールで体組成を改善すると、脂質プロフィールが改善する可能性がある。しかしこれはRTによるものなのか、単に体重が減少したことによるものなのかの断定はできない。
- 4) 中性脂肪値は数ヶ月で大きな改善がみられるが、T-Cho, HDL-Cho, LDL-Choに関しては、数ヶ月での運動・食事療法による大きな改善効果はみられない。
- 5) RTの継続により、長期的な効果としてHDL-Choの増加が考えられる。
- 6) LDL-ChoはRTによって減少するとは考えにくい。
- 7) RTが脂質プロフィールにどのような影響を及ぼすのかに関する明確な答えを導くには、さら

に継続的で多くの被験者による調査を行う必要がある。

## 参考文献

- 1) Chen, C. W. Vincent, Chang Woock Lee, Teak V. Lee, Steven E. Reichman. “*The Effect of Resistance Exercise Combined with Cholesterol Intake on Serum Lipid Profile in Elderly Men and Women*”. The FASEB Journal. Texas: Texas A&M University, College Station, (2012), pp. 1142-1143. Print.
- 2) Conley, S Micheal, Ralph Rozenek. “*National Strength and Conditioning Association Position Statement*” Strength and Conditioning Journal Volume23 No. 6, (2001), p. 9-23.
- 3) Hass CJ, Feigenbaum MS, Franklin BA. “*Prescription of resistance training for healthy populations.*” Sports Med 31, (2001), pp. 953-964.
- 4) 久末伸一 「LOH症候群の予防と集学的治療」 『日本Men's Health医学会 News-Letter』 Vol. 10, (2012), pp. 2-3.
- 5) Joseph, J.O. Lyndon, Stephanie L. Davey, William J. Evans, Wayne W. Campbell. “*Differential Effect of Resistance Training on The Body Composition and Lipoprotein-Lipid Profile in Older Men and Women*”. Metabolism. Sciencedirect, (1999), pp. 1474-1480. Print.
- 6) 森永製菓健康事業部 『ウィダーフィットネスバイブル』 (2003) p. 3.
- 7) 森永製菓健康事業部 『NSCAパーソナルトレーナーのための基礎知識』 (2005) pp. 527-532.
- 8) 日本トレーニング指導者協会 『トレーニングインストラクターテキスト』 大修館書店 (2014) pp. 90-97.
- 9) NSCA ジャパン 『ストレンクス&コンディショニング I』 大修館書店, NSCA ジャパン (2003) p. 100.
- 10) 佐久間一郎 「LDL - C/HDL-C比は冠状動脈疾患の新たな指標として有用」 第30回欧州心臓学会ポスターセッション (2008年9月1日).
- 11) Sword, O David. “*Exercise as a Management Strategy for the Overweight and Obese*” Where Does Resistance Exercise Fit in? NSCA-J Strength & Conditioning Journal Volume 20 No. 2, (2013), pp. 24-31.
- 12) Thomas R Baechle, Roger W Earle “*Essentials of Strength Training & Conditioning*” Book House HD, (2002), Print, p. 166.
- 13) 宮川 康 「テストステロンとメタボリック因子の関係」 『日本Men's Health 医学会 News-Letter』 Vol. 10, (2012), p. 7-8.

研究ノート

「体づくり運動アプリ Episode 1」を用いた中学校1学年  
体づくり運動の指導効果に関する実践事例研究  
——運動習慣の形成・継続に着目して——

木 原 慎 介

**A Practical Case Study of the Effects of Using the  
Application “Physical Fitness Application Episode 1”  
on 1<sup>st</sup> Grade Junior High School Students**

KIHARA, Shinsuke

Abstract

The purpose of this study is to examine the design of physical fitness classes for junior high school students, and to establish exercise habits within the early stages of a fitness program.

The main findings were as follows:

1. The results of the formative evaluation inventory analysis, developed by Takahashi (1994) for a program of seven lessons, showed high scores regardless of the level of exercise habits, though the related scores of the 6<sup>th</sup> and 7<sup>th</sup> lessons were relatively low.
2. The results of the attitude survey for physical fitness analysis showed that the viewpoint concerning exercise by the low level students greatly differed from that of the high level students. These findings suggest that it is not just effectiveness that is needed for the exercise habits of low level students, but also it is vitally important to design lessons that help students plan and improve their physical activities.

*Key words:* Physical fitness, using ICT, exercise habits

キーワード：体づくり運動, ICT活用, 運動習慣

## 目 次

- I. 緒言
- II. 方法
- III. 結果及び考察
- IV. 結論・まとめ

### I. 緒 言

近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著になっている。その傾向は小学校の早い段階から認められ、中学校の女子においてはスポーツをほとんどしない生徒が3割を超えている状況にある。このような現状を踏まえ、文部科学省（2012）は運動習慣が身に付いていない子どもに対しての支援を充実させるなどして積極的にスポーツに取り組む態度の育成が課題であると指摘している。また、平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果報告書（文部科学省，2014）においても同様な指摘がなされ、特に運動やスポーツが苦手・嫌いであるという児童生徒への取組を充実させることが課題であるとしている。さらに、児童生徒を取り巻く環境や運動実施時間・運動能力等により運動やスポーツをもっと行いたいと思う条件は様々であるため、個々のニーズに合った運動機会を保障することも課題として挙げられている。

このような現状に対し、学校体育においては「体づくり運動」領域のより一層の充実が求められている。中学校学習指導要領では「体づくり運動」の内容の1つである「体力を高める運動」において、運動を組み合わせて運動の計画に取り組むことが新たな内容として示されている（文部科学省，2008）。また、第3学年においては日常的に取り組める運動例を取り上げるなど指導方法の工夫を図るようにすると示されている。さらに、指導内容の定着がより一層図られるように全ての学年で履修させるとともに、授業時数を各学年で7単位時間以上を配当することなどが示されている。これらは生徒が体を動かす楽しさや心地よさを味わうことができるようにするとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識し、学校の教育活動全体や実生活で生かすことができるようにするためである。体づくり運動の充実を図るための手立てとして文部科学省（2013）は『学校体育実技指導資料（第7集）改訂版体づくり運動』を発行したり、子どもの体力向上指導者養成研修会に「体づくり運動」を位置付けたりするなどして、その普及・伝達活動を進めている。

しかしながら、従前から「体づくり運動」領域では何をどのように指導したらよいか戸惑う現場が多かったと実践者として振り返る。筆者の周りにいる多くの体育教師からも同じような声が上がっており、実際に行われている授業の実態は体力テスト、授業前の準備体操、筋力トレーニングなどを体づくり運動として実施している学校が多い。したがって、「体づくり運動」の本来のねらいとの乖離が危惧されているところである。

「体づくり運動アプリ」（株式会社からだラボ）は前述のような背景をふまえて児童生徒の学習及び教師の指導と評価の充実を図るために開発された。内蔵プログラムは学習指導要領に準拠しており、児童生徒がそれぞれのニーズに応じて楽しみながら運動を計画したり実践したりしていく、卒業後にも生涯にわたって運動に親しむことができる力を育成することをコンセプトに設計されたアプリである。

そこで本研究では、「体づくり運動アプリ」を用いた授業実践を通して中学生の運動への関心や運動習慣の形成・継続に及ぼす効果について検討するとともに、今後の指導改善に資する情報を得ることを目的とした。

## Ⅱ. 方 法

### 2.1 対象授業

対象は東京都内の公立中学校第1学年男女53名で、教師歴10年の保健体育科教師によって指導された(表1)。単元7時間の主な学習プログラムは1時間目から5時間目が「体ほぐしの運動」と「体力を高める運動」における体力要素別の学習、6時間目からはそれらの運動を組み合わせる運動計画を作成する学習であった(表2)。

### 2.2 使用端末およびアプリ

生徒が使用する端末はタブレットPC「VersaPro タイプVZ (NEC, Windows 8)」で、ペアで1台を使用するように割り当てた。また、使用アプリは「体づくり運動アプリ Episode 1」とした。なお、Episode 1は中学校1年生の学習内容に対応した、運動計画を立てるための基礎学習プログラムが組み込まれたものである。

### 2.3 収集データ

表2に示すように、単元の学習プログラムに併せて運動習慣調査、形成的授業評価、運動に対する意識調査の各調査を行った。

表1 対象生徒と実施期間

学年	性別	人数	実施期間
1 学年	男子	18 名	平成 26 年 09 月 22 日～平成 26 年 10 月 17 日
1 学年	女子	35 名	平成 26 年 12 月 01 日～平成 27 年 01 月 13 日

表2 単元の学習プログラムと各調査の実施機会

1 時間目	2 時間目	3 時間目	4 時間目	5 時間目	6 時間目	7 時間目
いろいろな運動を試してみよう					運動を組み合わせよう	
オリエンテーション	●体ほぐしの運動 合わせたり 対応したり	リズムで	ストレッチ	色々な条件で	用具を使って	●運動の計画
●体ほぐしの運動	●体力を高める運動 柔らかさ	巧みさ	力強さ	持続	●運動の計画	振り返り

### 2.3.1 運動習慣調査

生徒の運動習慣調査は同年6月に実施した生活習慣アンケート（第一学習社）から抜粋したものをを用い（表3）、「3.週に1～2日くらい」または「4.週に3日以上」と回答したものを運動習慣上位群、「1.しない」または「2.月に1～3日くらい」と回答したものを運動習慣下位群とした。

### 2.3.2 形成的授業評価

形成的授業評価は1時間の授業終了時に生徒アンケートを行い、そのデータから授業の良し悪しを評価するものである。本研究では高橋ら（1994）の方法をもとに作成した質問紙を用い（表4）、「成果」「意欲・関心」「学び方」「協力」「総合」の5因子9項目の調査を毎時間の授業終了時に実施した。そこで得たデータは「はい-3点」、「どちらでもない-2点」、「いいえ-1点」と得点化してクラス平均値を算出し、診断基準により5段階で評価した。

### 2.3.2 運動に対する意識調査

生徒の運動に対する意識調査は本研究において独自に作成した質問紙調査（表5）を単元終了後に実施し、各質問項目について運動習慣上位群と下位群の平均値を比較した。さらに、各質問項

表3 運動習慣調査項目

---

◎運動やスポーツをどのくらいしていますか？（学校の体育の授業をのぞく）

（ 1. しない 2. 月に1～3日くらい 3. 週に1～2日くらい 4. 週に3日以上 ）

---

表4 形成的授業評価調査項目

---

◎今日の体育の授業について質問します。下の1～9について、あなたはどう思いましたか。当てはまるものに○をつけてください。

---

1. 深く心に残ることや、感動することがありましたか。	(はい・どちらでもない・いいえ)
2. タブレットを利用しながら運動したり計画を立てたりすることができるようになりましたか。	(はい・どちらでもない・いいえ)
3. 発見したり、納得したりするようなことがありましたか。	(はい・どちらでもない・いいえ)
4. 精一杯、最善を尽くして学習したり、運動したりすることができましたか。	(はい・どちらでもない・いいえ)
5. 楽しかったですか。	(はい・どちらでもない・いいえ)
6. 自分から進んで学習することができましたか。	(はい・どちらでもない・いいえ)
7. 自分の目標に向かって学習したり、運動したりすることができましたか。	(はい・どちらでもない・いいえ)
8. 仲間と協力して、お互いに気を配りながら学習できましたか。	(はい・どちらでもない・いいえ)
9. 仲間と協力して、助言し合ったり、補助し合ったりしましたか。	(はい・どちらでもない・いいえ)

---

表5 運動に対する意識調査項目

---

1. 体づくり運動の授業は楽しかったですか？

（ 1. 楽しかった 2. やや楽しかった 3. あまり楽しくなかった 4. 楽しくなかった ）

2. 運動をすることが好きですか？ （ 1. 好き 2. まあ好き 3. あまり好きでない 4. 好きでない ）

3. 授業を通して運動に対する考え方に変化がありましたか？

（ 1. あった 2. ややあった 3. あまりなかった 4. なかった ）

4. 授業で行った運動や計画などは、今後授業以外でもやってみたいと思いますか？

（ 1. 思う 2. やや思う 3. あまり思わない 4. 思わない ）

---

目において「1」または「2」と回答した生徒を肯定的回答群, 「3」または「4」と回答した生徒を否定的回答群とし, 両群の割合を比較した。

### Ⅲ. 結果及び考察

#### 3.1 運動習慣調査

表6に示すように, 対象生徒53名のうち学校の体育授業を除いて運動やスポーツを実施している生徒は「週3日以上」——27名, 「週1~2日」——10名で, 運動習慣上位群は37名であった。一方, 運動やスポーツをほとんど実施していない, またはしない生徒は, 「月1~3日」——5名, 「しない」——7名で, 運動習慣下位群は12名であった。なお, 残りの4名については未回答または欠席等の理由で調査が実施できなかったため, 以後のデータ分析からは除外した。

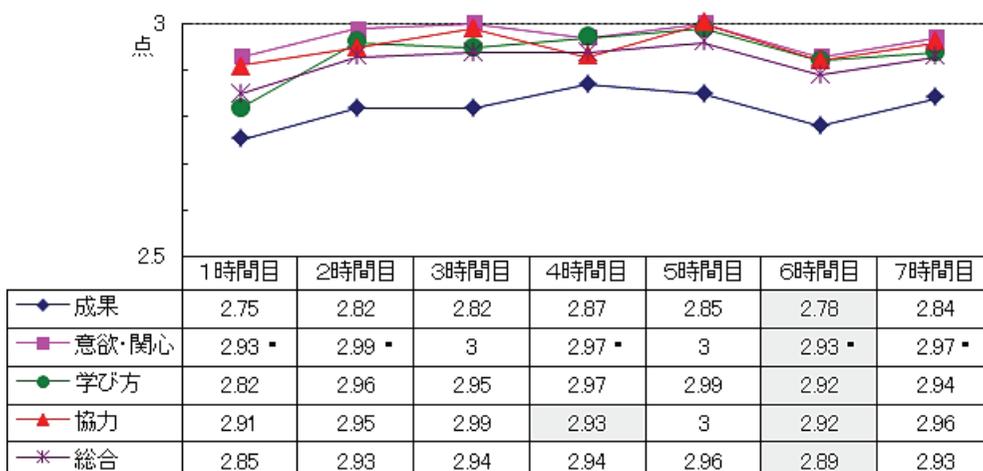
#### 3.2 形成的授業評価

形成的授業評価の結果は運動習慣上位群・下位群とも「成果」「意欲・関心」「学び方」「協力」「総合」の全項目, および単元7時間のすべてにおいて5段階評価で「4」または「5」であった(図1, 図2)。特に「総合」項目はすべての時間が「5」であったことから, 本研究で実践した「体づくり運動」は運動習慣の有無に関わらず評価の高い授業であったことが明らかとなった。

高評価ではある中で, さらなる指導改善を図るために注目したのは単元6時間目にみられたわずかな数値の落ち込みである。特に「成果」「協力」項目は両群とも共通して前時より0.05ポイント以上の落ち込みがあった。この6時間目は運動計画作成の学習に入る時間であり, その際の学習の

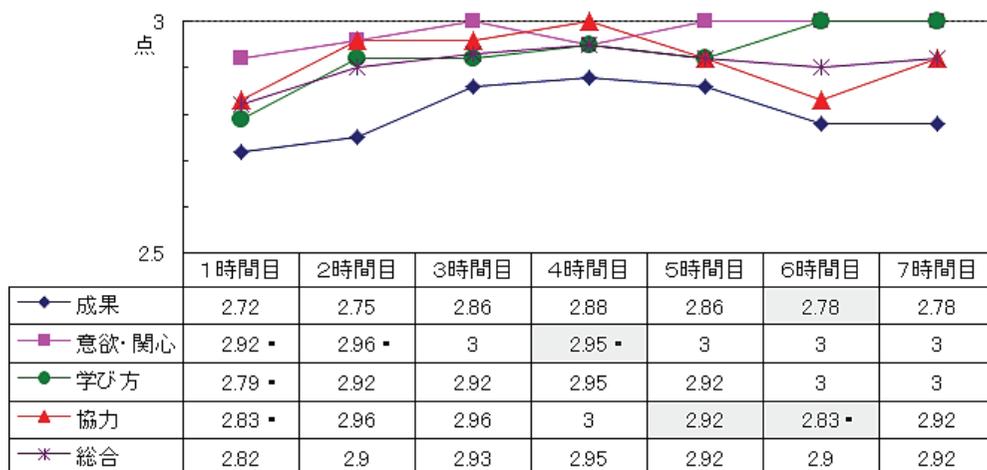
表6 運動習慣調査結果

運動習慣上位群		運動習慣下位群		不明
週3日以上	週1~2日	月1~3日	しない	
27名	10名	5名	7名	4名



「・」は5段階評価の4, 「無印」は5, □ は前時比で0.05ポイント以上下降

図1 形成的授業評価 (運動習慣上位群)



「・」は5段階評価の4、「無印」は5、■ は前時比で0.05ポイント以上上下降

図2 形成的授業評価（運動習慣下位群）

つまずきであったと考える。したがって、今後は運動計画作成の学習において特に「成果」「協力」項目に関連した授業づくりがポイントとなる。

また、6時間目に数値が落ち込んだ項目数を両群で比較してみると、運動習慣下位群の2項目に対して上位群は全6項目であった。上位群の落ち込み項目数が多かったことについて、6時間目は運動計画作成の説明に要する時間が長く、他の時間に比べて運動時間が短かったことが要因だと考える。すなわち、運動をすることが好きではない下位群よりも、運動をすることが好きな上位群にとっては授業の満足度が下がったものと考えられる。

一方、7時間目にはほとんどの項目の数値が再び上昇したが、下位群の「成果」項目だけは停滞したまま単元を終えている。仮に6時間目の数値の落ち込みが学習過程上で意味のあるものとしても、生徒が成果を実感できる形で単元を終わらせることができるようさらなる指導改善が必要である。

### 3.3 運動に対する意識調査

単元終了後に実施した生徒の運動に対する意識調査では、「運動をするのが好き」という項目において運動習慣上位群が下位群に比べて有意に高い値を示した ( $p = 0.001$ )。一方、「体づくり運動の授業が楽しかった」、「運動に対する考え方の変化があった」、「学習した運動や計画を活用したい」という項目については両群の間に有意差は認められなかった。(表7)

次に、各質問項目における肯定的回答群と否定的回答群との割合を比較した。その結果、運動習慣上位群・下位群ともほとんどの生徒が「体づくり運動の授業が楽しかった」と肯定的に回答した(図3)。しかし、運動習慣下位群では約6割の生徒が「運動は好きではない」と否定的に回答した(図4)。一方、運動に対する考え方の変化については運動習慣下位群の約8割の生徒が肯定的に回答し、上位群の割合を上回った(図5)。具体的にどのような変化があったのかについて、表8に示すように運動習慣が無い生徒はすべてプラスイメージへの変化であった。これらのような「手軽に楽しみながら自分に合った運動でいい」という考え方への変化は、今後、自ら運動を行おうとする態度の育成に有効であると考えられる。その態度がひいては運動習慣の形成・継続に繋がる

ものと期待する。

また、学習したことを活用することについては運動習慣上位群・下位群とも約8割の生徒が「授

表 7 運動に対する意識調査結果

	運動習慣上位群	運動習慣下位群	t	p
	Means ± SD	Means ± SD		
体づくり運動の授業が楽しかった	1.37 ± 0.65	1.33 ± 0.65	0.18	0.93
運動をするのが好き	1.35 ± 0.54	2.58 ± 1.00	-4.07 **	0.001
運動に対する考え方の変化があった	2.51 ± 1.04	2.08 ± 0.67	1.34	0.19
学習した運動や計画を活用したい	1.88 ± 0.84	2.00 ± 1.04	-0.39	0.7

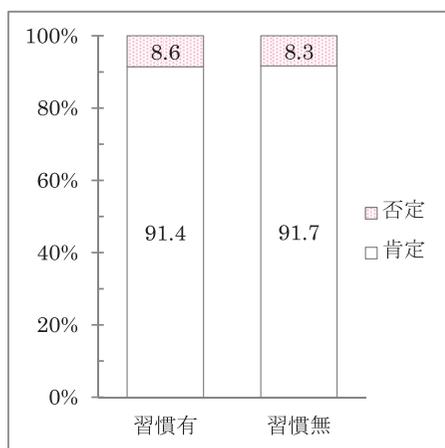


図 3 体づくり運動の授業が楽しかった

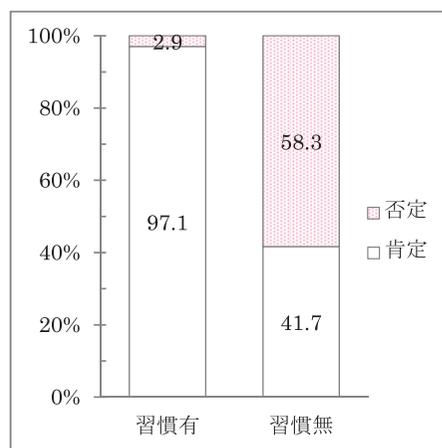


図 4 運動が好きだ

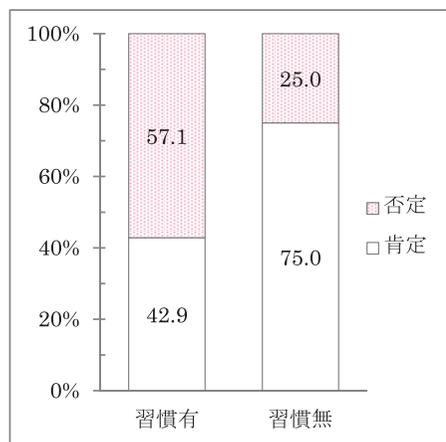


図 5 運動に対する考え方の変化があった

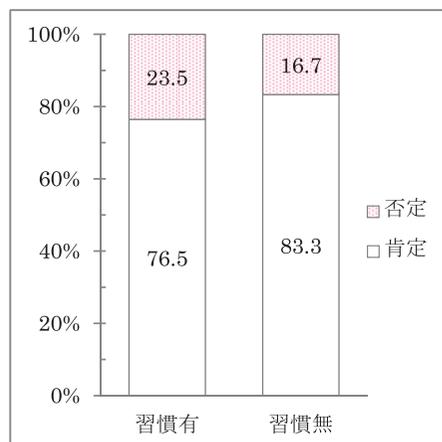


図 6 学習した運動や計画を活用したい

表8 運動に対する考え方の変化内容（運動習慣下位群）

生徒A	「マラソンなどハードな運動をすることが日常では多く、あまり好きではなかったが、軽い運動からでも体の能力を高めることができるのだと知った。」
生徒B	「前までは運動なんて嫌いだったんですけど少し好きになった。」
生徒C	「運動は体力をつけるためだけにやるものだと思っていたけど、授業を受けて楽しみながら自分に合った運動をしようと思うようになったこと。」
生徒D	「運動は<つらい>だけだと思っていたけど、やってみたら<楽しめる>所もあったこと。」
生徒E	「運動はつらく、きついもの → 運動は楽しいもの、と考えが変わった。」

業で行った運動や作成した運動計画などを他の場面でもまたやってみたい」と回答した。このことも本実践が運動習慣の形成・継続に効果的であったことを示唆するものである。一方、残りの約2割の生徒は「学習したことを活用したい」とは思わなかった（図6）。なかでも運動習慣の無い生徒は「学校の授業でやるから楽しい」、「家ではなかなかやる気にならない」とコメントした。このような生徒の実態を踏まえると、指導する際は「体づくり運動」の授業で学んだ運動や計画を他の運動領域や体育授業以外の学校教育活動に展開していけるような工夫をし、段階的に運動習慣を身に付けさせていくことが必要だと考える。

#### IV. 結論・まとめ

本研究では「体づくり運動アプリ Episode 1」を用いた中学校1年生の「体づくり運動」の授業実践から、特に運動習慣の形成・継続に着目して、その指導効果について検討した。その結果、本授業は運動習慣の有無に関わらず評価が高く、楽しめる授業であることが分かった。今後の指導改善点は運動計画を作成させる際の2点である。1つ目は、成果を実感させやすくするために、理解すべき知識量を精選することや、作成した運動計画を自己評価できたり他者評価されたりすることである。2つ目は、運動計画の作成時や実際に運動を行う際に、生徒同士で相互にチェックし合うという協力場面を明確に設定することである。

また、生徒の運動に対する考え方がプラスイメージに変化したことや学習した運動や計画を活用したいという意識を持てたことから、本実践は運動習慣の形成・継続に効果的な授業であったと言える。特に運動習慣の無い生徒においては、自ら運動を実施しようとする態度の育成に有効であることが示唆された。その際、「体づくり運動」の授業内だけではなく他の運動領域や体育授業以外の場面でも活用できるような指導の工夫及び運動実施の機会設定が必要であることが分かった。

#### 参考文献

- 文部科学省 (2012), スポーツ基本計画 7-8.
- 文部科学省 (2014), 平成26年度全国体力・運動能力, 運動習慣等調査の結果報告書 78.
- 文部科学省 (2008), 中学校学習指導要領解説保健体育編, 東山書房 9.
- 文部科学省 (2013), 学校体育実技指導資料 (第7集) 改訂版体づくり運動.
- からだラボ (online), 体づくり運動アプリ, <http://www.karadatsukuri.jp> (参照日2014年4月1日).
- 第一学習社 (online), 新体力テスト集計・分析システム (中学・高校・大学用) のご案内, <http://www.daiichi-g.co.jp/stest/goods/system2.html> (参照日2014年4月1日).
- 高橋健夫, 長谷川悦示, 刈谷三郎 (1994), 体育授業の「形成的評価法」作成の試み: 子どもの授業評価の構造に着目して, 体育学研究 39: 29-37.

資料（史料）紹介

## 大学スポーツ界におけるスカウト活動に関する研究

上 代 圭 子  
持 田 紀 与 美  
三 科 真 澄  
城 戸 絵 理 沙  
高 木 彩 圭  
古 葉 隆 明

### **Study of Scouting in College Sports**

JODAI, Keiko  
MOCHIDA, Kiyomi  
MISHINA, Masumi  
KIDO, Erisa  
TAKAGI, Ayaka  
KOBAYASHI, Takaaki

#### Abstract

By 2018, Universities in Japan will have to deal with a significant drop-off in student population, a problem that is presently a major concern for Japan. Many universities have focused on strengthening their athletic programs as a way to promote publicity and bolster its school identity, and are actively engaged in recruiting activities for athletically talented high school students. However, such recruits must also satisfy academic standards. In the first place, the process for screening talent for university admission is different from discovering talent (Williams & Reilly, 2000).<sup>17)</sup> For this reason, it is difficult to identify student athletes who will excel in a university-level sport when applying a scale used by the Japan Sports Association and other sports organizations to identify potential star athletes. The purpose of this case study is to identify requisite elements for identifying high school athletic recruits with the potential to succeed in university sports.

Research was conducted using semi-structured interviews, for 9 coaches.

As a result, a few elements were identified when those coaches recruited potential high school athletes.

キーワード：大学生アスリート，スカウト活動，スポーツタレント選抜  
College student athletes, Scouting, Sports Talent Identification

## 目 次

1. 緒論
2. 研究方法
  - 2.1 調査方法
    - 2.1.1 調査対象
    - 2.1.2 調査手順
  - 2.2 分析の枠組み
    - 2.2.1 分析方法
3. 結果と考察
  - 3.1 インタビュー調査からの結果
    - 3.1.1 スカウト活動の方法
    - 3.1.2 選手の情報を得る手段
    - 3.1.3 スカウト活動時に選手を見る際の着目点
    - 3.1.4 スカウト活動時に話をする相手
    - 3.1.5 スカウト活動時に収集する情報
    - 3.1.6 大学生選手のスカウトをする際の着目点
    - 3.1.7 スカウト活動時のキーパーソン
    - 3.1.8 志望校を決定する際のキーポイント
    - 3.1.9 大学生としてプレーする選手のスカウト活動時の苦労点
    - 3.1.10 大学生を指導する際の苦労点
    - 3.1.11 大学でプレーすることが向いている選手の特徴
  - 3.2 結果のまとめ
4. まとめにかえて
5. 研究の限界

## 1. 緒 論

2020年に東京においてオリンピックとパラリンピックが開催されることが決定し、自国開催であるこのオリンピック・パラリンピックにおいては、日本代表選手が活躍されることが非常に期待されている。これに伴って、「ユニークで圧倒的なパフォーマンス，ポテンシャル，適性を兼ね備えた『ワールドクラス』のタレント・アスリートを発掘・育成」を目的として、日本体育協会では文部科学省からの委託事業として「2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト（タレント発掘・育成コンソーシアム）」が生まれ、有能なアスリートの発掘や育成・強化の手法・仕組みに対する調査研究・開発なども行われている。

競技力は、心理的側面と肉体的側面から検討されるが、心理的側面としては、「意欲」，「闘争心」，「冷静さ」等の要素がよく検討されている（藤澤・田淵，2005）<sup>2)</sup> また、競技レベルや競技

経験年数、競技種目、性差などが影響を及ぼすとされる心理的競技能力があるとされ、経験があり競技レベルが高い選手ほど、心理的競技能力があるとされている（徳永ら、2000）。<sup>13)</sup>そしてその心理的競技能力は競技パフォーマンスに影響を及ぼすとされている（竹野ら、2014）。<sup>12)</sup>

肉体的側面については、日本で行われているタレント発掘の多くは「走る、跳ぶ、投げる」といった基本的な運動能力を測定し、選抜された子供たちに対して科学的なトレーニングや能力開発・育成プログラムを付与し、その子供たちに適した競技種目を紹介する（八重樫・勝田、2010）<sup>15)</sup>ため、新体力テストの種目などから一般的な運動能力の高さを評価しつつ、加えてそれ以外の能力を客観的に示す測定・評価の方法を模索している（松井、2012）。<sup>5)</sup>

だが、本来有能なアスリートに必要な競技能力とは、高い技術や体力、筋力だけでなく、問題解決能力やコミュニケーション力、知的能力も重要であり（勝田、2002）、<sup>3)</sup>また、競技環境に影響されるのはもちろんのこと、最近では遺伝的な素因に恵まれていることが競技における成功の鍵を大きく握っているとされる（内藤；2008）<sup>8)</sup>ように、遺伝子研究にも注目が集まっている（清水ら、2008<sup>11)</sup>；柳原、2008<sup>16)</sup>；内藤、2008<sup>8)</sup>）。

このような状況において、大学でもスポーツ選手の育成・強化が積極的に行われている。2015年1月に開催された箱根駅伝（東京箱根間往復大学駅伝競走）では、青山学院大学が優勝したが、これは大学の強化策の結果である。近年、箱根駅伝の本戦に出場することは非常に厳しくなっており、古豪と呼ばれる大学でも優勝どころか本戦に出場すらできない状況にある。これは各大学が箱根駅伝に出場することにおけるカレッジアイデンティティの醸成や宣伝効果などの様々メリットを認めた結果、強化に力を入れているためである。このような強化は箱根駅伝のみに見られる傾向ではなく、サッカーや野球なども同様であり、大学をあげての強化がなければ勝つことができない時代となっている。

そしてそのために、指導者による優秀な高校生の勧誘活動も積極的に行われているが、これはタレント発掘ではない。タレント発掘が、そのスポーツに参加していない潜在的競技者を発見または識別することであるのに対して、タレント選抜は、既にスポーツに関心をもって参加しているタレントを選別することである（Williams & Reilly, 2000）<sup>17)</sup>とされるため、大学の指導者が行っているのは、タレント選抜であると言える。そして、大学生アスリートはプロスポーツ選手ではないため、きちんと授業に出て試験に合格し単位を取得するといった、スポーツ選手としての資質以外のものも求められる。したがって、指導者も「勉強についていけない」など、大学生として耐えられないと思えば、どんなに優秀な選手であってもスカウトすることができない。また、親元を離れて生活する選手も少なくないため、生活を自己管理できる人間でなければ墮落してしまう。

このように、大学スポーツにおいて活躍する選手を見極めることは、一般的なタレント発掘ならびにタレント選抜の際の要素を測る尺度では困難である。だが、これまでどのような要素が大学スポーツにおける優秀なアスリートとなり得るものであるかは明らかにされていない。

そこで本研究では、有望な大学生アスリートを判断するための一助とすべく、近年スポーツに力を入れている大学を事例として、高校生アスリートを大学スポーツ界にスカウトする際のポイントを明らかにすることを目的として研究を行った。

## 2. 研究方法

### 2.1 調査方法

#### 2.1.1 調査対象

被験者の年齢は33歳から60歳であり、スポーツの指導者としてのキャリアは、5年から21年であった。被験者は全員大学の指導者である。

彼らは、現役時代はプロスポーツ選手や日本代表として活躍していた後、指導者になってからは大学日本一になるなど、優秀な成績を取っている。なお、詳細については本調査は匿名を条件に協力してもらっているため、本人の特定をさけるため指導者AからIとし、詳細は割愛する。

#### 2.1.2 調査手順

まず、調査対象者へ直接メールまたは電話にて連絡し、本調査への協力を依頼した。そして後日、半構造化面接法による面接調査を実施した。なお、調査期間は、2015年8月から9月である。

面接調査は個別に実施し、所要時間は被面接者1名あたり60分程度であった。面接の進め方は、順をおって項目を1項目ずつ質問するのではなく、スカウト活動について被験者自身に自由に語ってもらっていき形で進め、その中で用意した質問項目など本調査の検証に必要な点を、面接者が補足する形で質問する遡及法を用いて行った。なお、直接面接を実施の際には、被面接者からの了解を得て面接内容を録音した。

なお質問項目は、地域タレント発掘・育成事業に関する協力ガイドライン（日本オリンピック委員会、2008）を参考とし、パイロットテストの結果を基にプロジェクトメンバーにて決定した。なお、項目は、①スカウト活動の方法、②着眼点、③交渉相手、④社会人と大学生アスリートをスカウトする際の相違点、⑤入学後苦労した点などである。

### 2.2 分析の枠組み

#### 2.2.1 分析方法

分析方法は、Mayring（1983; 7th edition, 2000）<sup>7)</sup>が構造化した質的内容分析を援用したが、分析を行う際には、SPSS Modeler Text Analytics for Surveys 4.0.1 for Windowsを使用した。テープに録音した内容を文字に起こし、原文のままSPSS Modeler Text Analytics for Surveys 4.0.1 for Windowsにて、形態素解析を行った後、頻出語や類義語を整理するといった形でデータマイニングを行い、出現数の多い語句について検討を行った。

なお、本研究においてSPSS Modeler Text Analytics for Surveys 4.0.1 for Windowsを用いた理由は、「日本語は係り受けや文中で主語省略が頻繁に行われるといった問題があり、これらの処理が英語圏などに比べ日本語のテキストマイニングを困難にしていた要因でもあるが、その点において『IBM SPSS Text Analysis 4』は利便性が高い。」（抜井、2012）<sup>10)</sup>とされるためである。

なお、結果をまとめたグラフに関しては、まず、それぞれの項目においてキーワードの登場回数を示した。そして、各項目について分析する際には、「選手」が中心となっていることが推測されたことから、「選手」と他の抽出されたワードの関係について分析を行い、グラフに示した。したがって、関係を表すグラフに関しては、「選手」を100%とした際の相対値として、どの程度関係があるのかについてSPSS Modeler Text Analytics for Surveysで分析した結果を、比率（%）で表したものである。また、抽出されたワードについては、面接調査内で用いられた言い方のまま

である。

### 3. 結果と考察

#### 3.1 インタビュー調査からの結果

##### 3.1.1 スカウト活動の方法

スカウト活動の方法について最も多く抽出されたワードは、「試合」と「選手」であり、続いて「先生」、「練習」であった（図1）。そして、「選手」と最も関連するワードは「試合」であったが、これは「試合に選手を見に行く」という方法が必ず行われていたためであり、また試合だけでなく練習も視察に訪れていた結果である（図2）。

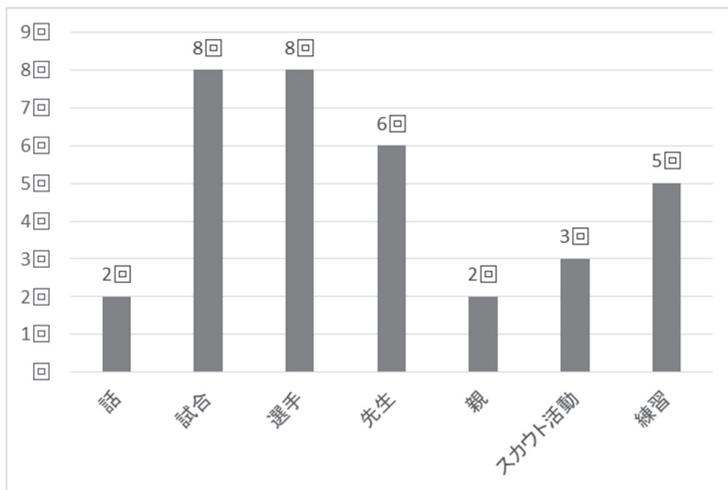


図1 スカウト活動の方法におけるキーワード

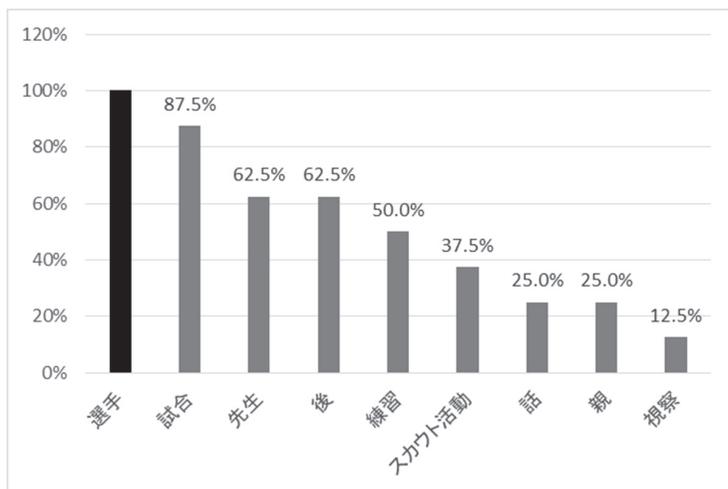


図2 スカウト活動の方法における「選手」と他のキーワードの関係

例えば、指導者Bは、「主要な大会、インターハイとかには必ず行く。地方でやっているブロック大会も行く。必要であれば、更にブロックから下りて県大会も行く。ただし、県大会へ行くのは、本当に（欲しい）ターゲットの選手がいるとき。あとは、高校の練習を見せてもらったり（する。）とし、また他競技の指導者Eは、「高体連の試合、県大会、地区大会、インターハイ（には行く）。あとは、高校訪問、高校の先生に『いい選手を送ってください』と頼むだけではなく、実際練習に行って、（一緒に）練習して教える。」と答えている。なお、団体競技の指導者Bは、「ゲームでは、みんな一生懸命やるので、高校に行って練習を見るのが1番良い。」とも述べている。

なお、「選手」との関連ワードとして「先生」が抽出されている理由は、スカウト活動の際の窓口を高校の教員にしている場合が多いからである。指導者Gは、「高校の先生に電話連絡し、状況を聞かせてもらう。大学に進学し、競技を続けたいと考えている選手がいるか。いた場合は、すでに方向性を決めているか、本学への希望者がいるかの確認をする。」とし、実際に試合や練習を見に行く前に連絡をすることがあったり、指導者Eは「高校の先生と一緒に選手を作って、その選手をうちに送ってもらう。」としていることから、高校の教員と一緒に指導をすることでスカウト活動をしやすくすることもあるようである。

### 3.1.2 選手の情報を得る手段

選手の情報を得る手段として最も抽出されたのは「選手」と「先生」であり（図3）、「選手」と関連のあるワードを見ても、最も関連しているのは「先生」であった（図4）。これは選手の情報は高校の教員から取っていたためである。例として、指導者Eは「今は各地にパイプの強い先生達がいるので、その先生達とミーティングする。先生達も利害関係なく動いてくれる。みんなで良くしようという形になっているので、高校の先生達とのパイプで自分は助かっている。」と述べている。逆に、「先生の了解を得て本人に会う。中には決まっているからといって会えない子もいる。（そうでなければ、）まずは本人と話をし、先生に言って状況を仕入れる。」とし、選手本人とは会えないこともあることから、まずは教員と話をし、選手の進路状況を把握しているようである。このように他大学への進学も関係してくることから、「本大学」、「他大学」も抽出されたと考えられる。なお、「全国のいろいろな先生と繋がっているの、いい選手がいるとか、中学生で

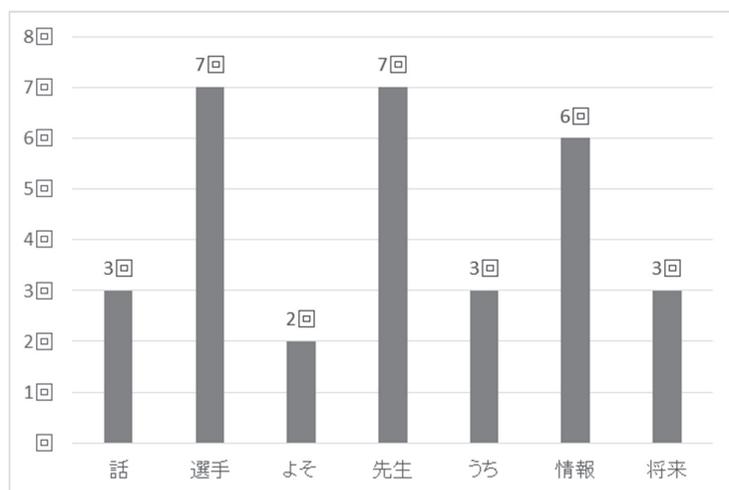


図3 選手の情報を得る手段に関するキーワード

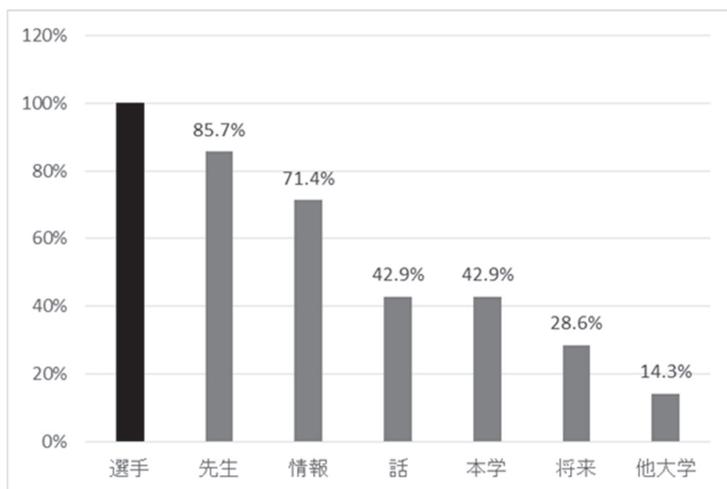


図4 選手の情報を得る手段における「選手」と他のキーワードの関係

こういう子がいるとか、それは将来の3年後、4年後（にどうなるか）という部分でチェックする。」（指導者B）と述べており、長期的視野でいることが伺える。

### 3.1.3 スカウト活動時に選手を見る際の着目点

選手を見る際の着目点においては、「選手」が最も多く、次いで「競技力」「技術」であった（図5）。そして「選手」と関連のあるキーワードについては、「競技力」「技術」の他に「表情」「試合」「スカウト活動」となっている（図6）ことから、競技力や技術といったプレー面だけでなく、選手の表情からも良い選手を見極めていることが推測される。

例として、指導者Bは、「実際に試合を見たときのパフォーマンス。瞬発力のある選手なのか。見てわかるじゃないですか、将来性って。この選手はどこまでいきそうかって。」と述べており、

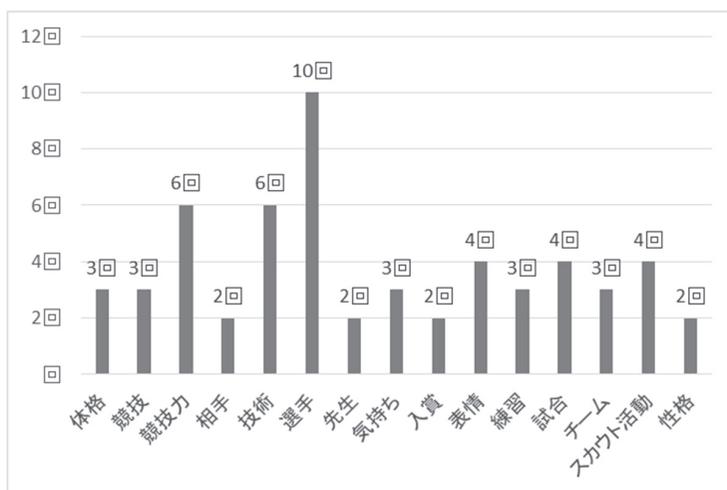


図5 選手を見る際の着目点に関するキーワード

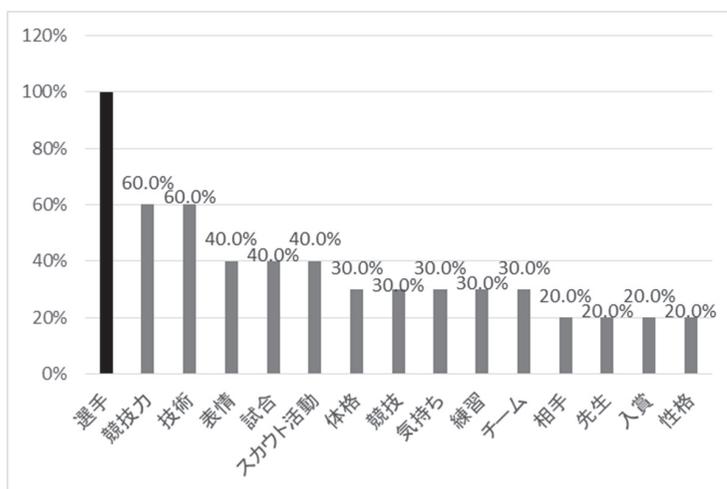


図6 着目点における「選手」と他のキーワードの関係

指導者Cは「技術としては、走れる、守れる、打てるの中でのセンスと伸びしろがある子。」と述べている。また表情について、指導者Iは、「顔。カッコいいとかじゃなく、輝いているような子。そういうところは見る。」とし、指導者Jは「私は見に行く時、双眼鏡を持っていく。結構スタンドと距離があるから。ピンチのときにどういう表情をしているか。ベンチばかり見て気にしている子、なにくそと向かっているのが表情に出ている子。」としている。そして、「気持ち」や「体格」というワードも抽出されているが、この点について指導者Fは、「技術はないけど、メンタルは強い子。その子に対して、他に手をあげる大学がなければ、その子を取る。」とし、種目によっては「とりあえずの体格。背が高いとか顔が肉づきがいいとか、そういうのをもちろん見る。割と気にしている。」として「体格」を見る場合もある。

### 3.1.4 スカウト活動時に話をする相手

スカウト活動の際に話をする相手は、「選手」と「先生」の抽出数が最も多く、次いで「親」が多かった（図7, 図8）。したがって、スカウト活動の際には、高校の教員や指導者と話をしていることが明らかになった。

この背景には、「本人と話す。最初、高校の先生に挨拶だけして、この競技は結構自由なので、『どうぞどうぞ』みたいな（感じになっている）。」（指導者E）という場合と、「先生の了解を得て本人に会う。中には決まっているからといって会えない子もいる。」（指導者F）、「まず高校、クラブチームの指導者と話をさせてもらう。可能性がある場合には本人と話をさせてもらう。」（指導者G）という場合、逆に「本人と話すのは違反。高校の先生に聞く。」（指導者G）、「暗黙のルールがあり、選手には聞けない。聞けるのは指導者。」（指導者I）という場合があり、種目によってルールがあることが推測される。しかしながら、最初から本人と話すことはなく、先生が間に入っていることがほとんどである。

また、親に関しては、「（先生と話しをして）それで話が上手くいけば、親御さんに会って話をする。親御さんでも、お父さんより、お母さん。お母さんと本人が話すことが多くて、お母さんに本音を話しているケースが多い。」（指導者F）、「（試合や練習が）終わった後、実際に顔を合わせて話をさせてもらう。本人、親御さん、先生を含めて。」（指導者B）と述べるように、親と話す場合でも先生が関連している。

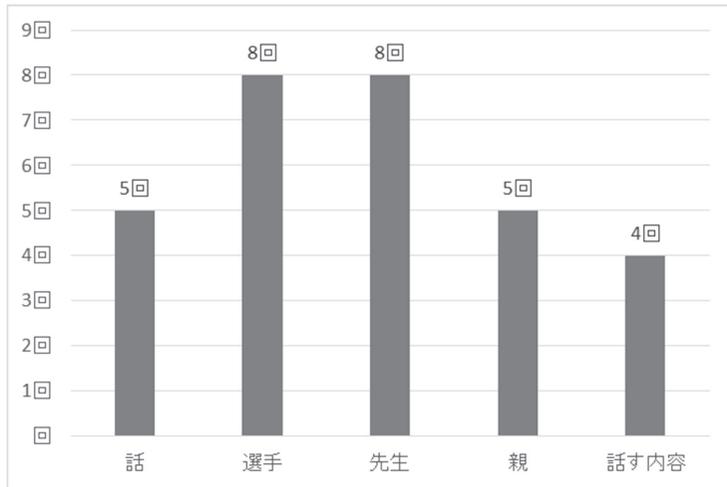


図7 話をする相手に関するキーワード

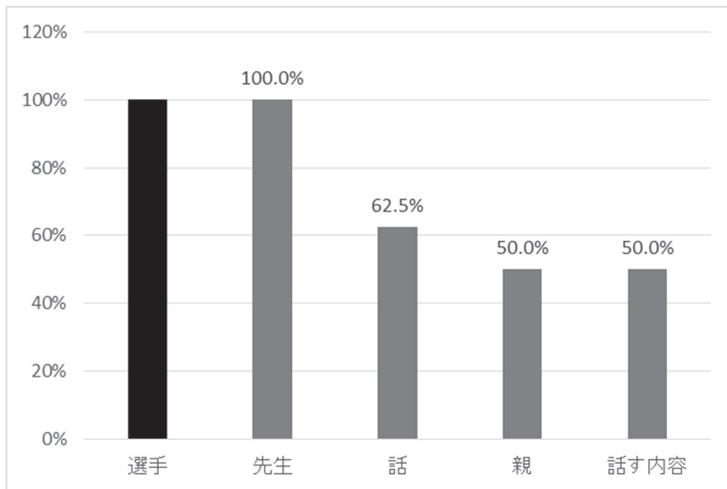


図8 話をする相手に関して「選手」と他のキーワードの関係

### 3.1.5 スカウト活動時に収集する情報

情報収集内容について多く抽出されたのは、「選手」「性格」が最も多く、続いて「親」「試合」「家庭」「先生」「将来」であった(図9参照)。そして「選手」と関係が深いワードは「性格」と「家庭」であった(図10)ことから、試合や練習を見に行っただけでは知ることができない内容を聞いているものと推測される。

この点について、指導者Cは「高校の先生には、その子がどういう子かということをおブラートに包んで聞く。性格、同級生と仲がよいか、学業ができるかなど。親にはあまり聞かない。チームにマイナスにならない子かどうか。高校の先生に好かれていない子。例えば、『この子はちょっと難ありだよ。一癖あるよ。』とか、いじめられっ子よりもいじめっ子みたいなニュアンスの発言がある場合は気を付ける。」と述べており、指導者Eは「競技は見れば分かるので、競技じゃない

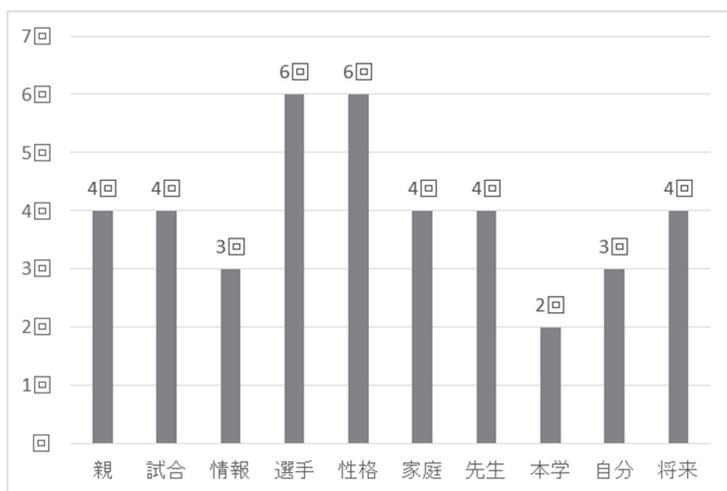


図9 情報収集内容に関するキーワード

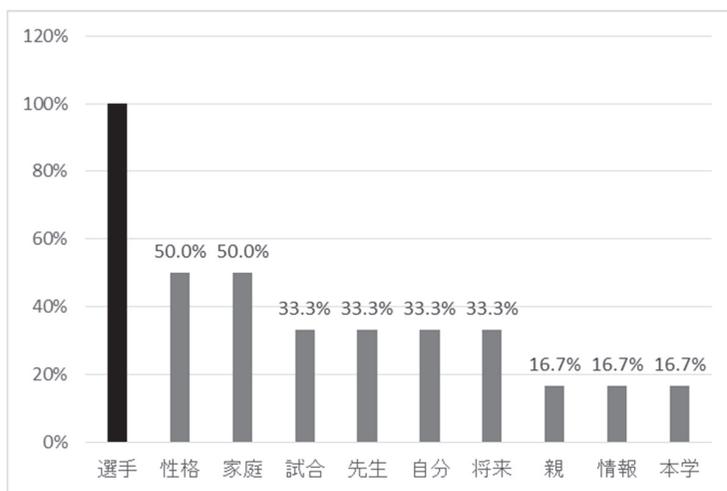


図10 情報収集内容における「選手」と他のキーワードの関係

ところ。例えば、試合態度とか地域での噂とか。性格。内面。」と述べている。また「母子家庭など家庭事情は気にする。学費が払えなくなるなど、お金の面は心配ないかという点に気を付けてあげなければいけないと思う。家庭事情と金銭面については、本人が言わない場合もあるので、高校の先生から聞くこともある。」(指導者C)、「性格や将来どうしたいか、家庭の事情などを聞いている。」(指導者D)とするように、本人や親には聞けない「家庭」の事情についても高校の先生から情報を得ている。

また「将来」についても聞いており、「将来自分はどのような選手になりたいのか、大学でやりたいのか、高校からプロに行きたいのか、社会人に行きたいのか、大学に来るのであれば、大学から将来プロになりたいのか、人生設計のようなことを聞く。」(指導者J)、「聞くことと言えば、競

技でどのレベルにいきたいのか、将来どういう道に進みたいのかという部分。」(指導者B)と述べている。

### 3.1.6 大学生選手のスカウトをする際の着目点

プロ選手ではなく、大学生としてプレー選手をスカウトする際に着目する点については、「性格」と「勉強」が上位で抽出されている(図11)。そして、「選手」と関係の深いワードは、図12のように「性格」となっていたことから、大学生としてでも、選手の性格を重要視していることが伺える。

勉強面について指導者Dは、「学びたいことがあるか。競技だけでなく将来の事など勉強したい目標を持っているか。」と述べており、指導者Gは「やはり大学なので、どのような勉強に興味

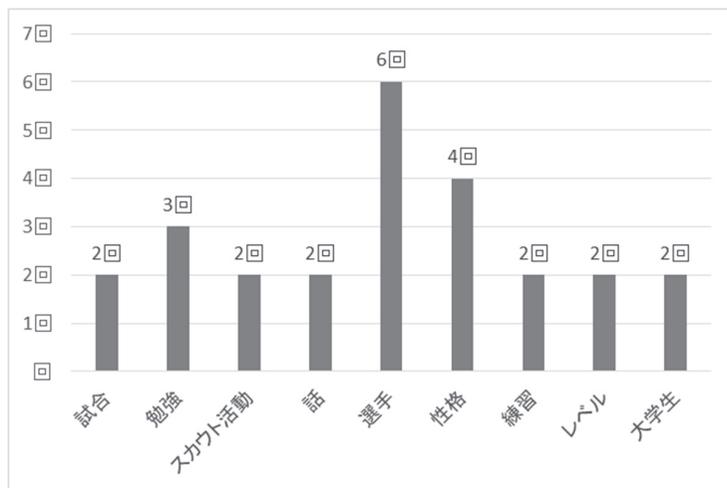


図 11 大学生選手のスカウトをする際の着目点に関するキーワード

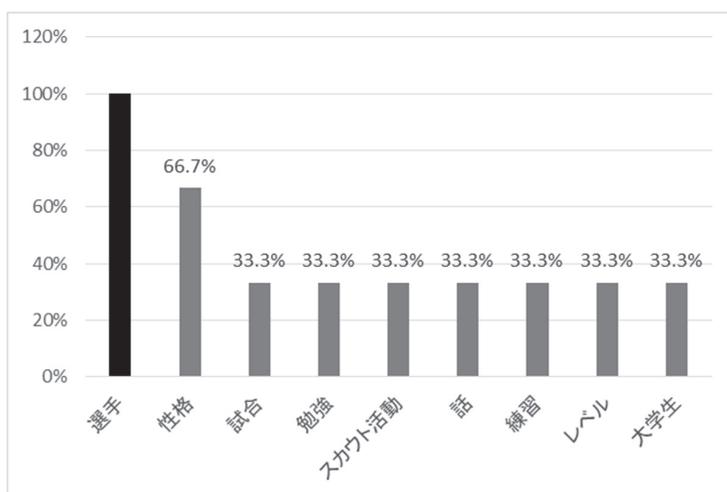


図 12 大学生選手のスカウトをする際の着目点における「選手」と他のキーワードの関係

を持っているか、そのやりたい勉強が本学にあるかということはしっかりお互い確認している。競技をやるためだけにスカウティングするのではない。入って『全く勉強に興味がない』というのでは困る。しっかりその辺りの説明もしている。』、指導者Iは「勉強はしないといけないので、ある程度の学力はないといけない。その辺は先生に『勉強ついてこれますかね?』というようなことは必ず聞くようにしている。」と述べている。以上のことから、大学生をスカウトする場合は、人間性だけでなく「勉強面」が重要になってくるといふ特徴があると考えられる。

### 3.1.7 スカウト活動時のキーパーソン

キーパーソンに関しては、「選手」と「親」、「先生」が最も多く抽出され（図13）、「選手」との関連についても、「先生」と「親」が強く関連しており、次いで「意思」となっていた（図14）。

先生との関連については、「学校によって違う。学校によっては、監督が『お前そこ（の大学や

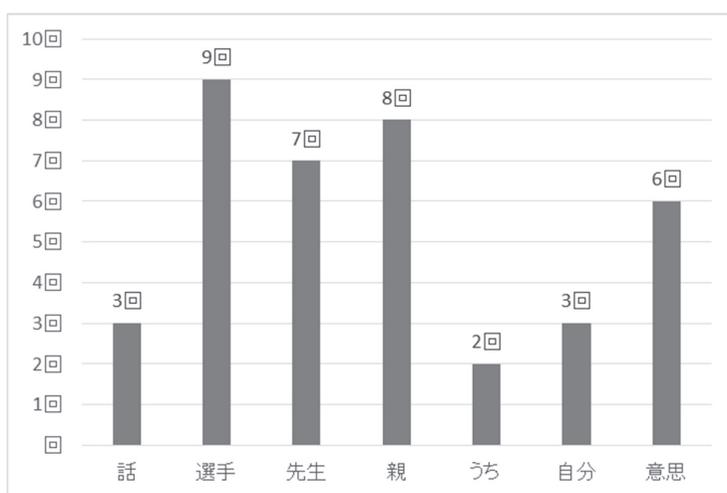


図13 キーパーソンに関するキーワード

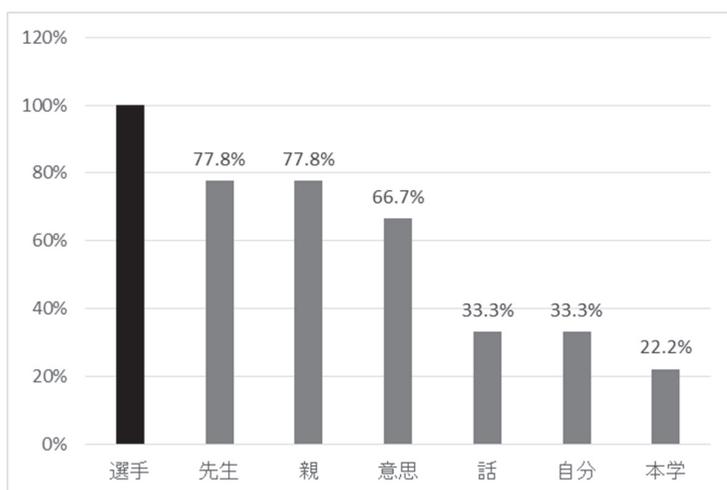


図14 キーパーソンに関する「選手」と他のキーワードの関係

企業)に行けよ。』という場合もある。個人に任せている監督もいる。当然本人の意思だが、高校によっては本人の意思に関係なく、監督の意思で決まる場合もある。」(指導者I)とし、「高校と大学ということで、高校の監督さんと大学の過去の繋がり、パイプがかなり強いものがあるので、そこを切り崩すというか、うちの大学も入れてもらうように(する)。高校の監督に『どこそこに行ってみたら?』と言われて練習に来る子が多いので、高校の先生も重要な部分を占めている。」(指導者G)としている。そして親との関連については、「やっぱり、親御さん。お金を出すのは親御さんなので、親御さんの理解を得ること(が重要)。本人は『うちに来たい』と言っていたが、某有名大学から話がきたら、親御さんはそっち(に行く)となってしまって、結局そちらの大学に行ってしまった。親が言いくるめたら、本人も『親が言っているんで(その大学に行きます)』となってしまふ。本人の意思を尊重するという親御さんもたくさんいる。でも、未成年なので、家族の応援というか、理解は絶対必要。」(指導者B)、「親と高校の先生。本人よりも。本人も悩むので、親や先生のアドバイスに結構左右される。」(指導者E)と述べるように、本人の意思よりも、大人の意味が反映されることも多いようである。

### 3.1.8 志望校を決定する際のキーポイント

図15のように、入学を志望するかどうかを決める際のキーポイントについては、「選手」,「先生」,「親」が多く抽出されており、この点については彼らがキーポイントとなるからであると考えられる。続いて多かった「本学」に関しては、「環境」や「寮」とも関連しており、競技する上での大学の練習環境や生活環境によるものだと考えられ、「費用面」に関してもこれらにかかる費用である。そのため、「選手」と関連するワードについても、これらがそれぞれ抽出されていた(図16)。

例として、指導者Dは「親御さんを安心させられるか。大学からのしっかりとしたバックアップがあることや、競技だけでなく様々なことを学べる環境、寮なども近くにあり安心して大学に通わせられることをわかってもらう。」としており、指導者Aは「環境は大きい。設備のことではなく、例えば、『自分はこういうことしたいんです』というのがある子は、それを完全には無理かもしれないが、ある程度やらせてもらえるかという(こと)の(確認)があると感じる。後は、大

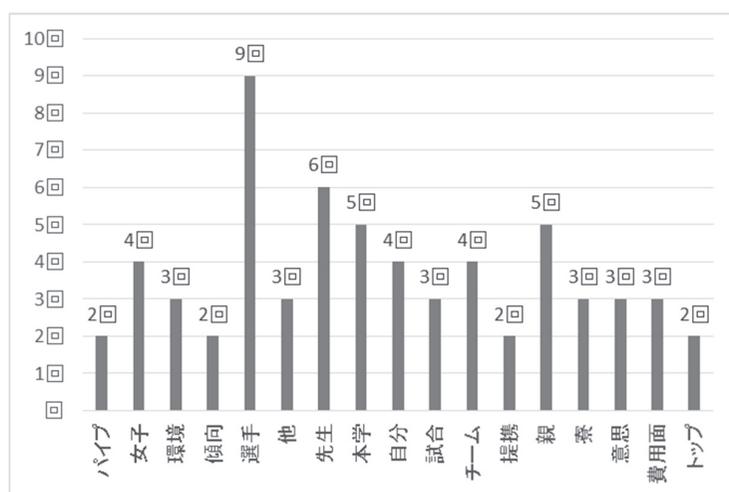


図15 志望校を決定する際のキーポイントに関するキーワード

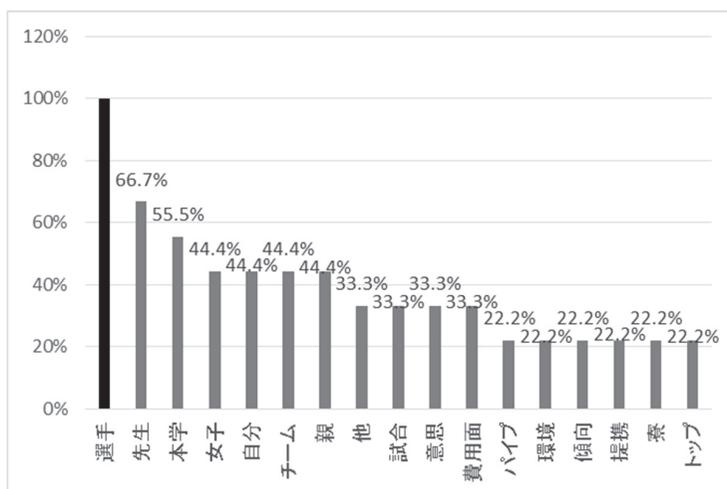


図 16 入学志望を決定する際のキーポイントに関する「選手」と他のキーワードの関係

学もお金がかかるので、生活をしていく上でアルバイトが必要だとか、そういう条件等も含めて、ここならやっていけると思わせる環境。」と述べている。また指導者Fが「今の時代、費用面。後は、指導者。どこの大学が将来性があるかというのを見ている。」「ここには色々なカテゴリーがある。」と選手に応じたレベルでプレーできることを協調する（指導者H）ように、環境とは設備などのハード面だけでなく、指導者やレベルに応じたチーム分けなどのソフト面も重要になってくると考えられる。

### 3.1.9 大学生としてプレーする選手のスカウト活動時の苦労点

プロ選手ではなく、大学生としてプレーする選手がスカウトの対象であることから、「選手」の他に「勉強」「プロ」というワードが多く抽出された（図17）。そして「選手」と関連性についても、「勉強」と「プロ」が上位となっていた（図18）。

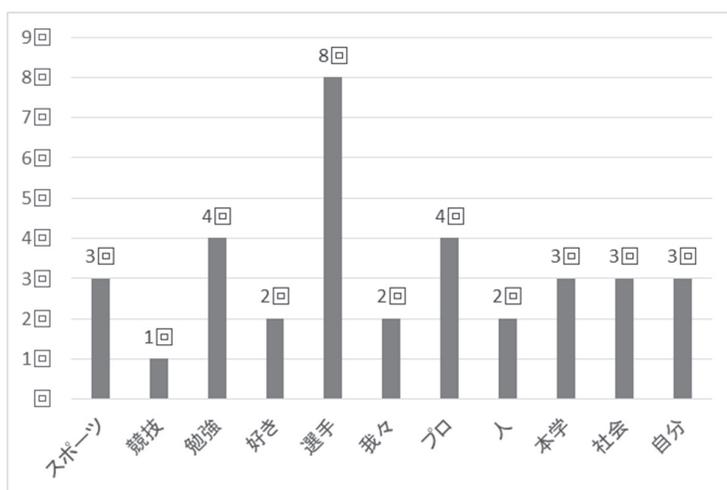


図 17 大学生選手のスカウト活動時の苦労点に関するキーワード

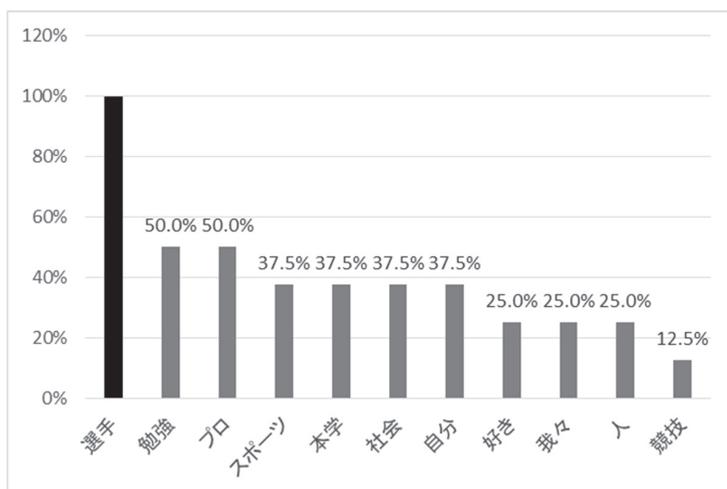


図 18 大学生選手のスカウト活動時の苦労点における「選手」と他のキーワードの関係

勉強面について指導者Hは、「学生というのは、あくまでも本業は学問であるということ。知識を植え付ける場所でもある。それは、社会に出ていった時に、自分が大きな人間になるために必要な要素。」と述べており勉強が嫌いな高校生はスカウトし難いといった状況があったり、勉強をしたくても「競技はやりたいけど、学びたい学部がなかったりということもある。」(指導者C)とされるように、競技をやっていたら良いわけではないので、競技環境が良くても勉強面での条件が合わない場合は、入学志望に繋がらないといった苦労点もあるようである。

また、「社会」というワードも上位で抽出されているが、この点については、「社会人にできるかは、本当に肝なので、結構、就活にも口を出す。無事に(社会人)になってくれることが一番。」(指導者A)、「基本は、社会に出るために何をするのか、競技を通して、何をすればいいのか」(指導者F)と述べるように、大学生の場合は卒業後は就職させなくてなはいけないといった点も苦労点とされている。

### 3.1.10 大学生を指導する際の苦労点

図19のように、入学後、大学生を指導する際の苦労点について、「選手」に続いて、「先」「勉強」「先生」「自分」というワードが多く抽出され、「選手」との関連性についてもこれらのワードが上位であった(図20)ことから、勉強面が問題になっていることが推測された。

勉強面について指導者Cは「勉強と競技の両立で(手)いっぱいになっているところを見ると、もっと心に余裕を持たせてあげられたらいいと思う。高校の成績が良かったのに、大学の勉強についていけない子がいた時にあれ(どうしたのだろう)と思う。」とし、指導者Dは「部活には休まず来ているが、授業となると休む子が出てくる。そういったところまでしっかり管理しないといけない。」と述べている。この点について指導者Iは「困るのが、中学から高校に入るときにあまり勉強していないはず、競技で高校に行っている子が多い。高校の時も一生懸命競技をやって、競技で大学に行っている子が多いはず。それをいきなり、大学の高等教育というのかな、(大学の講義を)受けさせても、それはなかなか理解できないかなと(思う)。勉強をする癖がついていないから、要領が分かっていない。」としており、このように、高校までスポーツを中心として勉強をあまりしてこなかったことが、勉強とスポーツを両立できない理由になっている可能性が

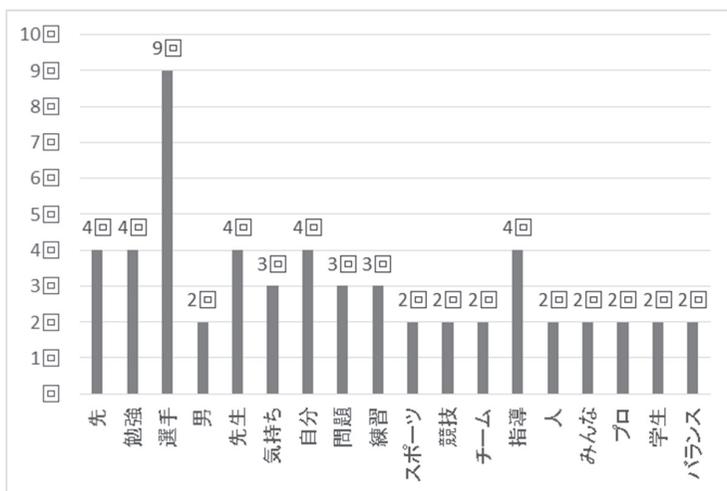


図19 大学生を指導する際の苦労点に関するキーワード

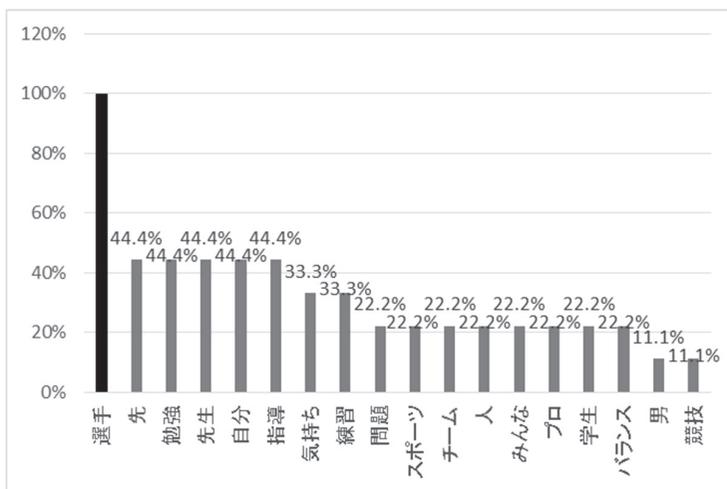


図20 大学生を指導する際の苦労点に関する「選手」と他のキーワードの関係

推測される。

### 3.1.11 大学でプレーすることが向いている選手の特徴

大学でプレーすることが向いている選手に関して、最も多く抽出されたワードは「選手」であったが、次いで「勉強」であり、その後は「人」「本学」「社会」「自分」「練習」であった(図21)。そして「選手」との関連については、「勉強」が最も関連しており、次いで「プロ」「自分」「練習」が関連していた(図22)。

このように「勉強」と「練習」が関連していた理由には、勉強と競技の両立が挙げられる。指導者は「学生の本業は学問を学ぶこと。サッカー、野球だけをやる所ではない。これが学校スポーツ。この大学にもプロになりたいという子もかなり来ているが、そんな性格じゃダメでしょ(と思う)、遅刻もする、授業中寝ている、プロの人にはそういうのはないよ(言う)、もっと

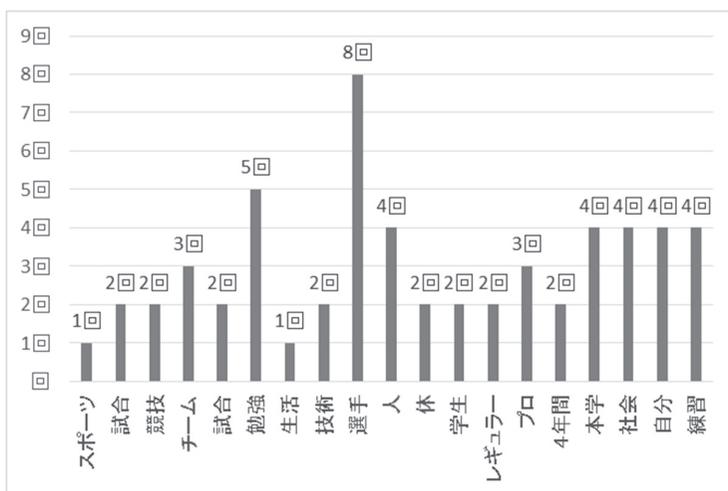


図 21 大学でプレーすることが向いている選手に関するキーワード

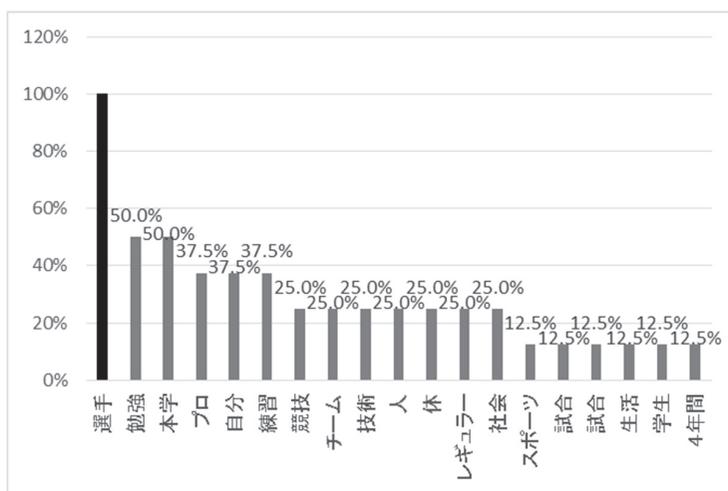


図 22 大学でプレーすることが向いている選手に関する「選手」と他のキーワードの関係

厳しいよって（言う）。だからそこを履き違えている人がいる。」と述べており、指導者Gは「本当に競技だけをやる集団ではなく、大学の部活動なので、やはりチームワーク、絆が非常に大事になってくる。勉強も部活も真面目に取り組むことができる子が理想。」としている。

また「プロ」というワードに関しては、プロと大学生の違いが多く挙がっていた。指導者Hは「学生と競技を職業としている人とは違うのは当たり前。」とし、指導者Cは「実業団に行く子は、技術があれば性格に難があっても、引き抜かれる。そこから企業に揉まれて染まっていく。この子はいいなと思う子は、ほとんど実業団に行く。先生になりたいとか、勉強を頑張りたいという子に関しては大学を選ぶことはあるが。競技以外でやりたいことがあるかで、プロに行くか大学に行くかが決まる。」と具体的に述べていた。

### 3.2 結果のまとめ

以上のことから、以下の点が明らかになった。

- スカウト活動の方法は、試合や練習を直接観に行く方法である。
- 選手の情報は高校の教員から取得する。
- 競技力や技術といったプレー面だけでなく、選手の表情からも良い選手を見極める。
- スカウト活動時に話をする主な相手は高校の教員であり、最初から生徒本人と話をすることはできない。
- 試合や練習を見に行っただけでは知ることができない、生徒の性格や家庭状況について高校の教員から情報を収集する。
- 大学生のスカウト活動では、プレー面や人間性だけでなく、勉強面が重要なポイントとなる。
- スカウト活動時には、生徒の親と高校の教員が重要な他者となる。
- 志望校の決定には、練習環境や生活環境とともに、費用面がキーポイントとなる。
- 設備などのハード面だけでなく、指導者やレベルに応じたチーム分けなどのソフト面も重要である。
- 競技面での条件が合っても、勉強面での条件が合わない場合は、入学志望に繋がらない。
- 卒業後の進路について安心できるかどうかが重要である。
- 入学後は、勉強とスポーツとの両立が問題となる。
- 社会人としてプレーすることと、大学生としてプレーすることが向いている生徒は異なる。
- 勉強をすることができない生徒は、大学でプレーすることには向かない。

## 4. まとめにかえて

本研究の目的は、有望な大学生アスリートを判断するための一助とすべく、近年スポーツに力を入れている大学を事例として、高校生アスリートを大学スポーツ界にスカウトする際のポイントを明らかにすることであった。

したがって、高校生アスリートを大学スポーツ界にスカウトする際のポイントは、以下の点にあると考える。

- ①高校の教員との良好な関係の構築
- ②親を安心させる策の構築
- ③スポーツと勉強の両立が可能な生徒の選抜
- ④ハード面（練習施設・寮など）の整備
- ⑤ソフト面（指導者・チーム編成・奨学金など）の整備

## 5. 研究の限界

本研究は事例研究の域を出ていないことから、今後は、多数の大学に調査の幅を広げて行うべきだと考える。

### 参考文献

- 1) 阿部篤志 (2006) 非競技特化型タレント発掘・育成プログラムの評価モデルの開発——プロセス評価のアプローチ——. 上月財団.

- 2) 藤澤義彦・田淵和彦 (2005) スポーツ選手の資質の検討における骨密度測定の可能性. 同志社保健体育, 44, 29-44.
- 3) 勝田 隆著・河野一郎監修, (2002) 知的コーチングのすすめ. 大修館書店.
- 4) 勝田 隆・栗木一博・小西裕之・和久貴洋・蒲生晴明 (2005) タレント発掘プログラムの必要性と可能性 種目転向プログラムの構築に関する基礎調査. 仙台大学紀要, 36 (2), 50-58.
- 5) 松井陽子 (2012) 地域タレント発掘・育成事業における測定・評価. 日本体育学会大会予稿集, (63), 53.
- 6) 松永敬子 (2015) スポーツタレント発掘事業における非選抜者へのサポートプログラムに関する一考察: スポーツマーケティングの視点から. 龍谷大学経営学論集, 55 (1), 65-72.
- 7) Mayring, P (2000) Qualitative Content Analysis. Qualitative Social Research, Vol 1, No. 2.
- 8) 内藤久士 (2008) 最近の子どもの体力・運動能力の現状と課題. 体力科学, 57 (3), 410.
- 9) 日本オリンピック委員会 (2008) 地域タレント発掘・育成事業に対する協力ガイドライン.
- 10) 抜井ゆかり (2012) テキストマイニングを用いたトラベルライティング分析による観光シソーラスの構築. 観光科学研究 (5), 177-184.
- 11) 清水孝彦・櫻本浩司・内藤久士・白澤卓二 (2008) 酸素運搬能に関わる遺伝子多型. 体力科学, 57 (1), 50.
- 12) 竹野欽昭・伊集旭寿・岡野和輝・金城一樹 (2015) 大学スポーツ選手における過去を想起した心理的競技能力評価と妥当性の検討. 上越教育大学研究紀要, 34, 275-282.
- 13) 徳永幹雄・吉田英治・重枝武司・東 健二・稲富 勉・斎藤 孝 (2000) スポーツ選手の心理的競技能力にみられる性差, 競技レベル差, 種目差. 健康科学, 22; 109-120.
- 14) 堤 葉子・岩原文彦・岩本陽子・襦屋光男・浅見俊雄・久木留毅 (2002) タレント発掘に関する基礎的研究. 日本体育学会大会号, (53), 514.
- 15) 八重樫瞳・勝田 隆 (2010) 国際競技力向上を目的としたスポーツタレント発掘育成事業の背景と課題: JOC・JISSと連携する地域の取り組みから見えてくるもの. 仙台大学大学院スポーツ科学研究科修士論文集, 11, 189-197.
- 16) 柳原 大 (2008) モータースキル遺伝子の発掘のための基礎的研究と今後の展開. 体力科学, 57 (1), 51.
- 17) Williams, A. M., & Reilly, T. (2000) Talent identification and development in soccer. J Sports Sci, 18 (9), 657-667.



## 執筆 者 紹 介 (掲 載 順)

奥 田 功 夫	人 間 社 会 学 部	教 授	バイオメカニクス, アスレティックトレーニング
三 好 英 次	人 間 社 会 学 部	准 教 授	スポーツ科学, 身体教育学
岩 田 真 一	商 学 部	准 教 授	スポーツ科学, 身体教育学
安 岡 真	人 間 社 会 学 部	准 教 授	日本文学, ヨーロッパ語系文学
隅 田 陽 介	帝 塚 山 大 学 法 学 部	専 任 講 師	刑 事 法
高 田 知 和	人 間 社 会 学 部	教 授	社 会 学
河 村 一 樹	商 学 部	教 授	情 報 教 育 工 学
赤 池 行 平	人 間 社 会 学 部	専 任 講 師	ストレングス&コンディショニング
木 原 慎 介	人 間 社 会 学 部	専 任 講 師	体 育 科 教 育 学
上 代 圭 子	商 学 部	准 教 授	ス ポ ー ツ 社 会 学
持 田 紀 与 美	人 間 社 会 学 部	客 員 講 師	健 康 ス ポ ー ツ
三 科 真 澄	人 間 社 会 学 部	客 員 講 師	健 康 ス ポ ー ツ
城 戸 絵 理 沙	人 間 社 会 学 部	客 員 講 師	健 康 ス ポ ー ツ
高 木 彩 圭	人 間 社 会 学 部	客 員 講 師	健 康 ス ポ ー ツ
古 葉 隆 明	人 間 社 会 学 部	専 任 講 師	コ ー チ ン グ 学 ・ 野 球

## 編 集 後 記

『東京国際大学論叢 人間科学・複合領域研究』(Journal of Interdisciplinary Studies: JIS, Tokyo International University) Vol. 1 をお届けします。

昨年度までの論叢は学部毎にそれぞれ発刊しておりましたが、今年度からは、“電子ジャーナル”のみとするなど、装いも新たに学部をこえた分野別『論叢』(5分野5論叢)(投稿を希望される方は、どの論叢にも投稿が可能)：

- (1) 『東京国際大学論叢 商学・経営学研究』(Journal of Business and Commerce: JBC, Tokyo International University)
- (2) 『東京国際大学論叢 経済学研究』(Journal of Economic Research: JER, Tokyo International University)
- (3) 『東京国際大学論叢 グローバル・スタディーズ研究』(Journal of Global Studies: JGS, Tokyo International University)
- (4) 『東京国際大学論叢 人文・社会科学研究』(Journal of Humanities and Sociology: JHS, Tokyo International University)
- (5) 『東京国際大学論叢 人間科学・複合領域研究』(Journal of Interdisciplinary Studies: JIS, Tokyo International University)

とし、掲載する学術研究活動の成果(掲載論文)を、「学術論文」、「研究ノート」、「調査研究」、「資料(史料)紹介」、「判例研究」、「翻訳」、「書評」、「その他」の8種類(形式)に分け、その編集・発刊は、新たに設置されましたFD委員会が担当することになりました。

また、今回からは、「学術論文」に限って、学術研究団体(学会)が発刊する『学会誌』と同様に、“査読”システムが導入されました。このことにより、投稿者と査読者間の専門的な情報交換だけでなく、他学部および他大学に所属する関連分野の一流研究者によるコメントも反映されることになり、これ迄以上にハイレベルな内容を掲載することができました。

さらに、本論叢のタイトルである『東京国際大学論叢 人間科学・複合領域研究』から推定されますように、これ迄以上に、多彩な研究者による学際的な研究成果の相互認識が期待できるものと確信しております。

(『人間科学・複合領域研究』編集委員 碓井外幸)

---

東京国際大学論叢 人間科学・複合領域研究 第1号 2016(平成28)年3月20日発行  
[非 売 品]

編 集 者	東京国際大学人間科学・複合領域研究論叢編集委員 碓井外幸
発 行 者	高 橋 宏
発 行 所	〒350-1197 埼玉県川越市の場北1-13-1 TEL (049) 232-1111 FAX (049) 232-4829
印 刷 所	株式会社 東 京 プ レ ス 〒161-0033 東京都新宿区下落合3-12-18F

---



# THE JOURNAL OF TOKYO INTERNATIONAL UNIVERSITY

## Interdisciplinary Studies

### No. 1

---

#### Articles

- A study of “Catching Weight Shift through the Hip Joint”:  
Analysis of the Changes for the Left Foot Ground Reaction Force  
during the Downswing Phase in Golf Swing ..... OKUDA, Isao
- Immediate Effects of the Self-control Intervention of Trunk Movement  
on Postural Stability in College Female Athletes ..... MIYOSHI, Eiji  
IWATA, Shinichi
- A Study of the Psychological Mechanism of the ‘Mishima Incident’:  
Focusing on the Falseness of his ‘Confessions of a Mask’ ..... YASUOKA, Makoto
- Child Pornography Possession and Restitution in the Internet Age (2):  
Focusing on Recent Situation in the United States  
and Interpretation of 18 U.S.C. § 2259 ..... SUMITA, Yosuke
- 

#### Research Note

- How the Local Residents Describe Their Local History?:  
The Interview of the Editor of *Azashi* in Okinawa Prefecture ... TAKADA, Tomokazu
- The Implementation of the Flipped Classroom Using an e-Learning System:  
—Application for Academic Skill Education in “Practice (1)”—... KAWAMURA, Kazuki
- The Effect of Long-term Registance Training on the Lipoprotein-Lipid Profile  
in Middle Age Men ..... AKAIKE, Kohei
- A Practical Case Study of the Effects of Using the Application “Physical Fitness  
Application Episode 1” on 1<sup>st</sup> Grade Junior High School Students ... KIHARA, Shinsuke
- 

#### Materials

- Study of Scouting in College Sports ..... JODAI, Keiko  
MOCHIDA, Kiyomi  
MISHINA, Masumi  
KIDO, Erisa  
TAKAGI, Ayaka  
KOBAYASHI, Takaaki
-